

平成 2 9 年美浦村告示第 1 1 号

平成 2 9 年第 1 回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 9 年 2 月 3 日

美浦村長 中 島 栄

記

1 . 期 日 平成 2 9 年 3 月 6 日

2 . 場 所 美浦村議会議場

平成 2 9 年美浦村議会第 1 回定例会会期日程

日 次	月 日	曜 日	議 事 内 容
1	3 月 6 日	月	(開会) ○本会議 ・ 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 ・ 議案上程、提案理由説明 ・ 一部議案質疑、討論、採決
2	3 月 7 日	火	○総務常任委員会 (議案調査) ○経済建設常任委員会 (議案調査)
3	3 月 8 日	水	○厚生文教常任委員会 (議案調査)
4	3 月 9 日	木	○議案調査
5	3 月 1 0 日	金	○議案調査
6	3 月 1 1 日	土	○議案調査
7	3 月 1 2 日	日	○議案調査
8	3 月 1 3 日	月	○予算審査特別委員会
9	3 月 1 4 日	火	○本会議 ・ 一般質問
10	3 月 1 5 日	水	○予算審査特別委員会
11	3 月 1 6 日	木	○議案調査
12	3 月 1 7 日	月	○本会議 ・ 議案質疑、討論、採決 ・ 委員長報告、討論、採決 ・ 議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 (閉会)

平成 29 年第 1 回
美浦村議会定例会会議録 第 1 号

平成 29 年 3 月 6 日 開会

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

選挙第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

発委第 1 号 美浦村政治倫理条例の一部を改正する条例

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第 1 号 村道路線の廃止について

議案第 2 号 村道路線の認定について

議案第 3 号 美浦村情報公開条例の一部を改正する条例

議案第 4 号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 5 号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

議案第 6 号 美浦村税条例等の一部を改正する条例

議案第 7 号 美浦村地域交流館条例の全部を改正する条例

議案第 8 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 9 号 平成 28 年度美浦村一般会計補正予算 (第 8 号)

議案第 10 号 平成 28 年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)

議案第 11 号 平成 28 年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号)

議案第 12 号 平成 28 年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号)

議案第 13 号 平成 28 年度美浦村介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)

議案第 14 号 平成 28 年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 15 号 平成 28 年度美浦村水道事業会計補正予算 (第 5 号)

議案第 16 号 平成 28 年度美浦村電気事業会計補正予算 (第 1 号)

(議案一括上程・提案理由の説明・特別委員会設置・付託)

議案第 17 号 平成 29 年度美浦村一般会計予算

議案第 18 号 平成 29 年度美浦村国民健康保険特別会計予算

議案第 19 号 平成 29 年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算

議案第 20 号 平成 29 年度美浦村公共下水道事業特別会計予算

議案第 21 号 平成 29 年度美浦村介護保険特別会計予算

議案第22号 平成29年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算

議案第23号 平成29年度美浦村水道事業会計予算

議案第24号 平成29年度美浦村電気事業会計予算

1. 出席議員

1 番	松 村 広 志 君	2 番	竹 部 澄 雄 君
3 番	葉 梨 公 一 君	4 番	小 泉 嘉 忠 君
5 番	塚 本 光 司 君	6 番	岡 沢 清 君
7 番	飯 田 洋 司 君	8 番	山 崎 幸 子 君
9 番	椎 名 利 夫 君	10 番	下 村 宏 君
11 番	林 昌 子 君	12 番	小 泉 輝 忠 君
13 番	石 川 修 君	14 番	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	糸 賀 正 美 君
総 務 部 長	増 尾 嘉 一 君
保 健 福 祉 部 長	松 葉 博 昭 君
経 済 建 設 部 長	岡 田 守 君
教 育 次 長	堀 越 文 恵 君
総 務 課 長	飯 塚 尚 央 君
企 画 財 政 課 長	平 野 芳 弘 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	木 鉛 昌 夫
書 記	糸 賀 一 志

午前10時02分開会

○議長（沼崎光芳君） 皆さんおはようございます。

第1回定例会へのご参集大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は14名です。

これより平成29年第1回美浦村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（沼崎光芳君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（沼崎光芳君） それでは、議事に入ります前に、村長のご挨拶をいただきたいと思います。

村長。

○村長（中島 栄君） 改めましておはようございます。

議員各位には、平成29年第1回美浦村議会定例会にご参集、大変ご苦労さまでございます。

また、日ごろより本村行政発展のため、議会活動を通し福祉の向上や教育の充実に尽力されておりますこと、改めまして敬意を表する次第であります。

3月に入り、寒さも幾分和らぎ、春を待ちわびるように、草木の新芽も膨らんでいるように感じます。

今月11日には、東日本大震災から6年目になります。茨城県でも11日に慰霊祭が行われますが、体験された県民の中でも、時が経つにつれ震災の記憶も薄れていく中、次世代を担う人たちにはこの現実を伝えていかなければなりません。予測不能で想定外の自然災害や、予期せぬ火災に対し、防災、減災の備えは必要であります。

先週2月26日に、美浦村防災訓練を、会場は安中小学校で実施し、いなほ消防署、稲敷警察署、東京電力、霞ヶ浦河川事務所、大和紙器株式会社、第7、第8、第9、第10の分団の消防団員の皆さん、地域の村民の皆様をはじめ議員各位に参加をいただき、訓練を実施することができましたことは、防災担当者にとりまして心強い限りであります。まさに、備えあれば憂いなしの心境であります。美浦村においては、大きな災害がなく安堵しているところではありますが、災害に備える対策は必要であります。人命が危ぶまれることのないように、危機管理のさらなる充実を目指してまいります。

今、国際的にはアメリカのトランプ大統領が、議会で米国第1の政策を実現すると演説、また米軍を立て直し史上最大規模の国防予算を議会に求めた報道がありました。

日本との安全保障上、日本の負担も求められる可能性を考えれば、日本の外交手腕が問われる課題でもあります。

不安定な要素では、マレーシアの空港でVXガスによる殺害が行われるなど、事件の解明はされておりませんが、非合法的な国家の関与が疑われているところでもあります。

今まだ紛争を抱えた国の人々にとっては、平和な社会へと導く指導者があらわれることを望んでいると思います。人命が軽視されることのないよう、人道的見地から各国が連携をとり、国連に紛争を抑える権限を持たすべきと考えます。

我が国の経済は、本年1月の内閣府月例経済報告によれば、一部に改善の遅れも見られるが、緩やかな回復基調が続いているとの判断がなされました。

先行きについては、雇用、所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されているとしております。

景気は、依然、勢いを欠いており、実質的な景気回復にはまだまだ時間がかかるのではないかとされます。政府には、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の実現のため、実効性のある政策を早急に打ち出していただくよう期待するものであります。

特に、人口減少、少子高齢化という問題に対し、活力ある地域社会の実現を目指す地方創生の取り組みや、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることのできる、1億総活躍社会の実現に向けた施策は、大いに期待するものであります。

国会では、文部科学省の組織的な天下りあっせん問題や、組織的犯罪処罰法改正案など、与野党で審議を重ねておりますが、平成29年度の予算がスムーズに通ることを願いたいものであります。

富裕層と庶民との格差がますます大きくならないよう、また、都市部と地方の格差を埋めるべく、国は地方創生も踏まえ、経済対策を第1に実行していただきたいと思っております。

美浦村においては、地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、地域消費喚起生活支援型と、地方創生先行型を県と協議をしてきたところであります。平成27年12月1日に、石破茂地方創生大臣より、美浦村の小さな拠点づくりが採択され、事業を推進してきましたが、今月26日に「地域交流館みほふれ愛プラザ」がオープンする運びとなりました。ここを拠点にまちづくりの新たな一步を踏み出し、住民が生活しやすい環境、住んでみたい魅力ある地域づくりとともに、子育て支援の拠点、多世代の交流の場として活用していただくことを期待しております。

この拠点づくりに併せて、商工会青年部の7名の方が、「株式会社まちづくり美浦」を立ち上げてくれたことは、村の将来に明るい兆しを灯してくれたと思っております。

平成29年度の事業は、6点を柱に推進してまいります。

1点目は、社会資本を整備する事業であります。公共下水道事業では、未整備地区の整備推進を図ること。村道並びに排水の整備を推進してまいります。

2点目は、生活を応援する事業であります。未来を担う子供たちがよりよい教育環境で学習できるように、安心して子育てができるよう政策の充実を図ります。昨年同様の事業に、本年度新たに妊産婦に対して授乳服等購入にかかわる費用の一部負担を行います。医療給付事業でも、医療費の助成を実施し、保健予防推進事業として、予防接種、母子保健、健康診断の事業を実施します。

3点目は、産業振興を図る事業であります。農業は本村の基幹産業であり、認定農業者は72名登録されておりますが、意欲ある担い手の育成を進めなければ、農業に元気が出な

いし、地域の発展もなくなってしまう。物産館の開設を機に、村内の特産物を6次化商品としてブランド化し、若年層がやりがいを持てる環境の整備に努めてまいります。

4点目は、安全安心のための事業であります。村内では1,060日間、交通死亡事故が起きておりません。村内道路の危険箇所へのガードレールの設置、標識等の整備を進めてまいります。防犯事業では、未然に防犯等を防止し、住民の安全で快適な暮らしを実現するため、防犯カメラを設置し、地域の防犯力向上を図ります。空き家等の対策では、建物323棟の所有者に対し、意識調査を実施してまいります。

5点目は、教育の振興を図る事業であります。教育クラウド事業によるICT機器の活用をさらに充実するとともに、外国人英語指導助手派遣事業として、幼稚園、保育所、小学校における外国語教育で国際感覚を養ってまいります。

6点目は、地域活性化のための事業であります。美浦村定住促進条例を制定し、村外の方や、村内にお住まいで持家のない方が、村内に住宅を取得し美浦村に定住する場合に、奨励金を交付し定住化を促進してまいります。

今後とも、他市町村に負けない、誰もが美浦村に住んでよかったと思えるような、活力ある村づくりを目指してまいります。

今定例会に提出しております案件は、選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙についてが1件、発委第1号 美浦村政治倫理条例の一部を改正する条例が1件、議案第1号 村道路線の廃止についてが1件、議案第2号 村道路線の認定についてが1件、議案第3号 美浦村情報公開条例の一部を改正する条例が1件、議案第4号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第5号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第6号 美浦村税条例等の一部を改正する条例が1件、議案第7号 美浦村地域交流館条例の全部を改正する条例が1件、議案第8号 公の施設の指定管理者の指定についてが1件、議案第9号 平成28年度美浦村一般会計補正予算（第8号）が1件、議案第10号 平成28年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）が1件、議案第11号 平成28年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）が1件、議案第12号 平成28年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）が1件、議案第13号 平成28年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第4号）が1件、議案第14号 平成28年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）が1件、議案第15号 平成28年度美浦村水道事業会計補正予算（第5号）が1件、議案第16号 平成28年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）が1件、議案第17号 平成29年度美浦村一般会計予算が1件、議案第18号 平成29年度美浦村国民健康保険特別会計予算が1件、議案第19号 平成29年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算が1件、議案第20号 平成29年度美浦村公共下水道事業特別会計予算が1件、議案第21号 平成29年度美浦村介護保険特別会計予算が1件、議案第22号 平成29年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算が1件、議案第23号 平成29年度美浦村水

道事業会計予算が1件、議案第24号 平成29年度美浦村電気事業会計予算が1件、合わせて26件の案件を提案してございます。

また、平成29年度の事業は、299の事業を計画しておりまして、ほとんどが継続事業で282件、新規事業は17件となっております。

議会の皆さんとともに、「人と自然が輝くまち美浦」づくりに、職員一同邁進していく所存であります。

議員各位にはよろしくご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

○議長（沼崎光芳君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

11番議員 林 昌 子 君

12番議員 小 泉 輝 忠 君

13番議員 石 川 修 君

以上3名を指名をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から17日までの12日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から17日までの12日間と決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第3 選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙についてを議題といたします。

本件につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員が、平成29年3月19日で任期満了となりますことから、平成29年2月9日付けで、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙の執行が告示されたことに伴い、構成する市町村の議会において、議会の議員のうちから1名を選挙するものでございます。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名すること決定をいたしました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、山崎幸子君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました、山崎幸子君を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました山崎幸子君が、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をされました。

ただいま茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をされました山崎幸子君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここでただいま当選された山崎幸子君にご挨拶をお願いをいたします。

○8番（山崎幸子君） ただいま皆様方によりまして、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員にご推挙いただきました。

引き続き一生懸命取り組んでまいりたいと思いますので、今後ともご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 日程第4 発委第1号 美浦村政治倫理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員長 石川 修君。

○議会運営委員長（石川 修君） それでは、発委第1号 美浦村政治倫理条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。議案書の第4ページをお開きいただきたいと思います。

まず、この議案につきましては、議員全員で構成いたします、地方自治研究会で検討を重ねてまいりましたので、議員の皆様には、条例改正の趣旨、条文等の内容につきましては、既にご理解をいただいているものと考えております。

この条例の改正につきましては、地方議会議員を取り巻く環境が変わってきておりますことや、一昨年8月の村議会議員一般選挙が無投票であったことなどを踏まえまして、議

員を志す者に門戸を広げる意味で協議をいたしたところでございます。

改正の内容につきましては、第3条の改正は、改正前の規定ですと、村長や議員本人はもちろん、配偶者や1親等以内の親族が役員をしていたり、実質的に経営に携わっている場合は、村と一切の契約ができないこととなります。

このことは、本来は村内の事業所に発注できるものであっても、議員が経営する事業所であるため、村外に発注しなければならなかったり、個人事業主で村との取り引きがある方の、今後の立候補を躊躇させる原因にもなるかもしれません。

そのため、第3条に第2項として1項を加え、工事の請負契約は130万円未満、業務の委託契約は50万円未満、物品の購入は80万円未満の額であるものは、村長や議員の関係するものであっても、契約ができることとしたものでございます。

なお、その他、第3条では項を加えたことによります繰り下げや、第4条ではこれまで納付状況を報告しておりました介護保険料が、条文中にありませんでしたので、加えております。

以上、この議案を提出できましたことを、議員各位に感謝を申し上げ、私からの提案理由の説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第5 議案第1号 村道路線の廃止についてから、日程第20 議案第16号 平成28年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）までの16議案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、提案理由についてご説明申し上げます。

議案第 1 号から議案第16号まで一括してご説明を申し上げます。

まず初めに、議案第 1 号 村道路線の廃止について、ご説明申し上げます。議案書の 6 ページをお開きいただきたいと思います。

今回の村道路線の廃止をお願いしている路線は、2 路線でございます。

まず一つ目の村道1234号線につきましては、7 ページの廃止路線位置図の区間でございます。

本路線は、国道125号バイパス、木原台交差点に隣接するパチンコ店跡地を通過する路線でございます。パチンコ店跡地内の区間につきましては、同地の開発に伴い、開発側で付け替え道路を整備し、開発区域内の道路を廃止することとなっておりますが、廃止されていないことから、このたび、開発区域内の道路の廃止を行うため、一旦全路線の廃止をお願いするものでございます。

なお、道路線の再認定につきましては、議案第 2 号 村道路線の認定をお願いするものでございます。

次に、二つ目の村道2084号線につきましては、8 ページの廃止路線位置図の区間でございます。国道125号と県道上新田木原線を結ぶ道路でございます。

このたびの廃止につきましては、大須賀津地先におきまして、当該道路の延線上にあります県道上新田木原線と県道のバイパスとを結ぶ区間が、未認定となっていることから、この区間を認定するため、一旦全路線の廃止をお願いするものでございます。

なお、同路線の再認定につきましては、議案第 2 号 村道路線の認定をお願いするものでございます。

以上、2 路線の村道廃止につきましてよろしくご審議のほどお願いいたします。

続きまして、議案第 2 号 村道路線の認定について、提案理由の説明をいたします。議案書の 9 ページをお開きいただきたいと思います。

今回、村道路線の認定をお願いしている路線は、4 路線でございます。

まず一つ目の村道1234号線につきましては、10ページの認定路線位置図に示す区間でございます。議案第 1 号で全路線の廃止をお願いした路線のうち、パチンコ店跡地に位置する区間を除いて、同路線の再認定をお願いするものでございます。

次に、二つ目の村道1969号線につきましては、同ページの認定路線位置図に示す区間でございます。パチンコ店の開発の際に、開発側が国道125号バイパスに通じる、村道1234号線の一部付け替え道路として整備した道路について、未認定となっていることから、村道として認定をお願いするものでございます。

次に、三つ目の村道2084号線につきましては、11ページの認定路線位置図に示す区間でございます。これにつきましても、議案第 1 号で全路線の廃止をお願いした路線でございます。認定を必要とする区間は、茨城県が整備した区間ではありますが、茨城県と協議した結果、この区間の移管に向けて、村道として認定する必要があるため、同路線を県道上新

田木原線バイパスまで延長させて再認定をお願いするものでございます。

最後に、四つ目の村道2950号線につきましては、同ページの認定路線位置図に示す区間でございます。この区間は、現状、県道上新田木原線となっている部分ですが、同県道の該当区間に対するバイパスが整備されていることから、当該道路の管理者である茨城県と協議を行った結果、この区間の移管に向けて村道として認定する必要があるため、認定をお願いするものでございます。

以上、4路線の村道認定につきまして、よろしくご審議のほどお願いいたします。

続きまして議案第3号 美浦村情報公開条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書の12ページをお開きいただきたいと思います。

美浦村情報公開条例の一部改正について、現行の美浦村情報公開条例で村政情報の公開を請求できるのは、村内住民、通学、通勤者、利害関係者などの制限があります。

それ以外の請求者につきましては、各部署でできる限り情報提供に努めてきたところですが、今回、任意的公開を明確化するため改正するものであります。

なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。

続きまして、議案第4号 美浦村職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。13ページをお開きいただきたいと思います。

美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の対象となる職員の子の範囲を拡大する必要が生じたため、美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第5号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書16ページをお開きいただきたいと思います。

本改正条例は、主として収納課に配属されている村税等徴収嘱託員の報酬額を改正するもので、併せて現在の条例別表1、別表2及び別表3を全部改正するものであります。

現在の村税等徴収嘱託員の報酬は、条例別表第1により、基本報酬を月額6万300円及び収納してきた税等額による能力給部分の能率報酬規則に定める額を加算した額を支払うこととしておりました。

勤務日の特定日等は、管轄課長が行うこととなっており、月、水、金の週3日を指定しています。過去の滞納額が多大であった時期は、週3日の勤務が必要でありましたが、現状は、徴収嘱託員に徴収を依頼する案件も減少してきており、徴収に必要な日だけ出勤していただき、日額で払うことが適当になってきたため、本改正条例を上程いたしました。

なお、従前の別表第1、第2及び第3は、繰り返しの改正が行われ、同じ課に属する職が離れた場所に出てくるなど、煩雑な状況になっていたため、本改正に当たり、全体を整理し別表を全部改正といたしました。

続きまして議案第6号 美浦村税条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。議案書の23ページをお開きいただきたいと思います。

美浦村税条例等の一部を改正する条例につきましては、世界経済の不透明感が増す中で、新たな危機に陥ることを回避するために、あらゆる政策を講ずることが必要となっていることを踏まえ、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）が平成28年11月28日に公布され、消費税率引き上げの実施時期が延期されたこと等に伴い、法人税割の税率引き下げ期日の変更及び軽自動車税環境性能割の創設等、美浦村税条例等の一部に改正を生じたため、改正するものであります。

なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。

続きまして、議案第7号 美浦村地域交流館条例の全部を改正する条例についてご説明申し上げます。31ページをお開きいただきたいと思います。

本改正条例は、昨年12月の議会定例会で新たに制定させていただいた条例について、全部を改正するものであります。

美浦村地域交流館は、地域交流推進のための施設として、地域農産品直売所と子育て支援センターを主として整備するものですが、直売所については、茨城かすみ農業協同組合の指定管理により運営することで、昨年6月定例会の全員協議会でご了解をいただき、進めているところであります。しかし、子育て支援センターを含めた館全体の管理体制については、決定が遅れていました。今般、教育委員会に担当する課を設置し、課長が館長を兼務することで進めているところであります。そのことにより、条例に職員の配置に関する規定を設ける必要が生じ、改正の内容を検討したところ、第3条に規定していた施設の内容と事業を規定した箇所、第8条の利用の許可を規定した箇所、指定管理にかかわる規定が前段と後段に分かれて記載されているなど、多くの修正を要する箇所があったため、全般的に見直しを行い、全部改正という形で上程させていただきました。

続きまして、議案第8号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。37ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、平成29年度より指定を予定しております公の施設の指定管理者につきまして、指定するものでございます。

議案第8号の地域産品直売所につきましては、茨城かすみ農業協同組合を指定管理者として指定するものであります。また、指定期間につきましては、平成29年4月1日より平成32年3月31日までの3年間とし、指定に関する協定書については、毎年取り交わす予定であります。

以上、議案第8号 公の施設の指定管理者の指定についての概要をご説明申し上げました。

議案第9号 平成28年度美浦村一般会計補正予算（第8号）につきましてご説明申し上げます。38ページをお開きいただきたいと思います。

まず初めに、第1条 歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ1億278万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億4,342万3,000円とするものでございます。

今回の補正が平成28年度の最終補正となるため、歳入歳出全般にわたり、現計予算の見直しを行い、主に事業費が確定したもの及び見込みがついたものの調整、緊急性を要する事業の補正を行っております。

次に、第2条の繰越明許費の追加では、通知カード・個人番号カード関連事業費につきまして、翌年度へ繰り越しのご承認をお願いしております。

最後に、第3条の地方債の補正では、2件の追加及び4件の限度額の変更をお願いしております。

それでは特に補正額の大きなもの、重要と思われるものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。最初に歳出予算から申し上げます。49ページをお開きいただきたいと思います。

総務費について申し上げます。総務管理費の一般管理費では、職員給与関係経費の退職手当で、本年度末退職者分と、1月に亡くなりました職員分の退職手当負担金として、4,465万9,000円の計上をいたしております。

続いて民生費について申し上げます。51ページをお開きいただきたいと思います。

社会福祉費の社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計繰出金で、総額5,247万4,000円の減額をいたしております。

今回の補正の主なものとしまして、保険税軽減分で、県の保険基盤安定負担金が確定したことに伴い、一般会計負担分4分の1を合わせた198万5,000円の減額をいたしております。

次のその他繰出金では、国民健康保険特別会計で、国庫支出金の増額、共同事業拠出金の減額等により財源が確保できたため、5,082万円の減額をいたしております。

次の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付費では、給付金の支給受け付けが完了し、執行額に見通しがつきましたので、588万円の減額をいたしております。

次の老人福祉費では、老人保護措置事業費で、年度途中に退職者がいたこと等により、老人保健措置368万5,000円の減額をいたしております。

次に、介護保険特別会計繰出金では、介護給付費の増加等により、634万8,000円の増額補正をお願いいたしております。

老人医療給付費では、後期高齢者医療特別会計繰出金で、事務費分として後期高齢者医療特別会計での財源調整分の1万5,000円、保険基盤安定分として県の保険基盤安定負担金が確定したことに伴い、一般会計負担分4分の1を合わせた120万2,000円の増額補正を

お願いいたしております。

児童福祉費の児童措置費では、児童手当経費で執行額の見通しがついたことにより、2,824万円の減額をいたしております。

続いて、農林水産業費について申し上げます。55ページをお開きいただきたいと思います。

農業費の農業総務費では、3月26日オープン予定の美浦村地域交流館みほふれ愛プラザの竣工式典費としまして、総額58万4,000円の計上をいたしております。

続いて商工費について申し上げます。商工費の商工振興費では、商工振興事業費で金融保証料補給金不足により、自治金融保証料補給金133万5,000円の増額補正をお願いいたしております。

続いて土木費について申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思います。

道路橋梁費の橋梁維持費では、橋梁維持補修事業費で、余郷入地内中央排水路に架かる、「稔橋」の補修工事を予定しておりましたが、通行量を勘案し通行量が多い「共栄橋」を先行して行うこととしたことにより、橋梁補修工事1,430万円の減額をいたしております。

続いて教育費について申し上げます。57ページをお開きいただきたいと思います。

社会教育費の文化材保護費では、昨年6月の議会定例会の補正予算で計上しました、アイエスガステム株式会社美浦営業所付近、木原地内の山林の山砂採取に伴う村内遺跡発掘調査事業費につきまして、委託事業者の都合により延期となりましたので、事業費全額の259万3,000円を減額補正しております。

次のページをお開きいただきたいと思います。保健体育費の給食費では、昨年夏の台風の影響等により野菜が高騰し、各学校での給食の賄材料費、放射能測定検体用の材料費に不足が生じる見込みとなりましたので、総額300万5,000円の増額補正をお願いいたしております。

ここまで、主な歳出の補正項目につきましてご説明申し申し上げます。

ただいま申し上げました以外の各項目でも補正を行っておりますが、これは事業費の確定したもの、あるいは見通しのついたものの調整でありますので、個々の説明は省略をさせていただきますと存じます。

続きまして歳入予算についてご説明申し上げます。45ページをお開きいただきたいと思います。45ページです。

初めに村税では、それぞれの税目で歳入見込額の精査を行い、増額補正を行っております。

村民税では、個人の現年度課税分の所得割で5,000万円、滞納繰越分で500万円の増額補正をいたしております。

次の固定資産税では、現年度課税分の土地分、家屋分でそれぞれ1,500万円、滞納繰越分で100万円の増額補正いたしております。

次の、地方譲与税の自動車重量譲与税、配当割交付金及び地方消費税交付金では、本年度の交付決定状況等を勘案しまして、それぞれ減額補正をいたしております。

次の国庫支出金、県支出金についてでございますが、事業費が確定したこと、あるいはその決定額の見通しがついてきたことにより、それぞれの項目で調整し、補正を行ったものの主なものとなっておりますので、個々の説明は省略をさせていただきます。

次に、繰入金について申し上げます。47ページをお開きいただきたいと思います。

特別会計繰入金では、平成27年度の事業費確定による精算分としまして、介護保険特別会計繰入金で718万8,000円、後期高齢者医療特別会計繰入金で107万4,000円の増額補正をいたしております。

次の電気事業繰入金では、平成27年度電気事業会計の剰余金の処分につきまして、昨年9月の議会定例会において議決をいただいたものの中で、一般会計へ繰入金として議決をいただいた2,247万2,000円の計上をいたしております。

次の基金繰入金では、ふるさと基金繰入金で少年のつばさ事業の事業費確定による減額補正に伴い、61万1,000円の減額補正を行っております。

次の財政調整基金繰入金では、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして、1億7,006万円を財政調整基金に戻し入れることといたしまして、3月補正後の繰入予算額を2億6,296万9,000円といたしております。

次に、諸収入について申し上げます。延滞金加算金及び過料の延滞金では、収納対策の強化推進を行ってきた結果として、当初予算額を上回る増収が見込まれておりますので、100万円の増額補正を行っております。

雑入では、村内遺跡発掘調査事業の延期により、事業者負担分の発掘調査事業者委託金につきましても、全額の259万3,000円を減額いたしております。

次のページをお開きいただきたいと思います。次に、平成27年度茨城県後期高齢者医療療養給付費市町村負担金の精算分としまして、茨城県後期高齢者医療療養給付費市町村負担金精算金255万1,000円の計上をいたしております。

最後に村債について申し上げます。農林水産事業債の農業農村整備事業債では、地域交流館建設事業の財源としまして、国庫補助対象事業費の按分方法の確定により、それぞれの科目で増減の調整をいたしております。

なお、一般財源の確保のため、茨城県の振興資金2,430万円を借り入れることとし、追加計上をお願いいたしております。

次の土木債の橋梁整備事業債、教育債の生涯学習施設改修事業債では、それぞれの歳出予算の減額補正に伴い、減額いたしております。

以上、今回の平成28年度美浦村一般会計補正予算（第8号）の主な概要についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第10号 平成28年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

についてご説明申し上げます。65ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,270万2,000円を減額し、補正後の予算総額を22億3,149万円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書により歳出よりご説明申し上げます。72ページをお開きいただきたいと思います。

第2款 保険給付費、第1項 療養諸費、第1目 一般被保険者療養給付費では、これまでの支払い額から今年度の支払い見込み額を推計した結果、予算額に不足が見込まれるため、2,000万円の増額補正、第2目 退職被保険者等療養給付費でも、これまでの支払い額から、今年度の支払い見込み額を推計した結果、予算額に余裕が見込まれるため、967万円の減額補正、また、第3目 一般被保険者療養費では、財源としている第3款 国庫支出金の増額が見込まれるため、財源振りかえをしております。

続いて第2項 高額療養費、第1目 一般被保険者高額療養費では、これまでの支払い額から、今年度の支払い見込み額を推計した結果、予算額に不足が見込まれるため、200万円の増額補正、また、第4目 退職被保険者等高額介護合算療養費では、今年度の支払い対象件数が増加したことにより、6万4,000円の増額補正をするものです。

第5項 葬祭諸費では、支払い見込み額を推計した結果、予算に余裕が見込まれるため、30万円の減額補正をするものであります。

次の第3款 後期高齢者支援金等と第6款 介護納付金につきましては、財源としている歳入、第3款 国庫支出金の後期高齢者医療費支援金と介護納付金の増減により、財源振りかえをしております。

第7款 共同事業拠出金では、拠出額の確定により、第1目 高額医療費共同事業拠出金で699万9,000円の増額補正、第4目 保険財政共同安定化事業拠出金で3,179万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、70ページにお戻りいただきたいと思います。歳入についてご説明申し上げます。

まず第1款 国民健康保険税では、調定額及び収納状況から、収納額を推計した結果、一般被保険者分で1,042万8,000円の増額補正、退職被保険者等分1,225万5,000円の減額補正をするものです。

次の第3款 国庫支出金の第1項 国庫負担金、第1目 療養給付費等負担金で、保険給付費や納付金等により算定された国庫負担金との差額3,060万8,000円の増額補正、第2目 高額医療費共同事業負担金では歳出の高額医療費共同事業拠出金の確定による、国庫負担金の額確定に伴い、175万円の増額、71ページの第2項 国庫補助金の第1目 財政調整交付金につきましては、調整対象収入額等及び需要額の確定に伴い、交付額の増額が見込まれるため、普通調整交付金と特別調整交付金、合わせて1,724万2,000円の増額補正をするものであります。

第6款 県支出金、第1項 県負担金につきましては、前述の第3款 国庫負担金の高額医療費の共同事業負担金と同額の交付であるため、175万円の増額補正、第2項の県補助金につきましては、第3款 国庫補助金から交付見込みの額を推計した結果、財政調整交付金を1,407万2,000円の減額補正をするものであります。

次の第7款 共同事業交付金につきましては、国保連合会からの交付金見込額通知により、第1目の高額医療費共同事業交付金で3,393万9,000円の増額、第2目の保険財政共同安定化事業交付金で、2,861万8,000円の減額補正をお願いするものです。

第9款 繰入金の第1項 他会計繰入金につきましては、第1目 一般会計繰入金、第1節 保険基盤安定繰入金で、交付決定通知による繰入金の確定により、172万4,000円の減額補正を、第4節 財政安定化支援事業繰入金では、地方交付税で算定された額の通知により、7万円の増額補正をするものであります。

また、第5節 その他繰入金につきましては、第3款 国庫支出金の増額、歳出の第7款 共同事業拠出金の減額等により5,082万円の減額補正をするものです。

続いて第11款 諸収入の第1項 延滞金、加算金及び過料につきましては、本年度の調定額及び収納状況から100万円の減額補正をお願いするものであります。

以上が歳入歳出補正予算の内容となっております。

続きまして、議案第11号 平成28年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。73ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、平成28年度最終の補正となるため、各事業の精査、見直しを行い、過不足の調整を行っております。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ834万6,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,094万4,000円としております。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。

歳出から申し上げます。77ページをお開きいただきたいと思います。

総務費の一般管理費につきましては、総額795万円の増額補正をお願いしております。

内容につきましては、各処理施設管理費の見直しを行いまして、その一部を農業集落排水事業基金積立金へ積み立てるものでございます。

次の施設管理費につきましては、各処理施設管理費の見直しを行い、需用費、委託料及び備品購入費についてそれぞれ減額し、総額1,629万6,000円の減額補正を計上してございます。

各施設の内訳につきましては、舟子地区施設管理費は234万8,000円、信太地区施設管理費は377万3,000円、安中・大須賀津地区施設管理費は1,017万5,000円でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。議案書の76ページをお開きいただき

いと思います。

繰入金の基金繰入金につきましては、信太地区施設管理費並びに安中・大須賀津地区施設管理費の委託料等の見直しに伴い834万6,000円の減額補正を計上してございます。

以上、議案第11号 平成28年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の歳入歳出についてご説明申しあげました。

続きまして、議案第12号 平成28年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。79ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、平成28年度最終の補正となるため、各事業の精査、見直しを行い、過不足の調整を行っております。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,464万6,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を9億7,373万3,000円とするものでございます。

次に第2条の繰越明許費でございますが、公共下水道事業費において、国庫補助事業にかかわる費用のうち、年度内に完成できない見込みの事業分2億8,800万円について、地方自治法第213条第1項の規定によりまして、翌年度へ繰り越しのご承認をお願いするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。歳出予算から申し上げます。83ページをお開きいただきたいと思います。

下水道費の一般管理費におきましては、事業費の確定により委託料で38万円の減額を、積立金におきましては使用料等の充当先の見直しによりまして1,293万6,000円を増額補正を計上してございます。

次に、施設管理費につきましては、事業費の確定並びに事業費の見直しを行いまして、需用費、委託料及び備品購入費についてそれぞれ減額いたしまして、総額791万円の減額補正を計上してございます。

次に、公共下水道事業費につきましては、国庫補助金及び一部事業費の確定に伴い、事業費の見直しを行いまして、委託料で3,276万6,000円、補償補填及び賠償費で100万円の減額補正を、工事請負費で5,376万6,000円を増額補正を計上してございます。

続きまして歳入についてご説明申し上げます。82ページをお開きいただきたいと思います。

分担金及び負担金の公共下水道事業受益者負担金につきましては、1,013万2,000円を増額補正を計上してございます。

次に財産収入につきましては、22万2,000円の減額補正を計上してございます。

次に、繰入金の基金繰入金につきましては、986万8,000円を増額補正を計上してございます。

次に、諸収入の雑入については、消費税還付金並びに東電賠償金として486万8,000円の

増額補正を計上してございます。

以上、議案第12号 平成28年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の歳入歳出についてご説明を申し上げます。

続きまして議案第13号 平成28年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。議案書の84ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正については、歳入歳出にそれぞれ9,770万9,000円増額しまして、予算総額を10億7,600万円とするものであります。

それでは、保険事業勘定の歳出についてご説明申し上げます。92ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、総務費 一般管理費の介護保険事務費については、一般非常勤職員の雇用にかかる費用を192万2,000円減額計上しております。介護認定調査員の雇用を見込んでおりましたが、現在いる職員で対応したことにより、減額計上するものであります。

次に、事業計画推進委員会費について業務委託料を143万6,000円減額計上しております。第7期介護保険事業計画策定委託料について、業務の一部が平成29年度に移行されたことにより、減額計上するものであります。

次に保険給付費については、要介護認定者の増加及び要介護度の重度化に伴い、当初見込みより給付費の増加が見込まれるため、介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費に2,100万円、地域密着型介護サービス給付費に1,900万円、施設介護サービス給付費に3,100万円の計7,100万円、93ページの高額介護サービス等費の高額介護サービス費に100万円、特定入所者介護サービス等費の特定入所者介護サービスに100万円を増額計上しております。

また、要支援認定者の減少に伴い、当初見込みより給付費の減少が見込まれるため、介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付費に600万円、介護予防サービス計画給付費に100万円の計700万円を減額計上しております。

次に、介護給付費準備基金積立金については、前年度の歳入歳出差引額高4,287万8,000円から、前年度の介護給付費及び地域支援事業費にかかわる国庫支出金、支払い基金交付金、県費支出金、一般会計繰入金の精算返還金569万4,000円、職員給与関係経費、介護保険事務費等の総務費の精算返還金427万6,000円、合計997万円を返還して、最終的に精算後の残高3,290万8,000円と基金の利子4万円の合計3,294万8,000円を基金に積み立てするもので、今回の3,004万9,000円を増額計上しております。

次に地域支援事業費 介護予防事業費については、当初見込みより利用等が下回ったことにより、事業費の減少が見込まれるため、二次予防対象者通所型介護予防事業費に80万円、介護予防普及啓発事業費に27万円、合計107万円を減額計上しております。

次に、諸支出金 一般会計繰入金について、前年度の介護給付費及び地域支援事業費にかかわる一般会計繰入金の精算返還金として291万2,000円、職員給与関係経費、介護保険

事務費等の総務費の精算返還金として427万6,000円、合計718万8,000円を増額計上しております。

続きまして保険事業勘定の歳入についてご説明申し上げます。90ページをお開きいただきたいと思います。

初めに保険料 第1号被保険者保険料については、被保険者数の増加等に伴い、当初見込みより保険料収入の増加が見込まれるため、現年度特別徴収保険料に2,070万円、現年度分普通徴収保険料に180万円、滞納繰越分普通徴収保険料に60万円、合計2,310万円を増額計上しております。

また、国庫支出金、介護給付費負担金について、当初見込みより給付費の増加が見込まれるため、138万円の増額計上をいたしております。

次に、支払基金交付金について、介護給付費の交付金については、当初見込みより給付費の増加が見込まれるため、1,732万1,000円を増額計上しております。

また、地域支援事業交付金については、当初見込みより利用等が下回ったことにより、事業費の減少が見込まれるため、38万9,000円を減額計上しております。

次に、県支出金について、介護給付費負担金については、当初見込みより給付費の増加が見込まれるため、261万3,000円を増額計上いたしております。

また、地域支援事業交付金については、当初見込みより利用等が下回ったことにより、事業費の減少が見込まれるため、3万9,000円を減額計上しております。

次に、一般会計繰入金について、介護給付費繰入金については、当初見込みより給付費の増加が見込まれるため、824万9,000円を増額計上いたしております。

また、地域支援事業繰入金については、県支出金の地域支援事業交付金と同じ金額に調整する必要があるため、3万7,000円を増額計上いたしております。

また、その他一般会計繰入金については、職員給与関係経費、介護保険事務費等の総務費が減額されたことにより、372万3,000円を減額補正しております。

また、91ページの低所得者保険料経年繰入金については、今般、軽減対象者数が決定したことにより、178万5,000円を増額計上いたしております。

また、介護給付費準備基金繰入金については、歳入から歳出を差し引いた不足分の金額を基金から繰り入れするもので、今回、1,199万1,000円を増額計上いたしております。

また、介護サービス事業勘定繰入金については、要支援認定者の減少に伴い、当初見込みより計画費収入の減少が見込まれるため、75万円を減額計上いたしております。

次に、繰越金については、最終的に前年度の歳入歳出差引残高4,287万8,000円を計上するもので、今回3,723万4,000円を増額計上しております。

繰越金の中から、前年度の介護給付費及び地域支援事業費にかかわる、国庫支出金、支払い基金交付金、県費支出金、一般会計繰入金の精算返還金、569万4,000円、職員給与関係経費、介護保険事務費等の総務費の精算返還金427万6,000円、合計997万円を返還して、

精算後の残高3,290万8,000円は、介護給付費準備基金に積み立ていたします。

続きまして介護サービス事業勘定の歳入歳出についてご説明申し上げます。97ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、居宅介護予防給付サービス計画費収入について、要支援認定者の減少に伴い、当初見込みより計画費収入の減少が見込まれるため、110万円を減額計上しております。

次に、地域支援事業繰出金 保険事業勘定繰出金、新予防給付ケアマネジメント事業費 業務委託料についても、それぞれ75万円、35万円を減額計上して、計110万円を減額計上しております。

以上、平成28年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第14号 平成28年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。議案書の103ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ652万8,000円を追加し、補正後の予算総額を1億2,692万8,000円とするものでございます。

この補正予算につきましては、今年度最終補正となるため、歳入歳出全般にわたり現計予算の見直しを行い、それぞれの科目に過不足の調整を行っております。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書により、歳出よりご説明申し上げます。107ページをお開きいただきたいと思います。107ページです。

広域連合保険料納付金につきましては、保険料の納付がふえているため、425万2,000円の増額補正、保険基盤安定納付金については、軽減対象者がふえているため、120万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次の保険料還付金につきましては、歳入第5款の諸収入の増額となったため、財源振りかえをしております。

次の一般会計繰出金につきましては、平成27年度の精算金として107万4,000円の増額補正をするものでございます。

続きまして、前のページにお戻りいただきまして、歳入についてご説明申し上げます。

後期高齢者医療保険料につきましては、現年度分特別徴収保険料が予算額を上回る見込みのため、67万3,000円の増額補正、現年度分の普通徴収保険料についても、予算額を上回る見込みのため、322万4,000円の増額補正、滞納繰越分普通徴収保険料についても、予算額を上回る見込みのため、22万4,000円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。

繰入金につきましては事業費分が1万5,000円、保険基盤安定分が120万2,000円、合計で121万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

繰越金につきましては、前年度の決算額として107万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

また、諸収入につきましては、延滞金が1万4,000円、保険料還付金が10万3,000円の増額補正をするものでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計の補正予算の概要について申し上げます。

続きまして、議案第15号 平成28年度美浦村水道事業会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。108ページをお開きいただきたいと思います。もう少しです。

今回の補正予算につきましては、平成28年度最終の補正となるため、各事業の精査、見直しを行い、過不足の調整を行っております。

収益的収入及び支出の収入につきましては、営業収益で1,170万円を減額補正いたしまして、水道事業収益を5億7,914万2,000円としております。

次に、支出では、営業費用で977万2,000円を減額補正いたしまして、水道事業費用を5億7,091万1,000円としております。

次に、資本的収入及び支出の収入では、加入分担金で140万円を増額補正いたしまして、資本的収入を346万3,000円としております。

次に、支出では建設改良費で394万7,000円を減額補正いたしまして、資本的支出を9,848万8,000円としております。

それでは、予算明細書に基づき、ご説明を申し上げます。111ページをお開きいただきたいと思います。

最初に収益的収入及び支出の歳出予算からご説明申し上げます。

水道事業費用の営業費用の受水費では、200万円の減額、配水及び給水費では、動力費について250万円の減額、減価償却費では、構築物減価償却費について2万8,000円の増額、資産減耗費では、固定資産除却費について530万円を減額し、総額977万2,000円の減額補正を計上してございます。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

水道事業収益の営業収益の給水収益につきましては、家庭用料金で650万円、官公庁用料金で70万円、業務用料金で650万円をそれぞれ減額、営業用1種料金で200万円を増額し、総額1,170万円の減額補正を計上してございます。

次に資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

資本的支出の建設改良費の配水施設拡張費では、委託料で30万円、工事請負費で364万7,000円をそれぞれ減額補正を計上してございます。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

資本的収入の加入分担金につきましては、140万円の増額補正を計上してございます。

以上、議案第15号 平成28年度美浦村水道事業会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第16号 平成28年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。112ページをお開きいただきたいと思います。

第2条 収益的収入及び支出の予算額の補正の額でございますが、収入につきましては、600万円増額いたしまして、収入総額を1億476万5,000円とし、支出につきましては、44万5,000円増額いたしまして、支出総額を5,453万2,000円とするものでございます。

それでは、補正の内容につきまして補正予算明細書に基づきご説明させていただきます。115ページをお開きいただきたいと思います。

最初に収益的収入からご説明申し上げます。収益的収入では電気事業収益の営業収益で売電収入9,875万9,000円を見込んでおりましたが、これまでの実績を勘案し、600万円の増額をいたしております。

次に、収益的支出についてご説明申し上げます。収益的支出では、売電収入の額に伴い、消費税及び地方消費税の納付額が増加するため、44万5,000円を増額いたしております。

以上、議案第1号 村道路線の廃止についてから、議案第16号 平成28年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）の主な概要についてご説明申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 村長、続いての提案理由の説明、大変ご苦労さまでした。

ここで会議の途中であります、暫時休憩といたします。

11時40分再開といたします。

午前11時27分休憩

午前11時40分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第21 議案第17号 平成29年度美浦村一般会計予算から日程第28 議案第24号 平成29年度美浦村電気事業会計予算までの8議案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは議案第17号から議案第24号までの、平成29年度一般会計予算、特別会計予算、水道事業会計予算並びに電気事業会計予算は、先般の予算内示会において、予算編成の基本方針、予算の概要、重点事業及び主要な事業等の資料を提出し、ご説明させていただいておりますので、個々の説明につきましては、省略させていただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております、平成29年度予算についての質疑は、予算審査特別委員会において行うこととし、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

議案第17号 平成29年度美浦村一般会計予算から議案第24号 平成29年度美浦村電気事業会計予算まで、以上8件について、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、付託の上審査することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより予算審査特別委員会を開催し、正副委員長を互選願います。

ここで暫時休憩をいたします。

控室のほうへ集合をお願いします。

午前11時43分休憩

午前11時50分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、予算審査特別委員会の正副委員長が決まりましたので、議長から報告いたします。

予算審査特別委員長に石川 修君。

副委員長に椎名利夫君。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午前11時50分散会

平成 29 年第 1 回
美浦村議会定例会会議録 第 2 号

平成 29 年 3 月 14 日 開議

一般質問

飯田	洋司	議員
松村	広志	議員
竹部	澄雄	議員
岡沢	清	議員
林	昌子	議員
塚本	光司	議員

1. 出席議員

1 番	松 村 広 志 君	2 番	竹 部 澄 雄 君
3 番	葉 梨 公 一 君	4 番	小 泉 嘉 忠 君
5 番	塚 本 光 司 君	6 番	岡 沢 清 君
7 番	飯 田 洋 司 君	8 番	山 崎 幸 子 君
9 番	椎 名 利 夫 君	10 番	下 村 宏 君
11 番	林 昌 子 君	12 番	小 泉 輝 忠 君
13 番	石 川 修 君	14 番	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中 島 栄 君
教 育	長	糸 賀 正 美 君
総 務 部	長	増 尾 嘉 一 君
保 健 福 祉 部	長	松 葉 博 昭 君
経 済 建 設 部	長	岡 田 守 君
教 育 次	長	堀 越 文 恵 君
総 務 課	長	飯 塚 尚 央 君
企 画 財 政 課	長	平 野 芳 弘 君
住 民 課	長	武 田 すみ江 君

福 祉 介 護 課 長	秦 野 一 男 君
健 康 増 進 課 長	高 橋 利 夫 君
都 市 建 設 課 長	青 野 道 生 君
経 済 課 長	北 出 攻 君
学 校 教 育 課 長	増 尾 利 治 君
生 涯 学 習 課 長	埜 口 哲 雄 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	木 鉛 昌 夫
書 記	糸 賀 一 志

午前10時00分開議

○議長（沼崎光芳君） 皆さんおはようございます。

第1回定例会へのご参集大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は14名です。

これより、平成29年第1回美浦村議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（沼崎光芳君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（沼崎光芳君） 直ちに議事に入ります。

日程第1 通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い発言を許します。

最初に、飯田洋司君の一問一答方式での一般質問を許します。

飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） おはようございます。7番議員飯田です。

通告書に従い、質問いたします。まず初めにですね、電子母子手帳について質問します。資料のほう掲載、よろしくお願いします。

現在のもですね、アナログの手帳に加え、電子手帳の導入運用を考えているのか伺います。よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） 改めましておはようございます。よろしくお願いします。

それではただいまのご質問にお答えしたいと思います。

電子母子手帳が開発されまして、全国自治体でも徐々に実施されているところがふえて

いるようでございます。近隣では、龍ヶ崎市や稲敷市が昨年12月より運用を開始しております。この状況を踏まえまして、早速ですね、内容等を検証したところであります。自己チェック機能、予防接種管理機能、災害時の強化対策としても有効であるとしているようでございます。中でも事務運用を行う上では、予防接種の接種時期注意情報や管理、子供の成長記録管理など、利用環境としては有効な手段の一つとして捉えております。

しかしながら、現段階では紙ベースとの併用や、利用者の状況、提供内容などを踏まえまして、事務の効率化に適しているのか、さらには、現在の母子手帳の中身については、医療機関が利用しやすい内容となっているようでありまして、利用者本人が管理しやすい内容に変えていくことも検討中と聞いておりますので、実施については検証中とし、今後の国の動向や近隣の利活用状況などを参考にしながら検証していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 美浦村大変人口が少なくてですね、新生児のほうも100人ちょっとですか、稲敷市のほうの状況を調べましたら、稲敷市のほうはですね、新生児の数が200人、美浦村、1万6,000人切ってるんですけども、随分稲敷市のほうは新生児の数が少ないなと感じております。

当然、電子母子手帳を導入するに当たって、当然、お金もかかります。コスト、ランニングコスト、いろいろな形でお金がかかると思います。

小さい村や町ほどですね、こういった電子母子手帳を導入するのですね、非常にランニングコストが、新生児の数が1,000人とか500人に比べると、どうしても高くついてしまうのかなと思っております。

それを十分踏まえた上ですね、少子化対策の上でも、一つとして、子供を育てるのに美浦村っていいと言えるような対策があるかどうか。

その辺もちょっとお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。議員がおっしゃるとおり、コスト面も含めまして、運用には配慮する点もあると思います。

現在、本村では、母子手帳を発行するときにとても大切な時間と位置づけ、保健師がまさに多少の時間をかけまして、ご本人の状態や状態もちろん、家族、家庭の状況、心配事や今後の対応等について聞き取りをして、その以降ですね、赤ちゃん訪問サービスや、育児訪問などの連絡相談事業がスムーズにいくよう「顔の見える化」的な事務を務めているところであり、信頼関係はもちろん実質事務としての簡素化も含め、効率化を図っております。

このような現状に加え、近い将来には、母子手帳発行だけではなく、さまざまな面で社会の環境が変化し、電子化が進みますとICTや今後進むであろうIoT化などが進んで

いけば対応していくことも、その選択肢の一つとしていかざるを得ないと考えております。

厚生労働省でも、医療等の分野における標準化や共通ICTインフラを整備していく方針を固めているようで、各種分野で活用が共有できるネットワークづくりを構築し、各種分野が一体的に利用できる環境づくり、現段階では各自治体で環境が異なっているようで、転出時に使えない可能性もあるとの指摘もありまして、システムの統一化を目指すとしていますので、まずは、動向を注視していきたいと考えております。近い将来には電子化の進歩で、さらなる健康で安心して暮らせる社会を目指すとしております。

参考までに、昨年12月に稲敷市や龍ヶ崎市が導入をしまして、運用を開始しております。聞くとところによりますと、概略でございますけれども、運用に係る費用として委託費が月5万円とし、運用面では、特に予防接種に関連する情報が事務的に簡略化され、合理的な事務運用ができる、その点については、非常に便利であるとのお話を聞いております。

また、龍ヶ崎市では年間出生者数約500名としている中で、直近では約300名強の方が登録されているようでございます。今後さらには、行政からの身近な情報発信を考えているようでございます。一方では、登録しない方もいるということで、紙ベースでの情報等も必要としているようでございます。

いずれしましてもシステム状況においては、運営会社もとより、活用している大きな自治体でもメリットがあるとのコメントを出しておりますので、利用については、近隣の状況、環境の統一化、予算面や情報発信等の事務とのかかわりなども含めまして、さらには、アプリの改良向上なども考慮に入れながら実施に適しているのか、実質的な事務の効率化になるのかなどの分析を進めていきたいと考えております。

なお参考でございますけれども、NTTドコモとNPO法人ひまわりの会が共同で提供しているアプリとしてApp Store、Google Playからもダウンロードし母子健康手帳アプリが無料で利用することができます。

資料としまして、母子健康手帳アプリパンフレットを掲載させていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。

クラウド化した情報として健康記録、成長記録を書き込むことができ、妊娠、出産、育児期、予防接種、病院からの情報等が手に入りますので、自己管理も含め利用したい方は積極的に利用していただけるよう、母子手帳発行時や乳幼児健診時の機会に掲載しておりますパンフレットを配布し、啓発をしているところでございます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 本当に、龍ヶ崎500名、300名が登録して、月のランニングコスト5万円ですから、1人で割るとやはり、美浦村の場合だと龍ヶ崎の5倍くらいランニングコストが掛かってくるのかなと思います。本当に、小さい村は本当に大変だなと思っております。でも、美浦村にぜひ住みたいという形で、何とか、先へ進んでいただきたいなと思っております。通常のアナログ手帳からですね、電子母子手帳に変わるとですね、今後

も、

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君に申し上げます。

マイクを近づけて。大きな声でお願いします。

○7番（飯田洋司君） はい分かりました。電子母子手帳ですと、今後いろいろな形でアプリケーションも出てくると思います。病気、遺伝子そして障害手帳を総合的な個人のですね、健康手帳みたいなものに発展してくると思います。ぜひですね、当村もですね、研究、検討していただいて、早急に導入していただくようお願いしたいと思います。

次にですね、学習とふれあい交流について質問をいたします。

昨年、平成28年の秋にですね、「みほちゃん広場」というものを開催しております。これは限定で5日ほど開催して、大変にぎわっておりました。これをですね、毎月、月1回でもいいですから、年に10回、8回ほど開催してもらえればいいなと思うんですけども、そこら辺のところお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） それでは、ただいまのご質問にお答え申し上げます。

昨年の夏休み期間を利用しまして、社協のボランティアセンター事業の中で、「みほちゃん広場」として希望があった児童生徒、学習弱者等を対象に、食事の提供や遊び場の提供を含め寺子屋的な学習の場を提供したところでございます。

この事業は、社協のボランティアセンター運営の年間事業の一端として、イベント、フェスティバル実施の位置づけから、夏休み時期を利用し、「夏休み子ども応援プロジェクト」として、OBの先生、塾の講師、現役高校生有志をはじめ、各種ボランティア団体が互いに協力し、実施したものでございます。

主とする目的は、地域の実情に合った活動を模索し、団体として、ボランティア活動のさらなる強化、新規ボランティアの発掘等を推進することを掲げて実施しているとしております。

ご質問で、毎月の開催はできないかということでございますけれども、ボランティアセンターでは、次年度以降も今後のイベント事業の一環としまして、前回の事業を振り返り、事業全体の運営や課題等を検証し、実施できるかどうかも含め、前回の協力者の間で検討をしているところと聞いております。

いずれしましても、平成29年度では、昨年同様、ボランティアセンターの年間事業計画の中に、フェスティバルとして位置づけ、「夏休み子ども応援プロジェクト」を織り込んでいく方針としているようでございます。

ただし、開催回数等については、基本的にボランティア活動推進事業のさらなる向上を目指す上での起爆的な一端として行うため、毎月のように、定期的な開催については考えていないようでございます。

事業を実施するにしても、昨년을基本とした内容の事業を継続して展開していく方向で、

事業計画を進めていると聞いております。

村としましては、今後も継続してボランティアセンターのさらなる発展をしていけるよう応援していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 本当に、去年の「みほちゃん広場」、私も、何度も見に行って感動しました。ボランティアのお姉さんかな、たちが一生懸命エプロンして調理場で、皆さんに一生懸命調理したということ、後から写真撮らせてもらったんですけども、ちょっと手違いでこちらはこちらの電子黒板のほうにはちょっと、写真のほう、余りお美しいので後ろ姿だけなんですけど、ちょっと載せられなかったらのはすいませんと思っております。

塾のOB、先生方または高校生、いろんな方が来て、ボランティアの方も来て5日間、無事、事故もなく、修了したっていうことを聞きました。

最後の修了式のときも、皆さんに卒業証書なのか修了証書なのかちょっと忘れちゃったけれども、そういうものを、生徒さんに渡して、すごいいい思い出に残ったのかなと、参加した生徒さん、そして参加できなかった生徒さんも多分いると思うんですよ、余り多くて、会場でやるやつを2会場にするかなんていう問題も多々あったようで、ことしは多分、2会場でやるのかなと思います。当然、スタッフのほうも、ふえると思いますので、こういったものを同じような内容で、毎月開催っていうのもちょっと無理かなと思っております。

そこで、次の質問なんですけども、学習とコミュニティー、寺子屋みたいな形ですよ。

近隣町村では、学習支援としてですね、国より補助を受け、毎週、年に48回から50回くらいのところ、開催している市町村もあるようでございます。本村はこの問題に対してどう対処するのか、お伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。

学習支援についてお尋ねをいただきました。

まず、学習支援に対する近隣の自治体の取り組みの状況を申し上げます。

学習支援の形態といたしましては、生活保護世帯などに対象を限定して実施するものと、対象を限定しないものがございます。

土浦市では、土浦市の学習支援事業といたしまして、土浦市暮らしサポートセンターが子供の貧困、または、貧困の連鎖による学習及び教育の機会喪失を防止することを目的といたしまして、平成28年8月から「つちまる学習塾」が開校されております。

対象は市内に在住する生活保護を受給している世帯の、小学4年生から6年生までの児童などを対象とするものであり、料金は無料で実施されております。

阿見町でも同様の視点で、県の委託事業といたしまして、生活保護世帯や生活困窮状態にある世帯の、小学4年生から中学3年生までの児童、生徒を対象に、学習支援、児童生

徒の悩みや進学に関する助言などを行い、児童、生徒の学習習慣、生活習慣の確立や学習意欲の向上を図ることを目的として、学習支援事業を行っております。

一方、牛久市では、対象を限定せず、基礎学力の向上や学習習慣の定着を図るため、市内の小学4年生から中学生の希望者を対象といたしまして、週2日、「うしく放課後カップ塾」を実施しております。

つくば市におきましても、学力向上を目的に、対象を限定せず、市内の中学生を対象に、15校で「つくば未来塾」を実施しています。

教育委員会といたしましても、美浦村の子供たちの学習支援は、とても重要と考えております。

授業以外の場でも子供たち一人ひとりの意欲を伸ばし、学習を支援する機会を充実させることは、家庭の事情にかかわらず、誰もが努力すれば希望する進路の道が開かれる環境を整えるため、必要なものであります。

このため、来年度、新規事業といたしまして、補助事業を活用した「地域未来塾」事業を計画し、年間を通した、通年の形で、子どもたちの学習支援に取り組んでまいりたいと考えております。

事業といたしましては、美浦中学校の全生徒を対象といたしまして、教員OBや塾講師など、地域住民の皆様のご協力により、無料の学習塾を開塾するもので、塾で学ぶ対象者を限定するものではありませんが、経済的な理由や家庭の諸事情によりまして、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が身につけていない生徒への学習支援に重きを置きまして、地域と学校の連携、協働による学習支援を実施するものであります。

この取り組みを通じまして、学習支援が必要な生徒の学習習慣の確立と、基礎学力の定着を図りますとともに、基礎学力が定着している生徒については、より一層の学力の向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） いや、糸賀教育長、私この質問を提出したのですね、2月24日から25日頃締め切りなんですけれども、その前にちょっとした研修旅行などもありまして、確か2月のね11日頃に提出はしたんですよね。提出というか仮提出ですか。そのときは全く美浦村もそういう動きがあるということ全く知りませんでしたので、今回3月の定例会で、全員協議会とかそういうもので資料をいただきました。びっくりしました。予算もしっかりついてまして、その予算の中に、「美浦未来塾」というのかな、「地域未来塾」というのかな、開催するようではありますが、事業を実施するに当たってですね、具体的な内容、などを一つ、お伺いしたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） ご質問にお答えいたします。

地域未来塾事業は、美浦中央公民館で実施することとし、費用は無料で、子どもたちに

勉強を教える学習支援員と支援員の活動をサポートいたします教育活動サポーターの体制によりまして、実施しまして、週1回、夏季休業中には、その頻度をふやしまして、教える教科については、国語、数学、英語ということで、自主学習形式により実施をしてまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 私の質問の内容がわかっていたのか、本当に手際よく、こつこつと段取りしてるっていうことも、本当にびっくりしました。すばらしいなと思っております。ほかにもですね、新規事業で予算のついている、訪問型教育支援というものも予算に、ことし平成29年度実施という形になってますけども、それ以外の訪問教育支援についても、詳しく伺いたいのですが、よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） ご質問にお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、学習支援に加えまして、家庭教育の支援もとても重要であると考えております。

子供たちの未来が、本人の努力以前に、家庭の経済状況やその家庭環境によって、閉ざされることがあってはならないことであると考えております。

これまで、どの自治体においても、生活が困難な家庭に対する就学援助など、予算的な対応がなされてきたところでありますが、家族形態の変容や経済的な問題などによりまして、家庭生活に余裕のない家庭が増加し、保護者が子育ての悩みや不安を抱えたまま、相談する相手がいなくて地域で孤立してしまい、そのような家庭をどのように支援していくかが大きな課題になっていると認識しております。

このような中、子育て家庭や子供たちを地域社会全体で見守り支えるため、来年度、新規事業といたしまして、補助事業を活用いたしました「訪問型家庭教育支援事業」に取り組んでまいりたいと考えております。

これは、従来の行政窓口や学校に相談に訪れる保護者を待つのではなく、こちらから支援が必要とされる家庭に直接出向いて、さまざまな支援を行うという、いわゆるアウトリーチ型の支援であります。

これまで、西日本の自治体で多く取り組まれておりますが、東日本では初めて、本年度から茨城県内2カ所で取り組みが始められた事業であります。

来年度は、美浦村を含めまして、新たに県内5市町村で実施される予定であり、県内でも先駆的な取り組みであります。

具体的には、地域の子育て経験者をはじめといたします地域人材を中心として、教員OBや適応指導教室の職員、民生委員・児童委員の皆様などの参画を得まして、保護者の身近な地域で子育てや家庭教育を支援する活動を行う「家庭教育支援チーム」をつくり、チーム員が家庭を訪問して、個別の相談に応じ、必要があればほかの機関につなぐ、あるい

は、子育てサロンなど、定期的開催される事業で情報提供を行うなど、保護者に寄り添う支援を通じて、子供たちの育ちを支えるものであります。

いわば、教育と福祉が相互に連携していく事業でありまして、この事業を実施していくことにより、村内における家庭環境が困難な家庭と、子どもたちの状況をよりよい方向に改善してことを目指してまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 本当に夢のようにないのかなと思っております。

ゼロ歳から90歳まで、社会力を高めるという形で、5年か6年くらい、前教育とお付き合いさせていただきました。そのときにSS本部とはですね、土曜日の補助授業と、いろいろな形で提案、企画したんですけどやはり財政難なのか、一向に進みませんでした。

今回ね、平成29年度、28年度に糸賀教育長が来たんですけども、これも、何かの縁のかなと、美浦村大山出身ということで、私と縁も強いのかなと思っております。

今回、本当に、自分で質問しようとしたものがですね、どっかに漏れたのかなと思うくらいスムーズに、平成29年度の新事業という形で進めていただいております。若いのです、スピードに乗っていい事業結果を後でご報告いただければありがたいなと思っております。

次にですね、みほふれ愛プラザが3月オープンということで、未来塾、訪問型教育支援も、新年度から始まります。電子母子手帳も、近いうち、先ほどの答弁ですと、コストをカバーできれば、あしたとは言いませんけども、1、2年後には、導入できるかなと思っております。

特にですね、3月26日の交流館竣工式に向けて、各課は大変忙しいなと思っております。

美浦村には、暇な課はないと思っておりますが、技と、特にですね、スピード感を持った、懐の深い総務課へ最後になりますけども、各種証明書ですねコンビニ交付について質問します。資料掲載のほうをお願いします。

本当に数年前からやってきて順調に伸びて来ております。ただですね、マイナンバーの登録が、政府、総務省、思ったような形で伸びていないというのが、現状じゃないのかなと思っております。茨城県内で22カ所から証明書発行サービスを始めました。全国です、約370、380くらいのところが交付サービスを開始しているという形で資料のデータのほうから読み取れます。本村でのですね開催時期、また導入時期などをお伺いしたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 飯田議員、コンビニ交付サービスについてお答えをいたします。

証明書等のコンビニ交付サービスは、全国約5万店舗のコンビニエンスストア等のキオスク端末を活用し、マイナンバーカードを利用することで、役場の閉庁時間も含め、居住

する市区町村の区域を越えて、住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明書、戸籍証明証等を簡易に取得することができるサービスでございます。

平成21年度に3市区の参加から始まった取り組みで、平成28年度末には、全国で383の団体が参加をすることが見込まれております。

茨城県においては、他県に比べ参加が進んでおり、平成29年1月4日時点で、22団体、約半分の自治体が参加する見込みとなっております。

コンビニ交付サービスについて、先行して参加した自治体の例を見ますと、住民票の写し、それと、印鑑登録証明書、この交付、二つの証明書の交付に限りましても、システム改修等のインシヤルコストとして、平均で1,600万円、戸籍証明書等の交付までやろうとすると、平均4,000万円のインシヤルコストがかかってまいります。さらに、ランニングコストがかかってまいります。そうした経費をかけた割には、マイナンバーカードが普及していないため、利用者が少ないと。費用対効果が非常に悪いという課題がございます。

ちなみにですけれども、本村の2月末現在のマイナンバーカードの交付枚数は、1,319枚、村民全体の約8%にとどまっております。

こうした中、国は、この取り組みですねコンビニ交付サービス、これを後押しするため、平成31年度までにコンビニ交付サービスを導入した自治体については、さきに申し上げた経費、インシヤルコストの部分ですけれども、これを特別交付税で措置をするというようなことで、国としてはこのコンビニ交付サービスの普及を図っているところでございます。

本村におきましては、来年度、平成29年度、庁内に関係各課からなる検討チームを立ち上げ、コンビニ交付サービス導入に関する調査検討を行い、インシヤルコスト等財源の問題、あるいは、交付する証明書等の種類ですね、どの範囲まで証明証を交付するかというような課題を整理しまして、特別交付税措置が実施される期限が平成31年度までということになっておりますので、村としましては、平成31年度までには遅くともこのコンビニ交付サービスを導入したいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 本当に先ほどの電子母子手帳ではありませんけれども、本当に人口の少ないところほどですね、これからIOT、ICTすると、どうしてもランニングコストの面で、1人当たりの単価が高くついてしまうというような、本当にどうにかならないものかなと私は考えておりますけれども、そのこと言ってもしょうがないですから、何とか、交付、どう準備をしてですね、進めてもらいたいとは思っております。

そこですね、現在の茨城県のマイナンバーの登録数がどのくらいなのかということですね。あと、これから国も、行政改革、財政負担減なので、いろいろなマイナンバーを利用したサービスが付加されると思っております。

先ほど言った電子母子手帳も本来ならば、厚生労働省のほうで、アプリケーションを使ってですね、全国の市町村にお配りすればいいのかなと思っております。

マイナンバーのほうが先にできて、あとからいろんな省庁のアプリケーションが後追いの形になってしまったので、民間のアプリが先に開発してしまっていて、なかなかそこら辺の相互利用の形で、問題は多々あると思いますけども、交付に関しては、村長のほうでやっておりますので、いろいろなサービスに対して、本村は、これからこういった形で対応するのかなということをちょっとお伺いできればなと思っておりますので、ご答弁のほどよろしくをお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 先ほどですね本村のマイナンバーカードの交付の状況、1,319枚、村民全体の8%にとどまっているんだという話をさせていただきました。

国のほうとしてはマイナンバーカードが全国に普及するよということ、これからですねこのコンビニエンスサービスに限らずですね、いろいろなサービスのメニューが国のほうでは示されてくると思います。

現在のところですね、職員として行政に携わっていても、このマイナンバーカードを持たなくてもですね、さほど、日常の生活には困らないという状況があつてなかなか、村の方にも、また全国の皆さんにも、なかなか普及していかないということが、現状であるかと思います。このコンビニエンスサービスについても、村としては交付税措置があります平成31年度までには導入したいということで考えております。

これから国のほうでさまざまなサービス、マイナンバーカードを利用したサービスが、いろんなメニューが示されてくると思います。その際にはですね、必ずですね財政措置が伴ってくると思います。そうしたことをですね注意深く村としてはこれからも見ていながら、コンビニエンスサービスに限らずですね、このマイナンバーカードを利用したサービスが、村民の皆様が利用できるよにですね、注意深く国の動きを見ながら、そのサービスの導入を考えていかなければならないと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 次のほうで、本当ならば人口の少ない市町村に関してはですね、ランニングコスト、通常の交付税で一律2分の1とか3分の1とか、プラスですね、アルファみたいなものをつけてもらえると本当は助かりますよね。人口が3分の1のところはやっぱり交付金掛けるの3倍とか、そういう形でもらえるといいなと思っております。

しかし、ICTも進めていかないと取り残されてしまいます。住んでよかったなと、どうせ引っ越すんだったら美浦村に引っ越したいなというようなね、形で、ほかの住民から、ぜひ、定住したいと、言われるような形で、これからはですね、今言ったような交付、平成31年とは言わず、なるべく早い時期に実施してもらえよう、努力していただきたいなと思います。質問、以上です。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、飯田洋司君の一般質問を終了いたします。

次に、松村広志君の一問一答方式での一般質問を許します。

松村広志君。

○1番（松村広志君） おはようございます。1番議員の松村です。

通告書に従って質問させていただきます。

初めに、地域互助による連携強化への取り組みについて伺います。

まち・ひと・しごと総合戦略において、小さな拠点づくりに伴い、その施策では住民による活動組織、地域運営組織の形成が求められております。これは、ハード面のみならず、持続可能な地域社会をデザインしていく上で、重要な要件と考えられます。

本村の取り組み、また現状等についてお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 松村議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、質問にお答えする前にですね、地域運営組織という言葉なんですけれども聞きなれない言葉かと思います。まず、地域運営組織というものはどういうものかというものを最初にちょっと申し上げたいと思います。

総務省では、地域運営組織を、地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織。

具体的には、従来の自治相互扶助活動から一歩踏み出した活動を行っている組織と定義しております。

また、総務省の調査によれば、全国で、この地域運営組織の設置の数なんですけれども、494の市町村において、1,680団体となっており、活動範囲は主に小学校区となっており、活動内容としては、高齢者の交流サービス、声かけ、見守りサービス等の高齢者の暮らしを支える活動が多く、そのほかに、体験交流事業、公的施設の維持管理、特産品の加工、販売等幅広い活動が行われているようでございます。

美浦村の現状を見た場合ですね、地域運営組織とは言えないまでも、社会福祉協議会が、ボランティアと民生委員の協力のもと、毎月第2第4火曜日に行っている、ひとり暮らし高齢者見守り配食サービスは、地域運営組織に近い活動がされている組織であるというように考えられます。

また、本年3月に設立しました、「株式会社まちづくり美浦」は、特産品の加工、販売、イベント等の開催、体験交流事業等地域の活性化に資する活動を目的として設立された会社であり、まさに地域運営組織と言えるものと考えます。このほかにも、村が把握していない団体があるかもしれませんが、その数は少ないのではないかと考えます。

いずれにしても、この地域運営組織、この育成に関しましては、村としましては、これからの課題であるというようなことで考えております。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） 私たちの日々の生活を考える上で、自助、共助、公助はどれも欠かせないものであります。

しかし、現在、社会保障制度は、量的、質的に大きな転換点に直面しております。予想を超えたペースで進む高齢化や、人口減少などや社会背景となり、今後の社会保障制度の持続可能性が危惧されております。

これは、従来の行政、公共サービス機能の低下を意味するものであります。これまでは当たり前のように依存してきたものに対し、今、一人ひとりが意識改革を迫られているということではないでしょうか。

今後の持続性を考える上で、従来の自助、共助、公助に加え、互助の取り組み、行政や公共サービスを補完する取り組みが必要と思われます。

これは今までの補償形態や災害時などの、共助に加え、その力点を、普段からの地域住民による助け合いの強化と考えます。本村の見解を伺います。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 地域運営組織に関する本村の考え方ということでございますけれども、地域運営組織に関しまして国のほうで一つ、見解が出されております。

平成28年12月に出されたものでございます。「地域の課題解決を目指す地域運営組織に関する有識者会議」というものがございまして、その最終報告として報告されたものでございます。中山間地等を初めとする我が国のさまざまな地域において、人口減少、高齢化が進行し、生活サービスも低下する一方、地域の住民は、生まれ育った地域で暮らし続けたいという強い思いがあります。

このような状況の中、地域を守り、暮らし続けるために、地域の課題解決に向けて、地域住民自身が、自分たちでできることは、行政でなく、自分たちでやるという、当事者意識を持って、地域運営組織をつくり、活動を行うという取り組みが各地にあらわれており、今後、ますますさまざまな地域で必要されていくものとする、というような最終報告が出されております。美浦村も例外ではございません。人口減少、高齢化が進行していく中であって、地域を守り、暮らし続けるためには、行政の力には限界がございます。地域の課題解決に向けて、地域住民自身が自分たちでできることは行政でなく自分たちでやるのと、考え持っていただけるよう、当事者意識の醸成を図ってまいりたいと考えます。また、国においては、地域運営組織に対するさまざまな支援措置も制度化されております。

村としましては、これら制度の積極的な活用を図り、本村の維持と活性化の一翼を担っていただけるよう、地域運営組織の育成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ご答弁ありがとうございます。地域互助に向けた啓発のお取り組みをよろしくお願いいたします。

続いて、社会福祉法改正について伺います。これは、この4月から施行されるものでありますが、このたびの改正は、当該法人が、今後、より地域へ公益的かつ積極的にどう対応していくのかが問われているものであります。要約すれば、従来の利用者にしか関心を

示してこなかった当該法人が、今後はより積極的に地域の課題に対応することを義務づけた法律であります。本村の意向を伺います。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

社会福祉法は、社会福祉の理念と原則を示したもので、事業を行う上では、非常に貴重な基本的な事項を定めたものとなっております。

法律全体のご説明についてはいたしませんけれども、重要と思われる部分に絞ってご説明をさせていただきたいと思います。

人が社会の中で生きていく上で大切なことは、人権と尊厳だと言われております。社会福祉法第3条で、サービスの基本的な理念がございます。福祉サービスは、個人個人の尊厳の保持を旨とし、サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援し、良質、かつ、適切なものとしております。

また、第5条でもサービス提供の原則として、事業者は利用者の意向を十分に尊重し、有機的な連携を図り、創意工夫をし、総合的に提供するものとしております。ようするに人らしさと、利用者のニーズをよく理解し、事業を展開することになります。

これまでの社会福祉は高齢者や、障害者介護等をお世話することを主としたところがありました。しかし、近年では、本人ができることは、本人がし、できるように支援していくとし、本人が希望しないことは行わない考え方に変わってきております。

社会福祉とは、利用者自身が思い描くその人らしい生活を送ることを相互に理解し支援していく考え方から、近年よく使われております自助、共助、公助、そして互助を理解し、意識的にうまく利用しながら、社会が回っていくことと思っております。

社協福祉事業で例を挙げますと、現在実施しているフードバンク事業、ひとり暮らし配膳サービス事業、地域見守り活動、さらには、子供応援プロジェクトなど、社会的に弱者と思われる方々や、介護等で苦難を強いられている方々を含めまして、社協をはじめ、行政も住民や活動団体とともに、互いに支え合う互助の精神を基本に、努力を重ねているところでございます。

いずれにしましても、今回の法改正を機にですね、改めて、社会福祉事業を担う上では、社協、行政、そして、住民主体の活動団体等と一緒にしまして、有意義で良好な施設の利活用や多くの住民との協働を支えあう取り組みをさらに高めていくことを目指し努力を重ねていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ご答弁ありがとうございます。

この改革の眼目である地域社会に貢献する法人のあり方を徹底する、その理念に沿った本村の取り組みをよろしくお願いいたします。

続いて、地域共生社会に向けての取り組みについてお尋ねいたします。ことし2月に厚生労働省から我がこと丸ごと地域共生社会への取り組みが示されております。さきの互助への取り組みを踏まえ、本村の意向を伺います。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） それでは、ただいまのご質問にお答え申し上げます。

先ほども申し上げましたけれども、自助、共助、公助、そして互助の4助を基本にですね、地域住民と行政とが手を取り合い、共働社会を構築していくことが大切だと感じております。

子ども、高齢者、障害者等全ての人々が地域、暮らし、生きがいを互い共につくり高め合うことができる社会のことを、地域共生社会と定義しております。自分らしく生活できる地域コミュニティを育成し、行政をはじめとし、社会福祉協議会や行政などの公的サービス、ボランティア、地域住民などと共働して、助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築していくことを目指していくことが、大切だと感じております。

例えば、共有認識をもとに、地域で支え合うネットワークづくり、介護、医療、生活支援を一体化で進めること、そのためには、相談機能などを総合的に展開をしていく、地域包括ケアシステムの取り組みが不可欠と思っております。

また、子育てについても、地域社会全体でかわり、安心できる社会づくりに、児童相談所、学校教育関連なども含め、民間の力とも連携を図りつつ、虐待防止対策にも強化支援づくりを進めていくことも必要ですので、児童福祉法にもあるように、妊娠、出産、子育てに関し総合的に支援する子育て世代包括支援センターの構築を初め、少子化対策、少子化支援対策にも取り組んでいく必要があります。

さらには、女性や若者の活躍の場づくり、障害者、高齢者等の後方支援だけでなく、労働力としての活躍できる場づくりなど、多々ございます。

地域共生社会実現には個人個人の意識づくりを基本に、人々が人間らしくまた自分らしく生活を送る、人生に幸福を見出せるためにも、必要不可欠な意識を持って取り組むことが大切だと思っております。

そこで、今後よりよい社会づくりを推進する上でキーとなるのはやはり人材確保でございます。福祉等関連リーダーや、ボランティアなどの担い手を育成し、指導者としての確保が必要だと思っております。

将来に向け、さまざまな観点から、仕組みを構築し、浸透していくよう、組織を模索しながら、社会、地域全体が、そして、人と人が主役となり、支え合う社会づくりを目指していけるよう、今後もさまざまな事業等を通じて、地域に周知をしていくことを含めまして、意識を高める努力を、重ねていきたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ご答弁ありがとうございました。

昨年12月、北海道の八雲町で行われたシンポジウム、「持続可能な地域づくりと企業や自治体のパートナーシップ」が反響を呼んでいるようです。

これは国連が掲げる「SDGs 持続可能な開発目標」を生かした、地方創生に向けた取り組みの紹介であります。このSDGsとは、誰も置き去りにしないとの理念のもと、地球環境や経済活動、人々の暮らしなどを持続可能とするために、全ての国連加盟国が2030年までに取り組む行動計画のことで、2015年国連総会で全会一致で採択されたものがあります。日本には既に2020年度から開始される教育の新しい学習指導要領への検討がなされているようであります。

今、世界各地で起こる災害や紛争をはじめ、さまざまな問題に対峙するとき、どの国どの地域も単独での存在はあり得ないといえます。これは、私たち個人においても同じであると思います。安寧秩序は誰もが願い祈るところであります。もはや自分だけの幸福もなければ、他人だけの不幸もない、自他共の共生に向けた連携、そして互助の精神が今後ますます求められてくると考えます。以上で一つ目の質疑を終わります。

続きまして、子育て支援について、お尋ねいたします。

出産後の母親が、育児への不安や重圧などによって、ストレスや精神的に不安定となる産後うつは、新生児への虐待を招く恐れがあると言われております。

こうした事態を防ぐには、産後2週間や1カ月などの時期に産後健診を行い、母体の回復や授乳の状況、精神状態を把握して適切な対応を行うことが重要とされております。

今後、国が助成する産後ケア事業について、本村の意向を伺います。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） それではただいまのご質問にお答えいたします。

一昔前は家族形態の仕組みなどがありまして、代々親から子へと家庭の生活環境が引き継がれまして、安定した生活が営まれておりましたけれども、近年では社会環境が変化し、核家族化が進み、親族や地域での助け合いが薄れ孤立する家庭がふえ、子育てにおいても、協力者不足や不慣れさから、精神的に不安定になりやすい環境により、産後うつと言われるような現状が増加しております。

産後うつは約10人に1人が経験するとされ、特に初産の場合、うつ病など精神的な不調にかかる人は、産後2カ月間ごろまでが多く、特に、産後2週間の時期に発症リスクが高い結果が出ているようでございます。また、精神的に不安定な状態から、子供への育児放棄や虐待にまで及ぶこともあるようです。

そこで、厚生労働省としては、精神的に不安定になりやすい、母親のケアを充実する必要から、健診費用助成として、産後2週間と1カ月の2回、国と市町村が2分の1ずつ負担する助成制度を、2017年度から展開するとしております。

ただし、助成対象となるには、継続したフォローアップ体制として、病院などと協力をし、ショートステイやデイサービスを利用した支援、心身のケア、授乳指導、育児相談指

導などを行う産後ケア事業を実施することが一つの条件となっております。

参考まででございますけれども、現在、土浦保健所管内で実施しているところはございません。

これまでも、本村では、赤ちゃん訪問を実施しており、母親の健康状態や、赤ちゃんの発育状況等を確認しております。また、育児相談事業もあわせて実施し、保健師や助産師が顔の見える化、訪問を行い、信頼関係を構築し、悩みなどの相談等を通し、高リスク支援が必要な産婦さんなどには、個々の状態にあった必要なサービスへと、つないでいけるよう努力しているところでございます。

国の助成制度利用につきましては、現段階では計画を立てておりませんが、今後、国が助成制度として、使いやすい制度として、本格的に確立、実施していくことが推進されれば、母子保健の立場や少子化の現状、そして、総合協力体制啓発の上から、男女共同参画事業の交流も含め、多面的に本村でも現状を把握し、妊産婦健康診査としての位置づけの中で、条件等の内容を検証し、財政状況も考慮しつつ、実施していくかどうかを検討していく必要性はあると考えております。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ご答弁ありがとうございます。前向きなご検討をよろしく願いいたします。

最後に、地域交流館の活用について伺います。今月末にオープンする、「地域交流館みのふれ愛プラザ」は、本村の一大事業であると同時に、ランドマークとして希望と発展のシンボルでもあります。今後、広く交流の場として有効利用が期待されております。

その中、先日行われた議会報告会において、数名の方から、高齢者などの事業についてのご質問がありました。今後の高齢者や障害者などの利用について、本村の意向を伺います。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

地域交流館が3月26日に開館され、地域産品直売所、子育て支援センター、多世代交流スペースなど、小さな拠点として、多角的な利活用ができる建物となっております。村民のみならず、村外からも1人でも多くの方々に有効にご利用いただくことを最大の目的としておりますので、小さなお子さんから、お年寄りや障害をお持ちの方々全てが、自由に利用できるよう配慮していけるよう考えております。

中でも、議員がおっしゃる高齢者や障害者の方々が、有効に利用できるようにとのことですが、いつでも誰でも分け隔てのない利用ができる多世代交流スペースや研修室を備えておりますので、今後、楽しく過ごせリラックスできる空間としてお使いいただくことをご期待しているところでございます。

運営側としましては、今後、多くの方々の交流の場を進めていく上で、各種イベントの

開催、講演会、住民が主体となった活動や勉強の場等の実施を考え、支援もしていきたいと考えているところでございます。

官、民、住が一体となり、活気をつくり出す取り組みができる施設、さらには、さまざまな情報発信の中心として、良好な利活用を目指していけるよう、少しでも多くの方々の深いご理解とご協力をお願いし、ご答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ご答弁ありがとうございました。

村内はもとより、より多くの方々に愛され親しまれる交流館を切に願うものであります。

さらには、高齢者や障害者の方々にも身近で使いやすい環境となることを強く望むものであります。

これまでに、本村を築き支えてきた高齢者の方々、いつの時代もその知恵と経験は、現在と未来を豊かにするかけがえのない宝であります。高齢者を真に尊ぶ気風を確立することは、社会の持続的な繁栄の基礎となると申し上げ、私からの質疑の全てを終了いたします。ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、松村広志君の一般質問を終了いたします。

ここで会議の途中でありますが、暫時休憩といたします。

11時25分再開といたします。

午前11時14分休憩

午前11時25分開議

○議長（沼崎光芳君） それでは休憩前に引き続き、会議を続けます。

次に、竹部澄雄君の一問一答方式での一般質問を許します。

竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 皆さんこんにちは。議員番号2番竹部澄雄です。

通告に従い、質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回、いじめ対策の取り組みについてと、災害時の消防団の防災活動について及び災害時の外国人支援について、防災訓練について質問いたします。よろしくお願いします。

まず最初に、日本全国で問題になっているいじめについて質問させていただきます。

毎日のように、新聞やテレビニュース、ワイドショーなどでいじめ問題が報道され、そのいじめの標的にされた児童、生徒が悩み、苦しみ、助けのシグナルを発しても、誰にも相談できず、悩み、苦しみ、親や兄弟に心配をかけないように、相談もできない。

ただ、単にその苦しみから解放されたために、自殺、死という選択を選び、祖父、祖母、父、母、兄弟、親戚、同級生に悲しみを残し、天国に旅立ってしまう悲しい結末をこの世に残しています。

国が、いじめ防止対策推進法という法律を制定し、同時に文部科学省が定めた「いじめ

防止等のための基本的な方針」を受け、各自治体及び教育委員会を中心とし、児童、生徒にいじめの防止対策を指導しています。先日の報道で法務省が、いじめに悩んでその被害が外部に訴えるだけの力が未完成であったり、身近に相談できる大人がいなかったりする場合が少なくないので、子ども110番を設け、最寄りの法務局や地方法務局につながり、法務局職員または人権擁護委員が話を聞いて、相談する子供たちの発する信号をいち早くキャッチし、その問題を解決に導くための相談を受け付けているということです。

生徒、児童にわかりやすく、いじめをすることは悪い行動である、どのようなことがいじめになるのかということ、児童、生徒が真摯に受けとめることができれば、いじめはなくなります。いじめは今に始まったことではなく、人類が誕生したときから行われていたことであり、人間以外にも、集団で行動する動物たちにも、弱い者をいじめる行動があります。

子どもの人権問題は、周囲の目につきにくいところで発生していることが多いのが現状ですが、学校教育が充実している現在、いじめをすることは悪いことだと、児童、生徒はわかっていると思いますが、一部の人間には、人が嫌がることとしてストレスを発散し、優劣感を得るものもあります。

いじめをしている行動を非難中傷したり、いじめの実態を報告すれば、自分自身がいじめの対象にされてしまうという恐怖が生徒にあることも、いじめを早く発見できず、解決できない原因であると思います。いじめを受けている子供に児童会、生徒会、先生方がいじめ問題に取り組んでいるから、大丈夫という考えは、いじめを受けている生徒、児童に届いていないと思います。いじめを受けている生徒、児童の心の中に入らなければならないと思います。いじめを受けている子どもと、いじめをしている子ども一人ひとりの考えが違うので、会話を通じてお互いに心の中に入らなければならないと思います。

美浦村では、「いじめの防止及び根絶のための基本方針」を策定し、児童、生徒にいじめが悪いことだと、教育委員会の指導要綱に沿って指導していることなので、質問をさせていただきます。

児童会、生徒会がいじめ防止の取り組みを主体的に活動できるように支援しているのかお聞きします。

○議長（沼崎光芳君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） 竹部澄雄議員のご質問にお答えいたします。

いじめ対策の取り組みについてお尋ねをいただきました。

いじめにつきましては、どの子どもにも、どの学校においても、起こり得るものであることを十分認識しながら、いじめの防止が村内全ての学校の教職員が、みずからの問題として受けとめ、取り組むべき重要な課題であると考えており、教育委員会といたしましても、学校と一体となりまして、いじめ対策に取り組んでおります。

いじめ防止についての児童、生徒の主体的な活動につきましては、児童会、生徒会が中

心となり、自主的な活動を各学校で実施しております。

まず、美浦中学校では、6月と12月に生活委員が中心となりまして、「学びアッププロジェクト」相手の気持ちを理解しようを実施しております。

友達の嫌なことは言わない。

友達のよい点を見つけられる。

ときと場に応じたあいさつができる。

礼儀正しい言葉遣いができる。

協力して話し合いができる。

以上の5点について、全生徒が個人票でチェックし、生活委員会がその結果を踏まえ、放送やポスターなどで呼びかけ、生徒みずから相手を思いやる気持ちを醸成しております。

また、生徒総会では、「躍進 55年の歴史を胸に 日本一の学校へと突き進め」という生徒会スローガンを作成いたしまして、挨拶運動を実施するなど、年間を通して生徒の自治力の向上に取り組んでおります。

各小学校では、児童会の児童を中心に、挨拶運動に取り組めますとともに、友達のよいところを児童相互に取り上げ、それを掲示物として作成し、思いやりの心を育成しております。

このような児童、生徒一人ひとりの自治力を育成する取り組みが、これからの変化が激しい社会を生き抜いていくために必要であり、いじめ防止にも有効であると考えておりますので、引き続き実施してまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

友達の嫌なことは言わない、友達のよい点を見つけられる、ときと場に応じた挨拶ができる、礼儀正しい言葉遣いができる、協力し合い話し合いができることを個人的にチェックし、生活委員が結果を踏まえ、放送やポスターで呼びかけ、生徒みずから相手を思いやる気持ちを醸成しているそうですが、いじめを受けている児童、生徒は、この取り組みがとても嫌だという意見もあります。

いじめを体験していない者たちが、いじめの苦しみやいじめの苦しみを知らずに、私たちはいじめをなくすために頑張っている、という上から目線で、いじめをやめさせることに取り組んでいるということが、とてもつらく悲しくなるということです。

知らないふりをしている友達が、いじめはだめだということに、いじめをされたことがないものが何をわかっているのかと思うそうです。

いじめをされている子どもの発する信号を、親や先生などに報告できずにいる生徒に対して、親身に解決の糸口を見つけ、言葉をかけてあげることを重視しなければならないと思います。

美浦村では現実には、いじめは本人、保護者のみの相談で判明していますが、本人、保護

者以外からの通報、相談は、平成25年から平成27年まで1度もないように思います。

いじめが学校校内で行っているのか、学校以外の場所でされているのかも報告されていません。とても重要なことだと思います。

もし、いじめを受けている現場を目撃した児童、生徒が、教育委員会や学校または両親に報告する勇気があれば、いじめを受けている児童、生徒の助けてほしいという信号を、素早くキャッチできると思います。

そこで質問します。

生徒、児童に、特定の行動、態度の様式や価値感、規範意識など身につけさせ、理解を自覚、思考させる道徳教育を充実し、いじめ等に関する子どもたちの考えや意見等を発表する、父兄参観授業を実施しているのかお聞きしたい。

○議長（沼崎光芳君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） ご質問にお答えいたします。

各小学校において、道徳の授業公開は実施しております。その内容を、幾つかご紹介いたしますと、思いやり、親切、正しい心、勇気、考え方の違いを認め合う、などであります。道徳教育の目標は、自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことにあります。

したがって、いじめを未然に防いだり、仮に発生したときに自分たちで解決したりできる力をつけることは、道徳教育の目標そのものであり、いじめ対策にもつながるものであると考えております。

各学校では、道徳や特別活動の年間計画の中に、いじめや命の大切さなどの取り組みを位置づけて取り組みますとともに、外部講師を招聘いたしまして、命に関する講演会の開催や、SNSなどによるいじめも大きな社会問題になっておりますことから、情報モラル教室講演会を実施いたしまして、教職員のスキルアップも図っております。

また、各小中学校に対する教員の授業力向上のための訪問指導際にも、教科の教え方に特化した指導に加えまして、道徳や特別活動などへの取り組み課題についての指導も行っております。

さらに、保護者や地域の方々に対しましては、各校とも、道徳の授業や良好な人間関係を築くライフスキルを活用した授業を公開しております。

今年度は、美浦中学校の2年生で友人関係の改善をテーマとした、ライフスキルの授業を実施いたしまして、友人関係における争い事を建設的な方法で解決する方法を学習し、保護者の方にも授業に参加いただきまして、生徒が考えた解決案について、付箋にコメントを書いてもらい、授業にも参加いただいております。

このほか、各学校では道徳の時間に加えまして、学校教育全般における児童、生徒に対する指導の中で、いじめは絶対にしてはいけないと指導を行いますとともに、命の大切さ、思いやり、親切、信頼、友情についても大切に指導しております。

今年度は、より一層の教職員の資質向上を図るため、美浦ライオンズクラブの皆様のご協力によりまして、美浦中学校、大谷小学校の教職員を対象とした、ライフスキルに関する研修会を夏に実施いたしました。

来年度は、木原小学校、安中小学校でも同様の研修会を実施していただく予定でありまして、引き続き教職員のスキルアップに努めてまいります。

いずれにいたしましても、いじめに対する考え方や、その対応については、100人いれば百余の考え方があるものと存じます。

私は、まず、足元から教職員が学校生活の中で、児童、生徒の言動や行動をよく見て、気にかかることがあれば声をかけるなど、保護者も含めて、相談しやすい状態を調整いたしまして、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めていくことが、いじめ対策においては大切であると考えます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

文科省は、平成31年度から完全実施するとした道徳教育を、美浦村は道徳の授業を実施し、思いやり、親切、正しい心、勇気、考え方の違いを認め合うをテーマにした公開授業を実施しているということは、素晴らしいことだと思います。

日本における道徳教育は、第2次世界大戦前は修身という形で筆頭教科に位置づけられていましたが、戦後GHQが国史、地理と並んで修身を軍国主義教育とみなし、授業を停止した経緯があります。しかし、1958年「逆コース」の流れの中で、理性である社会人を育てる「道徳」という形で復活した教科です。記憶に新しいことでは、文部科学省とフジテレビがタイアップして制作したドラマ「HERO」などが、道徳教育番組として位置づけられた番組でした。

美浦村教育委員会は、今後のスキルアップをしているとの報告もありますので、いじめに対して素晴らしい教育を受けていると思いますのでよろしくお願いします。

次にですね、美浦村は「いじめの防止及び根絶のための基本方針」を保護者及び地域住民に周知徹底し、年間活動計画を明確にして、保護者及び地域住民の意見を取り入れるなどして、地域を巻き込んで活用しているかお聞きします。

○議長（沼崎光芳君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） ご質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましては、いじめ防止対策推進法の成立や、茨城県いじめ防止基本方針を受け、平成26年6月26日に、美浦村いじめの防止及び根絶のための基本方針を策定いたしまして、美浦村のホームページに掲載し、公開しております。

また、平成26年8月には、美浦村いじめ問題等連絡協議会規則を定めまして、警察、校長代表、生徒指導主事、適応指導教室指導員を委員といたしまして構成されます協議会の中で、村内の各学校におけるいじめ問題等について、情報を共有するとともに、その対応

策を協議し、いじめの未然防止と早期対応、早期解決に取り組んでおります。

このような中、村内小中学校におきましても、学校生活の中でいじめと認知する事案は発生しております。いじめを認知した際には、迅速に対応し、その悪化を防止し、解決に結びつけることが必要であります。

教育委員会といたしましては、各学校と相互の連絡、報告を密にしつつ、いじめの発生等について、きめ細やかな状況把握を行いまして、適切な対応に努めますとともに、重大な事案が発生した際には、稲敷警察署とも連携協力し、問題解決に当たる体制も構築しております。

各学校でも、美浦村いじめの防止及び根絶のための基本方針をもとに、学校の実情に応じた学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針であります、学校いじめ防止基本方針を定め、この基本方針に基づきまして取り組んでおります。

保護者に対しましては、学校だより、学年だより、生徒指導だよりやPTA総会、授業参観後の懇談会などで、学校の内いじめの基本方針及びいじめに関する考え方や対応について説明いたしまして、周知しますとともに、学校教育全般に関する保護者アンケートであります「学校評価」を実施いたしました。保護者からの意見を取り入れております。

さらに、各校とも学校評議員会では、地域の方に、学校経営に関する方針を提示いたしまして、学校運営、いじめや生徒指導等について意見交換を行い、学校運営に活かしております。

例えば、美浦中学校では、青少年育成美浦村民会議の方々にも授業を公開いたしまして、日ごろ生徒が授業を受けている様子を見ていただきますとともに、視察後は情報交換会を実施いたしまして、学校や生徒に対する貴重なご意見をいただいているところであります。

いずれにいたしましても、いじめの発見、その実態の把握は個人間の問題であり、個人差もあることから、大変難しい問題でもあります。

教育委員会といたしましては、子どもたちの小さな変化やサインを見逃さず、今後もいじめの未然防止、早期発見、早期対応を念頭に、組織的に対応いたしまして、引き続き関係機関との連携を図りつつ、子どもたちの自治力の育成など、児童、生徒、保護者、一人ひとりに応じた指導、支援を進めてまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） とてもすばらしい答弁ありがとうございました。

地域や保護者の方に対して道徳の授業や良好な人間関係を築くライフスキルを活用した授業を公開している。また、公開授業でいじめそのものを考える授業をしてみることも必要だと思います。また、地域住民の協力を得て、いじめの防止対策に取り組んでいるということも十分わかりました。

現在のいじめは、肉体的、精神的、立場的に自分より弱い者を、暴力、差別、嫌がらせなどによって、一方的に苦しめることであり、いじめ防止対策推進法第4条にて、いじめ

は禁じられており、同法第25条では、加害児童等に対する懲戒処分、出席停止などについても言及されている行為であることを、児童、生徒にも知らせなければならないと思います。生徒たちに何をどのようにしたら、相手の心を傷つけてしまうのか、どのような行為がいじめになるのか、生徒自身に考えさせなければ、教育委員会の言う命の大切さ、親切、信頼、友情の大切さが、自然に子どもたちの心に芽生えると思います。

学校側から強制的に、いじめはだめだと頭ごなしに押しつけるのではなく、保護者の前で、いじめについて公開授業を行い、生徒全員からの意見を発表させ、その意見を他の生徒たちに考えさせなければ、いじめを現にしている子供たちは、いじめの苦しさを知らずに、成人し、社会に出てからもいじめををすると思います。いじめをした子は、いじめをされた子の精神的な苦しみや悲しみを知らずに、子どもの親になることになると思います。世の中からは、いつまでも、いじめはなくなることだと思います。

教育委員会の今後のいじめに対する教育方針に期待し、いじめをされる者、する者の考えをいま一度見直してください。教育委員会の指導を期待しています。

いじめの対策の取り組みについては、以上で質問を終わらせていただきます。

次にです、災害時の消防団の防災活動について質問をさせていただきます。

災害時の被害把握のために、総務省消防庁が、2017年度から、都道府県の消防学校に、小型無人機ドローン、ブロードバイク、小型消火ポンプなどを配備し、地域の消防団の訓練に活用し、災害時に被害状況を素早く偵察、把握できるようにするようになっているように、総務省消防庁が発表しましたが、美浦村はこの消防団の訓練を活用するのかお聞きします。よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 竹部議員のご質問にお答えいたします。

最初にですね、本村の消防団の訓練の実施状況、これをちょっと申し上げたいと思います。本村消防団の訓練活動については、5月に新入団員を対象として、日曜講座、これを茨城県消防学校にて、受講していただいております。同じく5月に全団員を対象とした放水訓練、6月には稲敷市、阿見町、美浦村の3市町村合同により霞ヶ浦地区水防訓練、8月には幹部教養訓練といたしまして、心肺蘇生及び応急処置訓練、10月には全消防車両のポンプ圧の検査、11月には機械器具置場の点検、2月には美浦村防災訓練にて情報伝達の訓練を実施しております。

また、消防ポンプ操法大会につきましては、各分団から代表で1分団を選抜いたしまして、毎年、消防ポンプ操法大会に出場しており、7月から10月までの約4カ月間訓練を実施しております。ちなみに、平成28年度は第10分団が美浦村代表として、県南南部地区の消防ポンプ操法大会に出場いたしまして、見事優勝をされております。

このようにですね、各消防団、年間を通して訓練を実施しておりまして、有事の際、安全確実な消防活動ができるように努めているところでございます。

さて、今回ご質問のありました、新たに導入されますドローンそれからオフロードバイク、小型消防ポンプ、これらの機材につきましては、茨城県消防学校及びいなほ消防署の指導協力を得て、ただいま申し上げました本村の消防団訓練に取り入れていくよう、調整を図ってまいりたいと考えます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 消防団の活動を詳しく説明していただきありがとうございました。

消防団の活動は、村民は十分理解しています。消防団の団員の平均年齢も高くなってきていると思いますが、ドローンの操作、オフロードバイクの運転、小型消火ポンプの操作、特にドローンとオフロードバイクの操作及び運転技術習得は、災害時にとてつもない威力を発揮しますので、ぜひとも至急村で導入し、技術の向上に期待します。

また、美浦村は、湖もあり、水難事故も起こりうる危険があります。水難事故での人命救助にはドローンが必要不可欠である機材でもあります。

また、不足する消防団員の入団にも魅力ある技術の導入であり、総務省消防庁の方針に沿うように、機材導入も含めて、購入するようお願い申し上げます。

各地方自治体では、団員の高齢化と入団員の不足が指摘されていますので、若手の参加にはよろしくご検討願います。

他の自治体では、男性消防団員の減少が目立っております。女性団員の数、これがとても全国的にふえているそうです。県内では543名余りの女性消防団員が在籍しております。ちなみに、男性消防団員の数は1万6,989名、美浦村では、まだ、女性の消防団員の姿を見ることがありませんが、今後、消防団員確保のために、女性団員加入も課題になると思います。

オフロードバイクやドローンの操作を地域の消防団の訓練に活用し、いなほ消防署と茨城県消防学校の指導協力を仰ぎ、美浦村消防団訓練に取り入れるということなので、よろしくをお願いします。

次に、昨年、熊本の地震で庁舎の被災後、代替庁舎や電源通信の確保を定めたBCPの策定がなく、代替庁舎など二転三転した例があったそうです。我が村のBCP事業継続計画は153ページにも及び、他の自治体にも負けないくらいすばらしい事業継続計画書でした。その事業計画書の中で、外国人居住者の災害時の対応について定義していたので、このことについて質問いたします。

災害時に外国人を支援するために、美浦村に在住する外国人を美浦村国際交流協会及び村は把握し、災害時の避難対策をきちんと指導しているのか伺います。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） お答え申し上げます。

最初にですね、本村に居住する外国人の人数をちょっと申し上げてみたいと思います。

2月末現在、本村に住所を登録している方が290人、届け出のみの方が58人、合計で348

人の方が本村に住んでおられます。

国別では、多い順にタイ、フィリピン、韓国、中国の順で、20カ国の方が美浦村に住んでおります。

さて、竹部議員からのご質問でありました、災害時の外国人の支援につきましては、現在、作成をしております村のハザードマップ、今、タブレットに映されておりますこれがそうなんですけれども、これについては日本語版しか作成をしておりません。

また、本村独自のものではありませんが、公益財団法人茨城県国際交流協会が策定しました、外国人向けの災害時マニュアルというものがございます。これを住民課の窓口に備えまして配布をしております。

ご指摘のとおり、近年増加しつつある外国人の方への防災支援として、今後、中国語、外国語あるいは英語等のハザードマップの作成を検討してまいりたいと考えております。

また、毎年開催しております美浦村防災訓練、このときに美浦村国際交流協会の協力を得まして、外国人の訓練参加への呼びかけや、外国語版のハザードマップ等の配布を行い、災害時に備えての支援を検討してまいりたいと考えます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） ご答弁ありがとうございます。

とても詳しく答弁されて、美浦村に20カ国以上の外国籍の方がいらっしゃるということで、総勢348名、フィリピン、タイ、韓国、中国、この人たちが日本語を話せば特に問題はないのですが、その場合、どのような対策をとっているのか。

また、英語で意思の疎通ができれば問題ませんが、現実はそうでないと思います。その場合、村役場職員、外国語を話せる方がいるのか。

また、美浦村国際交流協会の会員は何名在籍し、外国語通訳ができる人がいるのか。

美浦村で配布しているハザードマップは日本語版しかないということなので、茨城県国際交流協会が作成した外国人向けの災害マニュアルを役場住民課に備えるということですが、英語版美浦村避難マップも策定していただきたいと思います。

そこでお聞きしたいのですが、外国語を話せる方というのはいらっしゃるのでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） お答え申し上げます。

村の職員で外国語を話せる方がいるのかということでございますけれども、きちっと職員にそのことを聞きまして、何名いるということは把握はしていないんですけれども、自分が思うだけでも何名かの顔が浮かんできますので、英語を話せる方は何名かおります。

今、竹部議員ご指摘のようにですね、災害時、ある程度外国の方でも、日本に住まいの方は片言の日本語ができますので、6年前の3.11のときにも、避難されてきた人もいましたけれども、それほどの不便は感じませんでした。これは避難期間が短かったということもあると思うんですけれども、これが避難期間が長くなると、何カ月も避難所にいるとい

うようなことになってくると、細かな意思疎通も、必要になってくると思います。

竹部議員ご指摘のようにですね、そうしたことに備えて、役場の職員もそうなんですけれども、村内には外国語を話せる方がかなりいるのではないかと思いますので、そうした方をきちんと村のほうに登録をしていただくということをしていきたいと思います。

そして災害に限らずですね、これから国際交流いろんな、中学生も台湾とやっておりますから、そうしたことにボランティアとしてそういう方が、助けていただければですね、さらにそういう交流も深まっていくのかなということも考えられますので、村内の方で外国語を話せる方、村のほうできちっと広報か何かで呼びかけまして、登録をしていただくということをやりたいと考えます。

それから、国際交流協会のほうもですねちょっと何人外国語を話せる通訳の方がいるかということ、自分ちょっと承知しておりませんので、こちらも美浦村の国際交流協会のほうにきちんと問い合わせをして、もし話せる方がいたら村のほうに登録をしていただくということをやりたいと思います。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。毎年行われている防災訓練の参加者が、とても少ないように思われますが、防災訓練の参加人数をふやすために、村は今後どのような検討をするのかよろしく願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） お答え申し上げます。

毎年、各小学校区を対象として行っております、美浦村防災訓練につきましては、東日本大震災から6年が経過し、参加していただく人数も年々減少しております。防災に対する意識が薄れてきているのかなということで、村としても危惧をしているところでございます。村といたしましても、住民の防災意識の高揚、地域住民間の連携強化のためにも、多くの住民の方に防災訓練に参加をしていただけるように、努めていかなければならないと考えております。

前回美浦中学校で行いました防災訓練で使用いたしました地震体験車については、多くの方に体験をしていただき、改めて大地震の脅威を再確認していただきました。

近年では各地で想定外の豪雨における土砂災害や、冠水、浸水などの水害が多発しております。本年度、安中小で実施いたしました防災訓練では、新たに大雨を体験できます降雨体験車、それから土石流や土砂崩れなどを体験できます自然災害体験車等を、霞ヶ浦河川事務所のご協力を得まして、借用するなど参加する方に少しでも興味を持っていただけるよう、訓練の内容を変え、訓練参加者の増加に努めてきたところですが、先ほど最初に申し上げたように、年々参加者が減っているというのが現状でございます。

平成29年度は木原小学校が会場となります。これまでのホームページ、広報紙、回覧、

学校を通しての通知に加えて、さきの質問にもありました、外国人の研修施設、これ木原地区にありますから、そうした施設への訓練への参加、あるいは、老人クラブを通じての高齢者の参加等を促し、参加人数をふやすよう努めてまいりたいと考えます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございました。

村も防災訓練への参加者の少なさ、防災意識が薄れていると危惧していることがとても分かりました。とても重要な問題です。村として、その防災意識を高めるために、いろいろな企画をして、大地震の体験や暴風時の体験、土砂災害の体験など、参加する方に興味を持ってもらえるような内容で、住民の防災意識を再確認してもらい、家族や住民の連帯強化に努める企画にすることになりました。

参加者をふやすために、学校から保護者への連絡をして、参加者を求め、児童との参加、外国人居住者の参加、老人クラブの参加、美浦村の企業の参加など、ホームページ、広報紙、回覧などで手広く参加を呼びかけ、参加人数をふやしていくという考えであることも分かりました。議会も、参加者がふえるように努力しますので、村も参加者をふやすよう、ぜひとも頑張ってください。よろしくお願いいたします。

今回の一般質問は、国や各都道府県が真剣に取り組み、国民を守ることをしなければならぬ課題であり、我が美浦村も住みよい村にするために、村が頑張っており取り組んでいる問題で、村が真剣に取り組んでいると言われるように、村民に伝えてください。

以上で私の一般質問は終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、竹部澄雄君の一般質問を終了いたします。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

午後1時再開いたします。

午後零時10分休憩

午後1時03分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡沢 清君の一問一答方式での一般質問を許します。

岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 6番岡沢です。通告書に基づき、2点質問させていただきます。

1点目の質問は、公共施設等総合管理計画についてです。

最初に、通告書の1番目の計画の策定状況及びその概略についてですが、さきの全員協議会で一定の報告を受けたところですが、改めて、簡単にお答えください。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 岡沢議員のご質問にお答えいたします。

ちょっと簡単ということなんですけど、ちょっと難しいので、ちょっと長くなりますけ

どもご容赦いただきたいと思います。

我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。本村においてもこれは同様の課題でございます。そこで、各地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用、需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。

また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情に合った、将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化にも資するものです。

こうしたことから、本村としましては、平成28年度公共施設等総合管理計画を策定したところでございます。

次に、公共施設等総合管理計画の概略を申し上げます。計画策定の目的は、公共施設について総合的に管理し、全体的かつ長期的な視点で、効率的な維持管理や更新等を計画的に進めていくために定めるもので、計画期間は平成29年度から平成38年度までの10年間、対象施設は、村の全公共施設169施設、5万5,118平米を対象としております。

計画の基本理念は、安心安全な公共サービスを提供し続けるため、公共施設の最適化によって、財政的負担を軽減し次の世代へ負担を先送りしない取り組みを進めることとしており、基本方針として、一つ目として、公共施設の質の向上、さらには、より効果的な維持管理運営を行うこと。二つ目として、耐震化の推進や、日ごろから維持保全の実施等により、安全確保に努めること。三つ目は、優先度や緊急度を踏まえた修繕更新等を実施するとともに、可能な限り公共施設の長寿命化を図ること。四つ目として、災害時に必要な機能が確保できるよう、安全性及び利便性の確保に努めること等を定めております。

計画の内容としては、一つ目として、全ての公共施設等の更新の費用を算定いたします。二つ目として、人口構造の変化を踏まえた村民ニーズの対応。三つ目として、公共施設等の老朽化への対応。四つ目として、厳しさを増す財政状況への対応を定めました。

また、住民アンケートを実施し、村民の皆様の公共施設の利用状況や、老朽化などに対する問題意識の把握もいたしました。

以上が計画の概略となっております。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 次に、計画策定、計画に基づく取り組みを推進する体制についてお聞きします。

公共施設等総合管理計画の策定及び計画に基づく計画の実行について、庁内ではどのような体制で臨むのでしょうか、お聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 計画の策定それと計画に基づく取り組みを推進する庁内の体制でございますけれども、計画策定は企画財政課が所管しています。

計画策定後のフォローアップ実施体制は、公共施設等マネジメント部署に、主体的に取り組む部署、これも企画財政課が中心となり、施設所管課など関連部署と連携し、全庁的な取り組み体制を構築いたします。また、全庁的な調整や合意形成を行う場としての庁内検討組織を設置したいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 次に、所有公共施設の現況及び将来の見通し、つまりは、近い将来、老朽化対策が必要となる施設があるのか。現時点での把握状況をお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 本村が所有しております施設の現況及び将来の見通しでございます。本村の建物系の公共施設については、昭和40年代から昭和60年代にかけて整備したものが大半となっております。鉄筋コンクリート造り建物の耐用年数は約60年とされています。村の所有する建物系の公共施設は、全体で5万5,000平米ありますが、築30年未満の建物は、全体の42.1%、面積にしますと、2万3,000平米、建物の老朽化が懸念される築30年以上の建物は57.9%、3万2,000平米となっています。築40年以上のものとしましては、役場及び附属の建築物が築43年、安中小学校のプール管理棟が築42年、老人福祉センターが築41年となっています。これらの建物は、随時修繕をしていますので、すぐに大規模な修繕工事を実施する必要はないと考えますが、今後の施設のあり方を検討する必要があります。

次に、インフラ系の公共施設を申し上げます。橋梁については、昭和40年代から整備が始まり、更新の目安である建築後60年を超えているものはわずかですが、平成35年以降は耐用年数を超える橋梁が増加し、更新の需要が増大してまいります。

次に、上水道でございます。上水道管は更新の目安が40年とされています。本村の場合、昭和51年から整備が始まりましたので、当初に整備したものについては、更新が必要になってきます。このため、平成29年度予算で、将来の水道施設の維持更新計画を定めた、総合的な水道事業のビジョンを策定することとしまして、計画策定のための予算として1,000万円を計上しております。

下水道については、耐用年数が50年とされています。本村では、平成4年から整備が始まりましたので、しばらくの間は更新の必要がありません。しかしながら、将来の下水道事業のしっかりとしたビジョンを持っていなければなりません。こうしたことから、経営の効率化と合理化を図り、下水道事業を安定的かつ持続的に進めるため、投資と財政の両面から今後の方向性を明らかにする、経営戦略を平成28年度に策定をいたしました。

以上が現時点での把握状況でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 次に、計画に基づいて現段階の予想で、公共施設の統合を、あるいは、除却の計画があるのかお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 公共施設の統合、そして、除却、除去の計画があるのかというご質問でございますけれども、現在では具体的な計画はございません。

今後、個別の施設の利用頻度、財政的な観点も含め検討を進めたいと考えております。

当然のことながら、統合もしくは除却の計画が具体的にになってまいりましたら、議会との協議、そして、利用者であります村民への方への十分な説明を行ってまいりたいと考えます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） さらに、策定指針に基づく補修、統合、除却等に伴う財政措置について、見通しについてお聞きします。

公共施設等総合管理計画の策定は、総務省自治財政局財政調査課による策定指針をもとに策定されるものです。同省の策定の趣旨によりますと、つまりは、将来における自治体の財源確保、国の財政措置といった観点から、策定を義務づけられているものと判断します。どのような財政措置がとられる見込みなのかお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 公共施設の適正管理に伴う村の財政の見通しでございますけれども、国は公共施設等の適正管理に要する経費について、地方財政計画の計上額を増額するとともに、長寿命化事業に対して地方財政措置を拡充いたしました。

財政措置の対象事業としては、一つ目として集約化、複合化事業。二つ目として、長寿命化事業。三つ目として、転用事業。四つ目として、立地適正化事業。五つ目として、市町村役場機能緊急保全事業。最後に、六つ目として除去事業。これが財政措置の対象事業となっております。

地方債の充当率でございますけれども、これらの事業を実施する場合、充当率が90%、のちの交付税措置率については、対象事業により異なりますが、30%から50%が交付税の措置対象となっております。

事業の対象年度なんですけれども、平成29年度から平成33年度までの5年間と今のところはなっております。

村としましては、公共施設等の適正管理に要する経費につきましては、こうした起債を最大限活用し、事業を推進してまいりたいと考えます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 公共施設等の老朽化対策、財源の確保については、各自治体共通の課題だと認識しています。

ある自治体では、財政調整基金の有効活用に関する議会での質問に対して、公共施設等

の老朽化対策の財源の部分として、基金を確保しておかなければならない、といった答弁が返されている例もあります。本村においては、現在の財政状況からすれば、公共施設等の老朽化対策に向けて、財政調整基金、公共公益施設整備基金を積み増すことは、困難であると考えられることから、主に財源の予測についての観点から質問しました。以上で公共施設等総合管理計画についての質問を終わります。

2点目の質問に移ります。放課後児童クラブについてです。平成26年9月議会で、子ども子育て支援法に基づく、村の子ども子育て支援条例に関しての協議、議案審議が行われました。その際、大谷時計台児童館と木原城山児童館で、放課後児童クラブの利用児童1人当たりの専有面積が、法に定められた面積、1人当たり1.65平米の基準を満たしていないとのことでした。確か両方とも1.4平米幾つかでした。子ども子育て支援法では、5年間の猶予期間を設けています。さらに、全員協議会の場で、村長が大谷時計台児童館に隣接する空き地があるので、そこを取得して増築する方法を検討したいとの趣旨で発言した記憶があります。

平成27年3月制定の子ども子育て支援事業計画の第1章2の4、子ども子育て支援事業の量の見込みと確保の内容の項で、今後の方向性としては、本村では入会児童は既に見込み量を超えており、見込み量の確保はできていますが、利用においては1人当たりの面積要件が、国基準より下回っている状況にあり、平成29年度において、児童クラブ数の増加を図りより充実を目指します、と書かれています。現状はどうなのでしょう。依然として、国基準を下回っているのか、それとも、利用児童数の減少によって、現在は基準を上回っているのか。国基準を満たしているのであれば、さらに、より充実を目指すといった観点から、今後の方向性をお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 堀越文恵君。

○教育次長（堀越文恵君） ただいまの岡沢議員のご質問にお答えをいたします。

放課後児童健全育成事業として実施されております放課後児童クラブは、保護者が主に労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対しまして、授業の終了後、主体的な遊びや生活の場を提供して、子どもの健全な育成を図っていく児童館事業の一つでございます。

現在、三つの小学校区ごとに、放課後児童クラブを設置し、大谷児童クラブ、木原児童クラブは、それぞれ、大谷時計台児童館、木原城山児童館、大谷第2児童クラブにおきましては、安中小学校の余裕教室を利用して、実施しているところでございます。

児童クラブの専用区画の面積要件等につきましては、平成26年4月に、平成19年に策定されました「放課後児童クラブガイドライン」が改正されまして、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が、厚生労働省令として交付されております。

この中で示されておりますが、その基準によりますと、児童クラブの専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上の面積を確保することが求められておりま

す。また、規模に関しましては、一つの支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とされているところであります。これを受けまして、当時、大谷、木原、大谷第2の各児童クラブの専用区画面積を算出いたしました。

大谷第2児童クラブは、3.68平方メートルと基準を満たしておりましたが、大谷、木原児童クラブは、入会者が多いことから、既存の建物では基準が満たされておりませんでした。児童クラブ登録者数においても、大谷児童クラブ89人、木原児童クラブ63人、大谷第2児童クラブ18人でありまして、大谷と木原の児童クラブが、40人を超えておりました。平成28年度1月現在では、大谷児童クラブ74人、木原児童クラブ77人、大谷第2児童クラブ18人の計169人となっており、全体の人数の変動は余り見られませんが、大谷児童クラブは減少傾向にあり、木原児童クラブは微増となっているところでございます。

そこで、現時点での専用区画面積の算出方法についてご説明をいたします。現在は、国の面積基準の考え方の解釈が見直されております。以前は、児童が主に使用する遊戯室の面積をもとに算出しておりましたが、遊戯室のほか、児童クラブ室、集会室といった、児童が実際に占有して使用する部屋も基準面積の算定に含めて算出するとされております。

村の実態から見た基本面積を算出いたしますと、まず、大谷時計台児童館の場合では、遊戯室、児童クラブ室、合わせて97.72平方メートルが専用区画となり、国が示している児童1人の基準面積1.65平方メートルで除すると59.2人という人数が適正な児童数になるかと思えます。

そこで、登録者数であります、実態は、もしものために登録のみといった保護者も20件以上ありまして、実際の児童の月ごとの平均利用児童数で算出した場合、最大でも59人となっておりますので、適正範囲であると認識をしております。木原時計台児童館におきましても、専用区画が124.06平方メートルとなりまして、同様な算出方法を用いた場合、75.1人が適正とされます。児童の月ごとの平均利用児童数で算出した場合、最大でも72人といった児童数になりますので、こちらも基準を満たしているものと考えられると解釈しているところでございます。

次に、人数40人以下の要件の考え方について申し上げます。

児童館職員には、一人ひとりの子どもを対象にした人間的なかわり、援助や働きかけが求められております。十分なかかわりを持つためには、生活する集団の規模の上限が必要とされており、それがおおむね40人以下であるとされております。

また、放課後児童クラブにおける一体的な支援の提供をする一つの支援単位に係る職員の数は、単位ごとに2人以上となっております。

先ほど申しました放課後児童クラブの平均利用児童数では、大谷で59人、木原では72人と、40人を超えている状況にあります、クラブを分割して運営する方法により難しい場合には、児童の安全を確保できる体制のもとで、支援の単位に分けて対応することも可能とされておりますので、この基準により運用しているところでございます。職員におきまし

ても、大谷、木原児童クラブともに、この基準を満たしているところでございます。

なお、平成27年3月に制定の「美浦村子ども子育て支援計画」におきましては、平成29年度以降、クラブ数を四つにふやす目標が挙げられておりますが、この計画におきましても、児童クラブの基準面積要件に関係しておりまして、算出方法の変更前の状況での計画となっておりますので、不足している判断で示している数字となっております。

各小学校の児童数が減少を続ける中で、大谷及び大谷第2児童クラブは、入会児童数は減少傾向でございます。また、木原児童クラブについては微増となっておりますが、利用者数を見きわめながら、当面は現状のクラブ数で児童の安全安心な居場所の確保を進めてまいりたいと考えます。

今後、児童クラブの面積基準及び人数要件において、基準を満たされない状況になっていった場合は、大谷第2児童クラブのように、小学校の余裕教室利用の検討、あるいは、国庫補助を利用した専用施設の拡張等を考えるなど、児童の遊びや生活の場として、安心安全を優先的に考えながら、適正な人数でのクラブ運営に向けて、方向性を定めてまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） ただいまの答弁では、現在では、国基準を満たしているとのことでした。児童クラブ登録者数に関しては、平成28年度1月現在では、総数で169人とのことですが、子ども子育て支援事業計画書では、実績値と本計画期間の計画値として、平成28年度の利用者数の見込みが156人となっており、実際の利用者数と登録者数にはかい離が生ずるのは当然のことと理解します。

ただ、答弁の中身で一つ気になるのは、算出方法です。実態は、もしものために登録のみといった保護者も20件以上あって、実際の児童の平均利用児童数で算出した場合に、国基準を満たしているという趣旨でしたが、平均利用児童数といった場合、まれに、利用児童数が多い日があって、国基準を下回ることもあるのではないかと想像するわけですが、そのようなことはないのでしょうか。

もしも国基準を下回るがあるとしたら、年間何日あるのかお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 堀越文恵君。

○教育次長（堀越文恵君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

国基準を下回る日ということでございますが、平成28年度で申し上げます。平成29年1月末までの10カ月間の開館日は、大谷時計台児童館では212日ございました。その中で、国基準を下回った日は、4月で3日、5月、6月、9月では、2日、12月で1日の合計10日間ございました。木原城山児童館につきましては、基準を下回った日はございませんでした。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 私が議員になったばかりのころですが、ある保護者から、大谷時

計台児童館に70人もいるのは狭すぎるということを聞きまして、大谷時計台児童館を見学させていただきました。職員が対応してくれまして、スペースが狭いということはないですかと聞きましたところ、子供たちは外で遊びたがるので、狭いということはありません、とのことでした。

しかし、冬場は室内で過ごす時間が多いのではないかと考えた記憶があります。

国が法で専用区画面積基準を定めておきながら、後に緩和する。子どもの健やかな成長を育むといった観点よりも、都合による政策変更といったものとするわけですが、次の質問に入らせていただきます。

児童館の運営に関しての保護者、児童の意見、要望の内容についてです。指定管理者制度への移行後の保護者、児童に対するアンケートの取り組みについて、直近のアンケートでどのような意見、要望が寄せられたのか、その内容について聞かしてください。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 堀越文恵君。

○教育次長（堀越文恵君） 岡沢議員のご質問にお答えをいたします。

児童館の運営につきましては、平成25年度より、管理運営費等の経費縮減を図ると同時に、開館時間の延長や事業内容の充実等、指定管理状況の把握のため、事業計画書、事業報告書の提出を求め、定期的にモニタリングを行いながら、村で運営していたときと比較してサービス等の低下がないように、業務の実施状況及び施設の管理状況などについて確認を行い、これまで通り地域と密着しながら、より利用しやすい児童館となるよう、必要に応じ助言、指導等を行っているところでございます。

また、毎年、指定管理者において児童館利用児童とその保護者にアンケート調査を行い、次年度等の行事や運営方法の検討材料としておりますので、そのうちの一部集計結果につきまして申し上げます。

利用児童114人に聞いた、児童館は楽しいかでは、いつも楽しいか50人、楽しいが29人、普通が30人、余り楽しくないが3人、楽しくないが2人でした。楽しくない理由は、遊びたい物がない、意地悪な人がいる、喧嘩が多いなどでありました。

また、保護者57人に聞いた、お子さんは楽しんで遊んでいるかでは、とても楽しんでいるが26人、楽しんでいるが27人、普通が4人でありました。

その他の意見、要望としまして、大谷及び大谷第2児童クラブの保護者からは、児童館が狭い、建物も暗く狭い、学校の校庭でもっと遊ばせてほしい、駐車場の街灯が暗いので明るくしてほしい、遠足などの行事の参加者を抽選で決めるのではなく、希望者は全員参加させてほしい、夏休みの児童クラブの利用時間の開始を、7時30分くらいに早目にしてほしい、などが挙げられております。

施設等に関することについて申し上げますと、大谷時計台児童館は、建設から30年余り経過しておりますことから、本年度は、図書室及び事務室のエアコンの取り換えを実施いたしました。また、平成29年度につきましては、遊戯室をはじめ図書室、職員室の床改修

を予算計上してございます。

また、平成10年建設の木原城山児童館も、平成27年度は空調機修繕、本年度は門扉交換などを実施いたしまして、計画的な環境整備を図っているところでございます。

日常の児童館運営につきましては、児童館運営委員会等で協議をしながら、サービス向上に取り組んでまいりたいと考えております。

今後も室内においても、快適に遊ぶことができる空間の確保、遊びを豊かにするような空間構成の工夫、そして、屋外遊びも伸び伸びとできるようにするために、学校施設や児童館との連携など、他施設の活用も含めた取り組みを検討いたしまして、利用する児童にとって良好な環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○教育次長（堀越文恵君） ただいまの答弁をお聞きした上で、さらに、お尋ねしたいことが2点あります。

大谷、大谷第2児童クラブの保護者からは、児童館が狭い、建物も暗くて汚いとのことですが、大谷第2児童クラブについては、狭いということはないだろうと推察します。暗いという指摘については、どちらについてのことはわかりません。

ただ大谷時計台児童館に関しては、以前にも、アンケートの内容についてお聞きしましたところ、やはり狭いといった声が寄せられたように記憶しています。

さらに、詳しくお尋ねします。児童館が狭い、建物が暗くて狭いとの意見は、何件あったんですか。お聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 堀越文恵君。

○教育次長（堀越文恵君） ただいまの質問にお答えをいたします。

児童館の庭が狭い、建物も暗く狭いなど環境的なことについて、大谷時計台児童館に対する意見は5件ございました。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 児童館が狭いという、これに関連して、さきの質問で放課後児童クラブの利用児童1人当たりの占有面積に関して取り上げた経過から、しつこいかもかもしれませんが、専用区画面積基準について、子ども子育て支援に関する基本的姿勢をお尋ねします。国基準を満たしているからよいとするのか、国の面積基準の解釈見直しに関して妥当なものかと判断するのか。それとも、児童館が狭い、建物も暗くて汚いという声に対応し、子どもの健やかな成長を育むといった観点で、村として専用区画面積基準について、どう判断するのか、さらにお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 堀越文恵君。

○教育次長（堀越文恵君） 岡沢議員にお答えをいたします。

大谷時計台児童館は、立地上日当たりの悪い場所であるため、暗い印象を持たれる方々は多いと認識しております。建物裏側に雑木林の山があることから、現在は定期的に枝を

伐採し、少しでも日当たりの確保をしているところがございます。

専用区画面積基準については、確かに、現在は国の基準を満たしている現状でございます。専任職員についても、子どもたちをきちんと見守り支援できる職員の確保も図っております。

また、先ほど答弁で申し上げたとおり、老朽化している遊戯室、図書室等の床については、平成29年度改修予定をしているところございまして、今後もそういった環境整備については、計画的に改善を図ってまいりたいと考えます。

専用区画面積基準についての考え方としましては、今後の利用児童数の動向を見据えながら、同時に、そこを、放課後の生活の場とする子どもたちに、よりよい環境をどう提供できるのかということに重点を置いて、検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 次に、アンケートの回答の中で、遠足などの行事の参加者を抽選で決めるのではなく、希望者は全員参加させてほしいとのことですが、遠足などの行事の参加者を抽選で決めているのは事実なのでしょうか。

事実であれば、抽選にする理由、抽選の方法を聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 堀越文恵君。

○教育次長（堀越文恵君） ただいまの質問にお答えをいたします。

参加希望者が、募集人数より多くなった場合につきましては、抽選の方法により参加者を決定することにしております。その抽選方法は、ビンゴにより決定しているところでございます。

抽選をして、参加人数を決定する理由としましては、二つございます。

一つ目の大きな理由としましては、移動手段として使用するバスの定員によるものです。村が運営していた当時から、バス代は無料としていたことから、バス1台での行事となっておりまして、現在も同じでございますが、参加人数を1台に乗車できる範囲の人数を上限としているためでございます。

二つ目としては、引率の職員が目の行き届く人数ということで、安全の確保、それが理由でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 遠足などの行事とありますが、遠足以外に抽選で参加者を決める行事があるのですか。あるのであれば、どんな行事なのかお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 堀越文恵君。

○教育次長（堀越文恵君） ただいまの質問にお答えをいたします。

そのほかの行事としましては、夏休み期間中に4年生から6年生を対象に、1泊2日の宿泊体験がございます。大洗町の子供の城や白浜少年の家等に宿泊するもので、児童館合同で実施をしているものでございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） さらに抽選となれば参加希望者に対して、当選倍率はおおむねどのくらいなのか、遠足行事に限ってお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 堀越文恵君。

○教育次長（堀越文恵君） ただいまの質問にお答えをいたします。

平成28年度の遠足は、3月28日予定で、未実施でありますので、平成27年度と平成26年度の状況についてご説明をさせていただきます。

平成27年度は、全員45人のところ参加希望者43人でありましたので、全員が参加をしております。平成26年度は、定員45人に対し47人の申し込みがあり、2人が参加できませんでした。平成26年度は定員に対し、2人程度の抽選漏れとなりますので、96%の率になるかと思えます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） いろいろと質問させていただきましたが、放課後児童健全育成事業としての、児童館の役割は多大なものがあるという認識を持って質問しました。

地域交流館における子育て支援センターの充実とあわせて、児童館の役割、機能がますます発展することを願ひまして、私の一般質問を終わります。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、岡沢 清君の一般質問を終了いたします。

ここで会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

再開を2時5分といたします。

午後1時52分休憩

午後2時06分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

次に、林 昌子君の一問一答方式での一般質問を許します。

林 昌子君。

○11番（林 昌子君） それでは、通告に従いまして2点質問をさせていただきます。

まず初めに、美浦村通学交通基金について質問をいたします。

この基金の経緯をかいつまんで申し上げますと、昭和59年、「茨城観光」による美浦村から龍ヶ崎市への路線バスが廃止となったことで、龍ヶ崎市方面に通う高校生の通学が厳しくなりました。そこで、保護者が中心となり「父母の会」として、昭和60年4月より独自にバス運行を始めたわけです。バス車両はJRA美浦トレーニング・センターからの寄贈で、通常バス定期より若干安い料金で、回数券による運賃徴収方法でした。

運行資金の残高を、バス車両の交換費用として積み立てられましたけれども、諸事情により路線バスが廃止になり、そのときの積立金残高1,841万7,647円がそのままとなっていたものを、平成20年3月21日、条例を制定して、本村の高校生の通学に関する事業の実施

に必要な財源に充てる目的で「通学交通基金」として設置されました。

その後、木原・龍ヶ崎間を運行していましたＪＲバス関東株式会社が、平成22年９月30日をもって廃止するとの申し出があり、年度途中では通学利用している高校生が通えなくなってしまうと、会社と協議をし、村が補助金を交付することで、平成22年度末まで運行可能としました。

そこで、平成22年第３回定例議会におきまして、その補助金額117万4,900円を、「龍ヶ崎方面高等学校通学バス補助金」として計上し、財源を「通学交通基金」から充当いたしました。その後は、目的に沿った活用はなされず、現在に至っておりますが、平成26年の第３回定例議会におきまして、同僚議員である石川議員のほうから、「条例を廃止し一般会計に繰り入れ、教育支援基金等の新たな基金を創設し、本村教育の財源とすることが有効ではないか」との質問がなされました。

そこでお尋ねをいたします。現段階で、教育支援基金への移行計画はあるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 林議員のご質問にお答えいたします。

通学交通基金から教育支援基金への移行につきましては、議員ご指摘のとおり、平成26年第３回議会の石川議員の一般質問でも答弁させていただきましたとおり、教育支援基金を新たに創設し、基金をそちらに積み立てをしまして、教育関係の事業に有効活用させていただきたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○１１番（林 昌子君） ただいま教育支援基金を創設し、教育関係の事業に有効活用するとのことを確認させていただきましたが、それにはまず既存の条例廃止と新条例の制定が必要と考えます。

「教育支援基金」創設すると答弁されてから２年が経過しております。条例の制定をいつ頃とお考えか、再度お尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） ご指摘のとおりですね、教育支援基金の創設をするという旨の答弁をしてから２年が経過しております。

これまで基金の創設がなされていないことについてはお詫びを申し上げます。

さて、今後の予定でございますが、平成29年６月の定例議会に、既存の基金の廃止と教育支援基金の創設の議案を提出いたします。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○１１番（林 昌子君） ２年間何もなかった上に、ただ今は６月に上程をするという、性急なとてもタイトな計画設計を伺わせていただきました。時期の件は了解をいたしました。

それでは次に、現段階で具体的な使用計画がありましたら教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 基金を創設した場合に考えられる、具体的な使用先としまして、本村が重点的に推進をしておりますＩＣＴ関係の事業、特に機器の入れ替えの際には多額の経費が必要になってまいります。こうしたことが一つ考えられます。

それからもう一つ、具体的に考えられますのは、中期的に学校給食施設の問題がございます。給食センターを建設するにしましても、あるいは、既存の給食施設の改修をするにしましても、これまた多額の経費が必要になってまいります。こうした財源として活用させていただきたいと考えます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○１１番（林 昌子君） ただいま、二つの事業をお示しいただきましたけれども、近々の計画ではなく、必要な時期に基金を取り崩し、財源に充てるというお考えであることを確認させていただきました。それも有効であると思います。

しかしながら、現在の美浦村教育支援は、どうしても乳幼児から義務教育期間までの支援に特化していると感じております。美浦村の青少年育成という観点から、高校生から成人するまでの世代への取り組みが必要ではないでしょうか。

子育て中の保護者からよく聞く言葉が、「義務教育の間は、手厚く補助されるけれども、義務教育が終わった途端、教育費がすごくかかって家計が大変である。家庭を圧迫している高校生を抱える家庭に、もっと補助をしてほしい」という言葉です。

私立に通わせられる経済状況の家庭は良いのですが、公立高校に通ってもらわないと、家計が苦しいという家庭に、村としても、何かしらの補助をしていく必要があると考えます。

そこで、本来の基金の目的であります、高校生の通学に関する支援の検討が必要であると考えますが、どのようにお考えかをお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 本村のですね高校生の通学先を考えた場合、土浦方面へはＪＲバス、江戸崎方面へはＪＲバス、あるいはＰＴＡが運行するスクールバス、龍ヶ崎方面へは、ＮＰＯ法人「稲敷みんなのまちづくり」が運行する、通称「パンダバス」がそれぞれ運行されております。便数等十分とは言えませんが、通学の足は確保されております。

こうしたことから、村として高校生の通学に関する新たな支援は、現在のところ考えておりません。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○１１番（林 昌子君） ただいま支援は考えていないと明確な答弁をいただきましたけれども、通学の足の確保は、企業と直接交渉するなど、保護者の並々ならない努力で実現

をしております。また、部長が言われましたとおり、まだまだ十分とは言えない状態です。

ただいまの答弁の最後に、龍ヶ崎方面の運行をお示しいただきました。一例としてその現状をお伝えしたいと思います。資料の1をご覧ください。

路線バスが廃止された平成23年度から、NPO法人「稲敷みんなのまちづくり」通称「パンダバス」の方のご尽力で、美浦から龍ヶ崎市内にあります公立高校に通学が可能となりました。コースの利用人数により、2台のバスで運行していただいております。現在では、需要が高まり、ご覧のように、牛久市内の公立高校へも運行拡大しています。当初、利用者は美浦村だけでしたけれども、現在は、近隣との協力により、稲敷市、阿見町、牛久市の方も利用され、平成28年度は、利用者120名中、本村の利用者は40名利用させていただいております。

資料の2をご覧ください。平成28年度は4コース運行されておりますけれども、美浦村の生徒は1・2コースで登下校をしております。

1コースは、美浦、阿見、牛久を通りまして、龍ヶ崎に行くコースとなっております、そのコースの16番目、トレセンからあたりや食堂、馬掛、根火、山王を通りまして、34番目の清明橋で18カ所のバス停を利用しております。

2コース目は、美浦から江戸崎を通って龍ヶ崎に行くコースとなっております。6番目の清明川から、光と風の丘公園、信太、谷中、ユニフードを経由をして、20番目のあたりや食堂まで、14カ所のバス停を利用しております。合わせて32カ所と、まるでデマンドタクシーのような運行していただいております。自宅から歩いてこれる距離にバス停を設定していただいているので、毎年コースを変えているそうです。

バス代ですが、例えば、龍ヶ崎二高までは安中の本橋スタンドからは2万3,600円、月額2万3,600円。光と風の丘公園からは2万3,100円と、私立のバス運行運賃よりも2割安い運賃で運行していただいております。NPOですので、ぎりぎりの値段で運行しているのが現状のようです。それでも利用されている保護者からは、高いと言われていました。何とか補助していただけないかと、利用者から要望をいただいております。

そこでお尋ねをいたしますが、高校生を抱える保護者の要望を受けて、通学費用一部補助の検討は可能かどうかということを再度お尋ねをさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 新たに創設します教育支援基金、これを利用して通学費用の一部補助ということはできないかというご質問でございますが、基金の活用方法として、大きく分けると二つの方法がございます。

元本には手をつけず基金を運用して、つまり元本を預けておくことによる利子を以って、いろいろなサービスに活用するという、いわゆる果実運用型といわれている基金の使い方と、元本を取り崩して大きな事業の財源の一部として活用する、基金にはこの二つの大きな利用の仕方が、方法がございます。

議員ご指摘の通学費用の一部を補助金としてはどうかというご提案でございますが、果実運用型ですと、現在の銀行等の利率を考えた場合、元本となる金額が足りません。一方、元本を取り崩していきまると、数年の内に基金が枯渇する状況になってしまいます。

こうしたことも考慮しながら、龍ヶ崎方面に通学していた、生徒の父兄の皆様から寄付をいただいた貴重な財源でございます。有効に活用すべく慎重に検討してまいりたいと考えます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） ただいま龍ヶ崎方面に通学していた生徒のご父兄の皆様から寄付をいただいた、貴重な財源を有効活用すべく、慎重に検討とありました。

そこで、これ以降は、村長にお尋ねをいたします。

先ほども述べましたけれども、本村在住の青少年育成のための施策として、私は、高校生の通学援助はとても有効であると考えております。

例えば、1人につき1,000円補助で年1万2,000円とし、ことしの美浦中学校卒業生140名を基準で計算しますと、年間168万円です。この補助では、10年分が可能です。10年の間には、交通事情も変わっていると推察をされるわけです。

共働きで子育てされている家庭が多い現在、このような取り組みにより、美浦村から通学できるのであれば、引っ越すこともなく、美浦村に住み続けられ、美浦村への愛郷精神が育まれることは間違いありません。

とともに、人口減少の歯止めにもつながり、美浦村にとっても大切な部分であると考えます。この取り組みに対しての村長の見解を求めます。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、林議員のですね、通学バスの部分で、前にもね、石川議員が、教育支援基金にまわしたらどうだという話がありました。

先ほども、部長のほうからですね答弁がありましたけれども、今、龍ヶ崎方面が一番、ちょっと難題になっているのかなというのはわかっております。今、私立の高校でも、県立の高校でもスクールバスを出している状況がございます。そういう意味も踏まえて、議員おっしゃる1人1,000円という補助、これをやりますとですね、龍ヶ崎方面だけではなく、いろんなところ全部出さざるを得ないという部分になります。

またスクールバスを出して、確保している私立の高校、また、県立もそういうふうな状況になってきておりますので、できれば、違う意味で援助ができるようなものを、前回も、石川議員のほうからあったように、教育に関する部分でそれを利用させていただく、まだ、検討はしていないんですが、就学するに当たって、ちょっと、困窮する家庭があるとすれば、そういう就学に対する補助制度も、村内から、今、行かれているような学校に行っている方の中で、そういう状況の方が、どの辺までを支援ができるかという部分も含めて、それは、通学バスだけではなくですね、全体的な部分で見て、検討も視野に入るのではな

いのかというふうに思っております。

ぜひそういう面で通学バスの補助とは違った、就学全体に関する部分で検討も、視野に入れていきたいというふうに考えております。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 一つ確認ですけれども、私が1人1,000円と言ったのは、該当者全体ですので、私立であろうが公立であろうが、高校生全員に対しての支援ですので、これは公平感が保たれるのではないかと思います。

また、就学前も、就学奨励金とか、いろいろなもので、結構国からの補助もありまして、中学校卒業するまでの間というのは結構手厚いものがございます。ですので、高校生以降、高校生も、公立高校の授業料程度の金額補助しているということもございますが、それでも、今、それ以上に費用がかかって就学させることが厳しいという、高校受験が厳しいという方も現実出てきているわけです。

本日、ご報告いただきましたけれども、平成28年度卒業生に関しては、美浦中卒業生に関しては、今のところは大体の方が就労することなく、個々に進学するのかなというところが見えてきているので、安心していらっしゃるころではございますが、過去には、就学ができずに、就労のほうに行くお子様も現実いらっしゃいました。

そういう意味では、わずかかもしれませんが、この補助の手を差し伸べたことで、高校受験が可能になる家庭がいるのであれば、私はそういうところに手厚くすることも大きな貢献度があると考えております。

そういう意味で、今の村長の答弁では、就学全体を視野に入れたということの中には、この通学基金というか、交通の部分の援助も入るのかということ再度お尋ねをさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） できましたらですね、就学困難な家庭の部分で、議員おっしゃるように、ことしあたりは、そういう方がいないというふうな話をいただきましたので、事情があつてなかなか行きたいんだけどいけないというようなところに、ピンポイント的に就学援助ができるようなものを、構築していきたいというふうに考えてます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 確かに事情があつていけない家庭の就学援助、これは本当に大切な部分ですので、それは否定はいたしません。それはとても大切なことであると思います。ですけれども、それはまた違った角度でいくらかでも援助できるのかなと。

また、今回の基金に関しては、ある程度公平感をもって、多くの方に波及するような事業形態を考えていただけたら、ありがたいなというふうに思うわけです。

寄付をされた当時、高校生の方が、今、大人になり結婚をして、その方のお子様が、今、ちょうど高校生になるころではないでしょうか。自分の母校に通わせたいと思う保護者も

いらっしやると思います。もしも基金を通学援助に活用することになれば、寄付をされた当時の保護者の方は、自分たちが苦勞して通わせた思いを村が受けとめて、その基金を現在の高校生に有効活用されることを、とても喜ばれると思いますし、望んでいるのではないのでしょうか。

ぜひともこの提案を、今の答弁では入らないという、確実な答弁かと思いますが、何とか少しでもこういう方々のための、検討を視野に入れた事業展開をされますことご期待を申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

続きまして2点目、自転車通行空間の整備について質問をさせていただきます。

自転車事故の死傷者数のおよそ3分の2は、何らかの法令違反があり、交通ルールを守ることによって防げる事故も多いと言われています。

本村では、大谷小学校の3年生以上と、美浦中学生の自転車通学が許可されております。

帰宅後や土日の児童生徒の移動手段はほとんど自転車であることから、自転車通行環境の整備と自転車交通安全教育の推進が必要であると考えます。

自転車道の整備等に関する法律第4条に、交通事故の発生状況、その他の事情を考慮して、自転車道整備事業を実施するよう努めなければならないと、自治体の責務により事業の実施を促しております。

また、平成28年7月には、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」が国土交通省道路局と警察庁交通局から示されました。

道路区分も、車道、自転車道、自転車歩行者、歩道と区分をされ、道路交通法での自転車道は、車道の左側を通行することが示されております。

そこで質問ですが、本村で自転車を通ってもよい道路として、許可されている自転車通行空間が確保されている箇所はどこか、お尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） 林議員質問の、本村の自転車事故防止のための自転車道の整備についてのご質問でございますが、まず、本村の道路状況についてご説明を申し上げます。本村の村道は、路線数で1,861路線、実延長で約383.7キロメートルございます。このうち、歩道の路線延長は約21.6キロメートルでございます。

まず、林議員お尋ねの村内の自転車通行空間が確保されている箇所は何か所かということですが、本村の自転車通行空間として位置づけられている道路の形態は、歩道で自転車も通行してよいと位置づけられている自転車歩行者道といわれるものでございます。

約21.6キロメートルある村道の歩道のうち、約5.5キロメートル、国、県、村道を合わせると約12キロメートルがこの形態となっております。場所につきましては、国道125号線大谷地内のトレセン入口信号から、JRへ美浦トレーニング・センター方面や、役場前から大谷小学校の間の歩道が、この形態となっております。

資料写真の説明をさせていただきますと、自転車歩行者道は、小中学校の通学路で交通

量の多い箇所に設置されております。写真上部は、県道大山江戸崎線的美浦ゴルフ倶楽部入口に標識が設置されており、「ここから」と記入されております。そして、下の県道上新田木原線と交差する大山バス停近くの標識には、「ここまで」と書かれており、その間約2.1キロメートルの区間となっております。現在では、歩道幅員は3メートル以上となっているようですが、当時はそれ以下でも認定をされていたようでございます。

また、本村にですね、自転車道につきましてはございません。以上のとおり答弁をいたします。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） ただいま詳細にご説明いただきました。

村内の自転車歩行者道のわかりやすい資料、また、このように写真も撮ってきていただき、本当にわかりやすく、資料としてまとめていただき、提示いただきましたこと関係部局に敬意を表する次第でございます。

自転車歩行車道設置箇所の位置図で示された箇所を見ますと、とても少ないというのが率直な感想です。本当に一部のメイン道路のみで、家からこの道まで行く道路が1カ所もなく、これでは大谷小の児童や美浦中生徒の登下校は、ほとんど車道を走らないといけないうことになり、危険であります。

現在は歩道が整備されている道路では、自転車通学の児童は、歩きの児童と一緒に歩道を利用しているようでございます。これは違反となるのでしょうか。確認をさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまの林議員の質問にお答えを申し上げます。

自転車の歩道通行に関しましては、以下の場合には通行できるということになっております。まず、道路標識や道路標示によって、自転車が歩道を通行できることとされているとき。そして、自転車の運転者が13歳未満の子供、70歳以上の者、体の不自由な方が通行する場合。車道または交通の状況に照らして通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ない場合。などは通行してもよいこととなっております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） はい、了解いたしました。

とてもわかりやすい資料で、図式化されているので、よくわかりました。

小学生や高齢者も常に歩道通行が認められていることが確認をできました。また、中学生もこの文言にはないのですけれども、もしかしたら、通行の安全を確保するためやむを得ない場合という認識のもと、歩道を通っているのではということで、現在の通学形態は違反ではないことが確認でき、安心をしたところでございます。

さらに、お尋ねいたしますが、土屋地区内の県道で歩道がないところに、一部グリーン

ラインが引かれておりますけれども、ここは自転車道ではないのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまのですね、土屋地区の県道にグリーンラインが引かれているといったところでございますけど、土屋地区の県道におきまして、村から県に要望いたしまして、車道と路肩を明確に分離するため、路肩に緑色のペイント表示をしていただきました。これはグリーンラインといって、歩行者用の路側帯標示なのですが、効果があると考えておりますので、村道につきましても、通行量が激しく路肩部分が広い場所につきましても、今後検討をしてみたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 了解をさせていただきました。

歩道整備されていないところは危険ですので、やはり色で識別されていると、車の運転者の方への注意喚起につながります。

ぜひ、今後も歩道がないところは検討していくという答弁いただきましたので、ぜひこのグリーンラインが広まることを期待を申し上げます。

昨今、自転車を含む交通事故が発生しております。そこで、そのような場所は、特に歩行者や自動車とぶつからない安全確保のための、早期整備が必要であると考えますが、今後の整備計画箇所はあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） 林議員ご質問の自転車道を含む、交通事故発生箇所の早期実施が急務と考えられるが、今後の計画箇所はということでございますが、自転車道といわれるものは、自転車の通行の用に供するため、縁石線または冊その他これに類する工作物によって区画された車道の部分と定義されてございます。また、その幅員は独立して原則2メートル以上となっております。したがって、自転車道の整備を行う場合は、原則、幅2メートル以上の用地を確保する必要があること。狭小道路、歩道未整備道路、砂利道などが多数あること。住民の方々の要望は、道路拡幅や排水路整備がほとんどであること。自転車道として交通規制を行う場合は、警察との協議が必要となること。

以上の状況を踏まえまして、村としてはまず、道路整備に当たりましては、車道の拡幅、排水施設整備、歩道整備を優先していることから、現状では、自転車道の整備につきましては考えてございません。

また、現状では、歩道を自転車も通行してよいと指定ができる、歩道の幅は原則3メートル以上とされ、そのほかにも交通量などの一定の基準がございますので、現状を踏査したうえ、諸条件を踏まえて、指定を行う警察とも協議を行いながら、歩行者、自転車等が安全に通行できるよう、整備に当たりましては、検討をしてみたいと考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 歩道を自転車も通行してよいと指定ができる歩道の幅は、原則3メートル以上という法律というのは、美浦村の現状からすると、とても厳しくゼロに近いそういうこの法律は、本当に、残念な法律だなとちょっと思うんですけども、安全面を考えての、国の施策ですので、余り文句は言えないんですけども、ただ、特例でやむを得ない場合は2.5メートルでも許可されると、実施を現実している自治体もあるようでございます。

そこで村長にお尋ねするわけですが、その前にですね、資料3をごらんください。上段の二つの写真ですが、これは秋田県の二ツ井町の取り組みです。左側が整備前、右側が整備後の写真となっておりますけれども、両方に歩道があるのでしょうかけれども、自転車道はございません。この道を、このように整備をしたということは、先ほどの説明の中に自転車道が左右、車が左端ということからすると、両面に引かなければいけないとすると、車道の幅が圧迫をされて厳しいというふうに思うわけですが、このようにこの道は、片側のほうに自転車道として掲示をすることで、ここを自転車が行き来をするというふうになるので、片側だけの面積で対応している実例でございます。

このような道路は美浦村でも見受けられますし、このような施策であれば、多少なりとも可能となる道が出てくるのではないかという意味で示させていただきました。

自転車道を道路の両側につくらずとも、片側で色分けすることで、自動車運転手への注意喚起をしているという取り組みの一例です。

道路への色分けは警察署ではなく、自治体の管轄になります。グリーンラインだけでなく、右下の写真のように、「矢羽根型」であれば、幅75センチから100センチでも可能ということです。さらには、下の左側の写真で示すとおり、矢羽根型の縮小版の、これを通称「通行表示」とされて、通行表示は25センチメートル幅で大丈夫との決まりでございます。これは下り坂の写真でございますが、片側にしか歩道というか、人が歩けるスペースがないような道路でも、このように自転車が通る場所として、車のドライバーへの注意喚起をしている実践例でございます。

歩道が狭いところの自転車通行区間の整備は、登下校だけではなく、下校後や土日の安全対策としても必要ではないでしょうか。この事例から見ても、美浦村の現状に合わせた対策として、矢羽根型や、通称通行標示のようなやり方も検討すべきと考えますけれども、村長はいかがお考えかお尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 秋田県の二ツ井町の例をとって、グリーンラインと矢羽根というように、示されて拝見をさせていただきました。

県道については、これは、県の工事事務所、また、稲敷警察署も含めて、また、村道にしても、稲敷警察署と村と協議ということになろうかと思えます。

自転車の死亡事故につながるような件が前にもありました。美浦村では、交通死亡事故、一応、1,000日を超えたというところにおりますけども、中学生の通学時、自転車通学と、それから、村内で自転車で移動される高齢者も含めてですね、議員おっしゃるような、グリーンラインもしくは矢羽根を使って、少しでも、自動車を運転する方に注意喚起が促せるような部分、そして、安全に通学できるような中学生の部分をつくり上げられるとすれば、これは、協議をして通学範囲のなか、美浦村全体というふうになってしまうかもしれませんが、トレーニング・センターから2キロの部分だと、ほぼ環境整備費の中でいろいろと実施することはできるんですが、そこから離れてる部分となるとなかなか歩道の整備も、行き届かない点もございます。

その辺も含めて、矢羽とかグリーンラインで、安全を促すことができるということであれば、これはもう早急に検討して、安全対策としてやっていきたいというふうに考えております。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 明快な答弁、ありがとうございました。

県道は県管轄とかございますので、なお時間もかかるころもあるかと思いますが、村独自で決定ができる部分の道路に関しては、早急にですね、これは、自治体の責任として行えるということですので、ぜひ、前向きな、今、答弁をいただきましたので、実施をしていただけることをご期待を申し上げる次第でございます。

これは余談でございますが、このカラーをつけることで予算もかかるかと思いますが、もしも、可能であれば白いラインで自転車のマークだけ記録をするというやり方もございます。白であれば予算もやすいのかなと思ったりをいたしますけれども、でも、できればこのブルーラインのほうが、車を運転する人から見ましたら、絶対注意喚起につながるのカラーですので、ぜひ、来年平成29年度以降、この場所がふえるということをご期待をさせていただきます。

それでは続きまして、最後になりますけれども資料の4をご覧ください。

これは、「自転車ってどっち」っていうところで、これは警察庁から出されている啓発チラシですけども、現在は登校時に歩きと自転車通学の児童、また中学生が交差をし、歩道内があふれるために、中学生が車道を通る箇所や、また、下り坂でスピードが加速して、地権者の車とぶつかる可能性のある箇所と、子供たちが日々危険な場所に遭遇しているのが現状でございます。法律にのっとり、マナーを守ることが自分の命を守ります。そういう意味で、事故に遭わないための安全対策には、次の資料にも出てございますけれども、このようにいろんな状況で子供たちだけではなく、大人も注意をしなければいけないこと、また2列並行、3列並行は禁止であるということも、改めて確認をすることなど、事故に遭わないための安全対策には学校での安全教育がとても大切であると考えております。教育関係者の皆様の日ごろのご尽力によりまして、本当に交通事故が少ない状態で抑

えられているということを評価させていただきますと、日ごろのご尽力に感謝を申し上げる次第であります。

村長にはただ今ご答弁を前向きにいただきました。住民の安全のためのハード面での環境整備を強力に推進するために、ぜひ、早期の検討されますことを期待を申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、林昌子君の一般質問を終了いたします。

次に、塚本光司君の一問一答方式での一般質問を許します。

塚本光司君。

○5番（塚本光司君） 5番議員、塚本でございます。

最後となりましたので、お付き合いいただければと思います。

一般質問通告書に従いまして、順次質問してまいりたいと思いますが、おおむね2点ほど、大きいのがありまして、それを、深く質問していきます。

まず、今定例会におきまして、議案として上がってきているものが何点かございます。

過去の全員協議会等においてですね、説明していただいている部分もございまして、私として、希望として、そういったことを考えてほしいというふうなことで申し上げ方をしている部分もございまして、内容等々最終確認の部分も含めまして質問してまいります。

まずは、直売所関連で4点ほど質問してまいります。1点目としまして、地域産品直売所における運営は、正式にJA茨城かすみさんに任せるのかということでございます。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） 塚本議員のご質問にお答えを申し上げます。

地域交流館の公設民営部分であります地域産品直売所につきましては、昨年6月の全員協議会でご説明申し上げまして、ご承認をいただきましたとおり、茨城かすみ農業協同組合への特命での指定管理者をお願いすることで進めてございます。

茨城かすみ農業協同組合を特命で指定させていただいた理由といたしましては、まず一つに、農家に精通していることで出荷者との連携が円滑に進められることにより、作付け品種の選定や指導等がきめ細やかに行えること。そして、二つ目として、農産物等の調達には、全国ネットをもっている農業協同組合が有利であることから、決定をさせていただいた次第でございます。

直売所の売り上げを上げるためには、年間を通し、全ての棚に陳列することが重要でございますが、村内の農産物等だけでは、品揃えが困難でございます。よって、村外の特産物等も多く仕入れる必要があるわけでございます。茨城かすみ農業協同組合は、美浦村、阿見町をエリアといたしており、管内の農産物等をブースに並ばせることができ、さらに、全国ネットを利用し、年間を通して、各地の農産物等を迅速に仕入れることが可能でございます。

以上のようなことから、特命での指定管理者の指定を進めているところでございまして、

今定例会の議案第8号 公の施設の指定管理者の指定についてを上程をさせていただいており、議員の皆様方のご承認をお願いを申し上げます。以上、ご答弁を申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） はい、ありがとうございます。

確かに昨年の全員協議会からも説明を受けておりまして、運営であったり仕入れに関してですね、反対の意見は実際にはなかったわけです。オープンが今月の3月26日日曜日ということで、実際にここまでこぎつけましたけれども、ここまで議案上がってくるのですね、逆にもっと、前回あたりの定例会でっていう気持ちもあったもんですから、これは、こちら村サイドのほうだけの話ではないので、しょうがないことであるんですが、ちょっと間際なのかなという思いが若干します。何かのもし理由があるのであればという考えもあるんですが、これは答弁はなくて結構です。

じゃ、答弁お願いします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） それでは、塚本議員のご質問にご答弁を申し上げます。

3月26日ですね、オープンというところございまして、本来であれば昨年の12月議会にですね上程をすべきではなかったかというようなご質問でございます。

昨年からですね、JAかすみさんとは、指定管理に関する協議をしてきたところでございますが、その中でも指定管理料につきましては、JA茨城かすみさんにとっても、リスクを伴う関係上、ご了解をいただくことが難しいものと思っておりました。しかし、地元農家の育成と活性化のためにですね、直売所運営について、ご尽力をいただけるというようなことで伺いました。

塚本議員ご指摘のようにですね、公の施設の指定管理者の指定といったところで上程が遅れましたことはですね、反省すべきことではございますが、JAかすみさんと十分な協議を重ねた結果の遅れとご理解をいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） はい。ありがとうございました。

ここまでこぎつけたことには本当にご苦労さまですんで、これ以上は何も申し上げませんが、それで、仮にですね、締結して、農産物等直売所のほうに納めてもらうようになるわけなんですけども、その過程においてですね、契約と何らかのですね、決め事とかが発生しているのであれば、それをちょっとお示しいただければと思います。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

茨城かすみ農協では、指定管理初年度からの黒字運営は非常に厳しいものと考えております。指定管理料につきましては、全員協議会の中でも、ご説明を申しあげましたとおり、

3年間の基本協定書を締結するとともに、別途、年度協定書を締結し、平成29年度につきましては、700万円を限度として赤字補填するものとしてございます。

地域産品直売所はスーパーマーケットと敷地をともにする施設であるため、集客率は高まるものの、生鮮野菜等多数の品目が競合するため、品数はもとより品質と価格に重点を置いた販売が重要であると考えております。

そのため、茨城かすみ農協はこれまでに、生産者に対しての説明会を開催しており、かすみ農協管内である、大谷、木原地区につきましては、直接、稲敷農協管内である安中地区につきましては、稲敷農協を通して出荷者を募集をしてまいりました。しかし、予定した出荷量が見込めなかったため、村外の管内枠まで出荷者を拡大しております。

今後も村内生産者に対しての出荷者登録、及び多品種の作付け依頼についてはですね、継続して行っていくと伺ってございます。以上答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） はい。ありがとうございました。

マックスで700万円ってきておりますけど、3年間の基本協定書であったり、別途年度の協定書ですか、さきに申し上げましたとおり、やっぱりちょっと間際での計画のかなというようなイメージが若干残るところあります。ただやっぱり農協さんもいることですから、多分、いかに慎重であったかなということでは受けとめております。

先ほどの赤字補填というところがございましたけども、JAさんと、役場執行部のほうではですね、担当者間で結構なつばぜり合いがあったのかなと、ちょっとつばぜり合いで聞こえが悪いんですけどもね。多少あったのかなということを思ってます。

それと先ほどですね、特命指定という形で、特命指定管理ですか、出てきたようですが、簡単に言えば、特命でというのは、見積競争が行われずに、ここに決めたということですよ。要するに、随意と申しましょうか。もちろんその施設のですね公共性の高さであるとか、さまざまな事情がありますので、もうこの団体でないといけませんというような考えもあっていいと思います。この団体でなければ管理はできませんよということですよ、そういったケースもあってしかりと思います。

またにこの小さな我が美浦村でこういった交流館という形で直売所出すに関しては、JA茨城かすみさんが本当にベストなのかなとやっぱり私も思います。地元の農家さんのことを考えてくれたり、実際に顔がわかっている部分がありますので、本当に最適なんだろうなと思います。ただあの先ほどありました、なかなか件数がですね、契約している件数が思ったほど村内で伸びないのでというお話が今部長のほうから答弁でございましたので、そこは、1件でも2件でも農家さんが協力してもらえるようにですね、JAさんのほうにも、よろしく願いできればなと思います。

それではですね。ここの部分なんです私が仮に運営管理等々仕入れはJAさんでもいいんじゃないのというふうに以前から申しておりましたが、過去の全協の中でもですね、

売場サイドの店長であるとか責任者ですね、その部分はちょっと引けない部分がありますと、私は農協の組合員になってますからあれですけども、農家組合長という形ですね、わかるんですが、この担当者の人選に関しては、こちらの役場執行部サイドからは何か希望で出してますか。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） 今回の地域産品直売所の指定管理につきましては、茨城かすみ農業協同組合にお願いをしてございます。そのためにですね、担当責任者の選任は農協が行うことになります。まだ、担当者は誰に決定したかというのは確認がとれてございません。しかしながら、ポケットファームどきどきを運営していた全農から、当時の立ち上げに加わっていた方を指導者に迎えるというようなことを聞いてございます。

また、飲食店の店長経験のある方をこの直売所のために雇用ということも伺っておりまして、牛久市のポケットファームどきどきにおいて既に3カ月の研修を済ませたようでございます。

ただいまの議員の村のほうから、農協の方に申し上げたことがあるかといったところでございますけど、直売所運営におきまして、始めが肝心でございます。お客様との対応や店の雰囲気づくり、クレーム処理など迅速な対応が要求されます。ご指導をお願いする方とは、本村担当者が綿密に打ち合わせを行ってございまして、3月26日のオープンに向けての調整を図っております。また、従業員さんに対してですね、商品の展示方法や、接客などの指導を徹底していただくよう、本村としてはお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） はい。ありがとうございます。

実際にこの人選等に関しましては、この3月定例会で指定管理者がJA茨城かすみさんに決まれば、基本的にはそちらサイドの指定管理者という形で任せるしかないわけなんですけど、どういった人をということですね、要望を伝えたり、また、実際には、今、ポケットファーム関係で、3カ月間研修でしたか、その本人とあったのかなというふうに私は思っておりましたが、どうもそんなことはないような、その辺は質問しておかないようにしたいと思います。最終的にですね最適な方がこの直売所のほうに就任してくれることを、切に望むというところです。

それではさきほどですね、質問のところの答弁で、年間マックスで700万円の補償という答弁がございました。これは要するに初年度この平成29年度のことですね。赤字補填が最高で700万円まで、村サイドで補填しますよということで、当初私は全部がですねもしくは一部が直売所の責任者であるとかのスタッフの人件費に消えるものなのかなというふうなイメージを持っていたんですが、実際に全員協議会等々の中で、説明を受けまして、これは納得済みです。なかなか初年度から黒字出しましょうよなんて商売そんな甘くござい

ませんので、3年をかけて、何とか黒字に転換して持っていければなというようなことのようにですから、それではJAサイドさんのですね、この運営となると、どのような形でこちら、役場執行部のほうへは、報告あるのでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） それではですね、塚本議員のご質問にお答えいたします。

ただ今、塚本委員がおっしゃったようにですね、茨城かすみ農業協同組合から提出があった収支予算書につきまして、1年目、2年目については、黒字化にはならないもの、3年目で黒字に転換するというような計画となっております。

この計画の中には、青果物の販売以外に惣菜の加工販売や、軽食等の提供も含まれておりますので、集客率の高さをイトイン等の収入でカバーできるように努力し、自主事業等も村と協力しながら、積極的に取り入れることで、早期の黒字化につなげていきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） はい。ありがとうございました。

全協でちょっと説明を受けている部分もありますのでなかなか、確認の意味もありますんで。確かに事業計画書と収支予算書ですね、そちらの提示、全協のほうで受け、また説明を受けております。これなども早目に頂戴できればよかったというような気もします。

計画書との収支予算書に関しましてですね、これは後でまた違う部分で質問で出すようにします。

今3年目の黒字化ということでかなり慎重と考えておるんでしょうってことなんです、実際にですね3年後、2年後、3年後ですかバイパスの阿見の125号バイパスの阿見ですね、追原周辺ですね。そこに阿見町さんのほうでも道の駅等々の計画が動き出していますので、かなり慎重にこれはやっていかないと難しい部分はあるのかなと、予断は許さない状況であるのかなと考えます。

さて、それではですね、二つ目のですが、地域産品の直売所における工程表というものはどのようになっておりますか。要は、予定の目標来客数ですとか、年間の売り上げ目標、それと3年後のこういった形になるであろうというような、シナリオ、イベント等を例えば何回ぐらい年間やっていこうかというような、そういうのは出しておりますでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） 来客数につきましてはですね、1日約250人、年間売り上げは、約7,600万円を見込んでございます。

しかし、先ほども申し上げましたが、スーパーと敷地を共にしておりますので、こういう直売場につきましては、全国的にも珍しいものということでございます。そういうことですね、どのように売り上げに反映するかというのは今のところわからない状況といったところでございますので、なるべく直売所に足を運んでいただくためにも、全国ネット

を活用した、県内外の果物等の農産物の販売、特産物の販売、また、近隣自治体を招いた定期的なイベントの開催、地域交流館の研修室を活用し、民間を含め地域産品を活用した料理教室、加工部門では新商品の開発を行っていく計画となっております。

その他、本村と交流のある福島県大玉村や、茨城町の特産品を販売する企画、そして、以前、姉妹村交流を行ってありました新潟県横越地区の特産品の販売等も行っていくというようなことを考えてございます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 会議の途中でありますが、ここで暫時休憩といたします。

再開を、3時35分再開といたします。

午後3時15分休憩

午後3時38分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

執行部の答弁が住んでおりますので、塚本光司君。

○5番（塚本光司君） はい、ちょっと、スローテンポだったもので最後まで行くかちょっと心配になって、ちょうど頭冷やすのにいい休憩になりました。ありがとうございました。工程表は示していただいたんでよかったんではしたか。

それではですね、3番目としまして、この、村の商工会の青年部の有志でしょうか。直売所に関しまして、かかわるということなんですけども、その内容について伺いたいと思います。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 塚本議員のご質問でございます。

地域交流館の直売所のほうに、商工会青年部、どのようなかわりを持つのかということでございますけれども、商工会青年部有志を中心としまして、まちづくり会社、これが3月3日に正式に株式会社として設立になりました。

この会社の概要について申し上げたいと思います。会社の名称でございますけれども、「株式会社まちづくり美浦」と決まりました。ただいま申し上げましたように3月3日付けで正式に、株式会社として成立をいたしました。

どのようなことをやる会社なのかということでございますけれども、会社の業務としましては、当面の事業としまして、美浦村物産館のオープンに合わせまして、美浦村の6次化商品の販売事業と北海道新ひだか町とコラボしての北海道の物販ですね、物産の販売、これを行うこととしております。

また、指定管理者となる予定のJ Aかすみは、ネット販売を行わないということでございますので、まちづくり会社がこの部分を担うことになってまいります。

さらに今後の目標としましては、J R Aほか馬グッズ等の馬関連商品の販売事業、それから、村のマスコットキャラクター並びにロゴマーク関連のノベルティ商品の販売事業、

北海道新ひだか町とコラボしての北海道物産展の開催、地域交流館での、バザー、マルシェ、フリーマーケット等各種イベント事業の開催、さらには観光事業、スポーツ事業として、霞ヶ浦沿いのマラソンやサイクリング等のイベント企画、運営等の事業展開を考えております。

会社設立に当たっては、メンバーとの話し合いをたびたび重ねてまいりました。今回設立のメンバーが異口同音に言いますことは、村の活性化のために役立ちたい、自分たちでできることはないのか、ということはずっと考えてきたということでございます。それを具体化し、実践する会社を今回設立したということでございます。

今回設立しましたまちづくり会社は、午前中、松村議員から質問をいただきました、地域運営組織に該当する組織、会社であると認識しております。村としまして、応援をしていきたいと思います。

議員の皆様におかれましても、この会社がですね、将来、村の活性化の一翼を担うような大きな会社に育っていただけるよう応援をしていただきたいなということをお願いしたいと思います。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） はい、ありがとうございました。

それではですね株式会社まちづくり美浦ですね、村として、補助であるとか助成など、あるのでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 今回、株式会社まちづくり美浦の設立に当たりまして、村からの直接の補助金でありますとか、助成金の交付、あるいは出資等はありません。

しかしながら間接的ではありますが、本年度、地方創生加速化交付金、これは交付金で10分の10の事業でございますが、これで進めておりますコンサルへの委託業務の中に、官民協働による施設経営体構築、民間企業団体等とのビジネス連携構築ということが盛り込まれております。このことを活用しまして、会社設立に当たっての事業計画書の作成等さまざまなアドバイスを行うなどの支援を行っております。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） はい。ありがとうございました。

特に補助である助成であるということはないということでございますけども、ある意味、村からですね、補助、助成なんかも考えてもいいのかなと思うくらいちょっと期待はしたいところですね。

それではですね、4番目としまして、地域産品の直売所を見据えてのコンサル業務委託、現在までの予算と、今後のかかわりはいつまでなのかちょっと確認しております。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） コンサルタント業務委託しております業者、現在までのコン

サル業務事業の予算と今後のかかわりということでございますけれども、質問の1点目ですね、コンサル業務委託の現在までの事業費の予算を申し上げます。

平成27年度地方創生先行型上乗せ交付金、これは10分の10の交付金の事業でございます。これを活用しまして、新交流拠点施設を基地としたマッシュルーム、パプリカ等地域農産品の直売並びに商品化として2,484万円。事業内容は、一つとしまして地域交流拠点施設の総合事業計画書並びに総合運営計画書の作成、二つ目としまして、地域農産品であるマッシュルーム、パプリカ、米、レンコン、水産資源等を利用した試作品開発、三つ目としまして、地域交流拠点施設オープンに向けた物産館ポータルサイト開設並びにポータルサイトを情報ステーションとした受発信システム等の実験検証を行いました。

次に、同じく平成27年度の事業としまして、地方創生加速化交付金、先ほどが上乗せ交付金でございましたけれども、加速化交付金、これも10分の10の事業でございます。新交流拠点施設を基地とした農産品、6次化商品の直販並びに事業として2,598万7,500円。この事業は繰越明許としまして、平成28年度の事業として、現在行っている事業でございます。事業内容は、にぎわい創出のための6次化商品売り上げ向上策策定とその仕組みの構築並びに実施ということで、官民協働による施設経営体構築、二つ目として、民間企業、団体等とのビジネス連携構築、三つ目としまして、地域ブランド形成のための販売プロモーション活動、四つ目としまして、6次化商品の販売拠点を先駆的で話題性の高い直売所とする目的で、地域農産品、6次化商品の情報発信、販売プロモーションのためのシステム構築、以上を行っております。

平成28年度事業としては、地方創生推進交付金、これは2分の1、交付の割合が2分の1になってまいります。これを活用しまして、米ゲルを活用した6次化商品の開発、施策として249万4,800円。6次化商品の販売促進モニタリング商品の製作に291万6,000円。マスコットキャラクター、PRロゴデザイン、グッズ製作に529万2,000円。

以上申し上げましたとおり、かなりの事業費をかけておりますが、幸いにも地方創生交付金事業の認定をいただくことができたため、全体事業費の約91%を交付金で賄うことができております。

これまで投資しました資金が無駄とならないよう、交流館を含め他地区計画エリアそして小さな拠点を中心としたエリアを活用して、本村の活性化を推進してまいりたいということを考えております。

次に質問の2点目、コンサルタントとの今後のかかわり方でございますが、全ての事業が、地方創生の交付金を活用した事業となっておりますので、平成29年3月でコンサル業務は終了となります。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） はい。ありがとうございました。

平成27年、28年度、繰越明許等の事業部分もあるようなんですが、約5,000万円を超え

る交付金等々が美浦でいただいているということを確認しました。その交付金をですね、知恵と努力でまた、運も味方したと思うんですが、引っ張れてきたこと拍手を送りたいと思います。

1点だけちょっと確認します。先ほど答弁の中に、地方創生加速化交付金であるとか、コンサル委託業務の中に官民協働で施設形態構築ですとかビジネス連携構築、そういったことが入ってました。先ほどの株式会社まちづくり美浦の中の、事業計画書作成であるとかアドバイス等々の支援をしてますよと、そこまでひっくるめてのあれだということなんですが、例えば、いつでしたか執行部さんですとか、まちづくり美浦のメンバーが北海道の新ひだか町へ行かれました。これは村でお金を出しているのか、その中から引っ張ってコンサルの方から行ったのか、そこだけ1点だけ質問します。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 北海道の新ひだか町のほうにビジネス連携の構築ということで行っております。これは今、塚本議員が申されたように、この交付金の事業の一環として行っております。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） はい、これは一環として行ったということで、特に問題はないんですね。それだけちょっと確認しときたいです。要は業者からの接待云々の話ではないっていうその部分の確認です。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） まちづくり会社がですね、新ひだか町と連携して新しいビジネスを立ち上げているように必要であると、いうことで行った訳でございまして、業者との接待ということは一切ございません。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） はい、ありがとうございます。

名誉のためにそうおっしゃっていただいてありがたいですけど、とにかく何が何でも、この地域交流館、3月26日日曜日、正式名称「みほふれ愛プラザ」ようやくスタート地点まできたわけです。これはもう村一丸となってですね、同僚議員のほうからも、一般質問ででてたようですが、頑張っていきたいと思います。

それでは、次に、大筋二つ目の質問もあります。村職員採用と人事についてでございます。現在における、村職員の正規、非正規の割合を、確認しておきます。

これが1点目でございます。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 村職員ですね、正規職員それと非正規の職員の割合ということでございますけれども、村職員、正規職員の方を正職員それから、非正規職員のほうを、非常勤特別職、非常勤一般職、臨時職員、そのように分類をした場合ですね、本年2月24

日現在、特別職、村長と教育長は除きますけれども、正職員のほうが163名、それから、非常勤特別職、これは村税等徴収嘱託員でありますとか、消費生活相談員、それから廃棄物対策管理官、社会教育指導員となりますけれども、これが7名、非常勤一般職、これは事務の補助員でありますとか、介護認定調査員、保育士、教諭、生活介助員、通所バスの運転手、バスの添乗員等になりますけれども、これが69名、臨時職員が4名となっておりまして、質問にございます割合といいますと、正職員7に対して、非正規の職員が3という割合になってまいります。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） はい、7対3ということですね。

二つ目なのですが、正規、非正規のですね、混在する中での業務というのは、どうでしょう皆さん、業務上または人間関係上ですね、支障はないですか。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） さきに答弁しましたとおり職員の割合は正職員7に対して、非正規3の割合でございます。非正規職員の採用に当たりましては、職務の内容でありますとか、報酬金額等を説明し、納得の上で勤務をいただいております。

正規、非正規が混在していることにより、業務に支障が出ているということは聞いておりません。そのようなことはないものと認識しております。

加えて申し上げれば、本村の場合、他の市町村に先駆けて、非常勤一般職の場合、勤続年数を重ねるごとに、わずかではありますが時間給がふえるような制度となっております。

また、ボーナス時には、少額ではありますが、臨時の報酬も支払うような制度となっております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） はい。ありがとうございました。

近隣自治体においてですね、何人もの通勤拒否の人を見てきてます。会ってます、そういう人とも。裏門まで来てですね、登庁できないという人を見てきました。

美浦村においてはですね、そのようなことはないですか。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 塚本議員のご質問がですね、通勤拒否という言葉が使われておりましたけれども、病気等で療養される療養休暇と、そういう職員がいるのかということで申し上げれば、3月1日現在ですね、療養休暇中のものが2名おります。それから、療養休暇が長引きますとですね、休職扱いとなってしまう。休職扱いとなっているものが1名おります。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） 私の知る某近隣自治体の例ですとですね、急加速的に年功序列をしいて、ある種、有能な若手なんでしょう、ポジションを入れかえたりしていろんな人間

関係で、登庁できなくなってしまったというような例のようでした。

美浦村にはそういったことがないことを、切に望みたいところでございます。

続いてですね、職員等々のですね、採用等する場合の、新規採用をですね、その基準をちょっとお示してください。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 新規職員の採用の基準でございますけれども、一つ目として、年齢制限がございます。年齢の上限が40歳までの者ということで本村では定めております。それから二つ目として、高等学校卒業程度以上の学力を有する者ということで、ただし学歴は問いません。三つ目としまして、専門職として採用する者にあつては、業務に必要な資格を保持しているか、年度内に取得見込みの者ということ。

以上が、採用資格といいますか基準でございます。採用方法、基準だけでよろしいですか。はい。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） それでは中途採用の場合の基準もちょっとお示してください。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 新規採用につきましては、4月1日付けの採用のみで、例えば9月とか12月とかということでの、年度途中での採用は行っておりません。

議員質問の意味がですね、中途採用の意味はですね、高卒でありますとか、大卒の新卒者以外のもの、つまり民間会社の経験者等の採用を指すのであれば、さきに申し上げました年齢制限が40歳までということの年齢制限があるということ以外はですね、いわゆる新卒者と同一の基準で同一の試験を受けていただいて、採用を決めているということでございます。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） 新卒採用なり、民間会社等々の経験者ですね、そういった人は同一の基準であり、同じ試験を受けるということですよ。

ところですね、最終局面の段階ですね、ようは最終局面は面談だと思うんですが、面談のときには重要視することが多々いろいろあると思います。それはちょっとはしょっておきます。

過去数年ですね、3年から5年くらいさかのぼって、一般行政職として、民間会社等の経験を積んだものは、何人ぐらい採用になってますか、その辺ちょっと確認します。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） お答え申し上げます。

今ですね、一般行政職ということでのご質問でありましたけれども、新規採用者ということでちょっと数字の方を申し上げたいと思います。

高校、短大、大学の新卒者以外の民間等経験者の採用者数を申し上げます。

平成25年度採用者5人中4人、平成26年、8人中5人、平成27年、6人中4人、平成28年、3人中3人、平成29年、11人中7人となり、過去5年間では新規採用者33人のうち、新卒者以外の人数は23人となっております。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） いやあおいですねびっくりしました。仮にですね、村に少なからずですね、影響のあるような人物の方、例えばその親戚の人がですね、面談試験までたどり着いたような場合、どのように面談の対応というのはとるのでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） そのような方がですね、面談の段階まできたにしても、採用に当たりましては、村長をはじめとして、人事部局のものが採用の判定委員会をつくりまして、まず、1次試験としては茨城県の統一の試験を受けてもらいます。そのときに作文も書いてもらいます。それが一次試験になります。

それから、一次試験である程度人数を絞りまして、二次試験で面談ということになってまいります。面談に当たりましては、今申し上げたような体制の中で面談を行って、その中で採用者を判定していくということでございます。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） はい、わかりました。

この、今、過去ですね、民間経験者、結構多いんですねこれ、この5年間で、受けて、採用の33人のうち23人ということですから、競争社会で民間の会社で競争の世界でやってきた人間が、とことんこの行政にかかわってもらってですね、よくなるということは最高だと思います。過去数年確かに採用多いようですが、新採と同じ土俵で競って採用までたどり着いたというのは今、趣旨のものだと思います。試験をそういった形で受けてきたと。そういったもとに、繰り返しますけど競争社会等々の民間の会社で生きてきた経験スキルをですね、大いに村行政に発揮されることを期待したいと思います。

最後にちょっと村長にも答弁もらいたいんですが、中国の故事にですね、「李下に冠を正さず」といういわれがあります。ご存じかもしれません。その戒めも踏まえましてですね、最後ですが、任命権を最終的に持つ村長はどのように考え判断しているのか、公明正大なお気持ちで、お答えくださいませ。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 人事の採用にあたっては、先ほど部長が話したと思うんですが、1次試験は県サイドで統一的に、これも高校の部とそれから大学の部と、二つに分けた部分があります。美浦では高校を出ても、当然、挑戦をされてくる方もおいでになりますし、以外と、行政にくるために行政のある程度の勉強もしてくるというようなこともあって、一次試験をクリアしたものは、面接は同じ基準でやります。

これに関しては、私も入りますけども、人事の部分と3名で対応して、点数の合算をも

って、だから、必ずしも1次試験の部分がいいからなれるということでもありませんし、民間会社に入るにしても、自分がどういう職種を目指すか、やはり美浦村を望んで来た方には、美浦村をどれだけ理解をしてくれているか、そういう部分も基準になります。

大体、美浦村を目指す人が、美浦村をどのように考えて、美浦村をどのようにしたいか。職員になったときに、どのような考え方を持って、美浦村に奉仕をするかということを、やっぱり基準的な部分は、最低限、これは必要である。

民間会社に行くに当たっても、たくさんある民間会社の中で自分の仕事として、どこを選ぶかというのは、そういう自分の持つてくる基準をその会社に当てはめて、その会社のためにどういうふうに働けるかと同じことだと思います。

これは、村民のための奉仕者として、自分がどんな考え方を持つてるか、これが最低限必要であるというふうに思います。

その経験を積んで、今、部長も、ことし3月で役場を退職されますけども、本当に、そういう意味では、いかに住民により接しながら、行政の中で、仕事ができてるかっていうことが基準になると思いますので、それは、議員の皆さんも考え方は、職員以上にこの地域を思って、村政のためにご尽力をしていることと、相通ずるものは一緒だと思います。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） はい、ありがとうございました。

今のちょっと最後と勘違いしましたね、専門職がございました。

今、村長のほうからもございました、公明正大にてあがってきたわけです。

ずっと私も、皆さん、新たに入ってきた人を去年、前期、その前の平成26年、25年、そういう中途の人の頑張りをですね、見届けたいと思います。この職離れてからですね。

最後ですよ。4番目で、専門職の人数はということでございます。

職員で専門職の方っていうの、人数どれくらいおるんでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 専門職の人数でございますけれども、3月1日現在、専門職として勤務に従事している職員は45名となっております。

内訳としましては、保健師5名、学芸員2名、看護師1名、社会福祉士2名、自動車運転手1名、幼稚園教諭9名、保育士11名、調理師、用務手が14名となっております。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） 仮に専門職で採用になって入ってきてですね、その後、普通職のほうに、普通行政職のほうに人事異動するとか、そういうのは何ら問題はないんでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 専門職として採用した職員についてもですね、人事交流として、一般職員、一般事務職への人事異動を行っております。

本村のように小規模自治体の場合、専門職で採用となった職員をずっとその場所に置いていくということが、人事上困難になってくる場合もございます。また、専門職を一つの部署にとどめることなくですね、専門職として採用した職員であっても、本人の適性を見て、村のためにその能力を十分に発揮してもらおうということもあり、人事異動を行っております。専門職を一般事務職に人事異動するということで、人事上の問題というものはないものと認識しております。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） はい。ありがとうございました。

これが最後です。本村においてですね、よく専門職であり、その分野で採用となってそのあと一般行政職に移りましてですね、多いに頑張ってる、なおかつ、大いに能力のある人がいます。私も実際見てきてそう思います。非常にいいことだなあと、本当に私も頭が下がるところなんです、中にはですね、究極の分野で入ってきたなっていう職員の人もいると思うんですよ、インディジョーンズだとかいろんな意味であると思うんですけど。

例えば今度いろんな面で発掘調査があったりとかしますけども、そういう人たちの何か生き生きしていない部分の顔とか見ちゃうと、あれと、こう思う部分もあります。

やっぱり、本当に最高の笑顔で仕事ができるなんていうのが最高ですからね。

それを職員の人にやっぱり求める部分と、やっぱりそれも住民の人が、にこにこ、わっしょい、わっしょいで頑張ってる職員の姿を見れば、やはり、来庁する住民の方も気持ちが楽になりますんで、人事交流等々もひっくるめてですね、よりよい配置をお願いできればなと思います。以上にて答弁終わります。ありがとうございました。ちょっとは最後忙しいですよ。質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、塚本光司君の一般質問を終了します。

以上で、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時15分散会

平成 29 年第 1 回
美浦村議会定例会会議録 第 3 号

平成 29 年 3 月 17 日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

議案第 1 号 村道路線の廃止について

議案第 2 号 村道路線の認定について

議案第 3 号 美浦村情報公開条例の一部を改正する条例

議案第 4 号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 5 号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 6 号 美浦村税条例等の一部を改正する条例

議案第 7 号 美浦村地域交流館条例の全部を改正する条例

議案第 8 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 9 号 平成 28 年度美浦村一般会計補正予算 (第 8 号)

議案第 10 号 平成 28 年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)

議案第 11 号 平成 28 年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号)

議案第 12 号 平成 28 年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号)

議案第 13 号 平成 28 年度美浦村介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)

議案第 14 号 平成 28 年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 15 号 平成 28 年度美浦村水道事業会計補正予算 (第 5 号)

議案第 16 号 平成 28 年度美浦村電気事業会計補正予算 (第 1 号)

(一括上程・委員長報告・討論・採決)

議案第 17 号 平成 29 年度美浦村一般会計予算

議案第 18 号 平成 29 年度美浦村国民健康保険特別会計予算

議案第 19 号 平成 29 年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算

議案第 20 号 平成 29 年度美浦村公共下水道事業特別会計予算

議案第 21 号 平成 29 年度美浦村介護保険特別会計予算

議案第 22 号 平成 29 年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算

議案第 23 号 平成 29 年度美浦村水道事業会計予算

議案第 24 号 平成 29 年度美浦村電気事業会計予算

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第 25 号 平成 28 年度美浦村一般会計補正予算 (第 9 号)

閉会中の所管事務調査について

１．出席議員

１番	松村広志君	２番	竹部澄雄君
３番	葉梨公一君	４番	小泉嘉忠君
５番	塚本光司君	６番	岡沢清君
７番	飯田洋司君	８番	山崎幸子君
９番	椎名利夫君	１０番	下村宏君
１１番	林昌子君	１２番	小泉輝忠君
１３番	石川修君	１４番	沼崎光芳君

１．欠席議員

なし

１．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席を求めた者

村					長	中	島		栄	君
教		育			長	糸	賀	正	美	君
総		務		部	長	増	尾	嘉	一	君
保	健	福	祉	部	長	松	葉	博	昭	君
経	済	建	設	部	長	岡	田		守	君
教		育		次	長	堀	越	文	恵	君
総		務		課	長	飯	塚	尚	央	君
企	画	財	政	課	長	平	野	芳	弘	君
税		務		課	長	中	澤	眞	一	君
収		納		課	長	菅	野	眞	照	君
住		民		課	長	武	田	すみ	江	君
福	祉	介	護	課	長	秦	野	一	男	君
健	康	増	進	課	長	高	橋	利	夫	君
国	保	年	金	課	長	桑	野	正	美	君
都	市	建	設	課	長	青	野	道	生	君
経		済		課	長	北	出		攻	君
生	活	環	境	課	長	石	神	真	司	君
上	下	水	道	課	長	山	口	栄	美	君
学	校	教	育	課	長	増	尾	利	治	君
生	涯	学	習	課	長	埜	口	哲	雄	君

幼 稚 園 長	鈴 木 美智子 君
大 谷 保 育 所 長	小 崎 佐智子 君
木 原 保 育 所 長	沼 崎 公 江 君

１．本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	木 鉛 昌 夫
書 記	糸 賀 一 志

午後１時００分開議

○議長（沼崎光芳君） 皆さんこんにちは。

第１回定例会のご参集、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は14名です。

これより、平成29年第１回美浦村議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（沼崎光芳君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

直ちに議事に入ります。

○議長（沼崎光芳君） 日程第１ 議案第１号 村道路線の廃止についてを議題といたします。

質疑に入ります。 質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。 討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第２ 議案第２号 村道路線の認定についてを議題といたします。

質疑に入ります。 質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。 討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第3 議案第3号 美浦村情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。 質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。 討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第4 議案第4号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。 質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。 討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第5 議案第5号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。 質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので質疑を終結いたします。

討論に入ります。 討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第6 議案第6号 美浦村税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。 質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので質疑を終結いたします。

討論に入ります。 討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第7 議案第7号 美浦村地域交流館条例の全部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第8 議案第8号 公の施設の指定管理者の指定についてを
議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第9 議案第9号 平成28年度美浦村一般会計補正予算（第
8号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第10 議案第10号 平成28年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第11 議案第11号 平成28年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第12 議案第12号 平成28年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第13 議案第13号 平成28年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第14 議案第14号 平成28年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第15 議案第15号 平成28年度美浦村水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第16 議案第16号 平成28年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第17 議案第17号 平成29年度美浦村一般、一般会計予算から日程第24 議案第24号 平成29年度美浦村電気事業会計予算までの8議案を一括議題と

いたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長石川 修君。

○予算審査特別委員長（石川 修君） 平成29年度美浦村当初予算 8 議案について、特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会は、平成29年 3 月 6 日、本議会において設置され、同日、議案第17号 平成29年度美浦村一般会計予算から、議案第24号 平成29年度美浦村電気事業会計予算の 8 議案が委員会付託となりました。

特別委員会は、3 月 6 日、3 月13日、3 月15日の 3 日間開催いたしました。

3 月 6 日の特別委員会では、正副委員長の互選を行い、指名推選により、予算審査特別委員会委員長に私、石川 修。

副委員長に椎名利夫君が選任されました。

3 月13日、15日の特別委員会では、当委員会に付託されました議案第17号 平成29年度美浦村一般会計予算から議案第24号 平成29年度美浦村電気事業会計予算の 8 議案について、慎重に審査を行いました。

その結果、議案第17号 平成29年度美浦村一般会計予算、議案第18号 平成29年度美浦村国民健康保険特別会計予算、議案第19号 平成29年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算、議案第20号 平成29年度美浦村公共下水道事業特別会計予算、議案第21号 平成29年度美浦村介護保険特別会計予算、議案第22号 平成29年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号 平成29年度美浦村水道事業会計予算、議案第24号 平成29年度美浦村電気事業会計予算の 8 議案は全会一致により可決をいたしました。

以上の結果を美浦村議会会議規則会議規則第41条第 1 項の規定により報告をいたします。

○議長（沼崎光芳君） 委員長の報告が終了しました。

委員長に対する質疑は、全議員で構成する委員会のため、省略をいたします。

○議長（沼崎光芳君） 日程第17 議案第17号 平成29年度美浦村一般会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第18 議案第18号 平成29年度美浦村国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第19 議案第19号 平成29年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第20 議案第20号 平成29年度美浦村公共下水道事業特別会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第21 議案第21号 平成29年度美浦村介護保険特別会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第22 議案第22号 平成29年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第23 議案第23号 平成29年度美浦村水道事業会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第24 議案第24号 平成29年度美浦村電気事業会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり、可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第25 議案第25号 平成28年度美浦村一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（沼崎光芳君） 提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第25号 平成28年度美浦村一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

法人税で大幅な増収となる見込みがたったことにより、歳入予算の増減調整を行うため、追加議案として予算の補正をお願いするものでございます。

第1条の歳入予算の補正でございますが、法人税の増額補正分と同額を財政調整基金繰入金で減額補正をしているため、総額の補正はございません。

それでは、補正予算事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。

村税について申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

村民税の法人税では、現年度課税分の法人税割が、最終的に大幅な増収が見込まれることとなりましたので、9,000万円の増額補正を行っております。

次に、繰入金についてご説明申し上げます。

財政調整基金繰入金では、村税の増収により財源が確保できましたので、9,000万円を財政調整基金に戻し入れることといたしまして、平成28年度の繰入予算額を1億7,296万9,000円といたしております。

以上、今回の平成28年度美浦村一般会計補正予算（第9号）の概要についてご説明を申し上げます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第26 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から閉会中の所管事務調査について申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって、平成29年第1回美浦村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時30分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する

美浦村議会議長 沼 崎 光 芳

署 名 議 員 林 昌 子

署 名 議 員 小 泉 輝 忠

署 名 議 員 石 川 修

美浦村議会予算審査特別委員会

(第 1 号)

平成 29 年 3 月 6 日 開会

1. 審査案件

- 1) 特別委員長の互選
- 2) 特別副委員長の互選

1. 出席委員

委員長	石川修君
副委員長	椎名利夫君
委員	松村広志君
〃	竹部澄雄君
〃	葉梨公一君
〃	小泉嘉忠君
〃	塚本光司君
〃	岡沢清君
〃	飯田洋司君
〃	山崎幸子君
〃	下村宏君
〃	林昌子君
〃	小泉輝忠君
〃	沼崎光芳君

1. 欠席委員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者

議会事務局 長	木鉛昌夫
書 記	糸賀一志

○議会事務局長（木鉛昌夫君） それでは、予算審査特別委員会、大変お疲れ様でございます。

本日は、委員選任後、最初の委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、美浦村議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

出席委員中、小泉嘉忠委員が年長の委員でありますので臨時委員長をお願いいたします。

○臨時委員長（小泉嘉忠君） ただいま事務局から説明がございましたように、私が年長者でありますので、これから予算審査特別委員会の委員長が決まるまでの間、臨時予算審査特別委員長の職務を行います。

委員長の互選まで、ご協力よろしくをお願いいたします。

午前11時43分開会

○臨時委員長（小泉嘉忠君） ただいまの出席委員数は、14人でございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから予算審査特別委員会を開会いたします。

これより、予算審査特別委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

予算審査特別委員長の互選は、指名推選の方法により行いますか、それとも投票のいずれにより行いますか。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 指名推選とのことでございますので、委員長の互選の方法は、指名推選とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認め、委員長の互選の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

指名推選の方法により、私が指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認め、石川 修君を委員長に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認めます。

よって、石川 修君が委員長に当選されました。

ご協力ありがとうございました。

それでは、委員長と交代をいたします。

○委員長（石川 修君） それでは、委員会を再開いたします。

これより予算審査特別副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

予算審査特別副委員長の互選の方法は、指名推選の方法により行いますか、それとも投票のいずれにより行いますか。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 指名推選とのことですので、予算審査特別副委員長の互選は、指名推選とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認め、副委員長の互選の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名推選の方法により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認め、椎名利夫君を副委員長に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、椎名利夫君が副委員長に当選されました。

○委員長（石川 修君） 以上で、予算審査特別委員会を散会いたします。

なお、次回の予算審査特別委員会は3月13日午前10時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

ご苦労さまでございました。

午前11時50分散会

美浦村議会予算審査特別委員会

(第 2 号)

平成 29 年 3 月 13 日 開議

1. 審査案件

- 1) 議案第17号 平成29年度美浦村一般会計予算
- 2) 議案第18号 平成29年度美浦村国民健康保険特別会計予算
- 3) 議案第19号 平成29年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算
- 4) 議案第20号 平成29年度美浦村公共下水道事業特別会計予算
- 5) 議案第21号 平成29年度美浦村介護保険特別会計予算
- 6) 議案第22号 平成29年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算
- 7) 議案第23号 平成29年度美浦村水道事業会計予算
- 8) 議案第24号 平成29年度美浦村電気事業会計予算

1. 出席委員

委員長	石川	修君
副委員長	椎名利夫	君
委員	松村広志	君
〃	竹部澄雄	君
〃	葉梨公一	君
〃	小泉嘉忠	君
〃	塚本光司	君
〃	岡沢清	君
〃	飯田洋司	君
〃	山崎幸子	君
〃	下村宏	君
〃	林昌子	君
〃	小泉輝忠	君
〃	沼崎光芳	君

1. 欠席委員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中 島	栄 君
教 育	長	糸 賀	正 美 君
総 務 部	長	増 尾	嘉 一 君
保 健 福 祉 部	長	松 葉	博 昭 君
経 済 建 設 部	長	岡 田	守 君
教 育 次	長	堀 越	文 恵 君
総 務 課	長	飯 塚	尚 央 君
企 画 財 政 課	長	平 野	芳 弘 君
税 務 課	長	中 澤	眞 一 君
収 納 課	長	菅 野	眞 照 君
住 民 課	長	武 田	すみ江 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課	長	大 竹	美佐子 君
福 祉 介 護 課	長	秦 野	一 男 君
健 康 増 進 課	長	高 橋	利 夫 君
国 保 年 金 課	長	桑 野	正 美 君
都 市 建 設 課	長	青 野	道 生 君
経 済 課	長	北 出	攻 君
生 活 環 境 課	長	石 神	真 司 君
上 下 水 道 課	長	山 口	栄 美 君
学 校 教 育 課	長	増 尾	利 治 君
生 涯 学 習 課	長	埜 口	哲 雄 君
幼 稚 園	長	鈴 木	美智子 君
大 谷 保 育 所	長	小 崎	佐智子 君
木 原 保 育 所	長	沼 崎	公 江 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	木 鉛 昌 夫
書 記	糸 賀 一 志

午前10時05分開議

○委員長（石川 修君） 改めまして、皆さんおはようございます。

予算審査特別委員会へのご参集、大変ご苦勞さまでございます。

さきの本会議で、当委員会に付託になりました議案第17号から議案第24号までの、平成

29年度予算の各会計8議案の審査を行います。

なお、執行部からの説明は、議案上程の際にいただいておりますので、省略をいたします。

広範囲な審査になりますので、委員におかれましては、質疑の際、予算書ページ数及び科目名を示してから、簡単明瞭な質疑を行ってください。

また、執行部におかれましても、明快な答弁をお願いいたします。

さらに、発言の際には挙手をしていただき、発言許可を得てから、マイクを使用してはっきりと発言するようお願いをいたします。

○委員長（石川 修君） ただいまの出席委員数は14名です。

ただいまより予算審査特別委員会を開会いたします。

これより審査に入ります。

○委員長（石川 修君） 議案第17号 平成29年度美浦村一般会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） おはようございます。

ページ数ですが、予算書案225ページの、生涯学習課に関する方ですねこの新規事業のほうにも載ってるようなんですけども、平成29年度ですね、10番の地域未来塾事業費の86万1,000円に関してです。

こちらのですね、協力者の方ですね、報償費ということで上がっております。

それは何人くらいの方が確保されておって、また、中学生の希望者を対象とした放課後の夏季休暇期間中ということなんですけど、何回くらいの事業というか、予定されてるんでしょうか。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長 埜口君。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） ただいまの塚本委員のご質問にお答えします。

地域未来塾事業費につきましては、教員のOBや塾講師など、地域住民の方の協力や活用を図り、経済的理由で家庭の諸事情から家庭での学習が困難であったり、学習習慣が身についていない生徒等への、地域と学校の連携、協働による学習支援事業でありまして、本年、美浦村でも家庭での学習が困難であったりした生徒に対しまして学習支援を行いたいと考えております。

対象が美浦中学生の希望者といたしまして、授業といたしましては、学習の支援員を毎

週土曜日に授業を開会したいと考えております。

毎週土曜日、35日程度で、9時から12時の3時間程度、また夏季休業中の夏休みには、10日程度集中して授業のほうを取り組みたいと考えております。

学習支援につきましては、教員OBや塾講師などを対象として2名から3名の方を確保したいと考えております。

また、支援員と別に教育活動サポーターといたしまして、一般の方や大学生を対象に、2名から3名の方で授業のサポートをしていただきたいと考えております。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） はい、ありがとうございます。

続けて同じようなあれなんです、ちょっとあの課長申し訳ないんですが、私耳ちょっととおい、難聴なもので、話、聞き取りづらいものですから、申し訳ないんですが。

この下ですね、訪問型家庭教育支援事業費ですね、70万円、これも新規のほうに載ってたと思います。

はい、こちらのほうもあわせてちょっと、ご説明いただければと思います。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課 埜口君。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） 訪問型家庭教育支援事業につきましては、近年、家族形態の多様化や経済的な問題によりまして、家庭生活に余裕のない家庭が増加しまして、保護者が子育ての悩みや不安を抱えたまま、相談する相手がいなくて、地域で孤立してしまい、その状態の深刻化が懸念されることから、地域での子育て経験者をはじめとする地域人材を中心といたしまして、教員のOBや適応指導教室の先生、民生委員・児童委員などの参画を得まして、家庭教育支援チームをつくりまして、チーム員が家庭を訪問して個別の相談に対応したり、子育てサロンなどの定期的な開催される行事での情報提供を行うなど、保護者の支援を通じまして、子供たちの育ちを支えるものです。

美浦村でも、子育て家庭や子供たちを地域社会全体で見守り支えるため、平成29年、訪問型家庭教育支援事業を計画しておるところです。

家庭教育支援チームの活動内容につきましては、保護対応を家庭訪問による相談対応といたしまして、4カ月健診受診世帯を対象とする全戸訪問と、学校、保護者、地域等からの依頼に応じた、相談という形で実施したいと計画しております。

また、家庭教育情報誌の作成や配布による啓発活動、県主催やスキルアップための研修などを通じて、保護者の話を傾聴することにより、悩みや不安の解消につなげ、家庭教育における保護者の主体性の形成につながるような支援活動をしていきたいと考えております。

支援チームにつきましては、訪問調査といたしまして、月2日ほど短時間4名で回っていただくような計画、それとは別に会議研修等の報償費として計上させていただいておるところです。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） はい、ありがとうございます。

ちょっとまた戻っちゃって申し訳ないですが、10番の地域未来のほうなんですけども、先ほど2人から3人を予定しているということでございました。

新規で来るので、これからその要するに、人材はこれからキープするということですよ
ね。

ある程度目ぼしいところで、あるのかどうかお伺いします。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長 埜口君。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） ただいまの地域未来塾のほうの、事業協力者につきましては、本格的には年度明け、予算が確定してからということになるんですけども、昨年行いました「みほちゃん広場」の関係の方々を、何人か電話で相談をしているところです。

以上です。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） ただいま示された予算書のページで、塚本委員も質問されていましたが、訪問型家庭教育支援事業費の中で、課長からも家庭教育支援チームについて述べられていましたけれども、その支援チームの編成はどのような編成になっていると、どのような方がチームを構成するのでしょうか。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長 埜口君。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） 現在の想定構成メンバーといたしましては、美浦村で活動している既存の子育て支援団体の会員さんや、茨城県家庭教育推進員に登録されている方、また、ファミリーサポートの登録者、民生委員児童委員の方々、保護司、更正保護委員といった中から人選のほうを考えていきたいと考えております。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 今言われたことをすぐに復唱はできないんですけども、いろいろは立場の方が、そのチームの構成するということですけども、支援の内容によっては、同じチームが活動するのではなくて、例えば、今、ファミリーサポートということもいますけど、つまり、家庭教育支援でいながら子育て支援に係るようなことであればそういった人も含めて構成するとか、また別の場合であれば、活動支援の内容によって、今言われたような方から、適切な方を選抜するということなんですか。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長 埜口君。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） ただいま申し上げました想定構成メンバーの方からお願いをいたしまして、相談内容につきましては、その中からチームを組んで各家庭に訪問のほう伺うのが計画で思っております。

また、相談相手の課題が軽微なものにつきましては、保護者の自立を促すような相談や、

また深刻になりましたら、専門機関への橋渡しなどをするような形で考えております。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） はい、予算書の107ページ、2番の老人福祉センター管理運営費の中の清掃委託料、これが昨年度、平成28年度の予算では29万円だったものが、今年度は53万4,000円でかなり上がっていると思うんですけど、これはどうして、この上がった要因というのは。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） はい、今の老人福祉センターの清掃委託料が上がった要因でございますけれども、ここは15年ほど前から風呂だったところだったんですよ。

そこを調理室に直しまして、厨房というかそういったところで使っていただいているんですけども、その間、大分汚れとか油の汚れとか排水管のつまりとかがございまして、それを清掃していただくために、予算を今回、組まさせていただきました。

以上です。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 老人福祉センター清掃委託料は、以前はお風呂場だったところを調理室に直したため、その清掃委託ってということで了解しました。

それと、予算書の127ページ、2番の児童館管理費の11需用費の中の施設等修繕料、これはどこの児童館で何を修繕したのかお聞かせください。

○委員長（石川 修君） 学校教育課長 増尾君。

○学校教育課長（増尾利治君） それではお答えいたします。

こちらの施設修繕料はですね、全部、大谷児童館で行う予算でございまして、内容としては遊戯室の床改修、収納改修、図書室の床改修、職員室の床改修が主立ったものとなっております。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 施設修繕料は床改修、大谷児童館の床改修ということで、了解いたしました。

それともう一つ同じ予算書のページなんで、引き続きよろしいでしょうか。

下のほうの災害救助費の応急仮設住宅借上料、これが昨年は412万8,000円、これが217万4,000円で、昨年の予算のときには7名だったって、東日本大震災の被害者の7名の住宅借上料ということで説明を受けてたんですけど、今年度は何名なんですか。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） 住宅の借り上げ料なんですけれども、現在は福島県から2人、それから、宮城県から1人ということで3名分でございます。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） はい、福島2名の宮城1名の3名ということで了解いたしました。

○委員長（石川 修君） 質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予算書の36ページです。

村債の臨時財政対策債についてなんですが、今年度は4億2,000万円に対して、来年度の予算は4億円となっています。

ちなみに平成27年度の当初予算では4億円となっていました。

つまり、平成27年度4億円に対し平成28年度は4億2,000万円、2,000万円の増額、そして来年度予算では4億円で2,000万円の減額となっています。

このことについてなんですけれども、総務省の自治財政局が各都道府県に通知した、平成29年度地方財政計画のポイントでは、地方財政の健全化の項で、臨時財政対策債の発行額が4兆452億円、前年度比で額でプラス2,572億円、率で6.8%増となっています。

このことからして、来年度については、臨時財政対策債の発行額が若干ふえるのではないかと予想していましたけれども、当初予算説明書では臨時財政対策債の発行額の伸びを考慮して2,000万円減額となっています。

当然、国との協議を経てということなんですけれども、地方財政計画全体では増額となっているのに、なぜ本村では2,000万円の減額となっているのか、国との協議の内容も含めてお聞かせください。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） はい、岡沢委員の質問にお答えいたします。

国の方針としましては岡沢委員が今おっしゃったように、国全体で6.8%の伸びと、さらにその中で市町村については13%の伸びということで、総務省からの資料をいただいております。

その中で計算に当たっては、基準財政需要額が基本となります。

それを計算しまして、収入額の差額が出てきます。

それに係数を掛けまして、最終的に財政力指数の補正とか掛けまして、数字が出てくるわけなんですけれども、平成29年の見込み額としまして、基準財政収入額、これは税収も含めた美浦村の収入になるんですけれども、それが、平成28年度よりも伸びる推計をしております。

平成28年度で11億8,600万円程度なんですけれども、平成29年度の見込みで12億2,700万円程度を推計しております。

それをもとに計算しますと、大体4億円の計算となりますので、その基準財政収入額が伸びたことにより、臨時財政対策債のほうで、国では伸びるということでやってるんですけれども、計算上美浦村では4億円程度ということで見込んでおります。

以上です。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） この臨時財政対策債は、地方交付税等との関連で見なければならぬと思いますけれども、今、課長のおっしゃったのは地方交付税の算定基準から基準財政収入額がふえるという背景で、臨時財政対策債の発行が減るという説明だったと思います。

関連して、ページ数は示しませんけれども、本年度の地方交付税の収入予想は8億2,000万円。

昨年度は8億3,000万円で、1,000万円の減額になってますけれども、これは単純に考えればわかることですけれども、課長が説明された地方交付税算定の収入額の伸びと、やはり連動しているという考えでよろしいのでしょうか。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 岡田委員の質問にお答えいたします。

そのとおりでございます。

うちのほうの場合には、昨年、平成27年度予算において、3月に税収の伸びがありました。

それに伴って、収入額がふえておりますので、その過年度分の調整も入ってまいります。

ことしも、伸びると予想をしておりますけれども、年度末ぎりぎりになりますと、交付税の調整ができません。

これが3年間にわたって調整になります。

その関係で交付税も3年間の調整が入りまして、税収は落ちているときでも、調整で交付税が下がる場合もあります。

岡沢委員がおっしゃったように、基準財政収入額が伸びているので、交付税が下がってくるということになっております。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 了解しました。

○委員長（石川 修君） 質疑のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 予算書71ページ、それと、タブレットの中に入ってる概要書のタブレットページで59ページ、特定空家対策事業費なんですけど。

この概要書のほうには空き家等の活用を推進するための事業に使うっていうふうに載ってるんですけど、具体的に空き家等の活用を推進するための事業っていうのはどのようなことをやる予定でいるのか教えてください。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 石神君。

企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 空き家の活用に関しては企画財政課が担当になりますので、私のほうから回答いたします。

活用については、323件の空き家を確認しております。

その空き家の所有者にアンケートを配付しまして、それを回収すると、その中に今後その空き家をどうしますかというような設問を入れます。

そのまま置いときますよ、あるいは、貸家として貸したい、売りたい、というような項目を入れまして、アンケートをする予定でございます。

そのアンケートに基づきまして、現在の空き家対策の空き家バンク等を企画財政課でやっておりますが、その資料としまして、貸したい、売りたいという方に対しては、その後その空き家バンク等の資料を送付したいと考えております。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） まずはアンケートをとって、空き家バンクの資料に使うっていうことで了解しました。

それと予算書の95ページの4番、民生委員児童委員協議会費395万円、これも概要書タブレットページで95ページになります。

その中に、民生委員児童委員に活動費として支給する、と書かれてありますけれど、これは何名、民生委員児童委員が全部で何名なのか、それと、1人当たり幾らくらい出すのか。

それで、その活動費もらった人たちは、その内訳の報告書のようなものを提出しているのか。

また、領収書等の添付とかもあるのか、その辺お聞かせください。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） 民生委員児童委員協議会委員の話だと思うんですけども、現在28名が在籍っていうか会員となって活動していただいております。

その中で、村としては補助金として395万円を協議会のほうに流してるということでございます。

基本的には民生委員っていうのはボランティアっていうことですので、予算はとっておりますけれども、自家用車を使ったり、そういったときの活動費っていうか、そういうのに充てられておりまして、全体で395万円でございますけれども、先ほども言いましたようにボランティアっていうことですので、一概に幾らという報酬っていうか、そういうことではなくて、その中で事業を賄っていただいているということでございます。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） はい、そうしますと1名幾らっていうことではなく、その使ったもの、そうすると、じゃあその個々の民生委員さんが、こういうものに使いました、これだけのお金がかかりましたというような報告で、お金をもらうということなんでしょうか。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） 個人個人で対応っていうか、していることが、生保を担当したり、高齢者というか、その部分を対応したり、電話とか、訪問とか、そういうことをやっただいてるのが民生委員でございまして、それを幾らかでも費弁っていうかね、足代というか、そういった部分での支払いとなっております。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） それで、1人当たり大体幾らずつっていうふうにお金をお渡して、その中で賄ってくださいっていうのであれば、今の説明で納得できるんですけど、それも決まってる金額はなしでかかった分が幾らっていうものもなし、じゃ、どのような形でお金を出しているんでしょう。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） 金額的には、月1万円程度なんですけれども、それで賄えるかっていうと、難しいところはあるかと思います。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 大体月1万円くらいということは、大体1人12万円くらいずつ出してるとのことになるんでしょうか。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） はい、そのとおりでございます。

そのほかに費弁というか、その分を出てるんですけれども、毎月定例会もやっていますから、出た費弁は1回当たり700円ということで、支払いはしております。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 私のちょっと知ってる人は、やっぱり民生委員やってる人が、そのお金が出ているから、年寄りを集めて自分ちで何かご馳走をしてあげたりとか、そういうことをやってる人もいるみたいなんですけど、それはそれぞれみんな違う、みんなちゃんとやられて、そういう報告は全くないんですか私はこういうことやりましていうような。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） 毎月、月報っていうもので、こういう作業をしましたというような報告書は毎月上がってきております。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） それは、ある程度、ちょっとまとまった金額の場合は領収書を添付するとか、そういったことは全くなしで、本人の、書いてきたその月報のそれだけですか。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） 民生委員自体、例えば、家に呼んでご馳走するとか、そ

ういった部分のことをする、人材っていうか、そういう方々ではないんですよ。

民生委員っていうのは、基本的に地区の方の要望を聞いて、行政っていうか村のほうに伝えてもらう、こういうことがあるんですけどどうなんですかっていうのは、自分で判断しないで行政のほうにつないでいただくっていうのが、民生委員の役目でございますので、それ以上のことは、その民生委員の気持ちの中でやっていただいていることだと思っております。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） はい、じゃその民生委員の役割っていうのがきっちりこう周知されて、その人は本当にボランティアの気持ちでそういったお年寄りの方たちに、ただその人は、お金が出てるからそれでやれるんだっていう言い方をしてたんで、私も聞いて、そのためのお金が出てんのかなと思ったんですけど。

○委員長（石川 修君） 課長ちょっと待って。

ちょっと暫時休憩をします。

山崎委員が言ってんのは、協議会395万円のうち1人当たり月額報酬とかは幾らか聞きたいんでしょ。

だから、ひとりいくらって民生委員には報酬でしょうよ、そのお金とこれは別だよっていう意味でしょう、課長が言ってんの。

だからこれは協議会への補助金だから、民生委員のところにやっける報酬とは違うんですよ、基本的に。

だからその辺をちょっとわきまえて質問してもらって、報酬は幾らなんだよと聞けばいいでしょうよ。

午前10時40分休憩

午前10時41分開議

○委員長（石川 修君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

秦野課長に申し上げます。

福祉介護課長、昨年度の実績があると思うんですよ。

そういうものをちょっと提示してもらって。

○委員長（石川 修君） 保健福祉部長 松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問なんですけれども、私もちょっとしばらく携わってなかったんですけれども、民生委員のやはり活動のあり方っていうのはご存じだと思うんですけれども、いずれにしても年間この395万円っていうのは、全体の協議会の中の活動費として、今お話があったように報酬とか、それぞれあります。

会長がたしか月1万2,000円で会員が1万円ということで、お渡しすることになってます。

これはあくまでも個々の活動、例えば、ガソリン代とか、いろんなところそういう使っていただくという調査活動費として、お配りしているお金でございます。

先ほど例えばお茶代っていうのはありますけれども、それはあくまでもボランティアの中でその人の心意気というか、本当にこういうこといろいろあるんだからって、気持ち的なものっていうことでやってますので、それはあくまでも1万円の中でやるのか、または自分で自腹で、きる人も多分おられると思います。

そういうことも含めて、この割り切れないところあるんですが、報酬としてはそういうお金は出しております。

あと、活動のお金の部分だけでしたっけ、内容は、それから毎月報告というか定例の民児協やってますので、その中で毎回報告書、どういう活動したかっていうのが何項目かありまして、その項目の中にチェックを入れていきます。

例えば、身体障害者関連のこととか高齢者のこととか、それから生活保護のこととか、どういうことをやったかっていうの報告入れます。

内容もきちっとその中に報告をしていただけてますので、それはどういうふうな活動したかっていうのははっきりと残っております。

それから、最終的には総会というのをちゃんとやってますので、どういうものにどういふふうなお金をどれだけ使ったかっていうのは、ちゃんとその辺は会計報告もしてますし、内容については後ほど、もしわかれば、中のあれわかりますけれども、いずれにしてもこの395万円っていうのは、そういう協議会の中での半ボランティア活動としての性質上です、協議会を運営していくお金になってますので、先ほど申しましたとおり何度もになりますけれども、報酬として支払われているところでございます。

以上です。

○委員長（石川 修君） 資料もらわなくていいの。

それでは、昨年度です、ね資料の提出をお願いします。

そのほか質疑のある方はどうぞ。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 予算書の147ページ、不法投棄対策事業費として196万1,000円が計上されておりますけれども、去年です、ね、38万3,000円が新しくことし計上されていて、放置自動車処理委託料としてあるんですけども、今までは計上されてなかったの、で、今回、新しく計上されてますけれども、何台ぐらいあるのかなっていう部分、と今までは別のところに計上されてたのかなっていうところ確認したいと思います。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 石神君。

○生活環境課長（石神真司君） ただいまの小泉輝忠委員のご質問にお答えいたします。

今回、不法投棄対策事業費の中で、放置自動車処理委託料ということで計上させていただきましたが、去年まではなかったんですが、今回、計上させていただきました。

この委託料につきましては、南原地区の村道169号線の村道上に放置されているマイクロバスなのですが、道路でも169号線は、行きどまりというか、そういう道路でして、途中まで舗装されているんですが、その先篠やぶというか、そういう状況になってまして、篠やぶを隣地の方とが刈ったらそこにマイクロバスが放置されているということで、そういう話がございまして、課のほうで見に行ったところナンバーがついておりませんで、所有者が特定できない状態でございます、マイクロバスの処理、最終的に村のほうで処理するというようなことになるかと思しますので、今回38万3,000円を計上させていただきました。

○委員長（石川 修君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 今までそういう事例が予算書の中でなかったもので、今回新たに計上されているので、どういう事案かなと思って確認するため確認しました。

わかりました。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

林委員。

○委員（林 昌子君） はい、予算書ですね、61ページ、総務費の中の企画費、8 定住促進事業費の830万円についてちょっとご質問させていただきます。

需用費の印刷製本費、30万円計上されていますけれども、これもしかしたらパンフレットかなと思うんですが、去年はなかったものなので、これは、一応部数と配布方法を教えていただけたらと思います。

また、負担金補助及び交付金の800万円ですけれども、これは、定住促進の奨励金ということですので、見込み件数ですね、また昨年来から継続されてる方もいらっしゃると思いますので、その方の内訳を教えてくださいたいと思います。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 今、印刷製本費のほうはちょっと手元の資料で確認します。

ちょっとお待ちください。

○委員長（石川 修君） 時間かかりますか、課長。

企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） まず最初のご質問で印刷製本費についてですけれども、これは、平成28年度はパンフレットが前年度つくったものがあったために、印刷はしませんでした。

それが少なくなってきたために、印刷するというものでございます。

部数なんですけれども、前回と同様の予算で積算しているため、予算要求としては何部で30万円ということではなくて、前回と同様でお願いしたいということがありましたんで、部数としては前回並みと、予算で30万円で作ってほしいということで調整しております。

さらに、補助金の推計なんですけれども、平成28年度で3年目を迎えました。

3年間は補助金が出ますので、その方の推計をしております。

平成29年度から4年目に入りますので、4年目に入りますと通常の方は3年間で終わりますけれども、義務教育の学校に通っている方、小中学生がいる家庭については、4年、5年と最長で5年となります。

推計としまして、実際に税額の補助になりますので、何件という推計がなかなか困難になっております。

実際には、その年度で計算しております。

推計としましては、1年目が200万円、2年目が200万円、3年目が200万円、4年目が、先ほど言ったように、件数が少なくなると考えられますので100万円。

5年目が100万円ということで、計800万円で推計をしております。

件数につきましては、昨年のは手元にありますので、その数字を申し上げます。

昨年の実績ですと、1回目、1年目が35件、2回目が21件、3回目が36件ということで、その数字をもとに今年度、平成29年度の推計をしております。

先ほど申しましたとおり、税額がまちまちになるため、件数ではなくて大体の金額で予算は計上させていただいております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） はい。

詳細なるご説明ありがとうございました。

印刷製本費に関してはですね、前回同様という、前回何部だったんでしょうか。

それと、件数的にですね、負担金のほうですけれども、92件ですか、今現在、昨年度の実績、平成28年度実績で92件、これは、もしもこれからね、新築とか、また、家を購入して移住してくださる方がいれば、この金額以上に、また予算化、補正を組んで予算化できるぐらいに移住してくださるたびにね、このチラシっての生かされるのかなと思いますので、また、啓発活動をお願いしたいと思います。

印刷の部数。

昨年、一昨年のよろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 大変申しわけございません。

印刷の部数前回については、手元に資料がございませんので、調べて報告したいと思います。

○委員長（石川 修君） 林委員よろしいですか。

林委員。

○委員（林 昌子君） 先ほどチラシのパンフレットの件なんですけれども、継続で申し

わけございません。

今現在の配布の仕方と、また今後もうちょっとPRするために、開拓するために、今後考えてるPR方法ありましたらよろしくお願いします。

パンフレットの活用です。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 現在のパンフレットにつきましては、役場庁舎に置いてあります。

それを自由にとっていただくような形で考えております。

また、相談に来たときにそのパンフレットを用いて相談を受けますけども、あとはインターネット、ホームページのほうに掲載させていただいております。

今後の方向なんですけれども、実際になかなか家を建てる方あるいは、購入したいという方の把握が難しいところがございますけれども、できましたらJRA美浦トレーニング・センターさんのほうにも置かせていただければと考えております。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） JRAにもってということで、やはり家を建てる方、今の割合はトレセンの方が、新築される方が多いことは、承知しております。

それとてもいいことだと思いますので、また、日ごろから私述べておりますけれども、いろんなところに大きな目立つようなチラシっていうんですかね、庁舎内に定住促進の美浦は補助して、手厚くしてるんですよというような啓発活動も必要ではないかなと思いますので、今後の計画の中に、いろんな目に見えるところにそういう提示していただくっていうのは、お願いできないものかちょっとお尋ねをさせていただきます。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○委員（林 昌子君） 今林委員がおっしゃったように、いろんな方面でPRはしていきたいと考えております。

特に、先ほど申しましたとおり、JRA美浦トレーニング・センターでは、最初社宅に入られてそのあと家を購入したり、借りる方もいらっしゃると思うんですけれども、そういう企業関係ですね、できればPRをしていきたいと考えます。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

葉梨委員。

○委員（葉梨公一君） 予算書の12ページなんですが、歳入のほうでございます。

本年度、法人税歳入が約5,900、約6,000万円増えておりますが、この要因はどういったことだと思われますでしょうか。

そしてまた、平成29年度は景気動向によりますが、どこら辺を見越しているのかお尋ねしたいと思います

○委員長（石川 修君） 税務課長 中澤君。

○税務課長（中澤眞一君） はい。

ただいまの住民税の関係でございますが、前年比、増額となっておりますが、やはり、少子高齢化、人口減少の影響か、増とは言えず、やや微減でございます。

ここ数年微減でございますが、ここでは、やはり前年予算対比となっておりますので、前年度予算も過去3年の減少を見込み、同じような感じで税収見込み収納率等で計算しております。

今回の増につきましては、その見込み額の中で収納率の向上そういうものが見られまして、平成27年度決算及び最近の直近の2月現在の県内の収納率等々の情報がございまして、その辺から計算したところでおおむね横ばい、やや減ぐらいのところ、その差し引き関係で新年度予算が増となっております。

今のところ見通しとしましては、やはり美浦村かなり高い収納率となっておりますので、今後際立って上がっていくというところにはならないかと思えます。

やはり、微減を想定しておるところでございます。

少子高齢化、人口減少の何らかの対策が必要と考えております。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 課長。

葉梨委員が聞いているのは法人税の話。

税務課長 中澤君。

○税務課長（中澤眞一君） 失礼しました。

法人税につきましては昨年9月の平成27年度決算のときに、ほかの税目が微減していたところ、法人税だけ2,500万円程度増額になっていたかと思えます。

やはり法人税につきましては、全体的には減少傾向でございます。

たまたま平成27年度につきましては、上位3社、納税額で上位の3社の中で、新規増設した事業がある会社が順調な伸びを見せたため、全体的の額では増となっているところでございます。

今年度につきましても、平成29年度の予想としましても、上位の会社が順調に推移していることから、このような伸びを計上しております。

企業の方々は、平成27年度決算の段階で、20数社解散等、減っております。

美浦村極端に大きな会社がたくさんあるわけではございませんので、上位の高額納税者3社ぐらいの動向により、かなりこの全体が動いてしまうところでございます。

見通しとしまして、今のところ上位3社順調に推移していると思っております。

今回補正予算でも5,000万円の増額補正をお願いしているところでございます。

ただ、企業でございますので、決算時、予定納税額が大きく還付された事案もございません。

まだ動向を注視していくところでございます。

以上です。

○委員長（石川 修君） 葉梨委員。

○委員（葉梨公一君） ありがとうございました。

そうしてもう一つなんですが、今現在、企業さんにおかれて免税措置、固定資産税の免税をされている会社が3社ぐらいあるということをお聞きしたんですが、この免税措置は何年まで続くんでしょうか。

○委員長（石川 修君） 税務課長 中澤君。

○税務課長（中澤眞一君） はい。

これは誘致の関係の条例の中で定められておるわけですが、事業の発足年度の差で現在のものは全て新規のものでございますので、5年間の特例措置対象で行っておるところでございます。

年数に若干ばらつきがございます。

詳しい各社の年数は、後で報告いたします。

以上です。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 予算書61ページ、6番の企業誘致事業費、これは本当に企業誘致は力を入れていかなければいけない事業だと思うんですけど、昨年度は予算11万1,000円だったものが、今年度は5万3,000円で半分くらいに減ってるんですね。

この半分に減ったのはどうしてなのでしょう。

○委員長（石川 修君） 都市建設課長 青野君。

○都市建設課長（青野道生君） はい、それでは山崎委員のご質問にお答えをいたします。

平成29年度予算につきましては5万3,000円ということで、約半分ぐらいに減額をしているかと思えます。

一つは前年度パンフレットを作成したということで、約5万円ほど当初予算を計上させていただいたと思えます。

企業誘致用のパンフレット、それから不均一課税とかですねそういうものを新たに盛り込むために、補正等の先般の補正の中でもお願いしておりましたが、企業誘致条例の改定とかですね、もろもろ行わせていただきました。

そういうものを盛り込むためのパンフレットを平成28年度につくっております。

今年度は十分に昨年度つくったパンフレットで十分間に合いますので、今年度は予算を計上をしないということにしております。

したがいまして、パンフレット分が今回なくなったということになります。

以上です。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） はい。

昨年度はパンフレットを作成して、今年度はもうそのパンフレットがあるので、減額になったってことで了解いたしました。

続きまして予算書の135ページ、6番、がん検診推進事業費、これが昨年度の予算は146万7,000円計上してあったんですけど、今年度29万円ってすごい減額なんですけど、これはなぜこのように減額したのか、その要因をお聞かせください。

○委員長（石川 修君） 健康増進課長 高橋君。

○健康増進課長（高橋利夫君） 山崎委員のご質問にお答えいたします。

135ページがん検診推進事業費の、がん検診業務委託料24万6,000円のことであったかと思うんですが、がん検診推進事業につきましては、がん検診の受診率向上により、がんの早期発見、がんによる死亡者の減少を目的として実施しているものでございます。

対象者の方に、子宮頸がん検診、乳がん検診の無料クーポン券を送付いたしまして、受診勧奨を行うとともに、健診費用の自己負担部分について助成をしております。

本村におきましては、国の要綱に基づき事業を行っているわけですが、平成29年度より無料クーポン券の送付対象者の範囲が縮小されることとなっております。

改正前の平成28年度におきましては、子宮頸がん検診につきましては、20歳、25歳、30歳、35歳、40歳になる方。

乳がん検診につきましては、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の方を対象としておりました。

改正後の平成29年度におきましては、子宮頸がん検診につきましては、初めて子宮頸がん検診の対象となる20歳の方のみが対象となっております。

また、乳がん検診につきましても、同様に初めて乳がん検診の対象となる40歳の方のみが対象となっております。

したがって、平成29年度におきましては初めて子宮頸がん検診、乳がん検診の対象年齢となった方に限られることとなったため、予算額が大幅に減額となったということでございます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） はい、無料クーポンの対象者が国のほうの制度で対象者が大幅に減ったということで、それでの大きな減額、了解しました。

それと予算書の169ページ、ここに計上されてるわけではないんですけど、昨年度はここに高橋川の調査をするための費用が計上されていて、調査は終了したってということで、その費用が載らないっていうのは分かるんですけど、それではこの高橋川はその調査した後、高橋川に関しての予算が全く計上されていないんですけど、今後どのようになるのでしょうか。

○委員長（石川 修君） 都市建設課長 青野君。

○都市建設課長（青野道生君） はい、山崎委員のご質問にお答えをいたします。

高橋川の調査については、今年度事業ということで、今、実施をしております。

今月いっぱいの工期としてちょっと作業していただいております。

大筋いろんな何パターンかを、今最終的な形として検討をしております。

このまま予定どおり我々の範囲で予定どおりいきますと、6月の議会には全員協議会にお出しする形になるだろうと思いますが、その中で高橋川の対策として、こういう方法、こういう方法、こういう方法というものを、お示しできるだろうというふうに思っております。

もちろん稲敷市さん、125号線、稲敷市さんも含めて、あの一体を一体的なものの考えとしております。

稲敷市さんだけ良くて美浦村がだめなのかとかね、その逆のパターンもございます。

美浦村だけ良くて、細い川を挟んで稲敷市さんのほうは何も対応しないと、お互いの市町村の中で住民サービスの徹底になってきますんで、あの辺を一体的に考えております。

そういうものを考えながら、すいません、具体的にきょうはお示しはできないと思うんですが、何パターンかのケースを想定しまして、6月の全協にお示しできるかなというふうに考えてます。

それから、ご存じの様に125号大谷バイパスも高橋川、信太市内の計画に関しては、今のところ具体的なものはございません。

ただ、当然道路の排水等もありますので、竜ヶ崎工事事務所さんともですね、最終的にバイパスの水も高橋川に落ちてまいります。

そういう部分も含めて、現在稲敷市さんさんだけではなくてですね、竜ヶ崎工事事務所さんも含めて、いい方法を見つけようということで検討させていただいております。

今月、3月にですね説明をさせていただければよかったんですが、いろいろまた、問題が出まして、その調査をしています。

6月にはお示ししたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） はい、それではこれ高橋川の調査が終了して、6月の議会には高橋川の対策を数パターン示していただける、それで、一応予定としてはいつごろから取りかかれるんでしょうか。

○委員長（石川 修君） 都市建設課長 青野君。

○都市建設課長（青野道生君） はい、山崎委員のご質問にお答えをいたします。

多分いろんな悩む、6月の全員協議会等にお示した後、いろいろ悩む部分が出てくるのかなと思います。

一長一短がありまして、非常に悩む部分がありますので、来年度はその方向性を出し、予算付けをするという形になろうかと思います。

できるだけ、簡単に言うとその自己財源を少なく施工するというのも大事な要素になっていると思います。

ということになりますので、来年度は検討し、方向性を出し、予算付けができればというふうに考えております。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） はい、来年度ってということは、今まだ平成28年度ですけど、平成29年度ではなくて平成30年度ってということですか。

○委員長（石川 修君） 都市建設課 青野君。

○都市建設課長（青野道生君） はい、平成29年度に検討し、方向性を出し、予算付けを考えていくということで、うまくその補助とか、竜ヶ崎工事事務所さん関連もちょっと出てきそうですんで、そういう部分も含めて、考えていくのが平成29年度になると思います。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） はい、そうしますと、平成29年度の予算は、今、この予算書でいただいているこの予算の中には上がってないので、それは補正で上げるってということなんでしょうか。

○委員長（石川 修君） 都市建設課長 青野君。

○都市建設課長（青野道生君） 例えば、実質的な設計に入るとかですね、実質的な例えば用地を確保しなくちゃいけないとかというのが、もし入ってくることがもう既にわかっているならば、もちろん新年度の予算の中に組み込ませていただきました。

ただ、出てきた結果を踏まえないと、予算の予測が立ちません、で、平成29年度に例えば設計まで、何らかの例えば輪中であれば輪中の設計とか、堤防のかさ上げの設計とか、そういう部分の予算のまだ見通しが立たなかったものですから、平成29年度には、当初予算には計上しておりません。

大変申しわけないんですが、状況で補正で対応させていただければと考えてます。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） はい、それではちょっとくどいようなんですけど、平成29年度の補正で何らかの形では動きが出せるってということですよ。

○委員長（石川 修君） 都市建設課長 青野君。

○都市建設課長（青野道生君） まず方向性を出すということも大事だと思います。

今までの経緯の中で、例えば輪中であるとか、堤防のかさ上げ、輪中も広域的な輪中とか、それから高橋川に対する支流のかさ上げとか、排水とか、家をあと何十センチ高くするとかですね、いろんな方法があると思います。

その方向性が明確に決まれば、当然予算か出来ますんで、そういう部分で予算化をして

いくと。

非常にちょっとですね、稲敷市との広域的な形になりますんで、非常に対応の難しい場所であることは間違いありませんので、その時点で方向が出てくれば、予算も含め、多分お示しできると思いますんで、方向が出ればその時点で予算化をさせていただきたいと考えてます。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） すいません。

しつこいようなんですけど、稲敷市とはどの辺まで話ができてるんでしょ。

今、調査終わってじゃあ方向性が出たらすぐに始めましょうっていうところまでいってるんでしょうか。

○委員長（石川 修君） 都市建設課長 青野君。

○委員（山崎幸子君） 同じレベルで動いていることは間違いありません。

ただ稲敷市さんの場合はちょっと美浦に比べて広い部分があります。

それから、ご存じのように125号線を抱えています。

そこが非常に低い場所がありまして、冠水をしております。

ですから、どこまでというか同じレベルで進んでます。

多分同じレベルで、例えば6月であれば6月の議会の中で、稲敷市も美浦もお話をするということになろうと思います。

同じ足並みです。

まだ稲敷市さんも結論を出してませんが、当然我々も出してません。

同じレベルで稲敷市も美浦も進んでいます。

どうしても、例えばバイパス管とかってお話がちょっとありまして、美浦だけではもう片付かない部分になります。

そういうのもちょっと、今、全体像の資料もない中ではちょっと、なかなかうまく、説明が伝わらないと思いますんで、稲敷市さんとは同じレベルで進んでいることは間違いありません。

常に連絡を取り合って、今までも発注してる業者さんへの説明も、別々に聞くとお互い都合のいい話なってしまいますんで、状況を見ながら稲敷市さんと美浦村と業者と、三者で打ち合わせをするとかっていうのは頻繁に行ってますんで、状況としては同じレベルで進んでいるという状況です。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） はい。

それでは、平成29年度で補正を上げていただいて、早く何らかの方向が出していただけることを望んで終わりにします。

○委員長（石川 修君） 会議の途中でございますけれども、ここで暫時休憩とさせてい

ただきます。

再開時間は、11時35分といたします。

午前 1 1 時 2 0 分休憩

午前 1 1 時 3 6 分開議

○委員長（石川 修君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑のある方はどうぞ。

福祉介護課長 秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） 先ほどの山崎委員さんの民生委員協議会についての質問なんですけれども、参考資料といたしまして、平成28年度の総会の資料を掲示板のほうに掲示させていただきますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） もう上がってんの。

まだね。

○委員長（石川 修君） 税務課長 中澤君。

○税務課長（中澤眞一君） 先ほど葉梨委員さんよりご質問のありました企業の固定資産税の減免の件につきましてご報告申し上げます。

現在減免されている対象、3社ございまして、会社名はちょっと控えます。

1社目のところが平成28年度3年目でございます。

約460万円の免除をしております。

もう1社、2年目になります。

失礼しました。

1社目が農産物の生産の関係の会社でございまして、平成28年度3年目でございます。

2番目は、肉等を扱っている会社で平成28年度2年目でございます。

約120万円の減免となっております。

3社目が、やはり農産物の生産の会社でございまして、ことしが初めて、平成28年度が初めてで800万円程度の減免となっております。

あと法人税のことでございますが、平成27年度決算ベースでございますけれども、上位3社のところが、1社目が法人税6,000万円、法人税割6,000万円。

2番目のところが3,900万円。

3社目のところが1,500万円、この3社目のところが前年から3倍程度になっております。

新規事業を展開したものですから、その点が順調に伸びておりまして、500万円ぐらいから1,500万円という伸びを見せている企業が3番目にございます。

ただ、先ほど申しましたとおり、際立って大きな会社が、大企業が何十社、何百社とあるわけではございません。

この上位のところの動向で大きく変動するのが法人税でございます。

また、決算期が違いますので、今後予定納税されているものが、中には何百万円数千万円単位で、還付となる場合もございます。

この中の平成27年度1社目の6,000万円納税していただいたこの会社が、最近、好調で予定納税で最近もう数千万円入ってきました。

今後、動向を注視しながら進めてまいりたいと思っております。

以上報告いたします。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） それでは先ほど林委員から質問のありました、定住促進事業を費の中のパンフレットの作成枚数、前回何部つくったかということで、前回は一昨年度、平成26年度に作成しております。

1,000部作成しておりますので、どう程度ものはつくりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 休憩前の報告は以上3件でございます。

そのほか質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予算書の200ページ201ページです。

教育費の各小学校、中学校に教育振興費として、201ページであれば、木原小学校教育振興事業費の中の、備品購入費で、図書購入費というのがあります。

これは大谷小学校、安中小学校、中学校費も同じ項目で計上されています。

ただし幼稚園に関しては、教育振興費ではなくて幼稚園運営費の中で図書購入費が計上されているんですが、木原小学校の場合は、今年度74万円に対して来年度は53万7,000円。マイナス20万3,000円となっています。

ページは示しませんと同様に大谷小学校では、今年度96万円から99万円と3万円の増額になっています。

安中小学校では、今年度53万4,000円から来年度は28万円ということで、マイナス25万4,000円となっています。

幼稚園については、今年度、来年度同額です。

さらに中学校の図書購入費については、今年度123万7,000円から89万5,000円と34万2,000円減額となっています。

大谷小学校ではふえてますけれども、ほかの小学校や中学校では減ってるんですけども、これは、いわゆる査定によるものなんでしょうか、それとも要求額が、例えば大谷小学校ではふえて、ほかの小学校では減ったということなんですか。

それぞれふえている減っている理由をお聞かせください。

○委員長（石川 修君） 学校教育課長 増尾君。

○学校教育課長（増尾利治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

学校図書につきましては、ここ数年かなり高額な金額を投入して整備もかなり進んでいると思います。

そこで平成29年度要求に当たりましては、財政との調整等もございまして、一律、単価で人数分ということで新年度は計算をしております。

ちなみにですね児童用が1人当たり1,800円で計算をしております。

教師用として2,000円、それぞれの学校の人数で計算をしております、岡沢委員がおっしゃられました金額のとおりになっております。

以上でございます。

○委員長（石川 修君）

○委員（岡沢 清君） 岡沢委員。

これで見ますと、大谷小学校については3万円というのはそれだけ人数がふえるという前提だと思いますが、それで間違いないか。

それと先ほど幼稚園に関しては今年度と来年度同額と言いましたけども、幼稚園の入学生徒数は確定するでしょうから、そういった面で今年度と同じ人数なのか。

○委員長（石川 修君） 学校教育課長 増尾君。

○学校教育課長（増尾利治君） まず大谷小学校の計算方法ですが、児童が435人で計算1,800円で計算をして78万3,000円、教師が38人で2,000円で7万6,000円で計算をしております。

○委員長（石川 修君） 幼稚園長 鈴木君。

○幼稚園長（鈴木美智子君） 幼稚園に関しましては、今年度より若干多い人数になっております。

予算額は20万円ということで、親子選書会っていうのを幼稚園のほうで実施していただき、その予算額いただいた金額によって2冊選ぶとか3冊選ぶとかということで実施しております。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

松村委員。

○委員（松村広志君） 私のほうからも、ちょうど図書購入費ということでお尋ねしたくて、予算書239ページの18番備品購入費の、図書購入費、これを前からちょっと気になっていたんですが、毎年これだけの金額、これに近い金額をだされて、決算される中で、これ誰が、どういう割り振りで図書の購入を決定なされているのか、いろんな分野のものが仕入れられていますけども、この辺のものっていうのはどんなふうになっているのか教えてほしいなと思います。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長 埜口君。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） 松村委員のご質問にお答えします。

毎年図書室では、図書購入という形で、予算をいただいているわけですが、図書の購入につきましては、利用者の皆さんのリクエスト等を受けて購入希望の書籍の把握と、そのほかに毎月新書案内というのが来ますので、その中から図書の関係、司書を含めての中で購入図書を決定しているような状態でございます。

○委員長（石川 修君） 松村委員。

○委員（松村広志君） はい、その中のリクエストっていうのは、どのようなタイミングでというふうに今まで取り組まれているんですか。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長 埜口君。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） 利用者の方が図書室に訪れまして、借りたい本等がなかった場合、そういった部分に関して、図書の購入を希望されているというふうな状況でございます。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） すいませんお願いします。

55ページになります。

管財事務費の中で、工事費という項目があるんですけども、これは法面保護工事となっておりますんですけども、この詳細、内容を含めてお願いしたいと思うんですけども。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） はい、それでは小泉嘉忠委員のご質問にお答えします。

これにつきましては村有地の法面の保護の工事になります。

場所は行政区でいいますと見晴台、ちょうど美浦ゴルフ側から上がっていくほうの入り口付近に村の土地がございます。

これは、道路等が寄附されたときに、村が寄附を受けましては、道路ではないちょうど法面の土地なんですけれども、そこに岩屋権現という昔から祀られている祠がございます。

その法面が風化によって崩れてきております。

去年の台風でも、ちょっと土が落ちているような状況でございます。

また、ちょうどその法面の上に樹木が生えているような状況でございます。

それを解消するため、木が落ちてこないように、あと、その法面が崩れないように保護するということで、今現在、土でありますのでその樹木を伐採して、法面に吹き付けをするというような作業を考えております。

法面の保護工事になりますので、ちょっと金額が張って、そのあと木の処分等もしますので、このような金額で工事をやる予定でおります。

○委員長（石川 修君） 小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） 単年になりますね。

工事自体としては。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 平成29年度のための工事になります。

○委員長（石川 修君） 小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） それではですね、161ページをお願いしたいんですけども、商工振興事業費の中で、村商業振興対策協議会費が280万円上がっておりますね。

これ前年度が600万円なんですね。

これらはクーポン券が20%から10%に変わるという意向の中での予算組みになるんですか。

○委員長（石川 修君） 経済課長 北出君。

○経済課長（北出 攻君） ただいまのご質問でございますが、小泉委員おっしゃるとおりでございます、昨年とことしの差になってきますが、平成29年度は280万円というようにことで計上をさしていただいております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） はい、それは理解しました。

それで69ページになります。

防犯対策事業費の中で、15工事請負費の中の防犯カメラ設置工事費が入ってますね。

これ198万8,000円、前年度が240万円。

これは来年度ですか、平成29年度の設置場所等とはまた今からの検討になるんですか。

仮に検討するのであれば、それに検討する条件がわかりましたらお願いしたいと思います。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 石神君。

○生活環境課長（石神真司君） ただいまの質問にお答えいたします。

防犯カメラ設置工事ということでございますが、198万8,000円の金額は、3基、平成29年度予定している計上となっております。

場所としましては、今の段階での計画なんですけど、まず1カ所目が大山スロープのところにある村の防災拠点の駐車場があるかと思うんですけど、そこに向けての1台です。

2台目が、みほふれ愛プラザ、地域交流館が今度できますが、その外側に向け、広場に向けてというか、駐車場側に向けて設置する予定が2点目で、3点目としましては、県道バイパス、防犯ということで県道バイパスから大須賀津ですか、すいません。

大須賀津の県道バイパスに設置を計画をいたして、この金額を計上させていただきます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） 今年度はですね時期的なものがですね、9月以降の設置になった

と思うんですよ。

これはポールの問題とかいろいろあったように伺っておるんですけども、つくるのであればね早目に設置してほしいということをお願いしたいと思います。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 石神君。

○生活環境課長（石神真司君） はい、なるべく早く、いろんなところと協議いたしまして設置する運びとしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○委員長（石川 修君） 会議の途中ではございますけれども、昼食のため休憩をいたします。

再開時間は午後 1 時といたします。

午前 1 1 時 5 5 分休憩

午後 1 時 0 0 分開議

○委員長（石川 修君） 休憩前に続き会議を開きます。

質疑のある方はどうぞ。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 予算書の159ページ、身近なみどり整備推進事業として、本年度は600万円の計上がなされておりますけども、去年木原の台が整備されてすごくきれいになっておりますけども、ことしの場所等がわかれば教えていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 経済課長 北出君。

○経済課長（北出 攻君） はい、ただいまのご質問でございますが、平成29年度にしましては、木原のですね、愛宕山神社のまわりですね、と、舟子にあります神社、鹿島神社になりますけれども、そちらの2カ所を県のですね環境税を使いまして、600万円ということで事業をする予定としております。

○委員長（石川 修君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 木原の台の整備状況っていうかきれいになったので、これはどこでやってんだなんていう人がいたもんで、ことしは、今、課長が話されたようなことを聞かれても、予算がはっきりした時点で、聞かれれば答えたいと思いますので、わかりました。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） はい、予算書の247ページ、1番下の工事請負費、童話の森遊具設置工事、これはどのような遊具なのか教えてください。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長 埜口君。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） 光と風の丘公園の童話の森の遊具につきましては、平成28年度から随時整備を進めているところですが、平成29年度につきましては、撤去するも

のとして3基、滑り台とゴリラの置物とダックスフントの置物を撤去いたしまして、新たにフリッポスライダーという滑り台と、チャンキートレッカーという平均台のような遊び場と、ドームクライムというような、小さい子供用のジャングルジムのような置物とセントバーナードの置物の設置を予定しております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） はい、遊具に関しては了解いたしました。

それと同じページの13の委託料の中の業務委託料、野球場整備委託料、これの内訳をお願いいたします。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長 埜口君。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） 山崎委員の質問にお答えいたします。

野球場の整備委託につきましては、2カ年の複数年契約として実施しておりまして、現契約が平成29年5月で完了になることから、平成29年5月に2年の複数年契約として事業をすることとしております。

事業の予算としては2カ年で1,716万円の設計価格と見積もっておりまして、1年分の予算と残り現契約の2カ月分54万円の予算を合わせました677万6,000円の予算計上とさせていただきます。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） はい、2カ年の契約ってということで、平成28年度の当初予算では321万9,000円計上だったんですよね、それが平成29年度では677万6,000円、この差をちょっとお願いします。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長 埜口君。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） 失礼しました。

平成28年度と平成29年度の予算の差につきましては、入札で契約価格が決定するんですけども、予算の計上上、2カ年の作業を見積書からの予算額を算定しておりますものですから、現契約会社の和光さんより2カ年の事業見積書をいただいて、2カ年の予定価格としておるところです。

平成28年度は平成27年度に契約をしておりまして、この価格で予算額を決定しておりますので、1カ年分300何万というふうな予算となっております。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） これは内容的には平成28年整備委託、平成28年度も平成29年度も内容的には同じものなんでしょうか。

で、金額がこんなに倍以上になるということなんでしょうか。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長 埜口君。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） 整備内容につきましては、野球場を、4回、グラウンド

の土の入れかえや足場の消毒、ライン工事ということを年4回の作業として実施しております。

作業内容は変わらないんですけども、毎年、2カ年前も当初の設計予定では、1,300万円の予算を見積もりという形で設計額としておりましたところ、入札で執行率というか、入札率が約半額程度に落ちましたので、昨年は予算が300万円の計上となったわけです。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 入札でこんなに違ってくるんですか。

そうするとこうちょっと入札のあり方、ちょっとこんなに倍以上違ってくるんだと。

その辺はどうなのでしょう。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長 埜口君。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） どうしても野球場の整備に係ります設計価格につきましては、個人的に積算等、村のほうでもできないものですから、現業者からの見積もりをもとにして積算価格としているところで、見積価格が2カ年で1,300万円という形で、多分平成27年の契約前もそのような価格で見積もられておったと思います。

入札を執行した結果、執行率で50%ほどに落ちたと記憶しております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 入札関係の事務を企画財政課でしてますので、一般的な話ということでお聞きいただきたいと思います。

業務については、設計ができるものについては物価本とか見まして、それでやるんですけども、それができないものについては業者さんの見積もりをとって、設計価格を作成しております。

大きなものについては2社、3社にとって、予定価格とするわけなんですけれども、その際に業者さんの見積もり、これについてはそれぞれ上げてきます。

ただ、それがいざ入札となると入札金額とその見積もり金額に差違があるものについては、結構あります。

実際に、希望価格というか見積もりの時点では、これぐらいでやってほしいということの見積もりかと思うんですけども、実際に入札になると、ぜひとも仕事をとりたいということで、落札率が60%とか50%になる入札は幾つかございます。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） そうすると、平成27年度のときの入札ですか2年契約だから、そのときの業者は平成29年度のときには入札のところに入ってこないんですか。

こういう安い金額では、できないんでしょうか。

同じような形、やることは内容は全く同じだっていうことですよね。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 今やってる業者さんに見積もりはとると思います。

この業務についても、現時点でやってる業者さんにはとると思うんですけども、先ほど言ったように、これぐらいでできますよというものと、実際の入札についてはそれぞれ精査した部分が出ますんで、見積もりイコール契約金額ではないので、差額が出ることは結構あることだと思います。

機械類ですと、定価があって定価で売ってるときはないかと思うんですけども、じゃその最初から見積もり時点で、例えば30万円の機械を20万ですよという見積もりはなかなか上がってきません。

実際には例えば30万円の機械ですと25、26万円の見積もりが上がって、ただ最終的には入札をすると、その在庫状況とか先ほど言ったようにぜひともこの仕事はとりたいというようなことで、実際の落札価格は半分とか、それ以下になることもございます。

見積もりとったからその金額で全部、札入れするということではないので、その見積もりで予算は計上しないと、予算割れで契約できないときがあるますんで、例えば、前回半分なんで見積もりの半分で予算とりましたということで落札できないときには、契約できませんので、基本的には業者さんからの見積もりあるいは設計で、通常、一般的な金額を設計するということだと思います。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） はい、そうしますとこれはあくまでも予算であって、これがまた今後入札差金で下がるってということもあるってということですね。

わかりました。

○委員長（石川 修君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 関連なんですけども、今、野球場の整備の件で昨年、ストライク、ボールの順を直していただいて、それはもうわかったんですけど。

スコアボードの塗装なんかこれに、どっかに入っているところがあるか見たんですけど、入ってないんですけども、もうそろそろ塗装をやないと、この間のお話だないけども、10年間の中で直ながらやるということではわかってますけども、塗装もそろそろ見直さないと、ちょっと下地のほうに入ってくるような可能性もあるかなと思っているんですけど、どうなんですかね、はいつてなければ早目に検討していただいて、塗装の部分の下地までいったときになると、ボード取りかえるようなことになっちゃうので、できれば早い時期に検討してもらえればと思って発言したんですけども。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長 埜口君。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） 小泉輝忠委員のご質問にお答えします。

野球場のスコアボードにつきましては、老朽化も進んでおり塗装もだいぶ薄れていく部分が見受けられるところでございます。

10年来企画財政課のほうと、事業内容等を予算折衝しているところですけど、なかなか

ちょっと予算化に至らないところでありまして、引き続き財政のほうにお願いしながら、事業のほうを進めていきたいと思ってますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（石川 修君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 年々検討してもらって段々やっただいてるのは分かるんですけども、この塗装の部分っていうのは、やっぱり入っちゃうと、版を全部その取りかえるようなことになると、結構かかる状況になっちゃうと予測されるので、できれば優先的に、ほかの事業もあつたりなんですけども、塗装の部分はもう一度早目に見直してもらって、やってもらえればと思うんで、お願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予算書の215ページです。

教育費、社会教育費、社会教育総務費の中の6番、成人式典事業費についてですけども、今年度の事業費の総額75万円に対して、平成29年度は48万6,000円となってます。

この事業費は、需用費と役務費に分かれていて、役務費のほうはもともと金額が少なく、今年度2,000円マイナスの。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） すいませんでした。

223ページの間違いでした。

申し上げます。

続けさせていただきます。

この事業費は、需用費と役務費にまたがっておりまして、役務費自体は金額が小さくて2,000円マイナスの2万6,000円となってますから、ほぼ変わりがないと思いますが、需用費の消耗品費で、72万2,000円から46万円と減ってるんですけども、この理由をお聞かせください。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長 埜口君。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） ただいまの岡沢委員の質問にお答えしたいと思います。

成人式典事業費の消耗品の減額につきましては、これまで新成人につきまして、記念品といたしまして、集合写真とクオカードのほうをお渡したんですけども、近隣の状況を調べますと、写真だけの市町村が多いということで、平成29年度からはクオカードの方を廃止ということで、財政課のほうと協議が進みましたので、その分の減額となったものです。

以上です。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 近隣の状況と比較してと、あと財政課との協議と言われましたけども、これは、平成29年度当初予算編成方針という観点から、減らせるものは減らせると

ということで検討した結果、このクオカードが減らせるということになったんだろうと想像するんですが、別に近隣の状況で配ってなくても本村で配るは何ら差し支えないことなんですけども、これは先ほど言いました、当初予算編成方針の観点で減らしたと考えてよろしいのですね。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長 埜口君。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） そのとおりです。

以上です。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予算書の181ページです。

災害対策費の工事請負費で維持補修工事、幹線アンテナ変更工事2,505万6,000円、この財源ほとんど緊急防災減災事業債ということになってるんですけども、具体的に幹線アンテナ変更工事の内容と、それから工事期間と、それから機器は、災害対策といった観点で、何か支障はないのかお聞きします。

○委員長（石川 修君） 総務課長 飯塚君。

○総務課長（飯塚尚央君） はい、岡沢委員の質問にお答えをいたします。

この幹線アンテナ変更工事ということで、今現在ですね、利用されている周波数が5ギガヘルツということで、ことし11月30日までしかそのサイクルのほうが使えないということで、今度は4.9ギガヘルツというになります。

この理由といたしましては、総務省のほうでですね、現在の5ギガ帯を使える期間がですね11月末までということで、これは国際電気通信連合会というところで、無人航空機システムの周波数帯の決定により、ということでそういうことになりました。

そういうことから、今回ですねそれまでにアンテナの移行工事を行うということで考えてございます。

その変更期間につきましてはですね、先ほど申し上げました11月末までというようなことですから、新年度早々ですね、発注させていただいて4.9ギガヘルツの変更工事を行わせていただくと、変更に当たっては当然ながらですね干渉の測定とか、そういうこともございますので、2,500万相当の予算を計上させていただいているということでございます。

○委員長（石川 修君） 質疑ございませんか。

小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） それではですね233ページをお願いしたいと思います。

文化財施設管理費の中でですね、18番、備品購入費、資産の中で271万1,000円の今度計上されておるんですけども、これは前年度はゼロなんですけども、この内容を教えてほしいのと、同じくやっぱり文化財保護事業費の中の、18番で備品購入費、これが181万、これも資産なんですよ。

それがどのような共通性があるものなのか、その辺教えていただきたい。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長 埜口君。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） ただいまの小泉嘉忠委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、文化財管理費のほうの備品購入費の271万1,000円につきましては、これは文化財センターで使用しております、コピー機とデジタル印刷機につきましてはの更新ということで、現在使用しておりますコピー機と印刷機は、文化財センターの開設に合わせて、平成15年度に導入されたものであり、老朽化によりまして故障の際の部品調達にも支障がきていることから、今般入れかえを計画することで、予算のほうを計上させていただきました。

続きまして、文化財保護事業費の備品購入費181万1,000円につきましては、文化財センターでは、遺跡調査時の映像資料を、動画フィルムやスライドなどですが、数多く集積されておりまして、これらの湿気の影響を受けやすく画像損失等のおそれがあることから、今般のドライキャビネットというようなものを4台、購入いたしまして収蔵のほうをしたいと考えておるところです。

以上です。

○委員長（石川 修君） 小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） 理解しました。

それとですね235ページになります。

文化財活用事業費の中の、陸平をヨイショする会、これが205万円の予算計上なんですね。

これ恐らく前年度5万ほどだと思いますので、どういう内容の行事云々含めて開催するのか、含めて教えていただければと思っております。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課 埜口君。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） ただいまの小泉嘉忠委員の質問にお答えしたいと思います。

文化財活用事業費の負担金補助及び交付金で陸平をヨイショする会について205万円の予算ということですが、昨年までは「縄文コンサート」という形で、5万円ずつの補助をしておりましたが、平成29年度陸平をヨイショする会が20周年を迎えるということで、ヨイショの会のほうで記念誌のほうを作成したいということの申し出がありましたので、その作成費用の補助として200万円の予算を計上しておるものです。

よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 予算書の51ページ、総務管理費の中の、会計管理費、会計事務費の中で、19負担金補助及び交付金、出納窓口業務負担金が、108万円計上されているわけ

なんですが、これは輪番制でのままで、筑波銀行は企業努力としてサービスでやっていた部分で、また、常陽銀行に戻ることで、これが計上されているということは理解はするんですけども、今度、交代するということで、筑波銀行が企業努力してる場所、常陽銀行も努力してもらえないのかなっていうところは、前々から話はしているんですが、どうしても努力していただけないということで計上しているんでしょうけれども、どういった経緯で計上になったか、経緯を教えてくださいと思います。

○委員長（石川 修君） 会計課長 大竹君。

○会計課長（大竹美佐子君） はい。

ただいまの林委員の質問にお答えしたいと思います。

確かにこの108万円は、指定金融機関が今度平成29年度より常陽銀行さんのほうに変わるために発生したのですが、ことしまでの筑波銀行さんは、初めてだったので最初だけこれを無料にするってということで、3年間を無料にさせていただいていたところなんですけれども、常陽銀行さんに関しても、指定金融機関が始まってから、最初だっということ、ちょっとお話しした経緯はあるんですが、やはりそれ以前に、長い間無料でやっていただいた期間が長かったものですから、今回、平成29年度からは、やはり代金のほうはいただきたいということで、計上させていただいたところです。

よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） はい、理解いたしました。

今の説明で理解はするわけなんですけれども、常陽銀行が当初長い期間無料だったということ知らなかったものですから、今初耳だったんですね。

それであればいたしかたないのかなと思うんですけども、今後も、全県こういう体制だから美浦だけというわけにいかないと思うんですけども、やはりある程度、庁内で窓口をお貸ししている状況の立場ではないのかなと思うんですよね。

今後こういう経費の部分では、多少企業努力していただけるとありがたいと思うものですから、今後も、毎年交渉するに当たって、経費削減のほうにも少しご協力いただけるように、またお話いただけたらと思いますので、どうかよろしくお願いしますと思います。

○委員長（石川 修君） 質疑ございませんか。

竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 予算書の189ページの9番、スクールガード事業費とはどのようなものか。

○委員長（石川 修君） 学校教育課長 増尾君。

○学校教育課長（増尾利治君） はい、ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、小学校の当下校の時間帯、1時間程度ですね、見守りをさせていただく方をお願いしております。

1日2回、登下校、約1回2,000円で201日の日数を見ております。

見守りの結果は、2日にいっぺん、学校教育課のほうに届けていただいております。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） わかりました。

ありがとうございます。

○委員長（石川 修君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） はい。

それで私のほうから、本年度、新規事業についてですね、若干、伺ってきたいというふうに思います。

まず、55ページの東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地の管理費についてお伺いします。

この中の委託料ですね、205万6,000円、草刈りっていうこと書いてあるんですけども、ここについては、どこに、年何回で契約をしていくのか、また、もしもう既に契約先がわかっていれば、教えていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） はい、下村委員の質問に回答を申し上げます。

また、草刈りなんですけれども、年2回予定しております。

業者委託のほうはまだ委託はしてございません。

平成29年度に契約する予定であります。

これについては、今年度、一部刈ってはいたんですけども、草の持ち出しができなかったもんですから、平成29年度に一部不要な木を伐採しまして、その後、草をお持ち出す予定であります。

年2回刈る予定であります。

以上です。

○委員長（石川 修君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） そのページにありますけどもですね、13番の委託料でも、やはり草刈りの除草料というようなことで377万円計上してあります。

これについては去年もやったと思うんですが、これについての、やはり何度やってどういうところに頼むのかわかれば教えて下さい。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 管財事務費の草刈りの委託料につきましては、村の有する土地の雑草除去でございます。

まず、稲敷地内に村所有の土地がございます。

それについて、8万円程度の予算を計上しております。

それから、行政区でいいますと南原地区、ちょうどトレセンの馬の輸送の車ですね、あれが停まっているあたりからさくら自動車付近にかけて、ここまで法面だけ村の所有にな

っております。

ここの雑草除去について、185万9,000円程度を見ております。

それから、村の土地ということで、宅造地の内部というか宅造地に公園用地として土地がございます。

開発のときに、緑地あるいは公園をとりなさいよということで、開発業者がそういう土地を村に寄附したというのがございますので、それについて44万9,000円程度を考えております。

これは年2回、生活環境課の雑草除去の業務と一緒に宅造地内の村有地については草刈りやっております。

それから、天神台、行政区の天神台のところに大きな調整池がございます。

こちらはですね、調整池かなりフェンスで囲ってあって、コンクリートで周りは囲ってあるんですけども、かなり深いというか、行政区の方々が出て草刈りをできる、草刈りをするというレベルではないので、これについては村が協力しますということで、それを見込んでおります。

それについて86万4,000円の草刈りを見込んでおります。

昨年度は、この天神台の調整池については、見てなかったものですから、平成29年度から当初予算に計上して、草刈りをやっていくというもので、昨年度よりも草刈りの委託料がふえております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） はい、了解しました。

この中で公園に寄与するような土地についてはですね、やはり早期に有効活用について、検討してほしいなというふうに思います。

続いて111ページの、みほふれ愛プラザの管理費の中でですね、委託料関係、確認をしたいと思います。

まず、清掃委託料が443万4,000円、それと、賃借料これが129万8,000円、賃借料については、面積と平米単価どのくらいで借りているのか、その辺を伺いたいというふうに思います。

よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 経済課長 北出君。

○経済課長（北出 攻君） まず清掃委託料でございますが、定期清掃でワックスとかガラス、あと照明器具等で253万円でございます。

あと、エアコンの清掃、これが年間1回となっておりますが、50万と7,000円、それから給湯器の設備等の点検、こちらが2万1,000円ほど、それから、シルバー人材センターにですね、年間を通して床清掃ですね、等々をお願いするというのでこちらが140万円。

こちら、先ほど財政課長からありましたように、業者からの見積もりをいただいて、予算を上げております。

交流館の土地借上料でございますが、こちらのほうカスミとの按分で、美浦村持ち分2,920.8平米、こちらの平米当たり280円ということで、年間ですね81万7,800円ほどになります。

それから、もう一つですね、B地区のほうに職員の駐車場ということで、約2,500平米ほど、年間お借りするというようなことで2月からですね、本年も、2カ月ほど借りております。

現在、整備をですね進めているところでございまして、こちらちょっと高いんですが、約2,500平米を月に4万円という形で、B地区にですね業者が入ってくるまでの間ということで、12カ月分ですね、とりあえず1年分ということで、48万円ほどを計上をいたしまして、賃借料合計で129万8,000円を計上したところでございます。

以上です。

○委員長（石川 修君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） 了解をいたしました。

やはりこの委託料関係についてはですね、できれば債務負担行為等でですね、複数年契約で、できるだけ安く借りられるように、委託できるように、努力をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（石川 修君） 椎名委員。

○委員（椎名利夫君） 147ページで江戸崎衛生土木の負担金、ごみ処理ですか塵芥処理のほうなんです、これ、かなり金額的に上がっていると思うんですが、実際のごみ量はここかなり減っていると思うんですが、処理料はかなり上がっちゃってるということで、ここら辺、どういうことになってるか説明してほしいと思います。

○委員長（石川 修君） 生活環境長 石神君。

○生活環境課長（石神真司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

江戸崎地方衛生土木組合の負担金、塵芥処理の方の負担金上がった理由ということでございますが、大きな点といたしまして、焼却施設修繕におきまして、新たに施設建設を計画されていたんですが、ちょっとその遅れによりまして、修繕を続けながら、施設を動かすということでその部分で、修繕にかかる費用が大幅に増額なった点と、もう一つ今も申し上げましたが施設が老朽化により、修繕工事をしながら、稼働しているという状態で、その修繕のために炉をとめて、修繕の方はするしかないので、その停止している、時間を夜間運転ということで、その分を夜に稼働するという、その分の委託ということで、またこれも増額の原因ということだということです。

よろしく願いいたします。

○委員長（石川 修君） 椎名委員。

○委員（椎名利夫君） これはしょうがないと思うんですが、ただ、早急に、こちらも、何ですか、稲敷市とどんどん交渉して、早く進めるような方法をとってほしいと思いますんで、よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 答弁は要りませんか。

答弁要らない。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予算書の55ページです。

先ほど、東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地管理費についての質問がありました。

私は関連という訳ではなくて、総費用についての方向性なんですけれども、まず、需用費の修繕料10万円とあるのはその時々には修繕を必要とするものですから、それと、光熱水費、あるいは委託料の防犯警備委託料、業務委託料の草刈り除去、これは年2回ということでしたけれども、木もあわせて切るのかとかいろいろ金額は若干異なると思いますが、単純に修繕料を引くと約207万円ということで、今後の方向性とは、今調査を行うと、この跡地だけではなく、周辺エリアも含めて行くと。

それから、現状で、雨水による侵食が激しくという方向なんで、そこに関しても、ブルーシートで覆うなり、あるいはモルタルで補修するなりという方向性が報告されてますけれども、あくまで現状の状態を保つために係る費用っていうのは約200万円を今後も、経常的に支出される金額ととらえてよろしいんでしょうか。

なぜかという、取得費用に対して調査だとか、あるいはどのように活用するか検討が行われている間に、2、3年たってしまうとなれば、それが毎年200万円ずつの費用となりますので、いつまで遊ばせておいてよいのかという問題もありますし、どのような活用の仕方をしていくのかという点でも、毎年200万円の管理費用払って、費用対効果がないようなことでは困りますので、基本的に開発行為というのも難しいかもしれませんが、やはり早く言えば、草刈りなんか年2回じゃなくて1回でいいんじゃないかという気がしますし。

毎年200万というのはどうかなと思うんですが。

その点についてお聞かせください。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 岡沢委員の質問にお答えいたします。

まず、これを予算計上しました内訳なんですけども、光熱水費、電気使用料については、防犯警備の電気料になります。

それから施設等の修繕料につきましては、建物本体でなく、周りを覆っておりますフェンスの修繕料になります。

一部壊されて穴があいているようなところもありまして、そこは、今の職員が補修してい

るような状況でございます。

そういう部分について、修繕をしていこうというものでございます。

それから、防犯警備委託料については、侵入者があったときの防犯警備の委託料になります。

草刈りのほうは先ほど回答しましたけれども、大体200万円ぐらいかかっているということで、草刈りについても、1回でもいいのかなというお話がございました。

これについては、先ほど木を伐採して集草して持ち出すようなというお話をしましたけれども、状況がよくなればその集草、持ち出しも今よりもやりやすくなるかと思えます。

そういう時点で、2回を1回にすると。

さらに、草刈りをやりやすくというか、機械も入れるようになれば経費も下がってくるので、こういうものについては下がってくるのかなと考えております。

それから、将来的に大体200万円ぐらいの経費が、これからかかるのかということでございますけれども、この間の全員協議会のほうでも説明しましたこれからの構想ですね、これをなるべく早くというか、できるものについてはやっていきたいと考えております。

その中で、この間もちょっとお話ししましたけれども、民間の事業者等がもし何かやっていただければ、そういうところにお任せして、仮にそれが収益施設等ですと、貸して地代はもらう。

あるいは、地代をもらわなくても、村が貸して管理だけしていただくということも考えられますので、この200万円というのは、ここ2、3年程度かなと考えております。

その後については、なるべく経費がかからないような形で事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 跡地どのように活用するかによって、方向性が定まるし、経費も大体目途がつくのかと思いましたが、さきの全協でも、壊すのかあるいはとっておくのかについても、例えば先ほど話した雨水の問題では、モルタルで防ぐとなれば結構な費用が発生しますし、それから、これは一意見ですけども、そのボイラーなんかとか、歴史的資産というか、そういうものについては、そのままとってどうのこうのっていう意見も、もう出されてますし、そのことに関しては否定もされませんでしたけれども、そうとなればそのための費用も、発生してくるってことになりますので、これはあくまでも平成29年度の当初予算ですけども、なるべく財政という観点から見たら、先ほど、今後3年ぐらいはとおっしゃってましたけども、私の頭の中でも、3年後ぐらいには何とか方向性が出て、活用のための事業がスタートっていうか、見込めるようにしていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 今、岡沢委員がおっしゃったように、極力ですね、村の持ち出しの経費を少なく、できれば、今、P F I とか P P P とか、いろんな民間の企業利用してやろうというものもございます。

あと、若干ですけれども、土地はどうするんですかという、民間からのお問い合わせも若干あります。

そういったものを、幅広く情報を収集しながらですね、先ほど言ったように民間の事業者がやれる部分についてはお願いしたいと。

建物については、建物を残すか、撤去するか、両方どちらにしても、経費がかかっていくかと思うんですけども、その部分についても、できれば村で相当の金額を出して、撤去するのではなくそういう民間事業者とのいろんな協議の中で、利活用、建物全て残すということではないと思いますんで、一部保存もあるいは、ちょっとそういうものを見せていくというよということも考えられますので、そういうところと協議しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 質疑ございませんか。

林委員。

○委員（林 昌子君） 予算書の63ページ、総務費、総務管理費の中の企画費の14地域公共交通確保対策事業費で550万円の計上されておまして、タブレットページ、概要書の35ページ、タブレットページの46ページに、概要が記されておりますけれども、国県支出金275万円、一般財源275万円ということで、村負担は半分ですけれども、やっぱり税金ですのですね、有効活用していただけたらありがたいなという思いで質問させていただきますが、概要を見ますとね、茨城県、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、阿見町とともにマイカーなしでも安心して暮らせる社会構築のためという、前置きがあるわけですね。

マイカーなしでも安心して暮らせる社会構築、そのための平成30年3月までの期間で実験をスタートしたわけなんですけれども、今、1カ月以上たちましてね、今の運行状況を見てとても不安でなりません。

何とかコース変更も視野に入れてという当初、全協でも説明いただきましたけれども、今度、地域交流館もオープンするわけですね。

この構想の中に一切入っていないんですよ、地域交流館のほうか。

ですので、何とかそういう皆さんの足が地域交流館にも向くような、また、美浦の中で買い物できるような、確保につながるようなコース設定というか、また、バス停数の増加とか何かそういうところの、変更課題というのは、まだまだあるかと思うんですけれども、変更可能だという答弁をいただいていますので、何とかそういう方向性の変更もかけられるのかどうかということをお尋ねをさせていただきます。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○11番（林 昌子君） はい、林委員のご質問にお答えいたします。

コースの変更なんですけれども、変更はできるということで伺っております。

ただ、他の市町村と一緒にやっていますので、美浦村の希望するものが全て通るかどうかなというのがありますので、引き続きそういう協議はさせていただきたいと思います。

それから、現状なんですけれども、美浦～龍ヶ崎ルートにつきまして、県からいただいているデータですと、2月分ですね、2月4日から28日までなんですけれども、美浦～龍ヶ崎ルートですと、全部で179人乗車しております。

1便当たりになりますと0.9人、ある程度採算がとれるが1便5人程度乗ればと、7人程度乗ればさらにいいのかなという話は伺っております。

ただ、江戸崎～牛久ルート、江戸崎～阿見ルートにつきましても、それぞれ1.13人、1.66人という状況でございます。

今後ですね、各市町村、県とも打ち合わせしまして、最初に乗ってもらうのが、肝心であろうということで、割引券を発行しようと、さらに、各高校にもチラシを配付して、乗ってもらうようにしてはどうかということで、今、進めております。

実際に先ほど言ったように美浦村だけのものではないので、美浦村からあるいは稲敷市、阿見町、逆に龍ヶ崎からこちらに向かう人も、乗っていただきたいというのもありますので、そういったものを県と他の市町村と協議しながら進めてまいりたいと思います。

これについても仕事で乗るというのはなかなか少ないかと思うんですけれども、今の子供たちはバスあまり乗ったことがないという子供達もいるようなので、先ほど言った事業の中にも、バスの乗り方ですとかそういうのも入れてはどうかという話もありますので、なるべく乗ってもらえるように考えていきたいと、今、他の市町村とも詰めていますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） はい、割引券発行したりとか、また高校にチラシを配布すると考えているということも伺いましてね、そういう意味では少しは、乗車人数が上がってくれることを望みますけれども、やっぱり、0.5人ではね、美浦のために貢献しているコースはとても言いがたいものがあります。

また、逆に、他市町村からも地域交流館とか、美浦の中の施設を利用できるような、コース設定することで、より交流ができるのではないかなというふうに思いますので、光と風の丘スタートではちょっとね、厳しいのかなっていう気もいたしますので、もう少し村内にバス停をふやして、多くの方がいろんな足の確保になるような、今現在のコースですとそのバス停までどうやっていったらいいのってよく言われます。

ですので、利用できるような方策、後押しできるような対策をもうちょっと練らないと、この広域バスっていうのは、ちょっと税金の無駄遣いになってしまうのかなって気もいた

しますので、ぜひ乗ってもらえるような対策を、もっと検討していただきたいことと、当初計画を伺ったときにも申し述べましたが、このコースが既存のバスコースを走れないということで、既存のＪＲバスとかそういうところに、このバス停でこのバスに乗れますよという、乗り換えできますよという、そういう情報提供することもサービスの一環ではないかなと思うんです。

ですので、この広域バスの乗りかえだけではなく、一般の路線バスとの整合性っていうか、それで荒川沖にも行ける、牛久にも行ける、土浦にも行けるっていうような、そういう付加価値がつけば、もうちょっと利用する人も出てくるのかなって気もいたしますので、もうちょっと、そういう情報提供のほうですね、密にこのバスを利用することでこういうふうに特権が得られるというような、そういう情報提供の仕方をもうちょっと努力していただけたらありがたいと思いますので、何とかこの事業は成功させていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） はい、今、林委員がおっしゃったようにいろんな方向性で考えていきたいと思います。

実際に村内はデマンドタクシーが走っております。

それについても、登録すれば村内でしたらどこでもいけると思います。

それから、実際にタクシーの会社が現在美浦村に４社あります。

あまり村であるいは県でということで、事業を広げますとそちらのタクシー会社のほうにも影響が出るのかなということで、考える部分もございます。

その辺をバス業者、タクシー会社あるいは村が利用者にとって１番いいものが何なのかということで考えてまいりたいと思います。

先ほどおっしゃったようなことについては、今後とも頭に入れて事業を進めていきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 質疑ございませんか。

ここで会議の途中でございますけれども、暫時休憩とさせていただきます。

２時１５分にします。

午後２時００分休憩

午後２時１６分開議

○委員長（石川 修君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑のある方はどうぞ。

竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） １４１ページの１５番の去年も聞いたんですけど、動物死骸処理委託料、これ去年はどれ程ありましたでしょうか。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 石神君。

○生活環境課長（石神真司君） すいません。

竹部委員ちょっと、今、どのぐらいあったかという、去年のですか。

○委員長（石川 修君） 去年だから、平成27年度。

竹部委員。

去年じゃなくて平成28年度でしょ。

平成28年度です。

生活環境課長 石神君。

○生活環境課長（石神真司君） すいません。

ちょっとその数字、今、手元にないので、今、調べてきますのですいませんがよろしく
お願いいたします。

○委員（竹部澄雄君） よろしくお願ひします。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） はい、予算書の187ページ、5番の生活介助員配置事業費、これが、私昨年の12月定例会のときの一般質問で、生活介助を必要とする児童が、今までは村外の遠足とかそういったときには、行けないような状況だったってということで、12月質問のときに、子供の最善の方法として、遠足等も生活介助員さんがついていけるように、予算措置をしてまいりたいと考えておりますっていう教育長の答弁だったんですけど、この中にはその予算は入っているんでしょうか。

○委員長（石川 修君） 学校教育課長 増尾君。

○学校教育課長（増尾利治君） はい。

ただいまのご質問ですが、予算の措置は入っておりませんで、校長先生の判断、あと、教育委員会の判断で必要であれば、補正等で対応して対処してまいりたいと考えております。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

はい、ぜひとも子供が普段なれてる介助員さんが同行しての遠足に行けるような形で、補正を組んで行っていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 葉梨委員。

○委員（葉梨公一君） 予算書57ページをお願いします。

負担金補助及び交付金の中の3番の霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟会のほうへ2万円出されているようですが、これはこの同盟会の会議というのは、年に何回ぐらい行われているんでしょうか。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 葉梨委員のご質問にお答えします。

会議としては年間、普通の会員、役員ではない会員が出るのが2回程度です。

役員になると、さらに、プラス２回ぐらいございます。

そこで、当年度の事業計画、あるいは、来年度の予算、事業についても、今、啓発活動が多いんですけれども、その啓発活動についてどういうものをやったらいいかということで、一般の会員ですと２回程度の会議になります。

以上です。

○委員長（石川 修君） 葉梨委員。

○委員（葉梨公一君） それでこの会議の中で、要望なんです、村長はじめ阿見町長あたりとご相談していただいて、ぜひとも、霞ヶ浦二橋実現に向けてご努力をお願いしたいんですか。

よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 葉梨委員のですね、この霞ヶ浦二橋、これは関連する市町村が多分今は石岡市が会長かなと思うんですけども、交代で会長が替ってやっております。

これについてはぜひ県のほうにも申し上げてはいるんですけども、やはり、魅力度がね47都道府県の中で47番目というふうな話もこう出てて、なかなかここ、最下位から脱出できない。

やはり茨城県の中で、こういう霞ヶ浦二橋をつくることによって、県の観光も含めた魅力度のアップにもつながってくるのかなというふうに思います。

ぜひ大枠な試算も、まだ、県のほうではされていないんですけども、約1,000億円ぐらいはかかるだろうというふうな、大幅な見込みなんですけども、1,000億円かけてもそれ以上の効果があれば、事業としてはかなり見直される部分もあると思うんで、ぜひ入り口までの道路はもう、旧125号まで4車線でいくような整備がされておりますので、ぜひここを県のほうでも思い切ってますね、ぜひ、国のほうからの、葉梨委員のほうのつてを頼りながらも、国交省、いろんな、交付税をいただきながら、また、県議会のほうの予算もですね、とるように県議会の中で諮っていただければ、県も動かざるを得ないというふうになろうかと思います。

ぜひ村としても、関係市町村と連携をとって、県のほうの陳情はしていきたいと思いますし、ぜひ、関連する議員の皆さんのお力添えもいただきたいなというふうに思います。

○委員長（石川 修君） 葉梨委員。

○委員（葉梨公一君） ありがとうございます。

これはやっぱり関連してくる阿見町、美浦村、ぜひとも中島村長が中心になってやっていただければありがたいと思いますので、村、県、国をあげて、やっぱり進めていかないといけない事業かなと思いますので、質問させていただきました。

ありがとうございました。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 石神君。

○生活環境課長（石神真司君） 先ほどの竹部委員のご質問の、平成28年度現在の動物死骸処理委託件数ということでございますが、72件です。

よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 72件ということなんで、これは処理、124万円が72件でかかっていると理解していいんですか。

○委員長（石川 修君） 竹部委員何ページ。

○委員（竹部澄雄君） 41ページです。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 石神君。

○生活環境課長（石神真司君） ただいまのご質問ですが、動物死骸処理委託、平成29年度につきましては、1万3,500円掛ける85件で見積もらせていただいております。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） はい、ありがとうございます。

ちょっと車に引かれる動物の死骸が多いということを聞いてますんで、すいませんけどよろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） ページは示しませんが、予算書全体で昨年の9月議会でも、質問したことなんですけども、自治体クラウド使用料、昨年の9月議会でも言いましたけども、この自治体クラウドシステムっていうのは接続する自治体が、複数でそれも多い方が費用対効果があるという認識を持ってるんですけれども、昨年の9月議会では、当初予想したとおり、多くの自治体が接続している状況では、茨城県ではないという状況ということでした。

総務省の方では、平成29年度までには倍増の1,000の自治体ということを方針として出しましたが、ということは今では全国で500ぐらいなのかと想像していますけれども、その接続自治体がふえない理由には、自治体クラウドを運用するのには、例えば情報システムの統合が必要になったり、情報関連機器の互換性というものがないと、共通運用はできないという面もありますし、なかなか自治体によっては、クラウドシステムを共同運用することによってのコストメリットがなかなか、そういった観点から認められてないという難しさがあるんですけれども、いずれにしても、自治体クラウド、村として先駆的、先行的に接続した美浦村の立場から村長をはじめとして、他の自治体にも共同接続という、この働きかけているという理解でいますけれども、9月議会ですからまだ半年しかたってないわけなんですけれども、最近のその動向ですね、他の市町村での自治体クラウドへ加入するという動向面で、何か情報とか動きがあったら教えていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） はい。

岡沢委員のご質問にお答えいたします。

お答え委員がおっしゃるように、数が多くなれば、当然その開発費用等を複数の団体で負担することになりますので、基本的には経費が下がるということになると思われます。

県内の状況なんですけども、TKCでやっている団体が一緒にやろうということで、それが県内の茨城クラウドの現時点の状況でございます。

その他の団体については、一緒にやろうと決まったところはないんですけれども、美浦村がほかの市町村に声かけまして、基本的に近隣の町村、あるいは、県内の町村、町、村ですね、に声を掛けてやろうかということで、去年声を掛けております。

具体的に何をやるかというのは、今決まってるわけではないんですけれども、そういう団体と一緒に、今後、複数の団体で調達等できればと考えております。

国では自治体クラウドについては、契約も一緒にできるような状況でないと共同とはいえないよと、という状況なので、今、うちのほうは業者の契約も美浦村単独でやっていますので、先ほど言ったような、市町村に声を掛けながら考えていきたいと思います。

岡沢委員がさっきおっしゃったように、市町村でなかなか大変なのは、その整備した時期違うと、リース期間も違うと、そういった中で、どういった統合というか、共同で、出来るのかを最初に考えて、美浦村の場合には、調達から2年が経過しましたんで、あと何年ということがあります。

当然ほかの自治体についても、来年構築を考えている自治体もあるし、前に構築が終わってしばらく変えないよということがありますので、そういうところの情報を共有しながら、茨城県にも、昨年、相談に行きまして、共同でやるのに、ちょっと手を貸してくださいよという話もしてあります。

できれば年度がかわりましたら、そういう自治体を集めて、国の自治体のクラウドというのはこういうものですよというもので、もう一度各市町村の担当者と情報を共有しながらやっていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 自治体の規模によって、情報関連経営の規模も違いますけれども、例えば広域組合とか事務組合とかの単位で進めていこうとか、県南地域でとか、そういった考え方で進めていくということではなくて、あくまでも近隣市町村に呼びかけているということなんでしょうか。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 今、美浦村で考えているのは、委託業者が同じ自治体と考えております。

例えば稲敷広域の管内でも、独自にシステムを構築しているところもあります。

そういうところについては、いきなり一緒になりましようと言っても、実際には困難なの

で、県内、近隣も含めた県内の同じ会社に頼んでいるところについて、一緒に考えようかということで声を掛けております。

ですから、近隣でも全く違うシステムを使っているところについては、声掛けはいたしておりません。

以上です。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

椎名委員。

○委員（椎名利夫君） 59ページの使用料のところ、14番で、39、美浦村統合型G I S使用料ってあるんですが、これは何なのか教えてください。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 椎名委員のご質問にお答えいたします。

今これ略してG I Sと書いてありますけどもこれは、地図システムのことです。

地図をデータ化して、今、各課で使用しているものがございます。

それについては今まで各課でデータを整備してまいりました。

例えば、今入ってるものについては、税務地図情報システム、農地地図情報システム、道路管理システム、上水道管理システム、下水道管理システムということで、5つのシステムが入っております。

それを、ばらばらにやるのではなくて、今後統一してやりましょうということで、平成29年度の予算に作業費として計上させていただいております。

作業費ですけれども、農業委員会にありました農地地図情報システム、これは、平成28年度でシステムがサポート終了ということで、平成29年度からはそのシステムが使えないというか、終了になりますんで、それに併せて統合で各課でやってるものについての作業を統一してやりましょうということで考えております。

今後平成31年度までには、統合型ということで最終的にデータを共有していこうということで考えております。

それによって、今後の作業費としまして、平成31年度までに約1,500万円程度が削減できるかなということで見込んでおります。

今、申しましたとおり、美浦村統合型G I S使用料というのは、地図システムを統一して作業やりましょうということで、今回、計上させていただきました。

以上です。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） はい、予算書の187ページでございます。

こちらの4番目のT T配置事業費、ティームティーチング講師842万2,000円。

関連してその上のところの、外国人185ページですね、外国人のあれがあったと思うんですが、同じページ、失礼しました。

185ページのところの、

○委員長（石川 修君） 13番、委託料。

○委員（塚本光司君） ここです、これの1,161万6,000円です。

これ昨年のあれにちょうどよく帳尻は合っちゃうですけど、外国人は外国の授業が、ちょっと29だか30だか忘れまじけど、学校で完全に取り込むようになるわけすね、外国人を入れて英語の授業ということで、そうするとティームティーチングで今までサポートしてた先生であるとか、その辺のひずみで、ちょっとクラスの中の遅れた子であるとか、そういったところにしわ寄せが来るのではないかなというようにも、私、ちょっと考えるんですけども、その辺どのような考えでこういった予算を組んでるのかっていうところを聞かせてください。

○委員長（石川 修君） 学校教育課長 増尾君。

○学校教育課長（増尾利治君） まず、185ページの委託料、3番、外国人英語指導助手派遣委託料の内容についてご説明をいたします。

中学校、小学校に外国人指導助手を派遣するのは、前年同様で、中学校で417万円、小学校で407万円の予算を計上しております。

それで平成29年度新たに、保育所、幼稚園に外国人の指導助手を派遣する計画をしております。

やはり、3年後でしたっけ、小学校から英語が教科化ということもございまして、幼稚園、保育所における就学前の子供を対象に、外国語の講師による遊びを通じたレッスンを行って、英語に対する親しみを醸成してもらおうという方向で考えております。

基本的には、一日一緒に遊んで過ごしていただいて、その上でカリキュラムが重要になってくるのかなと考えております。

続きまして、187ページ、4番、T T配置事業、こちらは補助の講師でございまして、大谷小で2人、木原小も2人、安中小で1人、計5人の報酬と費用弁償が載っております。

こちらは普通教室の補助をしていただく講師の先生方でございます。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） はい、ありがとうございます。

内容的なもの分かってるんですが、要は、約300万円この187ページのT Tの方は減ってるわけですね。

ただのクラスが、今、少子化でクラスが減ってきてますから、実際にそのカバーをしてるT Tの人っていうのは、減らしても問題ない部分なのかなというところですよ。

実際に今まで10クラスあるうちの対応が、仮にですよ、いろんな学校まわってから、その中のちょっとクラス的に、例えば10クラス必要だよっていうときに、それが減ってきちゃってるのかと、要するに予算人数が減ってる分、多分予算減ってるんでしょうから、そ

の辺のことをちょっとお伺いしたかったんです。

要するに約300万円ぐらい、予算が去年より下がり、T Tのほうも下がり、英語のほうもちょうど約300万円ちょっとふえてるもんですから、その辺子供たちにしわ寄せが来ちゃうことはないのかっていう、その辺をちょっとお伺いしたいです。

○委員長（石川 修君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） 塚本委員のご質問にお答えいたします。

ティームティーチングのほうは7人から5人ということで、来年度減っておりますが、生徒人数は全体的な傾向としては減ってはきておりますが、現在、美浦中学校を見ていただいてもわかると思うんですが、以前よりは、かなり落ちついた環境でみんな勉強しているというところ、生徒のほうも落ちついてきているということは、その前段である小学校であっても、当然充実した授業が、これまでたくさんのT Tを予算つけて、実施させていただいて効果があらわれてきているのかなというところで、7人から5人に減らしております。

これは近隣の自治体を見ますと、美浦村は、ほかの地区から来た先生に話を聞きますと、かなりT Tのほうは多くつけていただいた、人数割合からしたらですね。

ここは決して後退ということではないという認識をしています。

もう一つが、幼稚園生と保育園生に対する英語の授業の拡充ということで、やはり幼児教育というのが今非常に脚光を浴びているので、小さいうちにいかに有意義な投資をするかというのが後々になって非常に大きい効果があらわれていることもあるので、今のうちから、先ほど委員がおっしゃったように、小学校の3、4年生が英語の外国語活動が今度必修になって、5、6年生が教科化なるということなんで、そういったものも踏まえて、保育園と幼稚園のほうに、英語のほうの授業というのを手厚くやっていくということで、ある意味将来を見据えたうえでの投資というようなことで考えてます。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） はい。

それでは、学校の子供たちのほうに、特に人数が、T Tが7から5に減ったからといってしわ寄せがきていることではないということで、私は、去年あたりの成人式あたり見て、結構落ちついてきてる成人式なんですね。

やっぱり小中と、そういった子供が上に上がってくるわけなんですけど、その辺のやはり形からのものが出てくるのかなというふうに感じてます。

それとやっぱり、T Tをつけるということはそれだけ逆に言えば、正職員じゃなくて正規教諭のほうの能力的なもんがどうなのかなっていうイメージも全然ないことでもないんで、もちろん、40人を1人で教えるよりは、そこにサポートついたほうが教えやすいという部分あると思うんですけども、その辺はやっぱり、将来のこと、先ほど教育長がおっしゃいましたよね。

米100俵じゃないですけど、頑張って美浦をいい方向に予算付けしてもらえればと思いますね。

教育に対しては。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 予算書の49ページ、総務費の総務管理費、一般管理費の、7 区長会費でございますが、概要書の9 ページ、タブレットページ20ですと、内容が区長会運営する部分の内訳しか、ちょっと説明がないものですからちょっとお尋ねをさせていただくんですが、区長会費が昨年1,494万7,000円から本年1,458万6,000円と、36万1,000円の減がなされております。

報酬なんですけれども、区長、副区長非常勤職員報酬ということで、ここの35万円削減されているんですけれども、この要因を教えてくださいということと、19負担金補助及び交付金の1 番下15の地域ボランティアで105万6,000円が計上されていますけれども、この補助金の内訳を教えてくださいと思います。

○委員長（石川 修君） 総務課長 飯塚君。

○総務課長（飯塚尚央君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず区長報酬なんですけど、これはですね、去年が1,344万で、ことしが1,309万円ということで、この差違については、戸数が前年度に比べて減っている関係でございます。

それからですね、地域ボランティアの補助金ですが、これにつきましては、7月に村道の草刈りがございます。

1 戸当たりですね110円、それから5月に環境美化ということであります。

これも1 戸当たりですね110円、それから3月に霞ヶ浦清掃がございます。

これも1 戸当たり110円ということで、そのときのボランティア活動費ということで配分をさせていただいております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） はい、報酬に関して戸数が減ったということで、区長さん副区長さんの人数が減ったわけではないですよね。

○委員長（石川 修君） 総務課長 飯塚君。

○総務課長（飯塚尚央君） はい、区長さんの人数が減ったわけでございません。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） はい、わかりました。

戸数によって報酬額が減りますのでその関係ということで理解をいたしました。

で、ボランティアのほうなんですけども110円単価はわかったんですけれども、何人分を見越しているか、その部分を教えてください。

○委員長（石川 修君） 総務課長 飯塚君。

○総務課長（飯塚尚央君） はい、7月の村道草刈りにつきましては4,100世帯、それから環境美化についても4,100世帯、それから霞ヶ浦清掃につきましては、1,400世帯を積算させていただいております。

○委員長（石川 修君） 質疑ございませんか。

林委員。

○委員（林 昌子君） はい、それでは続けて申しわけございませんが、同じく49ページ、今、質問したところ下ですね、今度、文書広報費のほうで、広報活動費の2で468万円計上されておまして、昨年は379万円で、本年88万4,000円の増額となっております。

その差額がですね、11需用費の中の4印刷製本費であるかと思いますが、389万4,000円、昨年は301万円でしたので88万4,000円、ここが差額っていうのは理解できました。

これは、広報みほの充実刷新と考えてよろしいのでしょうか。

その内容を教えていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 総務課長 飯塚君。

○総務課長（飯塚尚央君） はい、ただいまのご質問にお答えいたします。

平成29年度、村政要覧の作成を考えてございます。

2,000部というようなことで考えてございまして、181万5,000円を予算上計上させていただいております。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 予算の61ページの35番、お昼の演奏会補助金というのは、昨年度行われた美浦ステーキス当日に美浦中学生のバス代と、あと楽器の搬送のための予算を組んでいると考えてよろしいですか。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 竹部委員のご質問にお答えします。

そのとおりです。

美浦ステーキスの際に、美浦中学生の演奏をいたしました。

そのときのバス代と楽器の搬入の補助金になります。

以上です。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） ありがとうございます。

わかりました。

よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） はい、先ほど質問させていただいて民生委員児童委員の決算書と予算書をタブレットのほうに送っていただき、ありがとうございます。

これちょっと確認なんですけど、決算書は平成27年度で予算書は平成28年度でいいんで

しょうか。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） 平成29年度におきましては、4月に総会を行いますので、そのときの資料となります。

そのときの資料がまだできてませんので、前回の資料をつけさせていただきました。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

はい、ありがとうございます。

それではちょっと平成27年度の決算書のところを参考にちょっと聞かせていただきたいと思いますんですけど。

4番の研修費、1の社会福祉増進費の中の4番研修費、この中に、県外研修費と民生委員児童委員研修会議というものが載ってるんですけど、これが、もしわかれば県外研修が年に何回、その他の研修が年に何回、それと、参加人数はどのくらいだったのかとか、次回の予算審査特別委員会のときでも結構ですので、それとですね、私ちょっと周りの民生委員さんにチラッと聞いたような聞かないような、なんか、研修に行くときは、私たちも自分でもお金払ってるのよというような話もちらっと聞いたことがあるんですけど。

この決算書を見ると、そういったものは載ってないですね。

研修のときは自己負担はないということですよね。

会費2,000円っていうのは、これは研修に行くときのお金ということではないですね。

私聞いたのは研修行くときは私たちもお金払ってるのよっていう言い方で聞いたことがあるんで。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） 協議会としての収支の中には、個人負担部分は入ってません。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） っていうことは、研修に行くときの個人負担分っていうのは、研修のための個人負担分というのはないっていうことですよね。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） そうではなくて、事業費の中で賄い切れない部分がございますので、個人負担をいただいていると、極端に言ったら、例えば、昼食代とかそういう感じのものはいただいております。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） そういったお金はこの決算書のところには上がってこないわけですか。

かかったものがかかったもの、お金入ってきたもの入ってきたものっていうことでは載せないんでしょうか。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） 村からの補助金と、県の補助金で動いてますので、そこに個人負担分を入れてしまうと、会計の方が乱雑になってしまうという部分もございますから、その分としては載せてございません。

○委員長（石川 修君） 山崎委員に申し上げます。

児童民生委員の関連で質問をしておりますけれども、直接関係ございませんので、後日、それは課長との話し合いでちょっと確認をとってください。

そのほかございませんか。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予算書の243ページです。

村民体育祭事業費ですけれども、まず総額では、今年度297万7,000円に対して、来年度は241万円、約57万円減っています。

内訳を見ますと報償品費に関しては同額です。

需用費総額が145万5,000円から122万2,000円、その中で消耗品費が117万円から97万円9,000円に減ってます。

下へいって委託料、業務委託料、グラウンド整備業務委託料が49万7,000円から38万円に減っています。

それと、負担金補助及び交付金で、村民体育祭地区補助で、参加地区に対する補助ということですが、今年度は雨になって中止になってしまいましたけど、参加地区は、申し込み参加地区はふえているっていうふうに聞きましたので、村民体育祭地区補助も、来年度はふえるのかなと思っていたんですが、いずれにしてもこのふえている、っていうのありますね。

減っているというその背景を教えてください。

各項目について簡単をお願いします。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長 埜口君。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） 岡沢委員の質問にお答えいたします。

まず需用費の消耗品費ですが、こちらは優勝盾等のレプリカやスポーツ少年団種目のメダル、各種目も参加賞を購入する経費として、消耗品費を上げておりますが、昨年、参加地区16地区から18地区ということで、2地区はふえたんですけども、村全体からすればまだまだ余裕があって、当初予算も昨年まである程度余裕を持った予算編成していたところですけども、財政当局からも本年度の予算方針のほうも打ち出されておりますので、極力、実態に見合ったような形で、予算を組み替えしましたので、消耗品費のほうで若干の減額をさせていただいております。

また、各地区のほうの負担金で、地区補助金ということで、昨年度56万から50万円ということで、減っておるんですけども、こちら、昨年度までは28地区の補助金を見込んで

おりましたが、本年度若干減らしまして25地区という形で、予算のほう計上させていただいたところで、その分が減額となっているところです。

以上です。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） そうすると、委託料、グラウンド整備業務委託料に関しても、予算編成方針という観点から精査して減額したという認識でよろしいですか。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長 埜口君。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） そうです。

そちらのほうの観点から減らして、昨年度グラウンドにつきまして色砂を全面的な形で敷いたと思うんですけども、少し減らして、今年度のグラウンドの内部でなくて、コース上だけに色砂を使用するなど工夫を凝らしながら、予算のほうの削減を図ったところです。

以上です。

○委員長（石川 修君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） ページ数が117になります。

民生費の児童福祉総務費の中のまず報酬のほう確認するんですけども、これは3分の2が県、国の事業ということで3分の1負担、一般事務職員ということで、子育てに必要な情報提供、それから、相談、助言までできる人ということになっていきますけども、どのような人を充てるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

それと、13番に委託料がありますけども、講演会の委託料、これについてはどのような人を予定しているのか。

何をやるのかをお伺いしたいというふうに思います。

よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 学校教育課長 増尾君。

○学校教育課長（増尾利治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず報酬で一般事務員いいという方は、現在も勤務されております方を1名分ということで計上しております。

今回、4月から新しいところで開設をいたしますので、1日、週4日から5日にふえた形で計上をしております。

それと13番委託料、こちら講演委託料として、20万円を計上しております。

現在予定しておりますのは、NPO法人 子連れスタイル推進協会、こちらに講演をお願いしたいと思います。

内容的にはやはり子育て関係で、出かけよううつ予防とかいう感じの講演会を予定しております。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） これは新規ってなってますけども、実際は継続事業っていう解釈になるんですか。

○委員長（石川 修君） 学校教育課長 増尾君。

○学校教育課長（増尾利治君） 利用者支援事業費、こちらは新規になります。

○委員（下村 宏君） 了解しました。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） すいません、ごめんなさい。

今、聞き取れなかったのでもっと確認したいんですけれども、NPOの名前もう一度お願いいたします。

○委員長（石川 修君） 学校教育課長 増尾君。

○学校教育課長（増尾利治君） NPO法人、子連れスタイル推進協会でございます。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） はい、あるがとうございました。

ちなみにこちらどちらの協会でしょうか。

○委員長（石川 修君） 学校教育課長 増尾君。

○学校教育課長（増尾利治君） 会社名で言いますとモーハウスという、女性の子育て関係の仕事してる会社の関連だそうでございます。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） はい。

そうですね、美浦の地域に合った内容の講演をぜひご期待申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 新規事業のほうにも上がってるんですが、予算書で申しますと63ページでございます。

12番の水郷筑波サイクリング環境整備事業費、この100万円という部分なんですけど、これはサイクリングの施設整備工事ということなんですけど、この場所がどこどこ完全に決められた場所であるのであればそれを教えてください。

それと含めてその下のですね、ミホーアフター事業費25万円でしょうか、これもたしか新規ですね、そうですね、こちらも、ありましたか。

念のためにちょっとボーとしてたようなので確認をお願いします。

ちょっと、もう一度聞かしてください。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 塚本委員のご質問にお答えいたします。

まず、水郷筑波サイクリング環境整備事業費の土木工事費、サイクリング環境整備工事

ですけれども、場所はまだ決めてございません。

今年度、一部サイクリングの道路として使うのに、危険な箇所に柵を設ける予定でございます。

平成29年度については、路面表示等を考えていきたいと思っています。

今年度、県、周辺の市町村でつくっております協議会において、統一してこういう表示、標識をつけたらどうかというのがまとまりましたので、平成29年度にはその表示案に、表示をしようというものに沿って、路面標示を考えていきたいと考えてます。

それから、ミホーアフター事業費ですけれども、これは、年度予算としては新規事業になります。

平成28年度、国の交付金で、平成28年途中から事業が始まっております。

平成29年度につきましては、概要書にありますとおり、霞ヶ浦湖岸でイベントを実施していきたいと。

さらに、地域交流館も含めて、連携した事業を行えばいいなと考えております。

ミホーアフター事業、この名前なんですけれども、役場庁内の若手職員、子育てをしている職員を集めまして、いろんな事業を考えております。

その中で、ビフォーアフターをもじりまして、美浦の事業なので、ミホーアフター事業ということで命名しました。

将来的には、大山病院の周辺、昔からご存知の方はロマンス山というのがあったかと思うんですけども、そういうものにちなみまして、恋人たちが集まるような空間にしたいという話もありますので、将来的にはそういうことで繋げていきたいとは考えてはいるんですけども、平成29年度の当初予算としては、イベントを開催していこうと考えております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） はい、ありがとうございました。

確認の意味でありありがとうございました。

思い出してきました。

控室に戻ってからこの程度の予算でどうなんだろうと、でっかいことボーンと出来んのかというような話だったような記憶があります。

よろしいですか。

商工会のほうへも確か出してますよね、今、ちょっと舐めるようにまでは見てませんが、どこに行っちゃったのかなと思って見てたんですけど。

商工会の青年部のほうにカップリング等々のあれを例年出してたと思ったんですが。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 塚本委員のご質問にお答えいたします。

カップリングパーティについては、産業後継者育成事業の補助金になりますので、ペー

ジ数で言いますと、65ページ中段やや下ですね、諸費の中の5番、産業後継者対策事業費で50万円、これが商工会の青年部にお願いしてカップリングパーティーをやっている予算になります。

以上です。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） はい、先ほどのお話に戻ればミホーアフターのほうは、あくまでも役場関連の若手の職員の人たちを集めてっていうふうな方向で出している、なにかやりましょうよということのようですが、こういった形と連携をとってということは考えてませんか。

ちょっと、大変恐縮ですね、今までカップリングのほうに出して、はっきり申しましてちょっと丸投げじゃないのっていうイメージを、ずっと私受けてるんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 今の時点でこの事業とミホーアフターを繋げていこうという構想はございません。

ただ、ミホーアフター事業のほうも、イベントを開催して、できれば若い人等にも来ていただきたいと考えておりますので、そういった意味では、内容的に似たものがあるのかなと。

産業後継者対策事業費のほうは、商工会の青年部が、今、中心になってやっていただいておりますので、そちらのほうで、例えば霞ヶ浦で一緒にイベントやりましょうよというのは考えてございます。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 私ごとで恐縮なんですけど、SNSのちょっとフェイスブックの仲間、宮城のほうにいまして、女性なんですけど。

やっぱりお見合いバス云々とかで随分カップルを成立させてる人がいましてですね、幾らぐらいのギャラでくるかわかんないですけども、そういうのもひっくるめて後でちょっとお話をさせてもらいたいと思います。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） でも、ただいま塚本委員が聞かれたことと関連するので、手を挙げさせていただきました。

63ページの総務費、総務管理費の企画費の12番、水郷筑波サイクリング環境整備事業費なんですけれども、概要書のタブレットページ44ページに、その内容書いてありますけど、これは茨城県と霞ヶ浦周辺自治体とつくばリンリンロード沿線自治体が一体となって進めている事業なわけで、この財源なんですけれども、一般財源で全部村持ち出しなんですよ。

これ、県からの補助とかっていうのつかないんですか。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 林委員の質問にお答えいたします。

県からの補助金は、今のところ、県でも考えてないということです。

霞ヶ浦の南側、阿見町、美浦村、稲敷市において、行方からかすみがうら市までは、県で整備した経緯がありますので、これまで南岸のほうもお願いしたいということで、要望はしてきているんですけども、県のほうでも、まだそこまでは考えてないということで、現時点では、県の補助はないと考えております。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） はい、多分、企画のほうでも強く言っていただいたと思うんですけども、全く私も同感でございます。

茨城新聞に構想が載ったときも、北側だけでね、南側のことは一切考えてないような記事でしたので、そういう意味ではちょっと不公平感があるのかなって思うんですよね。

結局北側から南側一周することでまたより、サイクリングロードが充実するわけですので、やっぱり県の考える事業としては、一貫性を持ってやってもらいたいと思いますので、今回はどうしても危険性もあることから、この事業は必要なんだろうけれども、予算化に関しては、ずっと言い続けていただきたいと思います。

補正でも何でも組んでいただいて、県からの補助金を勝ち取っていただきたいと思います。

やっぱり県と一体となってこの霞ヶ浦湖岸をね、活用した地域活性化に目指した、取り組みする意味で、やっぱり県知事と心一体となって、今、美浦村頑張ってるわけじゃないですか、その美浦村のね、しっかり、県の事業の推進するために、こうやって整備するわけですから、美浦村だけの問題で整備するわけではありませんから、他地域からたくさん来ていただいていますよね、サイクリングロードですので、その部分は、村長、強気でぜひ補助金交付勝ち取っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（石川 修君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 林委員のですね、サイクリングロード、道路標示は大体もう決まってきたみたいです。

土浦市から稲敷市のほうまでこう行く部分では、2カ所程ですね、阿見町に武器学校とそれから技術研究所と2カ所あって、あそこが堤防が途切れてしまうということがありますが、美浦村に来るとそういう面では、川が3本、大きいのは、清明川そして、小さいのは大須賀津川と大塚川和と、この三つあるんですけども、これをちょっと内側まで戻ってこない、上新田木原線線のとこまで戻ってこない、サイクリングの湖畔ペリををずっと真っすぐ行けないという部分があります。

でも、阿見町よりも美浦村のほうが、大須賀津の農村公園があったりとか、それから、

木原の水友園のところがあったり、また大山のスロープがある、大山地先のところも風光明媚な部分なんで、いろんな面でサイクリングとして楽しむのであれば、霞ヶ浦湖畔の堤防の上を走るのが1番いいんで、その手前ちょっと体力を使う方は、上新田木原線を、信号がないという部分で、結構、活用されている方もあります。

ただ、休憩場が余り整備をされてないという部分で、大山のところには霞ヶ浦河川事務所、水遊びをした後のシャワーもつけたトイレが整備されたんで、前よりは、すごく、利用する人には歓迎されているのかなっていうふうに思います。

そういう意味でも、利用者が、トイレを壊さなくて、現在もずっとうまく使われているということは、利用者がいかに便利な休憩地として認めていただいているのかなというふうに思います。

そういう意味でも、県のほうとはねもう少し、筑波から水郷という180キロ、日本の中でもすばらしいサイクリングロードをぶち上げたわけなんで、霞ヶ浦の北側だけを推薦するんじゃなくて、南側に廻っても、景観とすれば南側から見る筑波山は最高の筑波山なんで、北側から見る筑波山は我々はなじんでないんで、そう立派なもんだとは思ってないんですが、ぜひ南側の景観を県のほうでも認知していただいて、整備を進めていただくように、阿見町、美浦村、稲敷市と、南側からの要請もしてまいりたいと思います。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 明快な答弁いただきました。

ぜひよろしくお願いします。

またつけ加えさせていただきますと、大須賀津の農村公園も、今、工事をしておりまして、リニューアルされて、またトイレもきちっと完備していますのでね、本当に休憩もできるし、またトイレも利用できるし、また、上にもテーブル、椅子つく予定なわけですから、そこで、食事をとることも可能な、そういう場所を村としても提供が1カ所ふえるわけですから、何とかPRをして勝ち取っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（石川 修君） 質疑ございませんか。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） ページ251ページ、備品修繕料として、木原小学校、大谷小学校でそれぞれ28万9,000円、17万9,000円が計上されております。

備品修繕ということなので、どういうものの修繕か、それとあわせて大谷小学校では85万8,000円の備品購入がなされてますけども、備品についてお知らせいただきます。

○委員長（石川 修君） 学校教育課長 増尾君。

○学校教育課長（増尾利治君） それでは、木原小学校給食施設管理費の中の修繕料からご説明申し上げます。

備品修繕料28万9,000円の内訳でございますが、大きなものとして三つございます。

一つ、ガス回転窯バーナー約4万9,000円です。

オーブン10万円。

角切りプレート用刃物、これが7万4,000円、これは、ガス回転窯バーナー4万9,000円、オーブン10万円、角切りプレート用刃物7万4,000円、こちらが主だった修繕となっております。

次に、大谷小の備品修繕料でございますが、こちらにも三つございます。

滑車交換、これ4台分で6万5,000円。

テフロン加工という施工をするのが10個ございまして、7万1,000円。

冷凍庫のパッキンで2万円が主だった修繕料となっております。

次の備品購入費、機械器具費では、三つほど予定をしております。

まず、作業台8万8,000円。

リフト車8万1,000円。

冷凍冷蔵庫63万9,000円を予定しております。

次に、安中小学校の修繕料は、こちらは具体的なところはありませんが、経常的に予算を組んでおりまして、水道で3万円、電気で5万円、調理で7万円ということを見込んで計上しております。

その下の庁用器具費では、焼物用焼版テフロン加工というものを3枚購入する予定でございます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） はい、ありがとうございます。

これは毎年行われるということではなくて、63万円という高額のものがありましたけど、これはもう久しぶりというか、ほとんど今まではなされてないものかなと思うような気がしますけどどうですか。

○委員長（石川 修君） 学校教育課長 増尾君。

○学校教育課長（増尾利治君） 今までも修繕、直し直し使用しているわけで、こちらはどうしてももう直しに耐えられないというもののだけを今回購入費として63万9,000円を計上いたしました。

○委員長（石川 修君） 松村委員。

○委員（松村広志君） はい、予算書の105ページで、8番の障害者福祉計画策定事業費という35万円なんですけども、これ概要書によると、第4期障害福祉計画の見直しということなんですけども、これ何をどのように見直すのか、またそれに充てているのかっていうことで、ちょっとこれ具体的におわかりであれば教えてほしいなと。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） ただいまの質問ですけれども、この計画につきましては障害者基本法に定められているものでございまして、現在の障害者福祉計画は平成27年度から平成29年度までで、今回平成30年から平成32年度まで3年間を計画期間として、策定するものでございます。

策定に当たりましては、障害のサービス事業者とか保健医療関係者とか障害者団体それから議会などで組織する自立支援協議会の委員の方々を中心に、検討して策定する予定でございます。

今回は、第3期の障害者計画につきましては、平成27年から平成32年までの6年間でございますので、第4期の障害者福祉計画につきましては、平成27年から平成29年度ということで、この部分を第5期として、平成30年から平成32年分の計画を策定するものでございます。

この策定に当たりましては、今回はコンサルのほうの委託は考えておりませんので、課の職員で計画を策定する予定でございます。

○委員長（石川 修君） 松村委員。

○委員（松村広志君） はい、ありがとうございます。

あと1点今のことで、ちょっと教えてほしいのが、今おっしゃった第5期の福祉の一層の推進ってということかと思いますが、これ何を以って一層の推進になるんですかね。

その辺だけちょっと簡潔に教えてください。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） これから3年間の目標ということで、例えば障害者にかかわる支援を1人ふやしましょうとか、例えば病院とかそういう施設から出てきた人のケアをしましょうとか、そういう部分を1人から3人にふやしましょうっていうような、具体的な計画を策定するものでございます。

○委員長（石川 修君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） はい、今のと関連をしてですね、8番のところに報酬の中で、障害福祉計画策定委員会委員、それと7番のほうこの上には、地域自立支援協議会委員ってということで、それぞれ別の名称で委員がいるみたいなんですが、この人たちの名簿、わかればですね、後でタブレットのほうへ入れてほしいというふうに思います。

それと、その上の関係で、成年後見人制度利用支援助成金というものがありますけども、平成28年度は成年後見のほうの、これを使って行った方が何人くらいいるのか、そしてことしは何人を見積もっているのか、お尋ねをします。

また、同じところでですね、障害者日常生活用品給付費が420万円組んでありますけども、概ねどういうものなのかわかれば教えていただきたいというふうに思います。

それと最後にですね、ここのページにあるんで、地域身体障害者スポーツ大会負担金ということで6万円見ておりますけれども、ことしは美浦村が担当だよっていうふうに、前、

耳にしましたけども、この辺について前のリーダーがちょっといないみたいなんですけど、この辺については担当となった場合は、村長どのように対応するのかお尋ねをしたいというふうに思います。

よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） まず1点目の障害者福祉計画策定委員と地域自立支援協議会委員というのは、その自立支援協議会の中の要綱によりまして、障害者福祉計画を策定するということになっております。

したがって、ここの部分は、予算計上上ですけれども、二重になっているところがございます。

それから、成年後見人制度でございますけれども、これは村が代用して申請をするというようなものでございまして、現在までそういう申し込みはございませんでした。

それから、障害者日常生活用具給付費でございます。

ここの部分につきましては概ね蓄便袋っていうのかな、ストマって言われてる部分の費用でございます。

それから、身障者スポーツ大会におきましては、うちはことし当番ということで、日時のほうは決定してございまして、8月19日を予定しているところでございます。

場所は、村内にはそういう施設がございませんので、龍ヶ崎のたつのこアリーナを借りるということで、進めていきたいと思っております。

○委員長（石川 修君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 下村委員のですね障害者スポーツ大会、これは今まで山崎幸夫会長がずっと障害者の皆さんを引っ張ってきてくれたんですけども、今月、ちょっと不幸にも亡くなられたということで、そのあとの会長は、まだ、決まってないということでございます。

できましたら早目に会長を選任していただいて、当然8月19日この暑い時期に、毎年身障者のスポーツ大会やります。

当然美浦村の施設で冷暖房が完備している施設がないものですから、8つの市町村で大体200名以上は集まるかな、いろんな関係者も含めて、そうすると、かなり立派な体育館の、冷暖房が効いてるとこじゃないと、この大会が催せないということで、ことしは龍ヶ崎のたつのこアリーナのところを借りてやるということは、もう申し合わせて、龍ヶ崎の許可をいただいているということでございますので、8市町村で持ち回りでやっておりますから、これについてはことし美浦村が当番ということでございますから、今までの流れ通り、この行事をやっていかなければならないんで、早目に会長を決めて、ある程度連携をとれて、福祉介護課が一番、当日はサポートするのが大変な部分があるんで、美浦村としてこれは村の事業としての部分もありますから、早目に会長を決めて連携をとれてやれ

るようにしていきたいと考えております。

○委員長（石川 修君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） ありましたようにですねスポーツ大会については、美浦が担当ということなんでありますんで、しっかりと対応してほしいというふうにお願いをします。

あと、成年後見人制度、前年度は利用がなかったといったことでありますけれども、一応今回23万7,000円の予算を計上しております。

計算基礎っていうのわかれば教えてください。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） 成年後見人助成費の内訳ですけれども、7項目ほどございます。

診断書料が1万円、鑑定書料が5万円、申し立ての手数料が800円、登記手数料が2,600円、登記されていないことの証明が300円、それから郵便切手が5,000円、それから成年後見人に対する報酬が16万8,000円ということの内容でございます。

○委員長（石川 修君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） はい、了解をいたします。

それとあと、先ほど言いましたように、地域自立支援協議会のほうの委員については、タブレットのほうに入れておいてほしいというに思います。

以上で私の質問終わります。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

松村委員。

○委員（松村広志君） 予算書のほうで、指定はちょっとできないんですけども、教育に関して、来年度から道徳授業、道徳の授業というか組み込まれてくると思うんですけども、そのことについての準備とか研修とか、いろんな費用っていうものに関しては、これには組み込まれていないんでしょうか。

○委員長（石川 修君） 学校教育課長 増尾君。

○学校教育課長（増尾利治君） ただいまの道徳の関係の費用というのは、組み込んでおりません。

○委員長（石川 修君） 松村委員。

○委員（松村広志君） はい、その理由っていうかまだあれでしょうか具体的なそういう指示というか、策定がされていないということでしょうか。

○委員長（石川 修君） 学校教育課長 増尾君。

○学校教育課長（増尾利治君） 予算編成の段階で、そういった具体的なことがちょっとわからないというか、不明というか、要はそういうことを全然念頭に置かないで編成しましたので、そういう形になっています。

○委員長（石川 修君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） 松村委員のご質問にお答えいたします。

道徳の教科化についての対応なんですが、平成28年度、今度の新しい学習指導要領の答申がなされて、小学校については平成32年度から新しい学習要領に基づいた教育が実施されると、全面実施ですね。

中学は平成33年度から全面実施ということで、ただおっしゃるように道徳教育については、小学校は平成30年度から、中学校は平成31年度から、特別の教科ということで位置づけられたということではあるんですけども、まだ具体的にどういったものが必要になってくるかというところは、こちらの現場レベルまではまだ指示が来ておりませんので、平成30年度と平成31年度ということなんで、それを踏まえてこれからいろいろ国のほう、県の教育庁なりを通じてあると思いますんで、そちらについては丁寧にですね、対応していきたいと考えています。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑ございませんか。

沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） さっきたんですけども、181ページの幹線アンテナ変更工事で、2,500万円ということで、さっき説明してもらったんですけど、具体的にこれは、どこにどうとかあと工事の実際の内容とか、あとは、これはどういう業者さんが、今度、入札とか出してどういう業者さんが入ってくるのかちょっと教えてほしいんですけど。

○委員長（石川 修君） 総務課長 飯塚君。

○総務課長（飯塚尚央君） はい。

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず周波数が違うということで、アンテナの交換をさせていただきます。

その交換につきましては、5カ所を見てございます。

それから、アッテネーター減衰器ですね、これが4カ所ございます。

これの交換になります。

それと、周波数の干渉の測定ですね、測定をする技術料ですか、そういう関係になってございます。

ちなみにですね、現在見積もりをいただいているのが富士通のほうでございます。

○委員長（石川 修君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 具体的に5カ所と4カ所っていうのは、どこなんですか、場所、それと測定技術料というのは具体的に幾らなんですか。

技術料だけで。

○委員長（石川 修君） 総務課長 飯塚君。

○総務課長（飯塚尚央君） はい、機器のほうですね、まず、185万円、それから、設定のほうで1,593万円、あと、工事関係で542万円、合計2,320万円の税ということで2,500万円の予算を計上させていただいております。

場所につきましては、老人福祉センター、それからですね、各地区にアンテナ等立ててございまして城山児童館、木原小学校、土屋集落センター、それから、木原小学校、木原保育所、木原多目的集会施設、公共施設ですね等々に立ててございます。

光と風の公園、大谷小学校、大谷保育所、大谷時計台児童館、美浦幼稚園などがございます。

○委員長（石川 修君） 総務課長、さっきの答弁では5カ所っていう話だったんですけども、5カ所以上、10ヶ所以上あんじゃないですか。

総務課長 飯塚君。

○総務課長（飯塚尚央君） 現在ですね、W i - F i 等でですね、そういう施設を結んでいるということでございます。

その起点となる中継基地等の機器を交換するということです。

アンテナ工事取り換えにつきましては、中継基地といいまして、A地区、この場所はどうもちょっと現場のほう私も確認してないもんですから、はっきりわかんないんですが、中継基地のAという場所と、それから木原保育所、それから、木原多目的、老人福祉センター、それから、中継基地Cという5カ所ですね、5カ所のところがアンテナの取り換え工事をやります。

それから、アットネーターという機材がありますが、これが減衰器になります。

これが保健センター、それから美浦中学校、中継のBというところになります。

それから、中央公民館の4カ所になります。

それが機材の変更になります。

○委員長（石川 修君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） はい。

設定料が1,500万円ということで、かなり高額になんですけど、相当な技術っていうか、何かこうやるんだと思うんですけど、設定料なんて材料費とか掛かんないんでしょうから、1,500万円っていうのはずいぶん高額だと思うんですけど、これ内容的なものというのわかります。

それと一応W i - F i が飛んでるところの、アンテナを交換するということなんですけども、さっき、防犯カメラのところとちょっと重複してしまうんですけど、防犯カメラを3カ所つけますよってということで、してくれた場所の防犯カメラっていうのは、多分、ライブで見れなくて、ただカメラに記憶させておくっていうやつだと思うんですけども、このW i - F i が飛んでるところには、これから防犯カメラつくっていく上で、ライブで見れるような形で防犯カメラとかもつけられるはずだと思うんですけど、その辺というのは今後どう考えるのかっていうのちょっとあわせて聞きたいんですけど。

○委員長（石川 修君） 総務課長 飯塚君。

○総務課長（飯塚尚央君） ただいまのですね、防犯カメラにつきましては生活環境課が

担当してるわけなんですけど、その技術等につきましては、検討させていただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、技術料で1,500万円という値段ということですが、これは各基地の周辺に測定器を持っていきまして、干渉をするかしないかっていう、隣の基地、基地同士ですね、干渉した場合には当然ながら電波が入らないってということもあるようですので、そういう区域を明確に分かれて、はっきりさせて電波の強さなりを調整するということらしいでございます。

○委員長（石川 修君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） すいません。

技術的なことなんで高度なことなんでちょっとわからないので、そういうことだということで認識をするんですけど、あとは国のほうから、お金が出ているので2,500万円という大金ですので、ちょっと聞いてみたんですけども、さっき続けて防犯カメラのやつ聞いていいですか。

地域交流館にも防犯カメラつきますよってということだったんですけど、先日、議会で地域交流館に視察に行かしてもらって、施設の中に子育て支援センターのところに防犯カメラの画像が映ってたんですけども、あれはライブっていうか、5カ所カメラがあって、映ってたんですけども、ちょっと5カ所ついたら、あの段階でまだ調整中だと思うんですけど、子供たちが使うところで、かなりちょっと死角になってるところがあって、台数が5カ所でちょっと少ないんじゃないのかなっていう認識を受けたんですけども、今の生活環境課のほうでつけるやつっていうのは、駐車場のほうっていうか、全体を映すやつで違うと思うんですけど、駐車場のほうにつけるやつっていうのは、ライブで移るんですか、それとも記憶、カメラで記憶するやつなんですか。

ちょっとその辺確認したいんですけど。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 石神君。

○生活環境課長（石神真司君） ただいまの沼崎委員の質問にお答えいたします。

今年度つけた機種と同じ機種を平成29年度に予算計上はさせていただいているんですけど、ライブということではなくて記憶媒体、メモリーカードのほうに、映した画像を記憶させて、それを上書きして、何かあったときはそれを取り出して、状況を見るというような形の機種となっております。

○委員長（石川 修君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 前から言ってるんですけど、地域交流館では地域交流館ところのWi-Fiだとか、そういうLANの環境を使えば、ライブでいくらでもできるんじゃないのかなと思うんですけども、その辺の検討というのはしてないんですかね。

ただ、抑止力の意味だけじゃなくて、やはり常に地域交流館がどのような状態になってるかっていうのを、確認できるような整備をしたほうがいいんじゃないのかなと思うんで

すけど、その辺はどうですか。

○委員長（石川 修君） 経済建設部長 岡田君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまのご質問でございますが、確かにライブ映像というところまで、今まで考えていなくてですね、7日間で上書きをすると、メモリーカードを2つ使って、安全ためにもう片方にも、ダブルで録画をするというようなところで、今までのシステムはそういう形であったわけですが、確かにライブが必要な部分というのはあるかと思います。

そういったところで、地域交流館のほうにはですね、そのW i - F i が、今、沼崎委員がおっしゃられたとおりに、W i - F i が通っております。

それを利用して、それがいつも見られる状況にはなろうかと思うので、そういった方向で検討させていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） ぜひともそのような形にすれば金額も安くなるんじゃないのかなということで、この3カ所に、最初予定してた3カ所については、ポールを立ててとか、そういう工事が入ってるでしょうから、カメラだけにして、そういう形でW i - F i でやるような型にすれば、安くできるんじゃないのかなと思いますので、ぜひともそのような形にしてもらえると、さっきも言ったように、地域交流館の中の防犯で入れてあるカメラの台数は、もっとふやしたほうがいいんじゃないのかなと思うんですけど、その辺に関してはどうですか。

○委員長（石川 修君） 経済建設部長 岡田君。

○経済建設部長（岡田 守君） 中ですね、状況を確認をさせていただいて、死角になっている部分については、台数をふやさせていただくと、そういったところで、検討させていただきます。

○委員長（石川 修君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） はい。

ぜひともよろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） お諮りをいたします。

会議の途中でございますけれども、本日の審査はこれで延会したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでございました。

次回の委員会はですね、15日午後1時に開催をいたします。

お疲れさまです。

午後3時53分延会

美浦村議会決算審査特別委員会

(第 3 号)

平成29年3月15日 開議

1. 審査案件

- 1) 議案第17号 平成29年度美浦村一般会計予算
- 2) 議案第18号 平成29年度美浦村国民健康保険特別会計予算
- 3) 議案第19号 平成29年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算
- 4) 議案第20号 平成29年度美浦村公共下水道事業特別会計予算
- 5) 議案第21号 平成29年度美浦村介護保険特別会計予算
- 6) 議案第22号 平成29年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算
- 7) 議案第23号 平成29年度美浦村水道事業会計予算
- 8) 議案第24号 平成29年度美浦村電気事業会計予算

1. 出席委員

委員長	石川修君
副委員長	椎名利夫君
委員	松村広志君
〃	竹部澄雄君
〃	葉梨公一君
〃	小泉嘉忠君
〃	塚本光司君
〃	岡沢清君
〃	飯田洋司君
〃	山崎幸子君
〃	下村宏君
〃	林昌子君
〃	小泉輝忠君
〃	沼崎光芳君

1. 欠席委員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中 島	栄 君
教 育	長	糸 賀	正 美 君
総 務 部	長	増 尾	嘉 一 君
保 健 福 祉 部	長	松 葉	博 昭 君
経 済 建 設 部	長	岡 田	守 君
教 育 次	長	堀 越	文 恵 君
総 務 課	長	飯 塚	尚 央 君
企 画 財 政 課	長	平 野	芳 弘 君
税 務 課	長	中 澤	眞 一 君
収 納 課	長	菅 野	眞 照 君
住 民 課	長	武 田	すみ江 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課	長	大 竹	美佐子 君
福 祉 介 護 課	長	秦 野	一 男 君
健 康 増 進 課	長	高 橋	利 夫 君
国 保 年 金 課	長	桑 野	正 美 君
都 市 建 設 課	長	青 野	道 生 君
経 済 課	長	北 出	攻 君
生 活 環 境 課	長	石 神	真 司 君
上 下 水 道 課	長	山 口	栄 美 君
学 校 教 育 課	長	増 尾	利 治 君
生 涯 学 習 課	長	埜 口	哲 雄 君
幼 稚 園	長	鈴 木	美智子 君
大 谷 保 育 所	長	小 崎	佐智子 君
木 原 保 育 所	長	沼 崎	公 江 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	木 鉛 昌 夫
書 記	糸 賀 一 志

午後1時00分開議

○委員長（石川 修君） 改めまして、皆さんこんにちは。

予算審査特別委員会へご参集大変ご苦労さまでございます。

○委員長（石川 修君） それでは、ただいまの出席委員数は13名です。

竹部澄雄君の1名が欠席となっております。

ただいまより予算審査特別委員会を再開いたします。

これより審査に入ります。

○委員長（石川 修君） 議案第17号 平成29年度美浦村一般会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） はい。

189ページでございます。

8番の適応教室事業費の部分です。

ここのですね、1報酬の56の適応指導教室指導員の部分なんですが、今、実際に子供達、登校拒否等々、何人ぐらいになっているのか、去年あたりと比べまして、それで昨年のですねこの欄ですと、ここに、実際にこの適応指導教室のほかに、去年は特別支援教育相談員という部分もあったんですが、今回それがどんなふうになっているのか、この適応指導教室指導員しか出てないんですが、その辺のご説明をお願いしたいと思います。

○委員長（石川 修君） 学校教育課長 増尾君。

○学校教育課長（増尾利治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

平成28年度はですね、特別支援教育相談員という相談員がおりました。

この方を平成29年度は依頼しないで、適応教室の指導員ということで、こちらのほうに4人ということで計上しております。

それと、不登校の人数ですか。

○委員長（石川 修君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） 塚本委員のご質問にお答えいたします。

現在不登校になっている生徒の数であります、小学校、中学校合わせまして、現在17名であります。

そのうち、中学校が5名、残りが小学校ということで、小学校12名という状態になります。

そのうち、この適応指導教室に通って指導を受けている生徒というのは、中学生で1人、小学生で常にではないのですが、時折指導を受けるといいますか、指導教室に通っている生徒が1人というような状況であります。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） その数は減っているのでしょうか、去年あたりに比べますと、それと、この適用指導教室指導員、人数的には減ったのでしょうかね、この担当される先生というか、去年と比べてですね。

○委員長（石川 修君） 学校教育課長 増尾君。

○学校教育課長（増尾利治君） 指導員の人数ですが、平成28年度は特別支援教育相談員が1名、適応指導教室委員が3名、平成29年度は、適応指導教室指導員が4名ということで、人数は同じ4名となっております。

○委員長（石川 修君） 質疑のある方はどうぞ。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） それは予算書161ページ、商工振興事業費ということで、1,499万7,000円が計上されております。

去年にはなかったんですけども、地域商社補助金として30万円がことし計上されております。

この地域商社補助金についてちょっと説明いただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 経済課長 北出君。

○経済課長（北出 攻君） はい。

ただいまのご質問でございますが、これはですねことしですね、株式会社まちづくり美浦ということで設立された会社が、総務部長より前にも説明があったかと思いますが、そちらに対するですね、活動費の補助として、出しているものでございまして、こちらの30万円の2年間、そして3年目にですね10万円ということで、3年間の補助金を出すようになっておりまして、平成28年度まではチャレンジショップ美浦に補助金を3年間ですね、30万円、30万、10万円ということで、出したものと同じものでございます。

○委員長（石川 修君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君）きのう説明聞いたときに、ちょっと俺の勘違いかどうかちょっとわかんないんですけども、まちづくりの関係には補助金を出してませんという話をされてたんですけど、その辺ちょっと勘違いしたらまずいんで、説明願えればと思います。

○委員長（石川 修君） 総務部長 増尾君。

○総務部長（増尾嘉一君） 昨年、平成28年度までの話として自分申し上げました。

ちょっと説明足りなかった、言葉足らなかったかと思いますがけれども、今、経済課長が話しましたように、平成29年度は地域商社補助金として30万円、補助金を交付するというところでございます。

○委員長（石川 修君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 平成29年度の予算ですから、これ平成29年度には、じゃあ30万円を補助していきますよっていうことの理解でいいのかな。

○委員長（石川 修君） 総務部長、向こうではまちづくり株式会社には予算は組んでませんよっていう話だったんだけども、それは言葉足らずということで理解してよろしいですか。

総務部長 増尾君。

○総務部長（増尾嘉一君） 平成29年度予算というのはこれから審議していただいて承認していただくので、あそこの場で出しますよっていうのもどうかと思ひまして、一つは。

塚本委員の質問もこれまでの交付金でしたっけ、まちづくり会社への補助、そういうことでしたので、平成28年度までの実績を申し上げたということで、地方創生の交付金を使って平成28年度やってきましたということで、そこに加えて平成29年度はこんなふうになってますよということを、加えればよかったんでしょうけれども。

まさに言葉足らず説明足らずということでございました。

申しわけありませでした。

○委員長（石川 修君） 今、総務部長から答弁がありましたけれども、そういうことでよろしいですね。

はい。

そのほか質疑のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） はい、予算書の163ページ、10番補助金の中の、美浦村観光協会、これは平成28年度の当初予算では70万だったものが、今回は100万円、これはどういったことに使われる予定なのか、お願いします。

○委員長（石川 修君） 経済課長 北出君。

○経済課長（北出 攻君） はい。

こちらはですね、2年に一度、2年ごとにですね、町イチ村イチということで、都内で特産品のですね、PRを活動を行うというようなことで、町村会より20万円ほど補助が出ておりまして、それに10万円を上乗せしまして30万円ということで、平成29年度は、30万円プラスの100万円というようなことで計上させていただいているところでございます。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） はい、30万円プラスしたっていうことを今の説明でわかったんですけど、それが今までやってたものとどういう違いがあるのかをお願いします。

○委員長（石川 修君） 経済課長 北出君。

○経済課長（北出 攻君） はい、今までやっていたものと違いっていいですか、これ2年に一度に実施するようになってるんです。

それで、2年ごとに、前だと平成27年度に、都内で多分ブースの中に品物を出してPR活動してきたかと思うんですが、今度は平成29年度に、2年に1度となっておりますので行うというようなことで、決定をされているところでございます。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） はい。

じゃあ、今年平成29年度の100万円は、2年に一度行われる都内でのPRに使われるっていうこと、そうすると昨年のを今質問してもあれなんですけど、昨年70万円、平成28年

の70万円予算だったものとは全く違うものっていうことですね。

○委員長（石川 修君） 経済課長 北出君。

○経済課長（北出 攻君） はい。

ただいまのご質問でございますけれども、この中のですねPR活動には、美浦ステークスとか、中山競馬場ですね12月にやっておりますあれとか、木原の城山まつりとか、産業文化祭、また、茨城町とか大洗町のあんこう祭、大玉村等でのPR活動費として、その他まだあるんですが、そういうものの全体をくるめまして、また、平成29年度町イチ村イチということで100万円ということで計上させてもらったところでございます。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） はい、そうしますと例年、いろんな自治体に行ってPR活動してる、そこに平成29年度は2年に1度の都内でのPRが追加っていうか、それが入ったために30万円追加になったっていうことでよろしいんですよね。

○委員長（石川 修君） 経済課長 北出君。

○経済課長（北出 攻君） はい、そのとおりでございますして、30万円プラス、先ほど申し上げましたが、30万円プラスさせていただきましたけれども、その20万円に関しては、県の町村会からの補助が入っているところでございます。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） はい、それではですね山崎委員の続きなものですから手を挙げさせていただきます。

予算書163ページの商工費の観光費の10補助金の中の2番の木原城山まつり実行委員会なんですけれども、こちらが昨年140万円から、本年度160万ということで20万円がプラス計上されております。

これはどういったものにかかるということで20万円計上されているか、教えていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 経済課長 北出君。

○経済課長（北出 攻君） 昨年度が昨年といいますか平成28年度が140万円ほど計上して、実行委員会のほうでお祭りをさせていただいたというようなことでございますが、その140万これぎりぎりな線でやっていただいておりますして、運営費等々で足りないというようなことで、20万円を、決算を見ましてプラスをさしていただいたというようなところでございます。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） はい、昨年もお説明いただいて、寄附だけではとてもぎりぎりっていうご説明昨年もいただいて、理解はするわけなんですけど、平成28年度予算のときも、ちょっとご確認させていただいたのがトイレの件なんですけれども、トイレ、結構トイレ並ぶものですから、トイレの増設をお願いできないかという要望を昨年度もさしていただ

いていたんですが、やっぱりトイレの増設までの予算はつかないですか。

○委員長（石川 修君） 経済課長 北出君。

○委員（北出 攻君） はい、昨年同様のですね、施設の設置だけでちょっと苦しいというようなことで、160万円ということで20万円アップさせていただいたところでございます。

その上にですね、運営していく上で、それ、ないっていうのは確かにね、お客さんに対しては大変かと思うんですが、去年同等で今のところ考えているところでございます。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） はい、了解いたしました。

年々やっぱりチューリップもとてもやっぱりすばらしくてね、こられる方も結構ふえているようにも思いますので、トイレの借りられる施設っていうのは、木原小は借りられるでしたっけ。何かそういう借りられる場所をふやすということは考えられないですかね。

使ってますかね。

使ってますよね。

それ以上にふやすっていうのは、ほかに施設ないですかね。

わかりました。

○委員長（石川 修君） 林委員。

担当は経済課なんですけれども、トイレの件に関しましてはそういう昨年話がありましたんで、ふやそうという話もあったんですけれども、予算がぎりぎりだということもございまして、台数は昨年度と同様ですけれども、目立たないところに、女の人が使うもんですから、ちょっと目立たないところへトイレを置いて活用してもらいましょうということで、今実行委員の中では話を進めておるんですけれども、それとまた木原小学校の中に、校庭にトイレがございまして、その辺もご来場をしていただくお客様には周知をしていきたいというふうな話し合いを進めていますんで、多分大丈夫かなというふうには思っております。

経済課長、申し訳ないです。

私のほうから答弁申し上げましたけども。

林委員。

○委員（林 昌子君） はい。

了解いたしました。

今の了解いたしましたので、来た方が快適に1日過ごせる空間づくりを、またよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（石川 修君） 小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） すいません17ページを開いていただきたいんですけど。

農林水産使用料で、28万7,000円これ計上をされておるんですけども、これは物産館の賃貸料になるんですか。

○委員長（石川 修君） 経済課長 北出君。

○経済課長（北出 攻君） ただいまのご質問でございますが、2階部分のですね、交流館の2階の部分のですね、研修室1、2となっていると思いますが、こちらが貸し出しとなっております。

その使用料を見込んで28万7,000円を計上させていただいております。

○委員長（石川 修君） 小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） これは物産館じゃなくて、2階の使用料としての計上をされているということよろしいんですね。

○委員長（石川 修君） 経済課長 北出君。

○経済課長（北出 攻君） はい。

これはあくまでも公設公営の部分の使用料でございますので、2階の研修室の使用料を見込んで計上しております。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予算書の99ページです。

1番下のほうにあるんですが、負担金補助及び交付金で、緊急通報システムセンター運営費として13万4,000円とありますが、センターをどこにおいてあるのかと、それと、この緊急通報システムを家に設置している件数は、どのくらいなのかお聞かせください。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） 緊急通報システムのセンターっていうのは、稲敷広域の消防本部のほうを受け付け業務というか、電話の受付業務をやっているところなんです。

今現在の設置台数、ちょっと手元に資料ないんですけども、70軒程度かと思っております。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員よろしいですか。

はい。

小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） 185ページをお願いしたいんですけども、下段のほうに委託料のあった中でですね、昨年度はですねPCBの廃棄物処理委託料が入ってたんですけども、これ今回は入ってないんですけども、そういう処理はもう一段落して、もう終わりということになっておるんですか。

○委員長（石川 修君） 学校教育課長 増尾君。

○学校教育課長（増尾利治君） 平成28年度で計上しておりまして、それで事業が終了しますので、平成29年度には計上してございません。

○委員長（石川 修君） 小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） ということは、学校関連ではもうPCBの処理はないということ
でよろしかったのですか。

○学校教育課長（増尾利治君） はいそうです。

学校の一部に保管をしてあって、

○委員長（石川 修君） 学校教育課長、委員長の許可を得て発言してください。

学校教育課長 増尾君。

○学校教育課長（増尾利治君） 学校のほうに保管をしてありまして、平成28年度処理を
していたしましたので、現在はないということです。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 予算書の121ページ、民生費の児童福祉費、目の保育所費のところ
なんですけれども、3保育所管理費の中の121ページの1番下の修繕費が13万4,000円と、
また関連をいたしますので、木原保育所の125ページ、125ページの需用費の中の修繕料25
万2,000円計上されていますけれども、こちらはどういう修繕か教えていただきたいと思
います。

○委員長（石川 修君） 大谷保育所長 小崎君。

○大谷保育所長（小崎佐智子君） はい、質問にお答えします。

スピーカー修繕でキリン組という保育室なんですけども、そことホールのスピーカーが
ちょっと悪いので、年々悪くなってるのでその修繕と、あと、鍵が毎年やっぱり1部屋
1部屋開けるもので、やっぱりこう不具合ができたりします。

あと、ガラスが、周りのガラスなんですけど、強化ガラスになってるんですけど、古く
なると自然にひび割れが入ってきて、そういう、修繕、あと照明器具がやっぱり、まだ蛍
光灯なのできてきて、きれた場合は安定器なども悪くなるので、安定器が交換の場合は、
LEDに今、少しずつですけども、直して、直そうということで計上してあります。

はい、よろしくお願いいたします。

○委員長（石川 修君） 木原保育所長 沼崎君。

○木原保育所長（沼崎公江君） はい、木原保育所でもホールの1番高いところの照明器
具がちょっと、取り換えになっていて、踏み台っていうか組み立てて、修理しなくちゃな
らないところがありまして、そこを修理する予定です。

それからあとガス漏れ警報器の交換時期になってましたね。

それを計上しています。

以上です。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） はい。

昨年も鍵とか、そういうのはやっぱり計上されてたかと思うんですけども、老朽化す

るものですのでね、何とか大事に使うしかないかと思いましたが、スピーカーの件も了解をいたしました。

強化ガラスのひび割れは別に、何かぶつかったわけではなく自然で、気圧の変化とか、そういうもので割れてしまうような性能のものなのではないでしょうか。

もう一つ照明なんですけど、これは、木原保育所も同じですけども、公共施設ほとんどLED化していくということで、村長もおっしゃっていただいていますので、とにかく切れましたら、もう一斉にLED化、そうすれば本当10年は交換しなくてよいわけですので、1カ所切れたから1カ所じゃなくて、その周りのものいっぺんに、結局工事やさんが来るのは1回同じですので、まとめてLED化されてはどうかと思いますが、村長よろしいでしょうかそういうやり方でも、すいません。

○委員長（石川 修君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 耐震とかね、空調はほぼできているんですけども、細部にわたる、先ほどの長年経ったガラス、劣化で割れるとかね、それから、普通の蛍光灯だと大体1年ちょっとで切れてしまうんで、その辺も予算を、補正を組んででもですね、できるだけ、先生方に負担のかからない、大体、4万時間使えるということであれば、約10年ぐらいは使えるので、できるだけそちらの方向に予算を補正を組みながらも、やっていきたいというふうに思います。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 村長ありがとうございます。

心強く、そうしましたら、大谷保育所、木原保育所ともに、幼稚園のほうは大丈夫なんですよね、LED化されてますかね。

幼稚園のほう、すいません。

関連で申しわけございません。

○委員長（石川 修君） 幼稚園長 鈴木君。

○幼稚園長（鈴木美智子君） 幼稚園のほうも保育所と同じでございます。

やはり蛍光灯が切れているところがありまして、それやっぱ安定器もやっぱ補修費ということで、壊れてるところからLEDに変えているところでございます。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） それでは村長が補正を組んでと言っていると思いますので、幼稚園、保育所ともども平等に、替えるときは一斉に替えていただいたほうがよろしいかと思っておりますので、そのほうが子供の安全にもつながりますのでね、なんか怪我、落ちて怪我してもいけませんので、一斉にLED化の変更をぜひ検討していただきたいと思います。

あと、私が常々心配なのは保育所に関しては空調設備ですよ。

空調設備も結構補正を組んで修繕されたりとかしていますので、そういう施設管理費として、ちょっと大がかりなので今回こちらには入れられてないのかなという気がいたし

ます。

幼稚園のほうは結構完備されてるかなと思うんですけども、同じ乳幼児を抱える施設としては、ちょっと幼稚園との差が見受けられますので、村長よろしいでしょうか、保育所のほうが長時間乳幼児おりますので、やっぱりその施設をやっぱり大切にしてほしいなと思うんですね、修繕関係で毎年補正というよりは、ある程度一気に改修していただいて、安心して子供たち預かれる環境にさせていただけたらと思うんです。

幼稚園のほうは床暖ですしね、今度の子育て支援センターも床暖ですしね、そう考えると、保育所は床暖ではないんですよ。

そういうこと考えますと、保育所のほうがお昼寝タイムがあるわけですよ。

そういうこと考えますと、保育所の保育環境をもうちょっと、施設修繕のほうを力入れられたらよろしいのかなと思いますが、毎年同じような金額で少しずつ、ご努力されてる、修繕されてるのが、毎年見受けられるもんですから、どこかで思い切って修繕を考えていかないと、子供たちの安全っていうこと考えて、ご検討いただけないでしょうか、村長、よろしく願いいたします。

○委員長（石川 修君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 今の林委員がお話ししているときに、教育長とちょっと内輪話で進めるように、できるだけ早目に、環境を整えたいというふうに思います。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） はい、ただいま心強く答弁いただきましたので、どうか保育所のほうぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（石川 修君） 椎名委員。

○委員（椎名利夫君） 保育所関係やってるようですので、先ほどのページの125の委託料の関係で、業務委託料の給食調理業務委託料、去年と比べるとかなり180万円ぐらいですか、多くなっていると思うんですが、この理由とかわかります。

○委員長（石川 修君） 大谷保育所長 小崎君。

○大谷保育所長（小崎佐智子君） はい、ただいまの質問にお答えします。

平成28年度までは、8月のお盆の日、3日間をお弁当の依頼でちょっと保護者の方に、お弁当持ちで頼んでたんですけども、それがだんだんとやっぱり給食を出してほしいということになりまして、平成29年度からは給食を出すように、業務のほうでちょうど今年度で、業務委託の契約が切れまして、来年度からその3日間の日数も入ったもので、ちょっと高くなっております。

これは見積もり金額で計上しておりますので、正確ではありませんので、申し訳ありません。

○委員長（石川 修君） 椎名委員。

木原保育所を聞かなくていいですか。

大谷保育所長 小崎君。

○大谷保育所長（小崎佐智子君） すいません。

お盆なんですけども、今までちょっとやっぱり地域でお盆は協力的で休みが多かったの
で、1カ所にまとめて保育をしてたんですけども、平成29年度からはそれぞれの保育所で
保育をするという形で、給食も出すということなので、多少多く金額がなってます。

よろしく願いいたします。

○委員長（石川 修君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 林さんの関連で、修繕が毎年やってるということで、前に村長言
ったかもしれないですけど、いろいろな意味で、木原と大谷保育所なんですけども、近い
将来やはり統合だとか何とかっていう話もちらっと聞いたことあったんですけども、そう
いう形で老朽化してきて、今、消防署のところが解体が大体終わってきて、敷地も広くな
ってくるようなんですけども、将来的に統合とかそういう考えってあるんでしょうかね。

その辺ちょっと聞きたいんですけども。

○委員長（石川 修君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 保育所についてはですね、今、木原と大谷と二つ美浦の中にある
んですけども、子供たちが数が多くなって、当然施設に収容できないぐらいのものとする
ば、まずは考えていかざるを得ないのかなというふうに思っております。

もとの消防署の出張所の跡地、あそこも広く、稲敷広域のほうで更地にしてくれた部分
の使用なんですけども、当座は、大谷保育所の先生たちまたは保護者の送り迎えの駐車ス
ペースとして活用ができればというふうに思います。

いずれどちらかの部分が老朽化して、建て直すということになれば、合わせた一つの保
育所として考えることも、一つ案としてはあるのではないのかなというふうに思います。

○委員長（石川 修君） 竹部澄雄委員が出席となりました。

沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） いろいろな施設の老朽化とか、そういうのに加えて、やはり、先
生だとかそういう人材が、今、少ないと言われている中で、やはりこれからいろいろな意
味で、統合っていうのは、あらかじめ、何年後かを見据えて、5年なのか10年後なのかわ
かりませんが、見据えて計画っていうのはやっぱ立てていかなくちゃいけないと思う
んです。

村長前から常々、そういう形でおっしゃっていたので、やはりある程度具体的に進めて
いく必要もあるのではないのかなと思うんですけども、また保育所に限らず、小学校に関
しても、やはりある程度前もって検討は、もう既にしていかなければならない時期に来て
いるのかなと。

安中小学校はもう100人を切っているという状況で、やはり、その施設を維持していく

上で、やはりそこで教えていく上では、各学校それぞれ同じレベルで施設を維持していかなくちゃいけないんで、そういうのを考えると、やはり統合っていうのは、前もってある程度考えていかなくちゃいけないことだなと思うんですけども、その辺は村長どうですか。

○委員長（石川 修君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 今、沼崎委員のほうからはね小学校の話も出ました。

また保育所、先ほど林委員のほうからですね床暖もできて、整備されてないという話で、環境的には幼稚園のほうが、ホールがもう床暖が入っているということで、その辺を踏まえて、施設の整備については、もう早目に何年か先を見据えてですね、これも、将来の人口形態、その辺も踏まえて協議を進めていかざるを得ないのかなというふうには思います。

また小学校についてもですね、安中小学校、今、80人台、1番減少の激しいのは、木原地区なんで、約今3分の2ぐらいに減ってきたのかな。

1番いる350、360人いたときから見ると、今、3分の1ぐらい減少しているんで、その辺の減少がどのぐらいまで進むかということになってくると、小学校はいずれ一つにならざるを得ないように思います。

それでスクールバスで迎え、登下校をするというような方向性が1番いいのかなと。

それにはやはりある程度の敷地の確保と、中学校が大体村の中心部にありますので、本来であればね小中一貫校という部分で考えるのが1番望ましい部分があるんですが、なかなか今の部分ではそこまでいかないんで、これも統合をどういうふうな統合が1番望ましいか、これをそれぞれ三つの小学校のある保護者を中心に、将来性はどうかという部分は早目にリサーチして、方向性を出していきたいと。

できればもう今年度、平成29年度にも、そういう審議会等を立ち上げて、いろんな意見を吸い上げながら、まだ、学校に入らないところの保護者の意見を聞きながら、どういう方向性にしたほうがいいのかという部分は、意見を集約したものを提示できるようにしていきたいというふうに考えております。

○委員長（石川 修君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） はい、今、村長の方から前向きに今年度にでも、そういう審議会等を設けたいということでいただきましたので、ぜひとも前向きに検討することは大いにいいことだと思いますので、ぜひとも、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） はい、253ページになります。

11番の学校給食運営事業費でございます。

この中で賄材料費の各小学校中学校の部分は、昨年と多分そんなに変わらないと思う。

人数減っているんで多分下がっているのかなと思うんですが、この文言の項目出し方がですね、ちょっと、かなり昨年と全然違うようでして、この13番の委託料ですね、ここの部分が大まかに職員腸内細菌、食品衛生とか、中学校の調理の業務委託とあって、トータ

ル委託料が1,544万7,000円。

実際に去年の場合ですと、野菜の配達業務委託料であるとか、そういったものがいろいろ入ってトータル委託料で1,215万7,000円。

ちょっと今回のほうは、ちょっとここがざっくりときまして、約300万ぐらい上がってるんですが、ちょっとここの説明をお願いできればと思います。

○委員長（石川 修君） 学校教育課長 増尾君。

○学校教育課長（増尾利治君） すみません、ちょっと今資料を探しますので、ちょっとお時間をいただければと思います。

○委員長（石川 修君） 増尾課長資料すぐに出るのか、出ない。

そう、はいはい。

学校教育課長 増尾君。

○学校教育課長（増尾利治君） はい、失礼しました。

まず、委託料は見積もり金額ですので、契約額とはまた違っておりますので、これは、変わる予定でございます。

それと運搬料ですが、これは農協の野菜を学校に運ぶときに、シルバー人材センターに頼んで運んでいってもらってましたけども、平成29年度からは、あそこのJAかすみの物産直売ですか、そちらにお願いしまして、無料で届けてもらえるということなので、平成29年度は計上してありません。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） はい。

昨年と比べると、この表現の仕方が去年は学校ごとに出てませんでした。

賄材料費、ことはそれが平成29年度出てまして、ただその下にきて項目の委託料の部分が、ことは逆にざっくりときてて、いや、来年度ざっくりときてて、実際にこの平成28年度の野菜配達業務委託が、平成29年度サービスなんだよってということのようですけど、実際にこの平成300万円があがっている意図は何なんだろうかなと、ちょっと疑問に思うんですけどね。

うん。

ことし委託料1,544万7,000円。

去年は同じ形でいくと、野菜の配達業務委託料が24万1,000円くっついていて、JA農協さんですね。

トータルの委託料でいくと約1,215万7,000円が平成28年度、平成29年度が1,544万7,000円なんです。

ですから、300万円くらい違う。

○委員長（石川 修君） 学校教育課長 増尾君。

○学校教育課長（増尾利治君） 美浦中学校の調理業務委託料、ございますが、3年契約

の債務負担行為ということで、平成29年度が初年度になるということで、そういう経緯でこの数字になっているかと思います。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） はい、納得しました。

業務委託が初年度になるとですね、平成29年度から、1,411万4,000円ですね。それで、この、平成28年度に関しては、ここの部分は、1,065万7,000円。400万ここで違うってことですよね。はい、納得できます。そしたらあの続けてよろしいですか。次の12番のやはり学校給食施設管理費の部分で、これもそれなのかもしれませんね。ことし業務委託料が給食室害虫等駆除委託料が225万4,000円、平成28年度155万6,000円。やっぱり70万円ぐらい違うと。これもやはり平成29年度から2年3年の契約の部分での初年度で高いっていう判断でよろしいでしょうか。

○委員長（石川 修君） 学校教育課長 増尾君。

○学校教育課長（増尾利治君） はい、こちらは設計金額で載せておりますので、今からの入札で変わってくるかと思います。

○委員長（石川 修君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） はい、予算書の97ページの社会福祉総務費の中で11番に地域福祉計画策定費、これ一応新規になってるんですが、この内容をちょっと確認するのと、あと計画するための委員会の委員がやっぱり、何名かいると思いますが、その辺の委員数とかそういうものがあったら教えてください。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） ただいまの質問ですけれども、この計画はですね、社会福祉法に定められているものでございまして、社会福祉協議会と村と合同で策定するものでございます。

現在の地域福祉計画、地域福祉活動計画につきましては、平成25年度から平成29年度までの5年間として策定されたものでございまして、今回、平成30年度から平成34年度までの5年間を計画期間として、策定するものでございます。

福祉団体とか地域の団体医療機関関係、それから議会関係などで委員会を組織しまして、検討していく予定でございます。

前回の策定委員、大体15名程度いるんですけれども、同じくらいの人数で考えているところでございます。

○委員長（石川 修君） 課長委員のメンバー。

福祉介護課長 秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） 委員のメンバーは前回の策定委員を参考にして、今から選んでいきたいと思っております。

○委員長（石川 修君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） 要は継続みたいなもんだと思うんですけども、その委託料というのは、福祉協議会のほうにお願いをするということですか。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） ここに載っている部分は村の部分でございまして、地域福祉計画の部分でございます。

社会福祉協議会のほうとしては、地域福祉活動計画というものをつくらなきゃならないので、合同で策定に当たるということでございます。

○委員長（石川 修君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） はい、この委託料っていうのやはり、コンサルか何か入っているんですね。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） コンサルを予定しているんですけども、入札にかけてということになるかと思います。

○委員（下村 宏君） はい、わかりました。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 265ページです。

先ほど塚本委員から美浦中学校の給食調理業務委託料で債務負担行為について説明がありましたけれども、このページのその上に、やはり給食調理業務委託料で保育所が載っています。

額は保育所のほうが200万円ほど多くなっていると思います。

委託先は同じだと思うのですが、この保育所のほうが200万円ほど高くなっているという理由ですけども、人数的なこととか、やはり成長度合いによって、賄料とは関係ないことですけども、いろいろ業務そのものが、保育所のほうがなぜ高いのか教えていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 教育次長 堀越君

○教育次長（堀越文恵君） こちらの委託料ですけども、中学校は夏休みはございません。

大谷保育所のほうは、年中を通してということで、また、今回は先ほど所長が申しましたとおり、お盆の時期もふえているということもありまして、日数の関係で金額が違うということでございます。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予算書の49ページです。

総務管理費の一般管理費9番、社会保障・税番号制度管理費の使用料で、番号制度中間サーバクラウドシステム使用料192万6,000円とあります。

クラウドシステムという、ほかの各課各業務の経費では自治体クラウドサービス利用

料となっていますが、これは、いわゆるT K Cと接続している自治体クラウドとは関係のない別の中間サーバと接続しているということなののでしょうか。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 岡沢委員のご質問にお答えいたします。

この中間サーバクラウドシステム使用料につきましては、茨城計算センターとは直接かわりがなくて、これは全国で、個人番号を振るとき、見るときに、中間サーバというものを 사용합니다けれども、全国に2カ所ございます。

そのうち1カ所、東日本にあるものについて、全国の自治体、東と西にわかれますが、全国の自治体が負担するサーバのシステムの経費になります。

先ほどの一般的なシステムの茨城計算センターに支払うものでございせん。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 使用料の額ですが、ただいま割り当てられると、おっしゃいましたので使用料の設定については、自治体の人口にそうとうして割り当てられるということでしょうか。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 人口によって、それぞれ決まります使用料であります。

それによってお支払いしているものでございます。

○委員長（石川 修君） その他、質疑ございせんか。

林委員。

○委員（林 昌子君） 予算書の59ページ、総務費の総務管理費の中の企画費で、5番の競走馬の里（美浦村）P R事業費、昨年のG 1とかほかのもの解明をしてこのように一括して、この事業内容になったことは理解はしているわけですがけれども、概要書見ましてもね、概要書の26ページにありますけれども、今までと事業内容は本当に変わらない内容ですがけれども、せっかく解明をしましたのでね、美浦村イコールとは言いませんけれども、競走馬の美浦村っていうか、今回新ひだか町とも提携したように馬つながりのことも展開しているのもわかるんですがけれども、もっとこの美浦村で競走馬の村っていうところをP Rするようなイベントというか、この間は違う感覚でね、地域交流館のほうのイベントの話は出ましたけれども、この美浦村をP R、競走馬の村という部分でのP Rのイベントとか、事業展開とか、もうちょっとこれではちょっとP R。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 林委員のご質問にお答えいたします。

事業の表現については、今までと同じようなものを合わせたものになっております。

ちょっとP Rというか、変えてもいいのかなと思いますので、これについて表現を変えていければなと思っております。

それから、いろんなイベントをやればということで、J R A日本中央競馬会ともいろ

いる協力しながらやっていきたいと考えております。

トレセンの内部ですと、使用に制限等ありますので、イベントとしては外でやるしかないのかなということで考えております。

予算書の61ページに、10の補助金36、競走馬の里（美浦村）PR事業補助金ということで、これを平成29年度に、新しく設けました。

これについては、JRAでも売り上げが多少戻ってきているとはいえ、やはりピークから比べるとまだまだ少ないということで、昨年も渋谷のウィンズで、美浦でイベントをやってもらいたいということで、それには参加していますが、平成29年度についても、さらに、そういうものがあればPRをしていきたいということで計上させていただいております。

林委員が言うように、なるべくいろんな機会を通じてPRをしていければと考えております。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） ご説明ありがとうございます。

今回の負担金・補助金のほうで、PR事業の補助金を計上していただいたことは本当にありがたく思います。

またこのネーミングもいいですね、競走馬の里。

今まで、堂々と事業の中で、こういうネーミング使ったのは今回初めてかと思うんです。

ですので、これをお考えなった方、すばらしいなと思うんですけれども、そういう意味ではもうちょっと美浦をPRする意味で、この、まず事業名が変わったところからスタートして、まだ事業展開されることを望みたいと思うんですが、一つ、なかなか難しいんですが、美浦村で行うイベントのときにね、チューリップ祭りのときには、結構ポニーとか来ていただき協力いただいているかと思いますが、今後、地域交流館だとか、ほかのところの何かのそういうPRのイベントがあるところには、競馬会との協力をしていただいて、馬に、触れ親しむというか、美浦だから馬に触れ親しめる。

触れるとか乗れるとかそういうことで、口コミで広がっていくのかなって気もいたしますので、より競馬会の方のご協力いただいて、馬に親しめるようなイベント計画をされたらうれしいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 林委員のご質問にお答えいたします。

村でも、競馬会のほうに極力イベントのときは協力していただきたく要望しております。

ことしも、そういうものを続けていながら、競馬会では、土曜日、日曜日が開催日にありますので、どうしても職員が対応できないということもございますので、こちらで要望してもについて全てをやっていただけるということではありませんが、ただ、要請はしていきたいと考えております。

○委員長（石川 修君） 小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） 105ページをお願いしたいんですけども、19番の負担金補助金及び交付金中で、10番、手話奉仕員養成研修負担金ありますよね。

これは、昨年も恐らくやっていると思いますが、これ1人当たりの補助額はいくらか。

それと、どのぐらい奉仕員として活躍しているのかその辺わかりましたらお願いしたいと思うんですけども。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） ただいまの質問ですけれども、手話奉仕員養成研修負担金ですけれども、こちらにつきましては単独での開催が難しいものですから、土浦市と阿見町と美浦村と、3市町村合同で行っている事業でございます。

その中で、手話の入門課程として7万2,000円ですか。

それから、基礎課程として12万2,000円、要約筆記として2万6,000円というような、予算の計上を行っているところでございまして、ことし平成28年度ですけれども、1人の方が基礎課程を終了したところでございます。

人数的には、毎年1人2人というようなことで、大変少なくなはなっていますけれども、興味のある方がいましたら連絡いただければありがたいと思います。

以上です。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） はい、予算書の101ページ。

上段のほうで、20番扶助費の福祉タクシー利用料金援助費、これは初乗り運賃を補助するということですか。

障がい者とか、そういった該当の人が、これは回数に制限はあるのか、利用したときの利用料を申請するのは、その都度申請になるのか、その申請方法はどのようになっているのか教えてください。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） これは、ワンセット49枚つづりになっておりまして、1年間利用可能なものでございます。

現在は、今回43万円ということで予算をとらせていただいているんですけども、50名程度の利用があるのかなということで考えております。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） はい。

そうするとこの対象者が、これを回数券を申請してもらいに行くということなんでしょうか。

それと、これ1年分で49枚つづりで使った分を村のほうでそれを負担するっていう形ということでしょうか。

それで残った分はもうそこまで、使った分までで終わりっていうことですか。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） 基本的に月に4回程度の病院通いというようなことで考えてまして、ご存じのように対象者は要介護者とか要支援者、身体障害者等が対象者ということになっております。

この近辺に20社ほどの福祉タクシーを利用できる会社がございます、そちらにデマンドタクシーと同じように、チケットで、お支払いをしていただくということでございます。

それが、タクシー業者さんのほうから村に初乗り料金ということで請求が来ます。

超えた部分に関しては、ご自身でお支払いいただいているということでございます。

○委員長（石川 修君） 質疑ございませんか。

○委員（林 昌子君） 林委員。

ちょっと全般的な話になるんですが、予算書の111ページから115ページまで、これは管轄の部分のことでちょっと教えていただきたいんですが、111ページから115ページまでファミリーサポートセンターだとか、いろいろな子育て関係、子ども・子育て支援事業とか、子育て広場とか、そういう事業が入っておりますけれども、これ管轄が学校教育課で、今度、子育て支援課と新しい課ができるようになりますよね。

その中で、教えていただきたいのが、どうしても予算内容としては、児童福祉費の中に、予算として入るものなのか、学校教育課、教育関係のほうに移るものではないのか、そういう予算の部分で、そのすみわけ部分をちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 林委員のご質問にお答えいたします。

予算については、教育と福祉的なもので分かれております。

予算の取り方については、保育所あるいは子育て支援関係を、これまで民生費で扱っております。

国も、厚生労働省と文部科学省に分かれております。

その関係もありまして、どれがわかりやすいのかというようなものもあるかと思いますが、やはり子育て支援、保育所も含めまして、民生費のほうがいよいであろうと。

幼稚園等は、教育委員会のほうの予算ということで分けております。

どれが正解かというか、その市町村の考え方だと思うんですが、やはり、子育て支援関係、保育所関係は、近隣を見ても民生費が多く、あるいは幼稚園については、教育委員会の予算が多いと。

ただ、これからまたがってくるものとして、こども園等ありますので、そのときについては、どちらというのがあってそれぞれ分けるということもあるかと思うんですが、補助金、あるいは、近隣の予算、国からの予算の関係で、民生費と教育委員会のほうに、予算は分けてあります。

当然、予算の執行については、民生費でも、学校教育課、これから新しくできる課が管

理するようになるかと思うんですけども、予算上は現時点では、適正ではないかなということで計上しております。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） はい、了解いたしました。

どうしても管轄が学校教育課関係ですと、教育関係のほうに計上されるほうが私たちとしては見やすいというか、理解しやすいですけれども、国からの予算の関係ということもありますので、福祉関係というふうに見て、民生費で扱うっていう、これは継続をして、ここでやっていくということですね。

近隣も皆さん、同一ということで了解をいたしました。

一つだけ、要望というか、お願いなんですけれども、概要書ですね、子育て支援センターの管理費の提示がございまして、タブレットページ127で、概要書ページは116ページになるんですけれども、予算が1,910万7,000円の予算の見積書でありながら、空欄というのがちょっと何とも理解しがたいものですから、確かに全協とか、いろんな場所で、ご説明はいただきますけれども、一つの見積書として見ますと、やはりここにある程度の概略は書いていただけたらありがたいのかなと思います。

ほかの担当課のところも比べていきますと年々結構細かく、丁寧に、それを見ればわかるような内容を細かく書いてくださってる課がふえてきているように思います。

それは敬意を表する次第です。

ですので、逆に、この空欄が目立ってしまいましたので、何とか記入をして見積書を完成させ、もう一度再掲していただけるとありがたいなと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 林委員のご質問にお答えいたします。

この概要書については、各課で入力してものを、企画財政課で最終的に取りまとめまして、こういう形で編集をしております。

その都度修正等があった場合に、最終校を最終的に、これでいきましょうというときに、全部をつくるわけなんですけども、その際にですね、何回か直してますので、それが漏れてしまったのか記入漏れなのか、それちょっと確認させていただいて、もし、つくってあって、たまたま空欄になってしまったということであれば、再度、入れたいと思います。

会議の途中でございまして、ここで暫時休憩いたします。

再開時間は2時30分といたします。

午後2時15分休憩

午後2時30分開議

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○委員長（石川 修君） 質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 質疑ではないんですが、ページでいうと264、265の債務負担行為に関する調書なんですけど、これ、全部見ていったら目がしょぼしょぼしてしまい、さきのほうで読んだ金額がすぐわからなくなってしまって、集中力がなくて、形式を何とか、来年度は変えていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） ここ、かなり件数が多いので字が小さくなっていますけどもの、来年度ですね、どうすれば見やすくなるか議会事務局のほうとも、ページ数のこともありますので、協議させていただいて、極力見やすいようには対応していきたいと考えます。

○委員長（石川 修君） はい。

質疑のある方はどうぞ。

葉梨委員。

○委員（葉梨公一君） 予算書の45ページなんですけど、ちょっと確認のためお聞きしたいんですが、負担金補助金及び交付金中の47番、ミネルバ21っていう会議がございますけれども、これはどういった会議か、そして、これはとどのような自治体が加盟しているのかちょっと聞かしてください。

それで、会議は年に何回ぐらい行われているのかお願いします。

○委員長（石川 修君） 総務課長 飯塚君。

○総務課長（飯塚尚央君） はい、ただいまのご質問にお答えいたします。

ミネルバ21ということですが、戦後20年以降生まれの茨城県内の有志首長をもって組織している団体でございます。

それで、年に2回の研修を行っております。

発足当時ですね、平成3年から活動を開始しているようでございます。

現在ですね、加入市町村ですが、33市町村が、その会に入っております。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 椎名利夫君。

○委員（椎名利夫君） 245ページの、農トレの管理費なんですけど、15番工事請負で、解体撤去工事、相撲場撤去工事が入ってるんですが、今、稀勢の里が横綱になり非常に盛り上がってきたのに、これ相撲場が撤去ということで、これは今まで私も余り詳しく知りませんので、ちょっと今までの経緯とか、教えていただければと思って質問しました。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長 埜口君。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） ただいまの椎名委員のご質問にお答えしたいと思います。

美浦村相撲場は、昭和59年、村内の青少年等の心身の鍛錬並びにスポーツを通じた健康管理及び伝統行事の育成を図ることによりまして、より、地域住民の連帯感の醸成に寄与

するための施設として、美浦村木原1,516番地に建設されました。

当時は木原地区の行事といたしまして、愛宕相撲大会が開催されておりました。

また、村体育協会相撲部のほうも活発に活動しておりました、定期的な練習や大会等のほうも、開催されておりました。

建設から30年以上経過しました現在、愛宕相撲大会のほうも開催されなくなりまして、体協相撲部のほうもその活動がなくなり、廃部という形を現在とられておりますので、最近は、2012年7月を最後に貸し出し等の使用がされていない状況であります。

とあわせて、経年劣化によりまして施設の土俵の崩れや、将来的に躯体の老朽化から、倒壊といった危険性をはらんでおりますので、登下校中の子供たちも遊んでけがをする可能性も懸念が指摘されているところであります。

そういった形で、平成29年度の予算で相撲場のほうの解体のほうを計画させていただいたところであります。

以上です。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） はい、今の椎名委員の相撲場の撤去に関してですが、これは、今まで何年も使用しないということなんですが、さかのぼって、そこを使ったことのある方に対し、どうですかというような形でお伺い立てのようなことはしていますか。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課 埜口君。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） 木原地区のほうからも、もう相撲はやらないので解体しても大丈夫ということと、あと村の体育相撲部ですか、佐藤さんという方がいると思いますんで、こちらのスポーツ推進審議会委員の委員にもなられておりますので、そういった方からも、もう相撲部のほうも解散しておりますので、老朽化も目立つので、危険性のないように取り計らってくださいということでお話を伺っているところです。

以上です。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） それは去年あたりの話なんですかね。

実は前、ちょっと柔道部の先輩方と絡んでいる部分があって、一度私、即呼ばれてですね、大会があったもんですから、ちょっと足を運んだことがあったもんですから、それもやっぱりもう三、四年前の話なんですけども、最近ですかそのお話は。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長 埜口君。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） 相撲部の話は、2年ほど前から出ていたと思います。

佐藤さんからのお話では、解体が決まって撤去する場合には前の相撲部の代表の私に声をかけていただければ、相撲を一緒にやった仲間たちと最後、土俵のほうに集まりたいようなお話も伺っております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 竹部澄雄君。

○委員（竹部澄雄君） 181ページの19の5番、無線従事者資格取得講習受講負担金。

これ5万8,000円というのは、お聞きしたいんですけども、1名だとこれは高いはずですよ。それで、何名受けるのか。

それとこれ、消防の恐らく業務用の無線だと思うんですけども、従事者だと思うんですけども、消防団員が受けるんでしょうか。

それとも、職員が受けるのかお聞きします。

○委員長（石川 修君） 総務課長 飯塚君。

○総務課長（飯塚尚央君） はい、ただいまのご質問にお答えいたします。

防災無線従事者資格取得講習受講料ということで5万8,000円をお願いしてございます。

これは2名分でございます。

2万9,000円掛ける2名分でございます。

それからですね、この資格のはですね、防災に携わる無線従事者が第3級の陸上特殊無線技師という資格が必要になって来るわけです。

それで、この、従事する職員の部分でございます。

現在、総務課で1名持っているものがおりますが、人事異動等によりまして、また、変わるということもございますので、そういうことで計上させていただいております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 合計3名ということになるんですか。

○委員長（石川 修君） 総務課長 飯塚君。

○総務課長（飯塚尚央君） はい、現在ですね持ってるものが、総務課では1名おりまして、ほかに異動されてましてほかに2名おります。

現在は、その従事してるものが1名いるということで、さらにこの人事異動が今後ですね、発生しまして、必要になる可能性がございますので2名分の計上させていただいてるところでございます。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） わかりました。

了解しました。

国家試験なんで、受かるようによろしくお願いします。

5万8,000円かかりますから。

○委員長（石川 修君） 松村委員。

○委員（松村広志君） ページはそのまま、下の10補助金というところで、自主防災関連の補助金について、2年か2年半ぐらい前だと思います。

飯田委員のほうから、

自主防災の地域強化の取り組みの件で村への質問があったと思います。

その辺の質問に対しての反映というか、これは組み込まれているのでしょうか。

お願いします。

○委員長（石川 修君） 総務課長 飯塚君。

○総務課長（飯塚尚央君） ただいまのご質問にお答えいたします。

予算で計上させていただいているのはですね、まず、自主防災組織の結成事業補助金ということでまず5万円。

これは、1地区分でございます。

それから自主防災会組織の資機材整備の補助金15万円、これも1件分ということで15万円を計上させていただいております。

その自主防災組織の結成についてなんですが、各地区のほうからですね、一昨年ですか、舟子地区のほうでということがございました。

それで、職員が出向きまして、説明等々をさせていただきましたが、結成にはちょっと至らなかったという状況で、今のところ、そういうことで推移をしております。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） はい、169ページの上のほうです。

13委託料の3、樹木伐採等委託料32万4,000円、こちらをちょっと説明しておいてください。

○委員長（石川 修君） 都市建設課長 青野君。

○都市建設課長（青野道生君） はい、塚本委員のご質問にお答えをいたします。

樹木伐採等委託料32万4,000円でございますが、このたび新規で予算の計上をさせていただいております。

都市建設課のほうでは、今まで道路の通行に障害が出ているような枝もしくは通行に障害の出る恐れのあるような枝、樹木の伐採を直営で作業をまいりました。

こういう中で最近、非常にこういう作業が多くなってまいりまして、特に高いところの枝を切るという作業が増えへつつあります。

こういう中で職員の対応だけではなかなか対応し切れないものが出てまいりました。

昨年度も台風の後、枝が折れかかって垂れ下がっているという状況も、何点かありまして、非常に処分対応等に苦慮したところが現実でございます。

このたび、伐採のみを委託をしてですね、それで、その伐採した枝の収集運搬等は経費も発生しますので、職員が対応するということで考えております。

あくまでも伐採のみお願いして、職員が対応すると。

場所を特定しておるものではございませんので、そういう恐れが出てきた、現にそういう状況になってしまったという場合に、迅速に対応するということで予算を計上させていただきます。

以上です。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 65ページ、前に説明してもらったと思いますが、産業後継者対策事業費で50万円ということで、これは、カップリングパーティーとかの予算だということで、今度、ミホーフターにつなげていくということなんですけども、今までは商工会青年部でミホーフターのほうでやるから商工会のほうでは、青年部のほうではやらないということですか。

これはどういう形で使われるのでしょうか。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 沼崎委員のご質問にお答えいたします。

この補助金ついて、ミホーフターのほうで使うということは、現時点では考えてございません。

今までどおり、商工会青年部にお願いできればと考えております。

その中で、先日、そういう連携はどうかなという話があったかと思うんですけども、それについては、連携できるものがあれば一緒にやりたいとは考えてはいるんですけども、今の段階で、ミホーフターのほうでこれをやるということは考えてございません。

○委員長（石川 修君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 新規事業のほうの概要書のミホーフター事業費の概要のそこにはカップリングパーティーパーティー等のイベント的に開催することでとかという説明が書いてあるんですけども、一応やるということで、前提で書いてあるのかなと思ったんですけども、カップリングパーティーも前は、人が集まらなくて中止になったという経緯があっても、頭打ちというか限界にきているんじゃないのかなと思って、商工会青年部に丸投げで、結局なんていうんだろうな、ちょっと全然前に進んでないような気がするんですけど、やはり、丸投げじゃなくて村として、もう少し協力して行くのであれば、ちょっと変わった形で違った形でやっていかないと、また同じように、中止だ何だという形になってしまうんじゃないのかなと思うんですけど、その辺は、今後どのようにするつもりなんですか。

その辺ちょっと聞きたいんですけど。

○委員長（石川 修君） 総務課長 飯塚君。

○総務課長（飯塚尚央君） はい。

ただいまのご質問にお答えします。

沼崎委員の言うとおりの、今年度ですか、1回中止になってございます。

そういうことを踏まえましてですね、平成29年度につきましては、県の出会いサポート

等などを利用しながらですね、ちょっと検討していきたいというふうに思っております。

また、商工会青年部に全部をお任せというようなことも、あったかと思いますが、今後につきましては、検討させていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） まちづくり株式会社のメンバーっていうのは商工会青年部がほとんどで、この前の総務部長の説明だと、これから美浦村に貢献したいということで、頑張るんだっていうことで発足したわけですけども、だからこういうイベント等も積極的に今度はやっていくような形に受け取れたんですけども、その辺のすみ分けっていうか、今後どのように考えているのかなと思って今までどおり商工会青年部に、これだけの予算でやってくださいよっていう形だと、本当に同じことの繰り返しで、やはり稲敷市と比べてしまうんですけど稲敷市は定員がね、かなり多くて、かなりカップル成立率も高いということで、人気があるということなんですけども、そこまでなかなかいくには難しいかもしれないけど、もう少しこう、美浦村も、何か策を練って、せっかくやるのであれば、盛況になるように進めていったらいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺は総務部長どう考えてますか。

○総務部長（増尾嘉一君） 議長おっしゃるように、今まで商工会の青年部がやってきて、なかなか人が集まらない。

限界かなということです。

それでそれをそのままのまちづくり会社のほうにお願いしても、やっている中心となるメンバーが同じなんで、これはさほど変わらないと思います。

まちづくりのメンバーに今後も、何回か打合せをする機会がありますので、今まで商工会の青年部がやっていたことと違うような形で、その、まちづくり会社のほうでできないかということは投げかけておきたいと思います。

自分たちで何とか取り組みたいよということであれば、これから、村のほうの産業後継者のほうとどういうすみ分けをするか、産業後継者のほうをやめてしまってまちづくりのほうでやってもらうかということは、ちょっと投げかけをしておきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） はい、もちろん投げかけも、してもらうんですけども、まちづくり株式会社のほうはビジネスとして、やってくんでやれるものとやれないものがある、みたいになっては、お金もうけのほうだけは真剣に取り組むけど、このカップリングパーティーのほうとか、あと各種のイベントっていうのは、できないよっていうことではしょうがないので、その辺を、商工会青年部とまちづくりのメンバーが同じということは、今までとスタンスは同じというふうにとらえられてしまうので、その辺の考え方っていうのをやっぱり、よく村と商工会っていうかまちづくりの株式会社のほうでその意思の統一とし

てもらわないと、今までと同じにしか聞こえてこないの、その辺の考え方っていうのを商工会青年部の考え方とまちづくり株式会社の考え方っていうのを、ちゃんとすみ分けをしないと結局同じことになってしまうんじゃないかな。

うちらは、ほかにも仕事を持っているんだという頭が、ある中での、そういう集まりだと前に伸びていかないと思うんですよ。

当然応援はしていくんですけど、その辺の、気構えっていうかそれはしっかりと役場のほうも商工会青年部、まちづくり株式会社のほうと話し合いの中でやっぱりしっかりとしたものを決めてほしいなと思いますけども、どうですか。

○委員長（石川 修君） 総務部長 増尾君。

○総務部長（増尾嘉一君） まちづくり会社のほうは基本的に株式会社ということなんで、基本的にある程度きちっとした基盤ができていの中で、利益が出ないような事業であっても、取り組めるような土台をきちっとつくらないと、イベントをやったことによって、全く利益が出ないで持ち出しだけというという事業っていうのは最初からそこを要求してしまってもちょっと酷なのかなということは、まず思います。

きちっと村の活性化につながって、しかも利益が出るような事業をやってもらい、きちっとした土台をつくってもらって、そうした中で、幾つかは全く利益が出ない事業であっても、自分たちでやろうかということも初めて余裕が出てきた中で、そういうことになっていくと思いますので、まずは、今回の地域交流館の中の物産館の、6次化製品のほうをきちっと売っていただいて、ある程度利益を出していただくと、まずそこで土台をつくってもらって、将来の目的として地域の活性化のために役立つような仕事をしていきたいんだということが、彼らの本来の目的ですから、そこへ向かってやっていくように、ということで、村としても、その応援をして行くということで考えておりますので、彼らは十分そのところを考えていると思います。

利益だけを追求するということは毛頭考えておりませんので、地域のために何かしたいと、自分たちの子供ため残してあげたいんだということを言っておりますから、そこは7人全員がそういう志というものはあると思いますので、ぜひですね、温かく見守ってあげてほしいなと思います。

○委員長（石川 修君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 温かく見守りますけれども、このカップリングパーティーの事業は、そういうことであれば今、地域交流館のほうでいっぱいだっていうことであれば、カップリングパーティーなんか手が回らないんじゃないかなと思って、その辺、結局、おざなりになって、また人が集まりませんよでは同じことなので、だったらこのミホーアフターで、村の職員の方とか、若手の職員と一緒にやってという形で、ここに書いてあるような形でやっていけばいいんじゃないかなと思うんですけど、先ほど企画財政課長は、それは考えてないということだったんですけど。

その辺は、結局、できないんじゃないかと思うんですが、どうですか。

○委員長（石川 修君） 総務部長 増尾君。

○総務部長（増尾嘉一君） 確かに議長がおっしゃるようにですね、商工会青年部の今までカップリングパーティーを主催していたメンバーと、まちづくり会社のほうのメンバーは、ほとんど重複します。

彼らもきっとまちづくり会社のほうの工作在面、忙しくなってくると思いますから、カップリングパーティーのほうは、さらにこれまでより何か新しいことをやってという事の、その気持ちはちょっと薄くなるかなと思いますが、そういう中で先ほど総務課長が言ったように、県のほうの出会いサポートセンターのほうとの連携とかいろいろ出てくると思いますから、そこは村のほうでお手伝いをしてあげないと、なかなか、これまで通り、商工会の青年部のほうに同じような形でお任せだけをしてしまったのでは、去年と同じことがことしも起こってくるのかなということは感じますので、産業後継者育成協議会もありますから、その中でこれまでの経緯も含めまして、これからどんなふうやっていったら、人が集まるのかということはどうですか、青年部だけの問題じゃありませんから協議会の中でもきちっとした議論していただいて、それならば私も出ようと。

思ってもらえるようなですね、カップリングパーティーが開けるように協議会のほうでもきちっとした議論というか、検討が必要なのかなということだと思います。

ぜひそのようにしていただくように、自分もきちっと引き継ぎをしていきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 私のほうで先ほどミホアフターで考えていませんよというお話をしたんですけども、平成29年度については予算的にPRのイベントを実施するぐらいかなと考えております。

将来的には、ここにもありますとおりモニュメントとかですね、そういうのをつくりまして、若い人が来るような場所にしていきたいと、その中で、そういうパーティーができるかということで概要として記載しております。

平成28年度に産業後継者が集まらなかった、あそこでイベントやったから、あそこで人が集まるかということもありますので、その辺については、今後ですね、いかに人を集めるか最終的にはカップル誕生率をどうやったら高めるかということになると思いますので、先ほど総務部長が言ったように、産業後継者の協議会、あるいは、ことしまでやっていた商工会青年部、あるいはその他の方々にいろんな意見があればですね、そういうのを聞いて、これはミホアフター事業がいいじゃないかと、いうことであれば、平成29年度以降ですね、なるべく、そういう方にも集まっていただくように、イベントについては、先ほど言ったように連携して、できればと考えております。

○委員長（石川 修君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） もちろん連携してやってもらいたいんですけども、今年度も、だからその、そういうじゃどうしたらいいかっていうことで、商工会青年部なり産業後継者の会なり、ミホーフターなり、集まってもらって、ことしのカップリングパーティーがどうするかっていうことで、協議会というか会議をやってください。

やって、それで前に進めるようにしてもらえれば、結局、お金ついてるから商工会青年部やってねっていうことになっちゃってもしょうがないので、その会議っていうのは、早急にやってもらいたいと思います。

○委員長（石川 修君） 答弁はよろしいですか。

総務部長 増尾君。

○総務部長（増尾嘉一君） 産業後継者育成協議会の総会も平成29年度、新年度になりましたら総会もありますので、その席でそういう方のほかの方というのは、企画財政課長の方から話がありましたけども、そういう方もメンバーに入っていただくということも今までどおりの産業後継者だけのメンバーじゃなくてですね、成協議会のメンバーも新たに見直すぐらいのつもりで、新たな考え新たなアイデアを持った方を入れていって、このカップリングパーティー、せっかくスタートしたもので、まだ1組しか実績ないんで実績を上げていくためには、多くの方に集まっていたかかないとまずだめなんで、どうすれば多くの方に参加していただけるかということを考えながらですね、平成29年度の協議会のほうは、そういうことも含めてですね、新たなメンバーも加わっていただいて、協議の方を進めたいと思います。

○委員長（石川 修君） そういうことで部長、しっかりとその辺は引き継ぎをしていただきたいと思います。

そのほか質疑のある方はどうぞ。

林委員。

○委員（林 昌子君） ただいまのことなんですけれど、提案なんですけど、無理かもしれませんが、例えばミホーフター事業の協力者というか、例えばまちづくり協力隊みたいなことで、公募を掛けてね、例えば20歳から35歳までとか村外の方にもね、外を知っている人に、いろんな、ご意見いただくのもいいのかなっていう気がするんですよ。

今回ロマンス山というか、そういう若者が憩える場所、何かそういう場所として、こういうものがあったら私たちはここにきたいというような外の人たちも、美浦のこの場所に来てデートしたいと思えるような、その場所づくりっていうんですかね、1年間かけて何度か集まって場所づくりをやっていくっていうか何かそういう作業をしていく中で何か芽生えてくれればいいのかっていう、そういうやり方もあるのかなと思いますので、ただ会議をやるだけとか、仕掛け役だけではなく、何か一緒に考えてもらうっていうその考えてもらってる人たちが何かテレビでもよくやってますけれどもね。

何か一緒に一つ仕上げていく中で、いろんな性格とかそういうものがわかって相性の合

う人を見つけられたらっていう番組をやったりしているところもありますので、何かそういう美浦の中だけの人材ではなく、外の方からの協力隊に公簿を掛けるっていうのはいかがでしょうかね。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） いわゆる国の制度でいう、まちづくり協力隊というのは三大都市圏ですか、大阪、名古屋、東京のほうから来ていただいて、協力隊に担ってもらって住んでもらって、いろんな作業していただくというような形の事業かと思います。

今、林委員が言われたのは、制度的には似ているかと思うんですけども、国の制度ではなくて、そういう方々を広く、美浦村のイベントに募ってはどうかということかだと思います。

国の制度でやるということではなくて、美浦村独自のいろんなイベントに協力していただける方をまちづくり協力隊ということで理解してよろしいのでしょうか。

そうしますと、イベントをやるときにですね、なかなか実際に今まで実行委員会等いろんなものがありますけれども、公募でやったことがございません。

どちらかという村主導になってしまいますので、どういった形でそういうものができるか。

なかなかの我々も、今の未婚の方とか若い方の考えがわからないところもありますので、1番身近なのは、役場職員の若手職員かなと思いますので、そのような方も含めて、先ほど総務部長が言ったように、いろんなところでそういう意見を聞きながら、イベントもできればと考えております。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 申しわけございません。

今の答弁ですと公簿されるのか、されないのかだけちょっと聞きたいと思います。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） この時点で私が公募するよということで、回答もできないところもございますので、その辺は一般的な回答になってしまうんですけども、いろいろ検討させていただいて、できるように考えていきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 美浦に住んで美浦がいいなっていう方もいれば、外から見て美浦がいいなっていう、両方のご意見が入ることですね、よりいろんな柔軟な意見が出るかだと思いますので、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。

ありがとうございました。

○委員長（石川 修君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 今の林委員の質問に続いてなんですけども、恐らく考えている部分というのは、カウンターアーバニゼーションの流れではないかなと思います。

非常に有効かなと思うんですけども、私も提案として、村内の多世代にわたった意見。

例えば高齢者なんかで、昔でいえば、非常に世話好きな人っていっぱい今もいると思うんですけども、若い方だけの案に頼るのではなく、中年また、高齢の方なんかも含めて、何かアイデア、いろんな考えて恐らくあると思うんで、若い方だけでは協力しがたい状況にきているのかなあという気がしますので、その辺ももうちょっと柔軟に、限定的ではなく多世代にわたってアイデアを募っていくようなこともあっていいのかなというふうに思います。

いかがでしょうか。

○委員長（石川 修君） 村長 中島栄君。

○村長（中島 栄君） いろんな意見が出ておりますけども、これはもう、カップリングパーティーをずっとやってきて、大体、男の方は美浦村の方、女性の方は村外の方がということやってきているんですけども、年齢は女性の方でも47歳ぐらいの方まで参加をしています。

男性の意欲がもう少し積極的に話をすればいいんですけども、なかなかそこまで行っていないかなというふうに会場を見たときに思いました。

ぜひこれはですね、美浦村がいち早く立ち上げた事業なんですけども、稲敷市とかよそから美浦村の事業を、ぜひ、参考にさしてくださいということで、先ほどもね、議長のほうですか。

稲敷市のほうが随分盛んだという話がありましたけども、稲敷市は美浦村のほう見に来た。

後から立ち上げたっていうところがあります。

ですからこれは、美浦村だけでいつまでもやってるということじゃなくて、稲敷市の中に入ったり、阿見の中に入ったりとかよそのところの部分とタグを組みながら、美浦村の人を送り込んだり、向こうから送ってもらったりっていう部分をしていくことも一つは、取り合いとしては、おもしろい取り合いができるんじゃないのかなというふうには思います。

県の出会いサポートセンターも1,000組を超えた経緯がありますので、やはりそのノウハウは、細かな、個人データを全部、県のほうは持ってるんで。

その辺を見ますと、県のいろんなデータ収集の部分で、出会いサポートをやると確率が高いっていうふうなこともあります。

ただ、個人情報の部分で参加する本人がどこまで明らかにしてくれるかという部分はありますけれども、県だと、1万人近い方の登録がされているんで、その中のピックアップして、できる部分もありますから、少し県の出会いサポートセンターのいろんな意見を聞きながら、また、稲敷市とか近隣のそういう事業やってるやつの部分も聞きながら、ことしの美浦のカップリングのところに生かせるような部分を見つけて大きく検討できればいい

うふうに思っています。

○委員長（石川 修君） 竹部澄雄君。

○委員（竹部澄雄君） 217ページの13番委託料の中の9番、これ、美浦幼稚園のプールだと思うんですけど、毎回こう、プールを見るんですけども、プールを今使用してるんでしょうか。

あの状態で。

○委員長（石川 修君） 幼稚園長 鈴木君。

○美浦幼稚園長（鈴木美智子君） プールは使用しております。

天候によって使用日数が少ない年もありますが、毎年、子供たちが楽しみにプールのほうは使用しております。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） はい、わかりました。

自分はあそこのお寺さんにちょっと用事があるんで、常にあそこ見るんですけども、雑草が生えたり、すごいんですけども管理はなされてるんですか。

○委員長（石川 修君） 幼稚園長 鈴木君。

○美浦幼稚園長（鈴木美智子君） はい。

冬場で使用しないときはちょっと雑草が生えてるときもありますが、プール使用の前には、子供たちと、それから、保護者と職員でプールをきれいに清掃して、安全に使用できるような状況にしております。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） わかりました。

ちょっと気になったもので、それで、プールの浄化槽まで出てたんで使用されているのかなと思って質問しました。

ありがとうございます。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

椎名委員。

○委員（椎名利夫君） 241ページの保健体育事務費。

13番の委託料でクラブハウス管理業務委託料が、去年と比べるとかなりの額、少なくなっていると思うんですけど、何か形態とか変わったのかどうか、教えてほしいと思います。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長 埜口君。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） 光と風の丘公園のクラブハウスと光と風の丘公園の管理全般、平成28年度から、シルバー人材センターのほうに委託のほうをお願いしている状況ですが、昨年度の当初年度ということで、シルバー人材センターの方に日勤2名とあと事務員2名という形で、通常の日中勤務を4名としておりましたが、勤務形態を見ますと、そこまで人数をかけなくても大丈夫ということで、昨年度から、人数を減らして運用して

おります。

補正のほうでも、人件費を、予算減額させていただいたところで、当年度平成29年度は、予算のほうも減額という形で、予算を計上させていただいているところです。

以上です。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

林委員。

○委員（林 昌子君） はい、予算書の253ページ、教育費保健体育費の、学校給食費の1番最後なんですけれども、13学校給食検討委員会費が4万3,000円ということで昨年と同額計上されておりますけれども、これは、現在検討されているのでしょうか。

開催回数等を教えていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 学校教育課長 増尾君。

○学校教育課長（増尾利治君） はい、こちらはですね、平成27年度、平成28年度は開催しておりません。

平成29年度は、前年同様の予算を計上しております。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） はい、了解いたしました。

ということは、今、検討には入っていないということで平成29年度も枠はつくっておくという、いつでも開ける予算化をしているということを確認させていただきました。

で、先ほど来統廃合の話もございましたのでね、その状況によって、これも変わってくるのかなと思いますので、今後も保育所、また、小学校、統廃合学校関係の統廃合と合わせて、学校給食の方々という方向性なるのかっていうのを検討委員会の中で、同じテーブルで検討できるというのかなというふうにも思いますので、また方向性が決まりましたらお示しいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（石川 修君） 質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

会議の途中でございますけれども、ここで暫時休憩とさせていただきます。

この後、特別会計、企業会計でございますので、それに関連のない、課長は退席してもらって結構でございます。

3時30分に再開いたします。

午後 3 時 1 9 分休憩

午後 3 時 3 0 分開議

○委員長（石川 修君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第18号 平成29年度美浦村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 278、279ページです。

国庫支出金、（項）国庫補助金の財政調整交付金です。

前年度と比較して、2,500万円ほどふえています。

その背景には次ページの普通調整交付金で、ふえているのは保険給付費で約2,000万円ふえているんですが、この要因を教えてください。

○委員長（石川 修君） 国保年金課長 桑野君

○国保年金課長（桑野正美君） はい、ただいまの岡沢委員の質問にお答えをいたします。

まず、普通調整交付金なんですけれども、趣旨としましては、市町村間の財政力の不均衡等を医療、それから所得の水準を調整するために交付される交付金でございます。

平成28年度、今言われましたように、保険給付費のほうは3,200万円ほど、平成29年度見込みでは5,247万7,000円ということで、2,500万円ほど上がっております。

これも見込みなんですけれども、現在、平成28年度はまだ算定中で、申請中でございますので確定してはございません。

ここに上げた数字は5,200万円という数字がですね、平成27年度の決算額を見込みまして計上してございます。

この医療費給付金につきましては、平成26年度までは前年と同じように3,200万円ぐらいの交付額でした。

上がった要因につきましては、今申しあげましたように、全国の市町村間の財政力の不均衡を調整するというところで、平均に、合わない部分を交付されるということで、医療費につきましても、所得、数字につきましても、その一定の平均値以下であることによって、この2,500万円という足りない部分を計上したってということになります。

ですから、全国の市町村の平均値よりは、医療費の水準、それから、所得の水準が低かったというふうにご理解していただければいいのかなと思います。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） となりますと、財政調整交付金の普通調整交付金については、前の年度の実績をもとに算定しているということで、ことしは平成27年度の実績と比較ということですか。

○委員長（石川 修君） 国保年金課長 桑野君。

○国保年金課長（桑野正美君） これは、予算ですから、見込みで上げているわけございまして、基本となるものは保険給付費ということで、医療費に対してでございます。

平成29年2月から来年3月までのものを見込んで上げているわけでございます。

ですから、これは医療費なんで何とも言えませんが、全国の、今言った数字よりは低いと見込んで上げてるってということで、医療費については、対象年度の医療費を見込んで計上してあるというふうに、ご理解していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 国の制度改正があった場合には、国庫支出金の割合とかも当然変わってきますし、ただ、保険給付費となると、制度改正によるものではないわけですから、そうすると、昨年度の予算書では、前年度と比較して52万3,000円の差額。

これは当然当初見込みで予算計上しておるわけなんですけれども、今年度は、2,506万1,000円特に保険給付費で2,000万円近くですよね保険給付費だけ見ると、ですからそれだけなぜ差額が出るのか聞きたい。

○委員長（石川 修君） 国保年金課長 桑野君。

○国保年金課長（桑野正美君） 国保にかかわらず、医療費の補助金とか負担金につきましては、先ほど言いましたように、2月分から翌年3月分のものを、見越して算定するということで、今現在平成28年度のほうもですね、今は概算請求ということでしております。

この1月2月3月の医療費分がまだ確定してませんので、そういうことで、翌年度精算になるということになります。

医療費につきましては、補助金について財政調整交付金にかかわらず、医療費にかかわる補助金関係は全部そのように、その年度の医療費分の確定をもって、翌年度に確定するということで、ですから後で申請が多かったり、少なかったりした場合には、翌年度で調整して、国のほうに支払うとか、県のほうに支払うという形をとっております。

以上、医療費についてはそういうことになっておりますので、そこをご理解していただきたいと思っております。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 最後にお聞きしたいんですけれども、1月2月3月は未確定だったということなんですけれども、大体いつごろ確定するんですか。

支払準備基金からの請求額との関係がありますけれども、例えば平成28年度分が大体いつごろ確定するかと考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（石川 修君） 国保年金課長 桑野君。

○国保年金課長（桑野正美君） 確定時期につきましては、翌年7月から8月ぐらいになるかと思います。

○委員（岡沢 清君） わかりました。

ありがとうございます。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（石川 修君） 議案第19号 平成29年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○委員長（石川 修君） 議案第20号 平成29年度美浦村公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予算書の359ページです。

委託料で、まず、保守点検委託料で管渠情報管理システム保守業務委託料が

24万4,000円と、業務委託料で管渠情報管理システムデータ更新業務委託料、344万6,000円計上されていますが、その中で、管渠情報管理システムデータ更新業務委託料については更新の頻度はどうなっているのか教えてください。

○委員長（石川 修君） 上下水道課長 山口君。

○上下水道課長（山口栄美君） 岡沢委員の質問にお答えします。

これは新たに、下水道工事で敷設した管を地図情報システムに載せるということで、毎年、更新しております。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 予算説明書の地図で平成29年度の公共下水道事業整備予定ということで、平成29年施行ということで赤く染めてあるところがあるんですけど。

この辺について、ちょっと場所を説明をしていただければと思います。

布佐のホギのほうも染めてあると思いますが、矢印がなかったのも、ちょっと範囲について、もう一度説明してください。

○委員長（石川 修君） 上下水道課長 山口君

○上下水道課長（山口栄美君） 沼崎委員の質問にお答えします。

赤く塗られた場所でこちらは、土屋ですが地番では布佐地番になっていまして、ホギの周辺という言い方では、ちょっとおかしいのかもしれませんが、すいません。

まずですね、この南原地区、これは皆さんご存じだと思います。

ここがここの部分と次、こちらは、地区計画を行ったところの高台にある団地や新山団地ですかね。

新山ですか。

そこの集落をやる予定でいます。

それとホギですね。

ホギの周辺のところも、今回、3カ所を予定しております。

もう1カ所あるピンクのやつ、小さいのあるでしょ。

その真ん中の矢印、はい。

これですね、土屋の松本消防副団長の奥に入っていったところでございます。

奥のほうでございます。

○委員長（石川 修君） 笹山だよな。

○上下水道課長（山口栄美君） そうです。

笹山4カ所ですか。

よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） これはもう、順番というか、ある程度どこからやるっていうのは、大体決まっているんですか。

○委員長（石川 修君） 上下水道課長 山口君。

○上下水道課長（山口栄美君） 特にですね順番というのはいないんですが、1カ所集中という形になりますと、通行止めという形になってしまいますので、部分的に発注していく予定でいます。

○委員長（石川 修君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 特に南原地区に関してはいつごろ、平成29年度でも、いつごろなるかっていうのはわからないですか。

○委員長（石川 修君） 上下水道課長 山口君。

○上下水道課長（山口栄美君） 一部はですね、3月に5本発注してございます。

その後、今度は8月ごろになると思います。

よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） そうしますと一部が3月で、あとは8月っていうことは、南原は8月には全て終わるっていうことですか。

○委員長（石川 修君） 上下水道課長 山口君。

○上下水道課長（山口栄美君） いえ、その一部を8月にまた発注する予定です。

また、その後にも発注という形になると思います。

とりあえず今は、5本発注しまして、この工期が一応3月までという形で、あとは繰り越しという形になります。

その後ですね、その工期が終わるのがやはり7月ごろですので、そのころにまた発注という形をとりまして、切れ目ない発注でいきたいと思ってます。

○委員長（石川 修君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） はい、どんどん工事が進んで整備されることはいいことなんですけどもやはりいつも言われてる工事が完了して供用開始になったところで、つなぎ込みの促進というのはやっぱり、いつも課題になるんで、工事やるときにはみんな協力してくれる人もいれば、なかなか難しい人も、現場のところにはいると思うんですけど、やはりその、せっかくよくなるわけですから、やっぱり1番最初が肝心だと思うんで、最初の時その加入の促進。

役場の加入してくださいという気持ちを、周辺住民の人にもよく伝わるように何か施策等を考えてもらって、幾らかでもやっぱり加入率を上げてもらうように、していただければなと思いますので、課長そのところよろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（石川 修君） 議案第21号 平成29年度美浦村介護保険特別会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予算書の378ページです。

歳出の保険給付費で、2番の介護予防サービス等諸費、これが、2,370万円ほど減っています。

その下の地域支援事業費が1,900万円ほどふえています。

多分これは制度改正によって、要支援一、二の方に対する、通所介護、訪問介護、が地域支援事業費に移行されたからかなと思うんですが、まず、保険給付費の、介護予防サービス等諸費が削られた分は、地域支援事業費に年度の予算の額は違いますけど、移行されているという会計処理、そのようになっているかお聞きします。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） ただいまの質問なんですけれども、398ページの介護予防サービス給付費の部分と、402ページの介護予防・生活支援サービス事業費の部分でございまして、岡沢委員が言いましたように制度改正によりまして、介護予防サービス給付費から、総合事業が平成29年度から始まるに伴いまして、402ページの訪問型サービス事業費、ホームヘルパーのことですね、これと通所型サービス事業費、デイサービス、この二つの部分に、398ページの介護予防サービス給付費から予算科目を新たに設定したものでございます。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 制度改正によって、科目の変更といいますか、地域支援事業費というのは、いままであったんですけれども、その地域支援事業費の中で、これまでは、介

介護予防事業費と、包括的支援事業・任意事業費の二つだけだったんですけれども、来年度予算見てみますと、介護予防・生活支援サービス事業費と一般介護予防事業費というのが変わっています。

包括的支援事業・任意事業費というのはそのまま、以前からあるんですけれども、それからその他の諸費とか、なっているわけなんですけれども、まず、今言った制度改正によって、介護予防給付費から地域支援事業費に移行されたというのを、大枠では、この1番の介護予防・生活支援サービス事業費という項目でよろしいでしょうか。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） はい、そのとおりでございまして介護予防サービス給付費の中から、介護予防・生活支援サービス事業費、ホームヘルパーとデイサービスが振り分けられたということでございます。

それと、一般介護予防事業費でございすけれども、こちらは、406ページの下のほうに、介護予防事業費ということばってんになってるかと思えます。

その分が404ページの上の部分ですね、介護予防普及啓発事業費と地域介護予防活動支援事業費ということで、振り分けられております。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 4番のその他の諸費での今まで項目にわかったんですけど、これは何を意味するのでしょうか。

4番のその他の諸費というのは今まで会計科目になかったものなんですけど、これは一体どのようなものなのでしょうか。

378ページの。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） これは406ページのその他の諸費ということで、総合事業対象者の審査手数料でございす。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 今の件でわかりました。

それで、ちょっと私、制度が変わったもんですから、よくわからないんですが、これまでの国庫支出金で介護予防給付費、今いいました、要支援一、二の通所介護、訪問介護については、前年度、あるいは、その前の年度に対してその分の国庫支出金というのは、ほぼ同額抽出される予定だと考えてよろしいんでしょうか。

○福祉介護課長（秦野一男君） 384ページの国庫支出金かと思えます。

内容的には402ページの、介護予防・生活支援サービス事業費の2,134万4,000円と次のページの、一般介護予防事業費の325万9,000円をプラスしたものの割合で国庫支出金のほうが入ってきます。

その下の総合事業以外の地域支援事業費でございす。

こちらにつきましては、406ページの真ん中辺に、302万1,000円という数字が出てるかと思うんですが、これと409ページの、職員給与ですか、1,244万7,000円の部分をたした部分で、国の持ち分というか、パーセントで入ってくるようになっております。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） ちょっといろいろページを示されて、あと、あわせてとなるとなかなかちょっと、頭の中でも計算しづらいんですが、要はお聞きしたいのは、制度改正によって、介護予防給付費っていうのは当然、歳入歳出歳出からへるわけです。

その分、地域支援事業に移行したことで地域支援事業費が、ふえるんですけども、それは歳出の部分ではわかるんですけども、これまでの、介護予防給付費で要支援一、二の通所介護、訪問介護で国が負担した分は、移行するとかそういうの関係なく、その部分、について、要支援要一、二の方の通所介護、訪問介護にかかる国の負担というか支出は、この中の予算書ところじゃなくて、おおむね、同額でこれまでの水準を維持されているのかお聞きしたいんですが。

○福祉介護課長（秦野一男君） 今、岡沢委員が言いましたように改正前と同じ形でございまして、その分が国なり県なり、入ってきます。

特に変わったことはございません。

科目が変わったっていうだけで％は変わっておりません。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（石川 修君） 議案第22号 平成29年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（石川 修君） 議案第23号 平成29年度美浦村水道事業会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予算書の469ページです。

委託料の1番下、水道ビジョン策定業務委託ということで、これは昨日の一般質問の公共施設を総合管理計画の中で、総務部長が言及されていましたが、まず、策定はいつごろ完了するのかお聞きします。

○委員長（石川 修君） 上下水道課長 山口君。

○上下水道課長（山口栄美君） 岡沢委員の質問にお答えします。

水道ビジョンでございますが、こちらにつきましては、将来を見据えた水道の理想像を明示するとともに、取り組むべき方向性やその実現策、事業関係者の役割をあらわすものでございます。

それは単年度で予定しております。

よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 水道ビジョン策定業務については、多分、策定の指針というものがどこからか来ていると思うんです。

公共施設等総合管理計画であれば、総務省の地域再生局なんですけれども、どこからその策定指針が出ているのか、それを見れば大体どのような計画をつくるのかわかりますので教えてください。

この水道ビジョン策定に当たっては、どのようなものをつくるのかといったことに留意するのかといった、策定の指針があるのではないかと思います。

公共施設等総合管理計画は、総務省の自治財政企画局が策定指針を出したものですけれども、この水道ビジョンについてはそういった指針は、どこから出されていて、できましたらネットでも、後で調べて、どういうものなのか知りたいと思います。

○委員長（石川 修君） 上下水道課長 山口君。

○上下水道課長（山口栄美君） はい、ありがとうございます。

すいませんでした。

厚生労働省から、これはつくれということで来ておるものでございます。

水道ビジョンがですね、今後、経営戦略策定の基礎という形になってくると、言われています。

よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） ちょっと総務省か、国土交通省関係の方からと思っていたものですから厚労省っていうのは聞いて驚きました。

それで、この策定業務委託料は、1,080万円となっております。

この財源なんですけども、あくまで自治体の財源というか村の財源それとも公共施設等総合管理計画であれば、ことし3月までに策定すれば2分の1の補助があるわけなんですけども、その点についてはどうなのでしょう。

○委員長（石川 修君） 上下水道課長 山口君。

○上下水道課長（山口栄美君） これは、補助的なものは何もなかったと思います。

単独という形でございます。

わかりました。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） またさっきと同じなんですけども、概要書ですか、平成29年度の布佐地内で160メートルほど、工事やりますよということで位置がなされてるんですけど、位置図がちょっと小さくて具体的にどの辺で、予算書の477ページの布佐配水管布設設計委託（団地部分）650万円工事請負費300万円の絡みだと思うんですけども、この辺の具体的な説明をお願いします。

○委員長（石川 修君） 上下水道課長 山口君。

○上下水道課長（山口栄美君） はい、沼崎委員の質問にお答えします。

履行場所はですね、布佐公民館から阿見町の石川に向かっていきまして、ほとんど町村境のところございます。

そこからほとんどは道の反対はもう阿見町というところでございます。

ここに委託料で載っているのはこの工事ではございません。

別なところでございます。

ここに載っているのは藤松の先の新田工務店の裏にあります。

宅造の設計という形で考えております。

300万円はこの工事請負費でございます。

○委員長（石川 修君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 藤松の先の新田工務店から入ったところの650万円で設計するというのは全体的に今後、水道管を布設していく計画で、実際に工事はいつごろやられるんですか。

○委員長（石川 修君） 上下水道課長 山口君。

○上下水道課長（山口栄美君） 今、公共下水動の設計をやっています。

そこを合わせて下水と水道一緒に工事していくということで、平成29年度にできるかどうかというところなんですけど、できれば、平成29年度に行いたいと思っております。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 先ほど示した469ページで細かいことなんですけれども、委託料の中に自治体クラウドサービス利用料となってます。

額は問いませんが、ほかの一般会計などの会計処理では、使用料賃借料の中に含まれてまして、委託料の中で自治体クラウドサービス利用料というのはないのですけれども、これは企業会計と一般会計との単なる違いだけとだけ理解していいですか。

○委員長（石川 修君） 経済建設部長 岡田君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまの自治体クラウドサービス利用料というのは、上下水道課職員が配置されております。

その間で、本庁との連携をとるために、その情報化の部分を共有してございます。

そういう中の利用料というような考えでございます。

○委員長（石川 修君） 部長、岡沢委員の指摘は、一般会計では、使用料賃借料なのに、企業会計では何で委託料なのか違いを聞いているんですけれども。

これは、ちょっと暫時休憩して調べて。

少し時間をいただいてですね、これについて調べさせていただきますので。

とりあえず、4時30分まで休憩させていただきます。

それまでに調べて。

午後4時17分休憩

午後4時30分開議

○委員長（石川 修君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

上下水道課長 山口君。

○上下水道課長（山口 栄美君） 先ほどは大変失礼しました。

岡沢委員の質問でございますが、水道会計の中に、使用料賃借料ございますが、ここに入れているとちょっと意味合いがちょっと変わってしまうということで、それで委託料に入れているということでございます。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 意味合ってどのように変わってしまうのかちょっと私わからないのですが、例えば一般会計では使用料賃借料中の使用料で、水道事業会計にも賃借料はあるのですが、その使用料っていう会計科目を設けるとなぜで意味合いが違ってしまふのか、私とすれば一般会計のように、使用料賃借料中の使用料であればすんなりいくのですが、詳しいことを教えてください。

○委員長（石川 修君） 上下水道課長 山口君。

○上下水道課長（山口栄美君） 水道でいう使用料といいますと、お客様から使った分の料金が上がってくるという形のもので、ここでの使用料っていうのはまた違う意味合いの使用料になると思います。

そういった形で会計上ちょっと持っていくところがまた変わってきちゃう、持っていくところって言い方はおかしいんですけど。

○委員長（石川 修君） 経済建設部長 岡田君

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまの上下水道課長の説明なんですけど、私も断言はできないんですが、それは企業会計の場合は、使用料という話だとやっぱりお客様から料金をいただくというようなことの意味合いなってくるのかなというふうなことで、そうになると、今言った、委託料に該当させるっていうところしかないのかなと。

というようなことで、そこに入れているというような話なのかなと思っています。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 今言われたお客様からの使用料という観点で言うと、収益的収入あたるものであって、私が委託料と言わせてもらったのは、これは支出の場合なので、なぜそこのお客様からもらうと勘違いするのか、ちょっと理解できないんですけど。

これ一般会計と違って企業会計、一応、こういった会計処理をしているということで、その中での自治体クラウドサービス利用料が一般会計と同じ趣旨のものだということで理解しました。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（石川 修君） 議案第24号 平成29年度美浦村電気事業会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

下村委員。

○委員（下村 宏君） 予算書のページ483ページ、営業費用の中の発電費の明細を教えてください。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 石神君

○生活環境課長（石神真司君） ただいまの下村委員のご質問にお答えいたします。

予算書の499ページをお開き願いたいと思います。

電気事業費用、営業費用の発電費ということで、内訳といたしましては、手当、備・消耗品費、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、修繕費、食糧費、保険料、目の減価償却費で、機械及び装置減価償却費という内訳になっているかと思います。

○委員長（石川 修君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） はい。

今の説明、これ平成28年の決算の結果の説明だと思いますけども、この中でですね、委託料の901万8,000円。

これについては、草刈り料だと思いますけども、あの面積の草刈り、年何回予定やっておりますか。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 石神君

○生活環境課長（石神真司君） 年3回、実施していただいております。

○委員長（石川 修君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） 実はですね、きのうの皆さんからの医科歯科大のほうの、草刈りの年2回で173万円っていうのは、数字が出ていましたんで、今回、901万8,000円という金額だったんで、随分違うなと思って質問したんですけども、やはりあそこのところは苅づらっていうことで、1回ふえただけで900万になっちゃうのかな、というふうに考えるのですが、どういうところに委託契約してますか。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 石神君

○生活環境課長（石神真司君） ただいまの901万8,000円という内訳なんですけど、全ての除草作業ではございませんで、その中に法定点検費の年次点検、月次点検とか施設維持管理業務とか、パワーコンディショナーのメンテナンスと、それも含めての901万8,000円となっております。

委託先なんですけど、ワールドメンテという会社のほうに、平成28年からの3年契約で、来年度は2年目となるんですが、複数年契約でお願いしているところでございます。

○委員長（石川 修君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） はい、債務負担行為のほうにそのようにでてましたので、ワールドメンテということで了解をいたします。

以上です。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 前にも言ったんですけども、草刈りをやるなら舗装したほうがいいんじゃないかということで、前から言ってるんですけど、この900万円のうち草刈りに充てられている金額というのは幾らなんですか。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 石神君。

○生活環境課長（石神真司君） 諸経費等はちょっと別なんですけども、直接工事費の中で、除草作業のほうで445万5,000円が充てられております。

○委員長（石川 修君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） それに、諸経費が入ってくるから500万とか、それ以上になって、なおかつ、前にも出た草の処分は衛生土木のほうへ持ってって処分しているということで、ダブルでお金が発生しちゃってるということなんで、それ、5年もやったら、舗装代出ちゃうんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうですか。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 石神君

○生活環境課長（石神真司君） 確かにこの費用をずっと今後続いていくような費用となると思いますので、そういう舗装とか、何らかの方法は考えていかななくてはならないのかとは思います。

○委員長（石川 修君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） それは前にも、村長のほうにも聞いて、話し合いいただいたんですけども、とりあえずは例年どおり、草刈りでいきたいということなんだと思うんですけど、やっぱりそこだけで完結するならいいんですけど、先ほど言ったように衛生土木のほうに草を持ってって処分費なんかもおかさんでおりますので、その辺もちょっとコストカットできるように、草の処分先をどうにかするとか、ちょっとその辺の解決、コストダウンを。

幾らの発電で儲かっているからといって、幾らでも経費をかけていいものではないので、省けるところは省けるように、草刈りで行くなら、じゃ、草の処分をどうするかっていうのも考えてコストカットに十分努めてもらいたいと思うんですけど、どうでしょう。

○委員長（石川 修君） 村長 中島栄君。

○村長（中島 栄君） はい、草刈り年3回ということで、シルバーさんがやると結構シルバーさんの労働の対価にもなるのかなというふうには思うんですけども、でも、今言われたように、せっかく発電したお金をもっと違うものに使うべきだということであれば、全部生コンで固めてしまうということになれば、また生コンの撤去の部分もありますから、

そこは除草がしなくてもいいような覆いかぶせる、ちょっとした、値段は出て、見積もりもとってないんですが、よその、そういうソーラー事業やってるところの中にそういう部分でまた、それを、再利用できるか、また再資源化できるようなものが、除草の部分でかぶせて、そういうものがあれば、ちょっと検討して、その方向を何年ぐらいで、この除草の分の何年分ぐらいでそれができるか。

という部分もちょっと、いろんなところをやっているところの部分を見ましてですね、採算的にそういうものでできるものがあれば、ぜひ、検討していきたいというふうに思います。

確かにせっかく、メンテナンスの部分はどうしてもないんですけども、その他のランニングコストでかかる部分をいかに少なくして違う部分に、住民サービスにまわせるような部分を多く残しているような部分があれば、そちらを選択していきたいというふうに思います。

○委員長（石川 修君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） はい。

あらゆる角度から検討してもらって、1番いい方法で舗装だけが1番いいわけではないでしょうから、村長が言われるようなやり方もあるでしょうし、いろいろな角度でいろいろ条件等もあるでしょうから、その辺を常に検討していただいて前向きに検討していただければと思います。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（石川 修君） 以上で、本委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

これで予算審査特別委員会を閉会いたします。

長時間ご苦勞さまでございました。

午後4時47分閉会